

平成27年第1回大多喜町議会定例会

3月会議会議録

平成27年 3月5日 開会

平成27年 3月19日 散会

大多喜町議会

平成27年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録目次

第1号 (3月5日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	7
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
一般質問	12
山田久子君	13
小高芳一君	32
吉野僖一君	51
野中真弓君	61
根本年生君	78
会議時間の延長	97
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
散会の宣告	113

第2号 (3月6日)

出席議員	115
------	-----

欠席議員	115
地方自治法第121条の規定による出席説明者	115
本会議に職務のため出席した者の職氏名	115
議事日程	116
開議の宣告	118
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	153
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	157
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	162
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	169
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	171
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	173
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	178
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	182
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託	185
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	192
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	225
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	229
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	231
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	234
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	238
会議時間の延長	238

議案第30号から議案第36号の上程、説明	239
発議第1号の上程、説明、採決	269
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	270
休会について	272
散会の宣言	272

第 3 号 (3月19日)

出席議員	273
欠席議員	273
地方自治法第121条の規定による出席説明者	273
本会議に職務のため出席した者の職氏名	273
議事日程	274
開議の宣告	275
行政報告	275
諸般の報告	276
議案第30号の質疑、討論、採決	276
議案第31号の質疑、討論、採決	355
議案第32号の質疑、討論、採決	357
議案第33号の質疑、討論、採決	359
議案第34号の質疑、討論、採決	361
議案第35号の質疑、討論、採決	365
議案第36号の質疑、討論、採決	370
日程の追加	370
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	371
休会について	373
散会の宣告	373
署名議員	375

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 1 号)

平成27年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

平成27年3月5日(木)

午前10時00分 開議

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	小高芳一君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	志関武良夫君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	加曾利英男君	企画財政課長	西郡栄一君
税務住民課長	市原和男君	健康福祉課長	永嶋耕一君
子育て支援課長	三上清作君	建設課長	末吉昭男君
産業振興課長	野村一夫君	環境水道課長	川寄照恭君
特別養護老人ホーム所長	齋藤健二君	会計室長	高橋啓一郎君
教育課長	野口彰君	生涯学習課長	関晴夫君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡辺八寿雄	書記	大竹義弘
------	-------	----	------

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 同意第 2 号 副町長の選任について
- 日程第 3 同意第 3 号 大多喜町教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 同意第 4 号 大多喜町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 2 号 指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 3 号 大多喜町障がい者施策推進計画の策定について
- 日程第 8 議案第 4 号 大多喜町高齢者保健福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画の策定
について
- 日程第 9 議案第 5 号 区域外道路の路線認定及び廃止の承諾について

◎開議の宣告

○議長（志関武良夫君） おはようございます。

本日は、平成27年第1回議会定例会が開催されましたが、議員各位を初め町長及び執行部職員の皆さんには、3月会議に出席をいただきましてまことにご苦労さまでございます。

開議宣告の前にご紹介申し上げます。

平成27年2月16日付で、滝口延康さんが町の代表監査委員に就任されました。滝口延康代表監査委員を紹介いたします。

新年度予算の審議の議会でありますので、ご出席をお願いいたしました。ご挨拶申し上げます。

○代表監査委員（滝口延康君） おはようございます。

ただいま議長さんに紹介いただきました滝口延康です。どうぞよろしく申し上げます。

町の監査、初めてでございますけれども、厳正にですね、そして透明性を持って実施していきたいと考えているので、どうぞ皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） ただいまの出席議員は11名全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日3月5日は休会となっておりますが、議事の都合により第1回議会定例会を開催いたします。

これより3月会議を開きます。

なお、3月会議の審議期間であります。2月24日に開催しました議会運営委員会で協議した結果、議事日程に示したとおり、本日3月5日と明日6日、そして19日の3日間で審議することと決定しております。

議員各位及び執行部の皆さんには、議会運営、議事進行にご協力くださるようよろしくお願い申し上げます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（志関武良夫君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

厳しかった寒さも和らぎ、日の光にも力強さが感じられるようになりましたが、本日平成27年第1回議会定例会3月会議を再開させていただきましたところ、議長を初め議員各位には大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。また、平素は町政運営に多方面からのご支援、ご協力を賜り、改めて御礼を申し上げます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご承知をいただきたいと思います。

さて、本日から始まる議会には、平成27年度当初予算案を提案させていただきますので、予算編成方針などについて若干ご説明させていただきます。

景気は緩やかな回復基調が続いているものの、昨年4月に実施された消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減などの要因により、個人消費に弱さが見られるなど、地域ごとに景気のばらつきがあり、国の経済政策の効果がなかなか行き渡らず、経済の好循環の実現が十分には進んでいない状況です。

また、地方財政においては地域の経済環境が依然として厳しく、地方税収もリーマン・ショック前の水準に回復していないことや、消費税率引き上げに伴う社会保障の充実に係る地方負担の増など、社会保障制度に係る状況も不透明な部分があり、義務的経費の増加も予想され、厳しい状況が続いています。

本町の平成27年度の財政見通しは、歳入では実体経済が依然厳しく、予断を許さない状況であり、大幅な町税収入の増は見込めず、自主財源の確保が困難な状況です。一方、歳出では少子化対策、医療、介護などの福祉関連経費が大きく、人件費は公債費の総額に占める割合も高い水準で推移するため、経常的な経費が多くなっており、依然として厳しい財政状況が続くものと思われます。

このような中で平成27年度の予算編成に当たりましては、全ての事務事業の必要性、効率性、財源及び効果について徹底的な見直しを行い、総合計画との整合性を図りながら予算編成したところでございまして、歳入歳出の総額は前年度と比べ3.3パーセント減の42億9,200万円となりました。

まず、歳入における主なものとしましては、自主財源では町税が前年度と比べ3.5パーセント減の10億3,943万7,000円、寄附金が大幅増の5,000万円、依存財源である地方交付税が2.1パーセント減の14億2,000万円をそれぞれ見込みました。

一方、歳出では総務費はふるさと納税に係る報償費の新設などにより、前年度と比べ14パ

一セント増の7億8,086万6,000円、土木が道路ストック総点検の完了などにより20.7パーセント減の3億1,909万6,000円、教育費は大多喜小学校の校舎増改築工事の完了などにより、23.7パーセント減の3億5,775万3,000円を計上しました。

なお、一般会計と特別会計の合計では、前年度と比べ0.8パーセント増の70億9,155万円となりました。

また、水道事業及び特別養護老人ホーム事業会計においても、それぞれの目的に合わせ、将来の事業運営を見通した予算編成としたところがございます。

以上、平成27年度当初予算編成方針等を申し上げまして、各議案ともご審議の上、全議案可決、ご同意くださいますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（志関武良夫君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（志関武良夫君） 次に諸般の報告であります。第1回議会定例会1月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思っております。

なお、このうち組合議会において関係議員からご報告をお願いいたします。

初めに、千葉県後期高齢者医療広域連合議会の関係について、11番野中眞弓君から報告願います。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 平成27年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

本議会は2月9日、千葉市のホテルオークラにて開かれました。お手元に資料が配られていると思っております。補正予算関係が一般会計と特別会計、それから27年度の予算が一般会計予算と特別会計予算、そしてそのほかに議案集が配られていると思っております。

議案の1ページ目を、表紙を開いていただきますと目次がありまして、今議会では10本の議案が出されました。全部可決されました。

主な議案はマイナンバー制導入にかかわる個人情報保護条例の一部改正とか、個人情報審査会条例の改正とかです。そのほかに、26年度の一般会計、特別会計の補正予算、27年度の両会計の予算の承認でした。

27年度の予算ですけれども、事務方経費の一般会計予算は歳入歳出47億8,250万で、前年度より2億6,200万ふえています。

皆さんから保険料をいただいて運営している療養給付等の特別会計予算は5,262億2,440万で、前年度より歳入歳出とも322億5,210万円増です。これは自然増による、だんだん高齢化で、後期高齢者の加入者がふえているので自然増による増という感じです。

27年度の保険料は前年度と変わりません。ただ、軽減措置の所得判定基準の見直しが行われる予定でして、3人世帯の場合、均等割5割軽減の上限が、今まで147万円でしたけれども、184万円に広がります。2割軽減の場合、今までの上限223万円から274万円になり、軽減の受益者の幅が来年度については広がるということです。

以上、ご報告いたします。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会の関係について、4番麻生勇君からお願いします。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 夷隅郡市広域市町村圏事務組合の議会が2月17日に開催されました。

その折に、志関議長、それから広域事務組合議会議長の野村さん、それと私が出席いたしました。

7本の議案が審議され、採決されました。お手元に配付してございますけれども、一般会計予算では歳入歳出それぞれ23億3,325万1,000円で承認されました。また、外房線複線化事業特別会計予算では歳入歳出総額それぞれ1億986万5,000円で可決されました。

また、定例会の前に全員協議会がありまして、平成11年より審議されていましてごみ処理処分場が活発な議論のうちに採決されましたことを報告いたします。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、夷隅環境衛生組合議会の関係について、8番渡邊泰宣君からお願いいたします。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それでは、夷隅環境衛生組合の報告をさせていただきます。

去る2月20日午前10時より、第1回夷隅環境衛生組合議会定例会が招集され、本町から志関議長と私の2名が出席いたしました。

執行部から付議された事件は5件であります。夷隅環境衛生組合副議長の選挙について、夷隅環境衛生組合監査委員の選任について、夷隅環境衛生組合一般の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成26年度夷隅環境衛生組合会計補正予算（第

3号)、平成27年度夷隅環境衛生組合予算についてでございます。

夷隅環境衛生組合副議長の選挙については、いすみ市の議会議員の改選に伴いまして空席になっておりましたので、選挙となりました。それから、夷隅環境衛生組合監査委員の選任についても、大多喜町の議長の交代につきましての空席ということでありました。両方については、慣例により指名推薦により、夷隅環境衛生組合副議長にいすみ市の麻生実議員、夷隅環境衛生組合監査委員に本町の志関議長がともに推薦され、承認されました。それから、夷隅環境衛生組合一般職の職員給与等に関する条例の一部改正する条例の制定についてと、平成26年度環境衛生組合補正予算、平成27年度環境衛生組合会計予算については、いずれも承認されました。

平成26年度夷隅環境衛生組合会計補正予算については、補正前の額が8億6,399万2,000円、補正額8億1,253万2,000円、合計16億7,652万4,000円です。内容につきましては、今行われている工事につきまして、国の予算が前倒しでついたということで補正を組んだようです。それで、この件については平成26年の工事には間に合わないので、翌年度の繰越明許費として計上されます。

あと、平成27年度環境衛生組合会計予算については、歳入合計5億5,271万7,000円、歳出合計5億5,271万7,000円です。

以上のような内容でございます。以上で夷隅環境衛生組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、2月25日に実施された例月出納検査の結果について、監査委員から報告がされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（志関武良夫君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

11番 野 中 眞 弓 君

1番 根 本 年 生 君

を指名します。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第2、同意第2号 副町長の選任についてを議題とします。

副町長、鈴木朋美君の退場を求めます。

（副町長 鈴木朋美君退場）

○議長（志関武良夫君） 本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

副町長の選任について。

議案の説明に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

現在、副町長を務めていただいている鈴木朋美氏の任期が本年3月31日をもって満了しますので、引き続き同氏を副町長に選任するため、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めようとするものでございます。

なお、同氏の略歴はお配りした資料のとおりでございますが、非常に能力が高く、性格も温厚篤実で、副町長として適任と考えておりますので、全会一致で同意くださるようお願い申し上げます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

次の者を大多喜町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めます。

住所、大多喜町小田代1101番地。

氏名、鈴木朋美。

生年月日、昭和27年5月2日。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 根本です。

すみません、助役から副町長に名前が変わりまして、副町長の重要性がますます増していると思います。私の認識するところですね、町長の仕事は重要事項の決定、あと外交交渉、あと町のPR、広報にあり、町長が決定した事項を企画制作して実際にまとめ上げているのは副町長だと思っています。その点からいうと、町長と副町長の意思統一が図られ、十分図

られているとは思いますが、今後もそういった意思統一が図られるべきだと思っております。

町長が知らないで副町長が知っている、逆に副町長が知らないで町長が知っているとか、そういったことはあってはならないと思っております。今後、再任に向けて町長と副町長の意思統一をどのように今後ますます統一していくのか、その辺の見解を伺えればと思います。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま根本議員のおっしゃるとおりでございまして、やはり副町長と私のほうは一体となって動くことは重要で、特に情報の共有ということが非常に重要であります。そういうことで、特に副町長につきましてはやはり内部の部分についてはしっかりとやっていただきたいということで、私のほうはどちらかといいますと、やはりトップセールスといいますか、そういう意味で非常にまず外交的なものも含めてしっかりとやっていかなければいけないと思いますので、中と外ということで分かれた中でしっかりとやっていきたいと思っております。

そういうことで、特に私どももいろんな出席する場所も重なることが多々ありますので、そういう意味でも非常にそのときに副町長にお願いしなければいけないことがありまして、なかなか1人で全てやるということは難しいものでございまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） なしという意見が出ましたので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、同意第2号はこれを同意することに決定しました。

副町長、鈴木朋美君の入場を認めます。

(副町長 鈴木朋美君入場)

○議長（志関武良夫君） ただいま副町長の選任について審議しましたが、再任されました。

ここで再任された鈴木副町長からご挨拶をお願いします。

副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいま2期目の副町長の選任議案ということで、皆さん方にご同意いただいたということでございます。その職責を痛感しているところでございます。

まず、ことしは地方創生ということで、大多喜町にとって創生元年という年になります。そしてまた、新しい第3次5カ年総合計画の策定年でもございます。本当に大多喜町にとって大変な年でございますので、大多喜町の今後の活性化につきまして、特に人口増対策また地方交通対策等々に本当に住民がですね、あと住民のですね、安心・安全な町ということで、そういうまちづくりに飯島町長とともに、また補佐役として努めてまいりたいと思いますので、議員の皆様方のご協力を切にお願い申し上げまして、簡単ですが、私の挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第3、同意第3号 大多喜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、3ページをお願いしたいと思います。

提案理由のご説明を申し上げます。

教育委員のうち本吉七太郎委員の任期が本年3月31日をもちまして満了となりますので、引き続き同氏を委員に任命するため、法律の規定により、議会の同意を得ようとするものでございます。

教育委員に任命しようとする方は、

住所、大多喜町上原117番地2。

氏名、本吉七太郎氏。

生年月日、昭和18年2月28日でございます。

本吉七太郎氏は、昭和40年4月に教職につかれ、平成15年3月定年退職されるまで夷隅郡市内の学校、千葉県教育庁地方出張所長や校長の要職を歴任されました。退任後は教育関係団体の役員を務め、平成23年4月からは大多喜町の教育委員として、また平成25年4月からは教育委員長として、本町教育の振興発展にご尽力をいただいているところであります。

人格は高潔で、教育に豊富な経験と識見を有しており、教育委員として適任と考えますので、教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、同意第3号はこれを同意することに決定いたしました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第4、同意第4号 大多喜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、5ページをお開き願いたいと思います。

教育委員の任命についての提案理由の説明を申し上げます。

教育委員のうち只野和正委員の任期が本年3月31日をもちまして満了することから、この後任の委員を任命するため、法律の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

教育委員に任命しようとする方は、

住所、大多喜町小土呂1566番地。

氏名は宮本清氏。

生年月日、昭和26年6月25日でございます。

宮本清氏は、昭和50年に大学を卒業し、同年4月から岬町立岬中学校に勤務され、その後市原市内、夷隅郡内の学校や千葉県教育庁夷隅地方出張所指導主事、大多喜町立西中学校長、千葉県教育庁東上総教育事務所主任指導主事、勝浦市立勝浦中学校長を歴任され、平成24年3月定年退職されました。

人権擁護委員を務めるなど、人格は高潔で、教育に豊富な経験と識見を有しており、教育委員として適任と考えますので、教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条、第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

○議長（志関武良夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、同意第4号はこれを同意することに決定しました。

◎一般質問

○議長（志関武良夫君） 日程第5、一般質問を行います。

5名の議員の通告がありました。通告順に発言を許します。

◇ 山 田 久 子 君

○議長（志関武良夫君） 初めに、10番山田久子君の一般質問を行います。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 10番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

現在、国では通常国会が開かれており、平成26年度補正予算の可決に続き、平成27年度当初予算が審議されているところであります。一部では、企業業績の回復や経済の活性化などがささやかれているものの、地方にはその恩恵はまだまだ薄いように感じております。

千葉県では、2015年度当初予算案で県債残高は過去最高を更新し、県民1人当たりの借金は初めて50万円を突破したとのことであります。知事はしっかりと基金を積み上げなければ大変なことになる。引き締めてやっていくと話されたそうであります。

本町においても行財改革に取り組んでおりますことから、何点か質問をさせていただきます。

大綱1としまして、初めに、財政運営健全化の取り組みの中からお伺いします。

本町では、財政運営の健全化を目指す中で、新公会計制度の整備をうたっておりますが、こちらの進捗状況をお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ただいまの山田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

行財政効率化推進計画では、財政運営の健全化を推進項目の一つとしております。推進内容につきましては、健全な財政運営の実施・継続のため新公会計制度を整備して財務情報を公表し、健全な財政運営と効率的な行政サービスの推進を図るとしており、本年度上半期で平成25年度決算にあわせて総務省方式改定モデルの財務諸表の公表準備等を行い、10月に作成し、町政資料コーナー、ホームページで公表している状況でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

次に、統一的な基準による地方公会計の整備に対する町の見解について伺います。

地方公会計については、これまで各地方公共団体において財務書類の作成、公表に取り組まれてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を賢く使う取り組みを行うことは極めて重要であると国の見解が示されております。

本町はこれを受け、統一的な基準による地方公会計の整備促進についてどのような見解を持っているのかお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 統一的な基準による地方公会計の整備促進につきましては、総務省等から通知が出されるとともに、今後の新地方公会計の推進に関する実務研修会において、財務書類作成要領や資産評価及び固定資産台帳整備の手引きなどの統一的な基準による地方公会計マニュアルが本年1月23日に取りまとめられました。これにより県からも同マニュアルを参照の上、一部事務組合を含めた全ての団体において、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類を作成するよう通知されているところでございます。

町としましても、これまで総務省方式改定モデルの財務諸表で財務書類の作成、公表等に取り組んだところでございますが、人口減少、少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に活用し、地方公共団体の限られた財源を賢く使う取り組みを行うことは重要なことだと考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） よろしくお伺いいたします。

また、この財務書類を作成するにはノウハウを習得した職員の育成が不可欠になると伺っております。人材の育成はどのように取り組んでいく予定なのかをお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを習得した職員の育成やICT、情報通信技術を活用したシステムの整備が不可欠でございます。国・県からも研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定などの助言、情報提供等も受けておりますので、これらを勘案し、統一的な基準による財務書類を作成するようにしたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 参考になるようなそういった資料も国のほうからいただけるとは伺

っておりますが、やはりそれを使いこなすのは職員の皆様ではないかと思えます。基本的な知識がないと使うことも難しい、また間違った入力というか、そういったことも考えられますので、人材育成のほうをお願いをしたいと思えます。

続きまして、固定資産台帳の整備に対する町の取り組みについてお伺いいたします。

固定資産台帳は、資産管理でなく公共施設等の老朽化対策にも活用していくことができると言われております。現在、町では固定資産台帳の整備がされているのかどうかお伺いさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 固定資産台帳の整備につきましては、今回の統一的な基準による地方公会計制度を実施するに当たって、財務諸表と同様に整備するよう国からも要請されているところでございます。

これについても資産評価及び固定資産台帳整備の手引きにより、統一的な基準による資産の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取り扱いが示されており、整備する目的としては住民等に対する説明責任、民間事業者の参入促進といった観点から固定資産台帳は公表することが前提とされております。また、固定資産台帳は財務書類作成のための基礎資料ですが、将来の施設更新必要額の推計や施設別のコスト分析といった公共施設等のマネジメントにも活用可能となりますので、非常に重要なものだと考えております。

この固定資産台帳を作成するに当たっては、国からの標準的なソフトウェアの無償提供がある予定でございます。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、特別交付税措置を講じられることとなっておりますので、これらを利用して統一的な基準による財務書類の作成とあわせて早期に整備を進めたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

大変手間のかかる事業になるのではないかと思います。町の財産が限られている中で、計画的なこれからは予算編成というものも大変重要になってくるかと思います。ぜひ固定資産台帳の整備に取り組んでいただきまして、ご活用いただきたいと思えます。

次に、職員提案制度の積極的活用についてお伺いさせていただきます。

町では職員の発意意欲を促進するために、強調月間を設け、職員提案制度の周知を図り、提案状況についてはパソコンの掲示板などを利用し職員へ公表しますとのことで、毎年度実施がされているようですが、強調月間は何月に持たれているのか、また職員の提案状

況、主な提案内容、活用状況はどのようになっているのかお伺いさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、総務課のほうからお答えさせていただきます。

まず、職員の意識改革と人材育成を図っていくためには提案制度というのが非常に有効ではないかということで、行財政改革の中に推進項目に位置づけさせていただいております。

まず、強調月間ですが、今年度は特に強調月間は設けませんでした。その理由といたしまして、この制度は平成21年度から運用しているわけですけれども、これまでこの制度に基づいて提案された、そういうものはございません。こういうことから、特に設けなかったわけですけれども、ただ、その制度にはのっとってはおりませんけれども、例えば地方創生の、これからまた補正予算で計上させていただきますけれども、そういう内容につきましては、これは全て職員から提案されたものでございます。ですから、この制度そのものを活用しての提案はございませんけれども、そのほかに、いろいろな提案はされております。

なお、職員に周知はですね、これは当然職員にホームページ等でグループウェアを使いましてお知らせをしております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 地方創生の今後の総合計画の中で取り組んでいただいたということなんですけれども、なぜ通常ときに職員の皆様からの提案が余り出されていないのか、これをお考えになられたことはございますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） これはですね、例規上定められていて、少し職員にとっては堅苦しいのかなと、そういう感じがいたします。それで特に、メリットもあるんですけれども、そういうものも前面に押し出していないというようなことも考えられますので、今後は簡単なものから提案するように再度周知させていきたい。また、具体的に提案されたもの、そしていいものにつきましては人事評価の対象になりますので、そういうもので評価を上げる。また、いい提案については、これは職員に公表していくと、そういうようなことで改善をしていきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひ、お願いしたいと思います。

そしてですね、職員の皆様の中で、いいものは職員の中に公表するというところでございま

したけれども、もしかするとその政策はぜひやってもらいたいという、こういう町の町民の皆様のご意見というものもあるかもしれませんので、町民等への公表という形、広く公表するというような考えはございませんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 確認させていただきますけれども、そういう提案があった場合、それを町民に公表するという事でよろしいでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） そうですね、例えば職員の皆さんから役場の上司の皆さんに出されます。上司の皆さんは、これはだめだよと言うかもしれませんが、町民の皆さんから見たら、いや、それはぜひやってもらいたい、こういうこともあるかも知れませんが、公表していただくというような形、そういうことはいかがなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず、この制度で提案されますと、町長、副町長、企画財政課、総務課、教育長、そういうもので構成する委員会に諮りまして、その有効性、そういうものを検討いたします。それが本当にそういう実施可能で有効であればそれを実施する。それがまた提案した職員にも励みになりますので、ぜひそういうことはしたいと思います。また、今おっしゃられました、それが例えばそういうものにはかなわないものであっても、そういう提案があれば、それをホームページで公表すること、また、広報でも可能だと思いますので、状況に応じて対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひお願いいたします。

そして、先ほどこの職員提案制度につきましてはメリットもあるということなんですが、それを余り周知されていないということでございましたが、そのメリットというのはどういったことをお考えなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） これは規定上に書かれておりますので、職員が知らないということはないかと思いますが、その提案を人事台帳に記録して人事評価の際に考慮するというような規定になっておりますので、そういうものを、そういう提案があればですね、そのようにしたいというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひよろしく申し上げます。職員の皆様の仕事の励みにもなればと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

行政改革は無駄を省くとともに、さまざまな点からの検証や必要な施策には積極的に取り組んでいくことも大切かと思えます。これからもPDCAサイクルにより、よりよいご意見や施策を行っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、大綱2、地方創生に移ります。

初めに、地方人口ビジョンと地方版総合戦略についてお伺いいたします。

人口の急速な落ち込みは、経済の停滞や生活水準の低下を招くと言われております。人口減少に歯どめをかけるには長い時間を要しますが、早く手を打つほど効果は高まるとも言われております。大多喜町人口推計報告書には、大多喜町の人口は平成37年には8,005人に減少することが見込まれると報告がされております。そこで、本町における地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定推進の取り組み状況についてお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 国においては、平成26年12月26日にまち・ひと・しごと創生法に基づき、国の人口ビジョンと総合戦略が閣議決定されました。

町においては、1月末に大多喜町まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱を定め、本部長を町長に、副本部長を副町長とする職員の内部組織を設置しております。これから町の人口ビジョンと総合戦略を策定するために、各団体等から意見を伺い、最終的には各団体等の代表者による大多喜町総合戦略推進会議を設置し、策定していく予定でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。よろしく願いいたします。

次に、地方創生人材制度の活用についてお伺いをさせていただきます。

政府は、人口5万人以下の小規模な市町村に対し、首長の補佐役として国家公務員や大学研究者などを派遣する地方創生人材支援制度をことし4月から開始します。近隣では勝浦市、いすみ市が応募されたようです。本町のこの制度に対する見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 国から地方への人的支援といたしましては、地方創生人材支援制度と地方創生コンシェルジュ制度がございます。

ご質問の地方創生人材支援制度につきましては、原則人口5万人以下の市町村を対象とした国家公務員、または大学、あるいはシンクタンクにおいて地方創生に関する分野を専門と

する者を派遣する制度で、受け入れる町の職としては副町長、または地方創生を担当する幹部職員等ということになります。派遣される人物は首長の補佐役となりますので、どのような人材なのか、町をどの程度知っているのか不明な点も多く、この制度については活用を見送らせていただきました。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 町の考えはわかりました。

地方創生はあくまでも地元の自主性が第一です。一方、地方創生を成功させ、よりよいものとしていくためには国との連携や国からの支援も不可欠であると思われまます。的確な情報支援や人的支援、さらに財政的支援が受けられるよい機会ではないかと思ひます。その上で、今課長のほうからお話がありました地方創生コンシェルジュ制度の活用について伺わせていただきます。

この制度は、市町村等の要望に応じ、国の事業などに関する自治体の相談に応じ、総合戦略づくりのほか、雇用創出や子育て支援、まちづくりといった個別施策についても電話やメールで相談を受け、国の制度や支援策などを紹介してくれる取り組みのようです。コンシェルジュは課長級や課長補佐級の職員が中心に担当となつてくださるようですが、この制度の活用について町の見解をお伺ひいたします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 地方創生コンシェルジュ制度につきましては、町が地方版総合戦略の策定を含め、地域の地方創生の取り組みを行うに当たり、国が相談窓口を設け支援する体制として構築されたものでございます。

町では3点について要望しております。1点目はいすみ鉄道を含めた町の交通政策に関する相談窓口として、2点目は土地政策に関することで農業振興地域の規制緩和について、3点目は観光地の交流人口政策に関することで、面白峡遊歩道の整備について要望させていただいたところでございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。それぞれが本当に大変、今町の中でも力を入れて考えているところだとは思ひんですけれども、この中でどのような成果を期待されておりますでしょうか。まだ難しいとは思ひんですけれども、どういったことを望んだ上でこの3点を選ばれたのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それぞれ町の重要な課題の一つだというふうに考えております。この中でやはり町だけでなくですね、国の職員に相談できるような体制づくりを構築したいんだということで、この制度について要望させていただいたところでございます。活用についてはこれから始まることとなりますけれども、既に県のほうからもある程度通知が来ております。

交通政策につきましては、関東運輸局千葉運輸支局、これは主席運輸企画専門官、今回大多喜町のほうで地域公共交通網の形成計画をつくろうとするときに委員さんになられる予定の方でございます。

それと、面白峡遊歩道の関係につきましては環境省自然環境局の課長補佐の方が、これは特別に千葉県大多喜町ということで明記された上ですね、こちらの窓口になっていただけるということで通知が来ております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。今町でも積極的に取り組んでいただいておりますけれども、こういった制度を活用されてまた進めていただけるということで、早い、そして結果の出る施策をやっていただけるものと期待をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

大綱3に移ります。平成26年度補正予算関連の質問に移ります。

国の平成26年度補正予算では、地域の消費の刺激と地方活性化に向けて、自治体が地域の実情に応じて柔軟に使える新たな交付金が創設されるなど、消費喚起や地方創生などに重点を置いた予算となっているようです。補正予算は申請の期間も短く、申請の時期的な絡みもあるかと思いますが、今後の取り組みもございますので質問をさせていただきます。

初めに、地域住民生活等緊急支援の交付金、地方創生先行型による財政支援の中にあります地域の福祉ニーズに対応した多世代型・多機能型拠点（小さな拠点）の整備、支援事業（民家や既存公共施設等の改修等）を活用し、次の3点の実施について町の見解をお伺いいたします。

1点目、町内各地域の高齢者サロンの立ち上げやその後の運営支援への活用、2点目、避難場所としても指定されている旧田代分校のトイレの雨漏りの修理への活用、3点目、町の公共施設の洋式トイレへの整備や和式トイレの立ち上がり用補助手すりの設置、その他公共施設の手すりやスロープの設置など、バリアフリー化への活用について町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、1点目の高齢者の地域ふれあいサロンの設置について、私のほうからご回答させていただきます。

地域の福祉ニーズに対応した多世代型・多機能型拠点（小さな拠点）の整備、支援事業（民家や既存公共施設等の改修等）を活用した高齢者の地域ふれあいサロンの設置についてのご質問ですが、現在、本町で考えているふれあいサロンは、閉じこもり防止や健康増進に関する活動として、地区集会場、公民館など歩いていける近所で気軽に参加していただき、おしゃべりをしたりレクリエーション、歌、踊り、健康体操、会食など、それぞれに内容を工夫をしてボランティア等によって運営されるサロンを考えております。

町としましては、このようなサロンの開設を希望する地域の方やボランティアの方々に対しまして、立ち上げに対する相談、事業に対する協力等を進めていきたいと考えております。本事業につきましては、介護保険制度の中で対応していきたいと考えておりますが、事業を進めていく中でこの地方創生の事業が利用できるものがありましたら、今後対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） それでは、田代分校の雨漏りの改修につきましてお答えさせていただきます。

現在の旧田代分校の状況は、雨漏りはもちろんのこと、天井に穴があいていたり、廊下も歩くときしむ状況がございます。修理につきましては、単に雨漏りの修理だけでなく、天井裏の補修、また天井の補修も行う必要がございます。また、廊下の修理などもかなり大がかりな修理になることが予想されます。しかしながら、現在のところ修理後どのように利用していくのか、利用方法が決まっておりませんので、今年度の補正予算には計上してございません。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、公共施設等のトイレの改修や手すり・スロープの設置の取り組みということでお答えさせていただきます。

地方創生先行型交付金につきましては、いわゆる公共事業や備品購入は対象としないということとなっております。ただし、ソフト事業とあわせて実施することにより、ソフト事業

のみによる場合に比して設定する重要業績評価指標等の十分な向上が見込まれる施設整備事業は対象となります。ご質問の公共施設等のトイレの改修や手すり・スロープの設置につきましては、ソフト事業の実施計画がありませんので、今回の補正予算には計上しておりません。しかし、今後この交付金事業に該当するソフト事業がある場合には関係課と協議していきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。トイレ、手すり等につきましてはまた今後もよろしくお願いいたします。

また、今の旧田代分校の関係につきましては、今回の補正予算では考えていないということでしたが、来年度以降の予算では考えていただく可能性があるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 今後、どのように活用していくか関係課と協議しながら決めていきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 前回というか、以前にも申し上げましたけれども、旧田代分校には人生の諸先輩が集めてくださいました古民具なども残っております。大変な貴重なものとも伺っておりますので、こういったものとも含めながら活用等の検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、政府は2月13日に交通政策基本計画を閣議決定いたしました。その一つとして、小自治体が主体となって乗り合い、予約型で小型バスやタクシーを運行する、いわゆるデマンド交通を2020年度をめどに導入自治体を今の倍以上の700市町村へ拡大を目指すとのことのようなようです。この地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型は、デマンド交通の構築の活用にも使えるとのことのようなようですが、この事業に対する町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 国の平成26年度補正予算につきましては、コミュニティバスやデマンド交通にも活用することが可能となっております。この有償交通政策を町が実施する場合には、町内の交通事業者等を交えた交通会議か法定協議会を設置する必要がありますが、町においては設置されておられませんので、平成26年度の補正予算を活用することは困難な状況でございます。

町の地方公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会、これを設立する準備を現在進めておりますので、この設立する協議会の中でまちづくりと一体となった面的な公共交通ネットワークを再構築したいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） この補正予算が使えないということで、ちょっと残念かなというふうには思っておりますけれども、現在、車がなくて困っている方、またこれから免許を返納される方はたくさんふえてくると思います。できるだけ早い取り組みをお願いしたいと思っております。

次に、この交付金は別途国で300億円が補正予算として組まれており、申請内容次第では町の交付限度額にプラスアルファで交付金がいただけるとのことのようなのです。この部分の申請に対する町の取り組みはどのような形になっておりますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 国の追加分の交付ということでございますが、これにつきましては、これからいろいろな自治体でこの計画を出していくに当たって、その結果を見て国が交付するというようになっております。したがって、一つの要件としてこの9月中に出すようにというような条件がございます。したがって、それに基づいて町でも出せるような体制をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひ、いただけるかどうかわからないかもしれませんが、やはり財政の少ない本町におきましては、いただける可能性のあるものはぜひ手を挙げていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、地域消費喚起・生活支援型の活用について伺います。

初めに、プレミアム付き商品券（域内消費）の発行推進についてお伺いいたします。さきの補正予算2,700万円を活用し、家計の支援と地域の商店街の活性化につなげることでできるプレミアム付き商品券の発行推進が考えられておりますが、本町の取り組みの中から何点かお伺いいたします。プレミアム付き商品券の販売対象者はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） プレミアム付き商品券の発行についてのご質問ですが、国の平成26年度補正予算、地域住民生活等緊急支援交付金で、3月補正予算で計上いたしました。

実施につきましては商工会と協議中の段階ですが、運営主体が大多喜町商工会で、1万円の商品券を約9,000冊ほど、発行総額が1億800万円となる予定です。プレミアム率は20パーセントで、1万円の商品券で1万2,000円の買い物ができるようになります。販売時期はことしの7月ごろ開始できるように進め、12月末が使用期限となるように設定し、町民を優先して1世帯当たり上限額を設定して発行する予定です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今、私は販売対象者についてお伺いしたんですけれども、この辺はまだ決まっていないという形でしょうか。町内の人なのか、町外の人もいいのか、例えば町外でも町に勤めている人は買ってでもいいのかとか、そういうところなんですけど、まだこの辺は決まっていないということなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） これから商工会と詰めますけれども、まず町内優先をして、それから町外・町内問わず、9,000冊ほどですから、余ればそういうふうに町外・町内問わず発行する予定です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） まだ決まっていないということではございますが、逆に言いますと検討の条項に入れていただきたいと思いますので、何点かこの商品券、プレミアム付き商品券についてお伺いさせていただきます。

1人当たり、あるいは家族単位の購入額についてはどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 家族単位では考えておりませんが、1世帯当たりの上限額を設定して発行する予定です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） よろしくお願いたします。お金のある方だけが買えるという形ではなく、できるだけ広く多くの方を買っていただけますように、上限も設けていただければと思います。

また、低所得者の方にはプレミアム付き商品券を購入すること自体が難しい状況にある方も考えられると思います。この点についてどのような検討をされましたでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 低所得者向けということで5,000円券ということも検討したんですが、5,000円券が売れるのかということもありますけれども、要望があればそういう券も可能ではないかと思えます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） できれば、私は5,000円券もお願いをしたいと思えます。5,000円券を2枚買えば1万円券です。ちょっとプレミアム率違うかもしれませんが、やはり1万円という金額は年金世帯にとっては非常に厳しい金額でございます。たった何百円かもしれませんが、それを楽しみにまた買い物ができるということはとても大事なことでないかと思えますので、ぜひ5,000円券の検討も再度お願いをしたいと思えます。

また、このプレミアム付き商品券の販売場所が商工会と伺っておりますが、購入の利便性を考え、オリブのサービスカウンターでも取り扱っていただくことができるとよいと思えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） オリブの発行場所ですけれども、商工会と協議したいと思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひよろしくお伺いいたします。

また、このプレミアム付き商品券を活用することのできる店舗、これはどのような店舗になるのでしょうか。このプレミアム付き商品券のプレミアムは国の補助でなっていると思えます。商工会加入者の方でなくても対象としては考えられるかと思えます。また、移動販売車にも使用は可能なかどうか、この点についてお伺いさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 店舗については商工会のほうで募集をかける予定でおります。また、移動販売車の関係ですけれども、プレミアム付き商品券は例えば1,500円のものを買いますと、おつりが来ないということがありますので、移動販売車のほうとしては買物をする人にプレミアムを使う人に不利だということで、移動販売車のほうでやらないほうがいいんじゃないかということをお伺いしました。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。移動販売車の方がそうやっておっしゃるのであれば、無理に私どもも言うことはできないんですが、今移動販売車で購入していただいている方も

非常に今車が来てくれてありがたいというお話も伺っております。こういった中でプレミアムを使えるといいかなと思ったものでちょっと伺ったんですけども、業者さんがそういうお考えであればわかりました。

次に、低所得者対策について伺いいたします。

この交付金では、低所得者対策として灯油の購入費の助成支援などの活用も可能のようですけれども、町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 灯油等購入助成支援等に対する町の取り組み等についてのご質問でございますが、本年度、消費税率引き上げに際し、所得の低い方への負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な措置といたしまして、臨時福祉給付金が支給されました。国は平成27年度においても低所得者に対する臨時福祉給付金を支給すると聞いております。このようなことから、町としましては、低所得者対策については地域消費喚起・生活支援型の活用については要望を見送り、臨時福祉給付金で対応していきたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。政府の臨時福祉給付金の予定額は、もしわかっておりましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 今のところですね、1人6,000円ということで聞いております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。本年度やはり同じ形で実施をしていただきましたところ、大変高齢者の皆様、また子育て世帯の皆様から喜んでいただくことができました。またないんかねという、こういったお声がありました。ぜひ予算のほうが取れましたら早い実施をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、大綱4、平成27年度予算関連の質問に移ります。

○議長（志関武良夫君） 会議中でございますが、ここで10分間の休憩をとります。25分まで休憩といたします。

(午前11時14分)

○議長（志関武良夫君） 休憩前に続き会議を開きます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 大綱4、平成27年度予算関連の質問に移ります。

初めに、平成27年度の予算編成の歳入の面から平成27年度の地方交付税の見通しについてお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 平成27年度の国の予算につきましては、本年1月の閣議決定を受け、地方財政計画も先月中旬に公表され、地方財政の見通しなどが示されました。これにより平成27年度の地方交付税の総額は16兆7,548億円となっており、前年度比0.8パーセントの減額となっております。

本町の平成27年度当初予算の地方交付税につきましては、昨年の国の予算編成時点での概算要求、前年比5パーセント減の見込みや平成26年度の決定額、景気対策枠として設けられている別枠加算の縮小も勘案し、前年度と比較し3,000万円減額の14億2,000万円を計上させていただきました。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。そういったことを勘案されてだとは思いますが、来年度予算におきましては財政調整基金の取り崩しが予定されております。町の財政調整基金の保有額はどのくらいが適切とお考えでしょうか、金額とその考え方をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 町の財政力指数、これにつきましては0.42と、県内54市町村中51番目と非常に低くなっております。それと、歳入におきましても、ゴルフ場利用税の動向等がいまだはっきりしないということもございます。さらに、生産年齢人口の減少、こういうものを加味しますと、普通交付税相当、約15億円の財政調整基金が必要ではないかなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 大変厳しい状況にあるのかなと、そういう印象を受けます。財政調整基金は将来への備えという考え方の一方、現在の住民へのサービスの提供という部分で、大変考え方として難しい部分があるかと思えます。町の考えもまた参考にさせていただきたいと思えます。

次に、過疎債・辺地債等の起債の活用についてお伺いいたします。

過疎債・辺地債は、本町において大変ありがたいものではないかと考えております。こちらの来年度予算における活用についてお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 来年度の予算におきましても、やはり有利な過疎債、そして辺地債というものを重点的に活用していくという方針で今回の新年度予算の編成に当たらせていただいております。これについて、やはり町の一番有利な起債ということですので、これからも積極的に活用していきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひ、こちらのほうを積極的に、積極的にというか、本当は借りないほうがいいわけですが、借りる場合にはこういったものを積極的に使っていただければと思います。かなりの範囲でいろいろな形でこちらのものを使うことができるかと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

本年度固定資産評価替えが行われたことに伴う来年度の町税収入の影響についてお伺いいたします。土地・家屋評価などを含めましてお伺いしたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 固定資産税の評価替えによる影響額というふうなことでございますけれども、固定資産税による税収への影響額につきましては1,872万1,000円、3.6パーセントの減収を見込んでおります。内訳といたしまして、土地の減収額が280万2,000円、家屋の減収額が1,591万9,000円でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 町の収入ということで、こういったものが固定資産税として減ってしまうということで、またここにも財政の厳しさを感じるわけですが、また、この固定資産税は国保税収入にも影響があるかと思っております。こちらについてはどのような予想がされておりますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 評価替えによる固定資産税への影響額、それが国保税にどのように影響するかというふうなことでございますけれども、国保税の税収見込みで28万円ほどを予定しております。現在、平成26年度におきまして国民健康保険税の資産割額837万

9,000円でございます。その減収率、固定資産税評価替えによる減収率3.6パーセント減資、あと収納率93パーセントを見込みました。その金額が28万円ということでございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。ありがとうございます。

次に、消費税10パーセントの先送りにおける町事業の影響についてお伺いをいたします。

社会保障の充実を期すために予定していた消費税アップであったと思いますが、先送りとなったことから、町の事業計画予定の影響についてお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 本町の平成27年度の当初予算編成方針では、消費税が10パーセントに引き上げられることを想定し見積もり、要求をしておりましたが、各課の協議において8パーセントに修正見直しを実施したところでございます。歳入では、消費税率8パーセントへの引き上げによる地方消費税交付金の増額は見込んだものの、本年度の決算見込みからも大きな増減は見込んでおらず、前年度と比較し1,000万円増額の1億4,000万円を見積もりしております。歳出におきましては、社会保障制度改革に伴い、子育て・医療・介護の分野で新規事業の実施や補助制度の縮小、一般財源化が想定されます。

国の税と社会保障の一体改革は、町の歳入面から子育て・医療・介護に係る施策、事業などの歳出面にまで、多方面へ影響を及ぼしますが、不確定要素が多過ぎますので、従来どおりの扶助費の予算を要求したことに加え、中学生に対する医療費の全額公費負担など、過疎対策事業債、福祉基金の繰り入れなどにより対応する予算要求としておりますので、平成27年度においては前年比扶助費で5.6パーセント増の4億1,636万6,000円となりましたが、消費税率10パーセントの先送りに対する大きな影響は受けずに予算編成ができたものと考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。計画の予定も立てにくいと思われる中、限られた財源の中で社会保障等充実にご尽力いただければありがたいかと思っております。よろしく願いいたします。

次に、2015年度介護報酬改定の特別養護老人ホームへの影響について伺います。

厚生労働省は2015年度から3年間の介護保険の各サービス料金を決めました。事業者を支払う介護報酬の改定率を平均で2.27パーセント引き下げ中、認知症や介護の必要性が高い高齢者でも地域で暮らし続けられるよう訪問介護など在宅支援に手厚く配分。一方、特別養

護老人ホームでは在宅に比べると施設サービスの下げ幅が大きく、特別養護老人ホームでは多くの事業所が収入減となると言われております。

そこで、本町の老人ホームにおける運営上の影響についてお伺いをいたします。

○議長（志関武良夫君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） それでは、回答させていただきます。

特別養護老人ホームの影響についてですが、介護保険法の改定により4月より基本報酬が要介護度に応じて利用者1人当たり1日400円から510円下げられる、その一方、日常生活継続支援加算が1日230円から360円へ130円引き上げられます。合わせますと、利用者1人当たり1日270円から380円引き下がることとなります。また、8月からはさらに要介護度に関係なく420円引き下がります。

当施設の新年度当初予算案においては、営業収益が前年度と比べますと、およそ1,500万円ほどの減額となります。したがって、当施設においては4月から新たに栄養ケアマネジメント加算を算定できる栄養管理システムを導入し、また一日でも早く利用者の定数不足の解消に努め、さらに一層の経費の見直しを図り、介護報酬の減額を補いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 山田久子君に申し上げます。申し合わせ時間が残り5分となりました。お願いします。

○10番（山田久子君） うわさによりますと、今のお話にもありましたように、今年度の決算では特別養護老人ホームが赤字になるのではないかとお伺いいたしました。今までにないことではないかと思えますけれども、こちらの要因としては何が考えられるのか。また、どういった対策をしていくお考えでいらっしゃるのかお伺いをさせていただきたいと思えます。

○議長（志関武良夫君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） 議員さんがおっしゃったように、うちの老人ホームの定員数は80名でございます。実際ですね、今現在は67人ぐらいしか利用しておりません。その原因は、高齢によるですね、入院する方が多くなりまして、大分その分の補充ができないということでございます。また、補充といいますか、してもですね、なかなか家族によりましては、長く待たされたせいなのかはちょっとわかりませんが、病院に入院したり、介護保険施設に入所したりですね、最近やっとなり落ちてきたということで、うちのほうの老人ホームに移動することを、ちょっとできないと、もう少し、申し込みはそのままにして

おいてもらいたいんですけども、今すぐには移動できないと、そういった方が多くなって
おります。したがって、なかなか欠員補充が、こちらが考えているようにはできないと、そ
ういう理由が主でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今の所長のご答弁をお伺いしていますと、これからの特老の運営は
非常に厳しいものがあるのかなと、そういうふう感じております。介護度の高い方を入所
させるという国の施策もある中で、本当に人員の確保というものが、ちまたのうわさとは違
いましてですね、特老がいっぱい人員待ちだといううわさがあるんですけども、
実際は違うのかなと、こういうふうに考えさせていただいたところでございます。

続きまして、介護報酬の処遇改善加算についてお伺いたします。

国では人手不足の解消に向け、職員賃金が1人当たり平均1万2,000円上がるよう処遇改
善加算の拡充がされるようですが、町で運営する特養のこの制度の活用に対する見解をお伺
いたします。

○議長（志関武良夫君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） 処遇改善加算の特老での取り組みに対する町の見
解についてということでございますが、介護職員の処遇改善加算につきましては、介護職員
の処遇を改善し、介護人材を確保するために24年度より新しく介護報酬に加えられた加算で
あり、加算額の1割が利用者様の負担となるものでございます。

当施設に勤務している職員は大多喜町の職員でございます。職員の給与などは町の条例及
び規則等により支給額が決められており、それ以外の支給はできないことになっております。
また、介護職員処遇改善加算を申請するにおいては、介護職員のみでの支給分しか認められま
せん。当施設にはほかに看護師、栄養士、調理員、事務職もおり、介護職員だけに給与等
の上乗せをした場合にはバランスを欠けたものとなります。したがって、介護職員処遇改
善加算につきましては今のところ取り組む予定はございません。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 町の職員ということで大変難しい部分があるのかとも思いますが、
一般に介護報酬の処遇改善加算や保育士の賃金引き上げなどの処遇改善などが課題としてあ
るようでございます。こういった問題が特に地方には大きく影響しておりまして、賃金の安

さから都会へと人材が流れ出ているという、そういった状況も伺っております。関連する職員も含め、町として今後の対応の検討が残るのではないかと考えるところでございます。また、本年、介護報酬改定による特養利用者の負担はどうか、変更点と影響について伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 山田久子君に申し上げます。申し合わせ持ち時間が参りました。速やかに質問を終了してください。

○10番（山田久子君） わかりました。

以上をもちまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 以上で山田久子君の一般質問を終わります。

◇ 小 高 芳 一 君

○議長（志関武良夫君） 次に、7番小高芳一君の一般質問を行います。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） それでは、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきたいと思っております。

私のほうからは、平成27年度予算案についてと、小水力発電の事業の検証について、この2点につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、平成27年度予算案についてでありますけれども、町の財政、そしてこれからの財源をどのように確保するか、こんなような観点から質問をさせていただきたいと思っております。

その前にお断りしておきたいんでありますけれども、質問の通告が予算案の出る前でありましたんで、具体的に数字のほう事前に通告しておりません。なるべくそういう面は避けたいと思っておりますけれども、途中で出てきましたらご理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、1番目に予算案についてでありますけれども、先ほど、けさの冒頭に町長のほうから大変厳しい財政運営であったということのご挨拶がありました。平成27年度の予算でありますけれども、一般会計が42億9,200万、そして特別会計を含めると70億9,155万ということで予算編成をされたわけでありまして、予算編成に当たっての町長の所見、そして町には大変多くの課題があると思っておりますけれども、重点施策についてありましたら答弁をいただきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの小高議員のご質問でございますが、予算案について、また重点施策、また所見ということでございます。私どもの町の予算編成方針と申しますか、基本的なまず考え方は、これはどの事業体も同じなのかなとは思いますが、まず「入るをはかって出ざるを制す」という、この考え方が町の予算方針の基本にあります。そういうことで、まず2つございます。

1つは、やはり予算の収入に対しまして基本的には歳出は少なくもそれを超えない範囲で予算を組むという、その方針ですね。まさに入りと出というもののバランスのとれたものをまず基本とすることが1点ございます。

また、もう1点は、やはり借金をふやさないということ。これはどういうことかといえますと、私どももかなりの公債を出しておりますので、その公債を毎年毎年返済しております。ですから、その返済額を上回るような借金をしないという、この2つの方針がまず予算編成の基本にあります。そういうことで予算編成をしてきているところでございます。

そして、まず歳入につきましては、今ご質問にもありましたように、大変厳しいわけですが、予算の中のまず歳入についての基本的な考え方は、確実に収入として見込めるものをまず一つ押さえます。そして、そのほかに収入としてはあるであろうと想定される、不確定要素の多い収入と2つあるんですね。ですから、まず基本的には確実に収入を見込めるものを押さえながら、不確定要素の収入をどこまで見込むかということが歳入の一つのポイントになります。そういうことで押さえてきているところでございます。

また一方で、歳出につきましては、何よりも経常経費、これがまず最初にきます。経常経費をまず挙げなければ町が動きませんので、経常経費というのがまず基本にきています。そして、その経常経費にあわせて今度は各課の要望事項がございまして。その要望事項を加えて、これで歳出を図っていくわけですが、その中で予算編成に当たりましてですね、折衝をすることになるわけです。

この27年度におきましては、収入の見込みに対しまして歳出が大体5億2,000万ほどオーバーしたということでございます。そういうことで何度か各課とも調整の中で詰めて詰めて、全てだめにするということではなくて、やはり緊急性・必要性のあるものをまず優先の中で調整をしまして、最終的には1億3,500万ほどどうしても歳入に見合わず歳出がオーバーしたということになります。そこを、先ほどご質問にもありましたけれども、まず財調で予算を組むと、繰り入れということで、合わせた金額ということになるわけですが、しかしながら、今お話もしましたけれども、収入の面においてはやはり何よりも不確定要素の収

入がございますので、これはまたこれから事業を進めていく中で、また確定した場合にふえる要素もございますので、そういうことで考えております。また、もう一方は、事業執行に当たりましたの執行残というものを含めまして、要求のありました事業というものの、この予算の中に反映できなかったものにつきましては、補正の中で予定が組めればいいかなというふうに、そういう手法の中で進めているところでございます。

やはり何といたしても、基本は「入るをはかって出ざるを制す」ということでございます。そういう方針で予算編成をしたところでございます。

重点施策ということになりますと、今お話しいたしましたように、なかなか財政的に予算の中で全てその中に入れ込むことは難しいんですが、特に今大多喜町は28年度からスタートいたします総合計画、この総合計画をまず27年度はその一つの重点の施策の中にあります。そしてあわせて、今後の地方版の総合戦略、これがこれから、28年から動き出しますんで、それを27年度までの計画策定ということで、これが27年度の大きな仕事になります。これが5カ年にかけての大多喜町のこれからの施策の中に反映するものでございます。

そういうことで、むしろソフト面で相当な充実を図っていくということでございます。一方で、じゃ、27年度の事業は何かといたしますと、予算の中にはなかなか反映しづらいんですが、ただ、26年度で繰り越しをしました地方創生、これをですね、まず、先ほど出ましたように、喚起型のもの、また先行型のものでございますが、特にそういったものを、27年度の中で事業執行になりますんで、それでしっかりと進めてまいりたいと思っております。

なかなか財政厳しい中でございますが、できるだけやはり優先度の高いものからしっかりと進めてまいりたいと、そのように思っています。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） ありがとうございます。健全な予算を組んだということのお話でありました。

そこですね、今お話ありましたけれども、よく町長は、財政基盤を強化するんだとか、あるいは財政の健全化、これが最優先だよというようなことをよくおっしゃいますけれども、町長が思っている財政の基盤の強化だとか、財政の健全化、こういうものは具体的にどういうことを指しておられるのか。そして、今の町債の残高、起債の残高、この辺のことについての見解をお伺いをしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、企画財政課からお答えさせていただきます。

財政基盤の強化という点につきましては、まず町税収入の確保に努める必要がございます。そのためには人口増対策の実施、特に若い人に定住していただくことや子育て環境の充実を展開しながら地域交通の充実を推進し、流出人口に歯止めをかけ、地域経済の活性化、新たな雇用の創出等々の施策をあわせて進める必要があると考えております。これらにより住民税、固定資産税の税収増を促し、財源の安定確保を図ることが必要だと考えております。

また、ふるさと納税事業を昨年12月から実施し、納税していただいた方へ地元の商品を返礼品として発送することにより、地場産業の活性化を推進し、町の財源の確保を図っております。

このような歳入増の施策に対して、歳出面では行政改革の一層の推進や事業の見直しによる歳出の抑制を図り、新たな行政需要については事業の自立性、財源の効率的な配分により対応するなど、健全な財政運営に努めることは必要不可欠であると考えております。

次に、町債に関する基本的な方針といたしまして、元金の償還金以上の借り入れを実施しないこととしており、確実な町債の減額に努めております。平成27年度末残高は総額47億強という多額な残金となっており、財政悪化が懸念されるところでございますが、実質的な町の借金である事業債は年々残高が減ってきており、また地方交付税参入率の高い辺地対策事業債、あるいは過疎対策事業債などの地方交付税に算入される有利な起債を計画的に借り入れ、財源不足に対応しております。

なお、平成25年度決算における後年度の普通交付税の算入見込額は39億2,093万9,000円で、交付税算入分を除く町債額は、平成25年度決算と比較しますと8億9,505万8,000円となりますので、起債残高の81パーセントは普通交付税へ参入される見込みでございます。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） ありがとうございます。財源の確保というのは、今課長のほうから答弁ありましたけれども、その割になかなか効果が上がらないというのが実態だろうというふうに思います。

そこで、まず大多喜町の起債残高、借金ですね、と貯金、基金についてももう少し詳しく伺いたいと思います。現時点では、町債の残高47億2,000万ということでありまして。これは1人頭にするると48万1,000円ということでありまして、いただいた資料ですけれども、あります。一方、16年度にはやっぱり47億の借金がありました。47億2,000万、ほぼ同じですね、今と。1人頭41万ということ、当然人口が減っているわけですから、同じ借金であれば1人あたりはどんどん負荷がかかってくる、こういう状況にあるわけです。これから10年先は

8,000人になるというような推計が出ています。そうしますと、相当なペースでこれを減らしていかないと、今の財政状況といえますか、借金の部分は維持をできない。今の感覚の返済金だけではとても同じようにならないです。まして、負担が将来的には大きくなる。こういうことはただの数字だけじゃなくて、人数によって変わってくるわけですから、相当厳しいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

一方、貯金と言われるほうも、平成16年には24億あって、現在では13億ということで、今現在1人当たりだと13万9,000円ということで数字が出ていますね。貯金は相当減らしてきました。庁舎をつくったり、あるいはいすみ鉄道もこれ入っているのかな、の部分もあったりということで、貯金のほうはどんどん減ってきているわけですね。

10年後を考えると、今のペースではとても追いつかない。将来に負担はどんどん残すのではないかと思いますけれども、起債をなるべく抑制しようというのは行政改革であると思えますけれども、今回も幾つか起債を起こしていますけれども、前から申し上げているんですけども、なるべく起債は減らせるものは減らしなさいよということで言っていると思えますけれども、その辺の見解はどうなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、小高議員のおっしゃるとおりだと思います。やはり人口減少ということは、想像以上に基礎自治体に相当な影響があることはもう間違いないわけでございます。私どもも、先ほどは私も所見の中で申し上げましたとおり、まずやはり単年度のプライマリーバランスというものをしっかりと築いていくということは、これは当然のことでございます。そして、公債につきましては、やはり借金はできるだけしないと。最低の、先ほどは最低の話をしたんですね。要は少なくとも元金返金以上の借金をしないということが一つの歯どめなんです。ただ、それも、今小高議員のおっしゃるとおり、そのペースではとてもこれからは人口減少に対応できるかというのは非常に難しい。そういうことで、新たな財源づくりというものを、またはそういったものをしっかりしていかなければいけないなと思っています。そういうことで、今町も、一番の肝心なものは経済の本道は、やはり地域の産業の活性化で、あるいは農業、あるいは商工業の皆さん方の活性化をして税収を上げること、これが基本的な考え方であるはずなんです、なかなかそこはそう簡単にいく話ではございません。

そういうことで、もう一方でやはり自治体が今までやってこなかった、自治体みずからが何か収入を上げるような方法も含めて、全体的なもので収入を上げていくと、そういうこと

の中で今ご指摘のありましたように、借金の返済をやはりペースを上げていく、あるいは単年度のプライマリーバランスをしっかりとやっていくということが必要であろうと思っています。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 先ほど課長のほうから、いい借金、後から戻ってくるというような話がありました。臨時財政対策債ということだと思います。このウエートが非常にふえているということでもありますけれども、借金は借金の部分があるし、返ってきても、もう交付税そのものは需用額として見込んでいるわけですから、とっくに、後からしっかりその分は戻ってくるというよりはもう使ってどんどんいるという状況なんで、そういう部分はある程度戻ってくるからいい借金だよというような認識は持たないほうがいいんじゃないかというふうに思います。

そして、この間も国会で黒田日銀総裁がオフレコだということでありましたね、国の国債はその自国の通貨で国債を発行しているのは世界的に規制をしようということで、黒田総裁は今後国債が暴落する危険性が非常にふえた。これはあんまり外へ出さないようにということで国会でやっていたけれども、交付税そのものが当てにはならない。こういうふうなことが見えてきている。国の借金も1,000兆ですけれども、まだまだ、プライマリーバランス、国はもっとひどいですから、どんどんまだふえる話であります。

そうしますと、交付税そのものもほとんど当てにならない。ですから、できるだけ借金は少なくしていく。そして、将来の、未来の子供たちはやっぱり今回の人口推計でもわかるように、高齢化率10年後には四十七、八ですか、生産人口はそのくらい、同じような形になって、いわば1人で1人を支えていくと。もう10年先にはそんなような状況があります。

一般会計は関係ないよと、医療・年金・介護だと言うけれども、一般会計からも国保で1億3,400万、介護で1億7,500万、後期高齢者で1億7,300万、こんなような金一般会計から出ているわけですよ。こういう負担も一般会計の中でも負担がふえていく。こういう状況であると思いますので、あんまり私たちのときにだけ使うということもどうかなという思いがあります。

基金についても、取り崩しましたけれども、庁舎を建てる時、次に新たに積んだらということで申しあげましたけれども、そんな無駄な金はいいよというような話でありました。この庁舎を建てる時、先輩たちは消防車にグリを積んで自分たちでみずからこれをお手伝いした。そういう人たちが一生懸命ためてきてくれて、基金があったからこそ、借金をしな

いできました。こういう状況があると思います。

ですから、私がもう少し若い時代であったら、町は何だよ、借金をいっぱいして、貯金をみんな使っちゃって、将来支える負担がふえちゃうじゃないか、こんな声が聞こえないでしょうか。聞こえませんか、町長。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） かなりご指摘のところがそのとおりかなと思います。一つ、今町の借金がふえている一つの大きな要因はですね、国の借金が1,000兆を超えております。そういうことで、国民資産としては1,500兆を超えるということの中で、現実に国の今プライマリーバランスというのは全くとれていないわけです。ですから、これからはさらに借金がふえると。

そういう中で、今私どもが常に交付金をもらっております。それでいろいろ借金をする中で、先ほど返済額以上に借金をしないということをお話ししたんですが、まさに本来ならば国が町へくれる交付金というものは、そのまま現金で町へくれるのが従来の姿であったと。ただ、先ほど言いましたように、国の借金が余りにもふえてきて、なかなか現金で渡すことができない中で、基礎自治体のほうに借金をさせて半分は自分たちで、金をくれるけれども、あと半分は基礎自治体で借りてくれと、それを長期で返済しますよという形の中でこれがふえてきているということであることは事実でございます。ですから、できるだけ借金をしないということが正しいわけでございます。

ただ、何せ、やはり予算を組む上でどうしても必要なものは出さなきゃいけないので、やはり厳しい財政の中でできるだけ町のほうもそのことには努めておりますが、やはり出る金だけはとめることができませんので、そういうことで財政の硬直化も非常に、90パーセントに近づいているということの中で、なかなか事業にお金が投じられないという現状もございます。そういうことで、今のご質問については十分私どもも受けとめて、これから財政運営に努めてまいりたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） ありがとうございます。現時点の予算では、やっぱり必要なものはつくっていかないとならないし、借金はある程度やむを得ない部分あると思います。ですから、そういうしっかりとした認識を常に持っていただきたいということでもあります。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） そのとおりでございますので、私もしっかりと認識してまいります。

○議長（志関武良夫君） 一般質問の途中ですけれども、ここで昼食の時間にしたいと思います。会議は1時から始めます。よろしくお願いします。

（午後 零時04分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に続き会議を開きます。

（午後 零時59分）

○議長（志関武良夫君） 一般質問を行います。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） それでは、引き続きまして質問させていただきたいと思いますが、先ほどの起債の件と基金の件でありますけれども、もう1点ひとつお願いをしたいんですけれども、土地開発基金、この基金はほかの基金と違って住宅施策に使っていくと。町有地の分譲住宅をこれからは進めていく中で、その基金の中でどんどん事業を進めていくというものであるというふうに思っているんですけれども、今回については予算にもものっていませんけれども、この住宅分譲の施策、これは今後どのようにやっていくのか。現在とまっているというわけではないでしょうけれども、方向性はというふうにお考えになっているのか、わかりましたらお願いをしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 土地開発基金でございますが、現在現金で2億5,157万8,662円、そして不動産として9,322万2,080円ございます。この目的につきましては、議員さんのおっしゃるとおり住宅施策ということで活用させていただこうということになっております。町におきましても、城見ヶ丘の分譲地、あるいはほかにもございますが、だんだん分譲地が減少してまいりました。したがって、今のところこの現計画ではございませんが、今後住宅施策として有効に活用させていただきたいということで考えております。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 住宅分譲については、町の大変定住等を含めて重要な施策というふうな位置づけであると思うんですけれども、現時点ですと大戸がまだ残って、大戸の分譲地が残っている。そしてまだ城見ヶ丘の団地も、今回の予算ですと2件分の予算しか見込んでいないということでもありますけれども、この辺が完売しないと次には進まないということでしょうか。

基金が2億あるんで、さらにその辺は積極的に進めても、一般財源を食っていくという話ではありませんので、この辺は進められればどんどん進めるべきというふうに考えますけれども、予算的には措置をされていないんで、考えただけでもご答弁をいただきたいと思いません。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど課長が答えましたように、城見ヶ丘につきましても、総元につきましても、だんだん減少してきました。こういう商品というのはやはり数が少なくなりますと、選択肢が少なくなりますと余計売れなくなるという傾向がありますんで、私どもも新たな分譲というものを考えなければいけないと思っています。ただ、大多喜町の地形を考えますときに、山がですね、保安林で、大半が農地であって、その農地はいわゆる農振ということで、なかなか用地として探すのは難しいし、また開発するに当たって余り金かけては売れないということで、やはりできるだけ費用のかけない中で安くといいますか、安価に販売できるものを探すということで、実は産業振興のほうの担当のほうに、今全体の町の土地の利用図という形のを今つくらせているんですが、地図の全体の中に保安林と農振地域を色分けして、あといかに利用できる土地があるかというのを、まず現存の中で今拾い出させておりますので、そういった中である程度またこれから計画も立てていきたいと思っています。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） よろしくお願ひします。議会のほうも城見ヶ丘の団地についてはもっと安くということで、町長のほうに提言をさせてもらっております。若い人たちを受け入れる、その土壌をとにかくつくっていかないとふえないということでもありますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3番目の、今までもご答弁いただいたような内容になるかと思ひますけれども、質問事項として挙げてありますので、簡単に答弁のほうをお願ひできればというふうに思ひます。

人口がどんどん減少している中で、高齢化に向かっているいろんなサービスがどんどんふえていく、あるいは少子化の対応もしなくちゃいけないということで、非常に、行政サービスが増大していきます。こんな中で、基本的には先ほどいろいろとご答弁いただきましたけれども、どういう方針なんだ、どういう方針でこれから財源を確保していくのか。答弁いただいても、それが、じゃ、そこで本当に財源が確保できるのかどうか、そういう部分も含めて長期的な視野に立って基本方針という部分でお聞きをしたいと思ひますんで、よろしく答弁お

願います。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この財源確保につきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、基本的にはやはり町にある産業ですね、こういったものを活性化して、まず、また若い方々の定住という中で、そういう税収を上げるというのが私は本筋ではなかろうかと思っています。しかし、これは地道に少しずつやっていかなければいけないもので、一瞬にしてそれがふえるということではございませんので、ただ、これ、これからも地道に、税収確保に向けては活動していく必要があると思います。

また一方で、これ以外にやはり税収の道を探るというのは、今まで自治体というのみずから稼ぐということについて余りやってきませんでした。そういうことで、町みずから何か民業を圧迫しない形の中で収入を図るという中で、実は小水力発電もその一つでありましたし、有料駐車場も一つの、新たに加えましたふるさと納税、これは今までの中では一番税源確保に非常に効果があるかなと思っています。これはやはり地域に非常に効果のあるものでございますので、こういった形で町みずからがやはり税収、税源を稼ぐようなものを含めて進めていく必要があると思っています。従来のものに加えてそれを進めてまいりたいと思っています。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 基本的には、町長言いましたように、産業振興、そしてそこから税収を上げるという方向が本来の姿だというふうに思っていますし、今町長のほうから、みずからという部分は、必要な部分であろうかと思えますけれども、本当に慎重にやる部分っていっぱいあって、当然民間の部分の圧迫ということもあるだろうし、行政がやるリスクもあるだろうし、そういう部分で本当に慎重にやっていただきたいというふうに思っています。

4番目の、今回の予算の編成に当たりまして、各課から予算の概算要求が出てきました。いろいろ今までの答弁の中で5億円ぐらいは削らざるを得なかったということでもありますけれども、その削る場合の査定、その基準はどのような形でされたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 平成27年度の予算の、まず初めに要求といたしまして、その基準として事業ごとの積算方式は前年同様ということにしました。しかし、予算協議の中では実績によることなく見直しを行い、事業費の抑制に努めて、前年度当初予算に対して基本

としては一般財源ペースで5パーセント以上の減額というものを目指しながら協議を進めてまいりました。

その中ですが、本町の総合計画及び過疎地域の自立促進計画以外の新規の事業への予算配分は非常に困難なため、課、係における既存の各経費の抜本的な見直しによる節減分に対応するよう、厳しい内容で予算編成に臨ませていただきました。昨年12月の第1回目の各課協議前においては、歳入歳出差し引きで5億2,751万7,000円の開きがございました。そこで、もう一度ですね、第2回の協議ということで、それでも1億7,000万円程度の開きがあり、さらに調整をしてきたところでございます。それで、財政調整基金を充当させていただきました。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） この査定の中で一番危惧をするのは、どうしても行政は単年度主義でありますんで、長期的な視野に欠ける予算じゃないかというふうに思っています。今から12年前は1万2,000人の人口が現在1万人ですよ。10年度にまた2,000人削られて8,000人、こういう時代が来ると思うんですけれども、それに対する、どういうふうな町をつくっていくか、そのときの対応、適応する施策がどうしても欠けてきてしまう。1年単位の予算であると。

昔、前の町長ですけれども、この大多喜町を3万人ぐらいの人口にしたいよと、そういうまちづくりをするんだ、長期計画をつくっていくわけですよ。予算もそれに整合性を合わせていくということでもありますけれども、やっぱり長期に対応する、これから10年後に本当に高齢化50パーセントの社会が来るときの対応の予算というものがなさ過ぎるんじゃないか、こういう思いがありますけれども、単年度主義、そして今必要なものだけという部分というのは、予算編成は相当難しい部分あるんでしょうけれども、その辺の考慮というのをこれから入れていかなければいけないというふうに思うんですけれども、その辺についての見解がありましたら、お伺いをしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 確かに長期的な視野に立った予算編成というのが求められるところでございます。ただ、予算編成というのはやはり単年度主義ということになっておりますので、本来であれば計画づくりの段階で、しっかりしたビジョンを持って10年先に対応できるようなものをつくっていくべきだなというふうに感じております。ですから、予算協議の中では長期的なもの、それぞれを各担当課が出してくるんだという前提の中で予算協議

に臨ませていただいております。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） ありがとうございます。そういうことで、本当に今の時代だけではなく、将来的な部分、計画づくりも、今の計画は15年前あるいは5年前につくったはずですけども、このような1万人を切ることを果たして想定していたんでしょうか。要は、もう空き家もどんどんふえてきて、西老地区は相当だんだん厳しいよ、なかなか産業も立ち行かなくなっているよ。学校も統合するよ、してきたよ、こんなような時代というのを本当に総合計画の中で想定していたのか。

みんな総合計画では評価よかった、大体Aとかという感覚ですけども、じゃ、今の状態をきちんと把握しての計画だったのか、それでよかったのかという話ですけども、今は危機感を持って、これじゃいけないということでやっていますんで、総合計画ももちろんそうですけども、現実には予算を組むときにはやっぱりそういうことも考えていかないと、なかなか長期に合わせてあるからそれでいいんだというふうには思いませんので、そういうことも考慮に入れてお願いをしたいと思います。

次に、人件費の関係についてお伺いをしたいと思います。

今回の予算の中で人件費の割合、人件費率というんですかね、これが26.5パーセントになっています。企業で言うと人件費の割合というのは非常に重要な問題でありますし、また多くの町民から、大体大多喜町の人件費と税収が同じじゃないかとよく言われますけれども、この比率そのものは適正なのかどうか、あるいは今後どういう方向にしていくのか、この辺のところを見解をお伺いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、総務課のほうからお答えしますが、まず人件費の比率ですけども、ご質問にありましたとおりでございます。これが適正かどうかということでございますけれども、例えば決算で比べてみますと、25年度の決算ですが、近隣の市町ですと、いすみ市が18.8パーセント、御宿町が21.5パーセント、勝浦市は大型の事業があった関係だと思いますが、15.3パーセントということで、これに対しまして本町決算ですが、23.8パーセントということで、これは高い比率だと思います。これがまた適正であるかどうかというのは、特に指標はございませんが、町税の範囲内というようなことでございます。

今後、これをどうしていくかということですが、ご質問の中にいろいろございましたが、

人口、これから減っていくことが予測されます。このような中で、業務量との見合いというようなこともございますけれども、職員数はある程度計画に基づいて徐々に削減していきたいと、そういうようなことで人件費の比率もできれば下げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 下げていくということですが、計画はどのようになっておられるんですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 職員の数でございますが、これは平成26年度で定員の管理計画というのが終了しますので、それを今検討中でございますが、この5年間に19名の職員、減をしております。これは自動車学校もありましたのでそういう関係もありますが、減をしております。こういうことから直ちに職員は多い人数を減らしていくというようなことはちょっと不可能かと思いますが、毎年1名ないし2名程度の減を、業務量との見合いを図りながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 計画はこれからつくるんですよね、一応終わってしまったということですね。

（「26年度で」の声あり）

○7番（小高芳一君） はい。そういうことですよ。別に私は減らすのがいいというふうには思っておりません。新しい事業はどんどん出てきています。そこで職員を切れば、さらに事業量は多くなってくる。そういう意味から事業量、職員の数と事業量、そういう関係があると思うんですけれども、新しい、ことしもいろんな事業出てきましたけれども、じゃ、今まで担当していた人がそれをやればまた負担になってくるんですけれども、どこかを切っていかなくちゃいけない。職員のスキルを高めるだけで対応できるのかどうか。どこを切ってどこをやるか。やっぱり、でも切るということは住民サービスが低下するという部分につながると思うんですけれども、その辺の考え方というのはどういう部分でこれから対応していくんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 人件費の削減といいますが、人員の定員管理ということで進めている

ところでございます。ただ、パーセンテージ、26パーセントが高いか低いかというのは、実は分子と分母の関係にあるということで、今小高議員のおっしゃったとおりでございます。ですから、必ずしもこのパーセンテージが正しいかどうかというのはわからないわけですね。分子と分母の関係になります。そういうことで、一般の企業でいいますとね、一つの安定した事業でいいますと3・3・3というのが基本的なんですね。3割人件費と、それで3割材料費と、3割が人件費と、3割が経費とかその利益ということになるんですけども、役所の場合は公共工事をぼんと発注しますと予算がぼんと膨れ上がりまして、分母が膨れ上がりますとやはりその比率が、人件費の比率下がるということで、やはり分子と分母の関係がありますんで、なかなか一概に多い少ないが言えないんですが、ただ、類似団体という考え方の中で大多喜町は多いと言われております。

そういうことで、徐々にその辺を今進めているわけでございますが、ただ、今質問のありましたように、じゃ、これで事業がやれるかというのと、私は難しいと思っています。ですから、じゃ、これをどういう形でやるかというのは、正職という考え方の中での定員でございますので、それをやはり再任用も含めましてですね、ある程度やはり人員というのはなければ私は事業はできないと思いますし、逆にもう一方、事業量をふやすことによって下げるということも可能なんですね。ですから、ただ、今は下げることだけの話で進んでいますけれども、一方でふやすという考え方も片方ではあると思うんですね。ですから、そういったことも含めて、ただただこのまま減らし続けるかというのは、ちょっとやはり検討しなければならないと思っています。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 職員数を減らせということを言っているんじゃないですよ、目安を言っているんですけども、大多喜町は人口1,000人当たりの職員数は14人ということで県下一番多い。類似団体と比べても、大体1万人当たり100人ということで、大多喜町も当然千葉県下では一番多い職員を持っているという部分があります。ほかの市町村は相当少ないという意味でそういう行政サービスを行っているということもあるわけでありまして。ですから、その辺のこともですね、じゃ、多いんなら多いなりの行政サービスをきちんとやってもらわなくちゃいけない。それは住民には納得は、やっぱりそういう部分がないと納得してもらえない部分ってあると思うんですね。ちょっと突出して大多喜町は多いんですけども、今町長から話がありましたけれども、この辺、多いという感覚は、感覚といいますか、そういう部分はどういうふうに捉えておられますか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 職員数なんですけれども、一つの指標として類似団体別職員数というのが公表されております。これを見ますと、千葉県下では大多喜町はやはり一番多い人数になっております。これで超過人数が一般会計部門で42名多いということで、これは直近が25年4月の数字ですけれども、そういうものが出ております。そういうようなことから見ると多いというふうになるんですけれども、ただ、類似団体別職員数はその市町村の産業構造と、あとそういうものをですね、主に比べているものですので、仕事の細かさといえますか、そういうものとかまでは踏み込んでいるものではない。ただ、産業構造と人口で出しているものですので、それが果たして多いかというのはちょっとひとつどうかということ。あと、だから、1点言えることはですね、例えば多い市町村を見ますと、勝浦ですとか、南房総市ということで、どちらかというところが多い。あと浦安が多いんですが、それはやはり財政的なものがあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） さっき言いましたけれども、そういうことだと思うんです。要は多ければ、やっぱり周りの市町村は相当低いわけですよ、御宿にしろ、いすみ市にしろ、長生にしろ、相当人数が違うんだけれども、大多喜が多ければ多いなりに住民サービスがどのように提供されて、手厚いんだよということが見えなければ理解されないという部分があると思うんで、そういう認識に立って仕事のほうをしていただきたいというふうに思っています。

それで、全部の職員が190名というふうに伺っていますけれども、臨時職員、これが60人弱ですかね、おられると思うんですけれども、この辺で本当に町の行政サービス非常に助かっている部分、一方であるわけでありましてけれども、この待遇というのは今の時代ですから、同一労働同一賃金ということはよく言われます。行政がやっぱり見本にならなければいけないようなこともあるわけなんですけれども、この辺を将来的にどうしていくのか、このまま続けていくのか、少しでも対応を考えていく気持ちがあるのかどうか、その辺の方向性をまず伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず、臨時職員ですけれども、これは常に動きがありますけれども、現在社会保険に加入されている臨時職員68名ということで、これは臨時職員がいなければ町の行政はなり行かないのは事実でございます。

あと待遇でございますけれども、待遇といいますと賃金、休暇、そういうものになるうかと思えますが、賃金につきましては規則で定めておりまして、近隣の市町村の状況、あるいは最低賃金、そういうものを参考にして、毎年多くではございませんけれども、改定をしております。

今後の方向ということですが、できれば、臨時職員に頼らずにやっていければいいわけですが、その臨時的な業務、どうしてもございますので、臨時職員にある程度頼らざるを得ないものがありますので、そういう方については今後順次、賃金面、そういうものを計画的に見直しはしていきたいというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） あくまでも臨時ですから、なかなか、半年契約じゃないですか、やっぱりそこには将来の展望が働く人も見えないと大変だなという思いあるんですけども、臨時職員で長い人はどのくらいいらっしゃるんですか。そういう部分の長くいる人についての対応というのも、ただ単に上げていきたいということだけではちょっと物足りない部分があるんですけども、長い人はどのくらいいらっしゃるんですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 68名のうち一番長い方が15年を超えている方が2人いらっしゃいます。あと、もちろん短い方は、1年から5年の範囲の方が36名いらっしゃいます。

なお、長い方につきましては、全ての職種ではございませんけれども、例えば保育士ですとか介護士、道路の補修員、そういう方については、その経験、また技術、そういうものによって若干賃金の差をつけさせていただいております。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 15年というと本当にベテランですよ。今、国もそうですけれども、それぞれの人の働き方がどんどん変わってきているという部分があります。企業によってはワークシェアリング、みんなで分け合おうよという部分もありますし、いろんな働き方がどんどん出てきているし、そういう人たちもやっぱり社会を支えている一員でありますから、ある程度の所得を得て、税金を払って、支えていく側に回るとい部分も必要かと思えます。そういう部分ではもう少し対応を考えてあげることが大切なんではないかと思えます。

最後に町長何かあれば、ご意見あればお願いしたいと思えます。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これ私どももやはり上げたいのは本当にわかるんですけども、なか

なか公務員の一つの規則というのもありまして、それをじゃ、どうやって変えていくかということもあります。ですから、ただ、臨時の人を正職にというのはなかなか難しい話ですね。ですから、この辺はこれからの課題になりますが、ただ、町も財政的なものもありまして、なかなかそれを上げたときに、じゃ、本当に運営できるかという問題もあります。一つの課題として受けとめておきます。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 前から、ほかの議員からも質問があつて、課題だ、課題だつてずっとなっていますんで、本当に改善をしていかなければいけない部分で、行政がやっぱり社会の見本というか、行政が率先してやってりゃ、民間もどんどんやりますよ。そういう部分で、本当に理想的な町をつくるという部分ではやらざるを得ない部分があるんじゃないかというふうに思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そして、人件費という部分では、これから7番目まで質問をしますけれども、一番大切な部分ってやっぱり人だろうというふうに思います。人が全てを、やっぱり産業も育成できるだろうし、お金じゃなくて人をどう使うかという部分があると思うんで、町の、今回条例でも出てきたと思うんですけれども、専門職をという話が条例改正をしたいという部分がありました。これから後で質問したいと思いますけれども、いろんな産業の中で振興していますけれども、なかなか思うようにいっていない、昔から振興策をつくっていますけれども、どこかにやっぱり問題があるんだらう。振興策をどこかやっぱり変えていかなければいけない。じゃ、どこを変えるか。人だと思ふんですけれども、こういう部分で、産業振興の部分で専門の職員という部分をどんどん入れていかないと振興できないんじゃないかという部分があるんですけれども、今回条例でもそういう部分ありましたけれども、条例のほうにちょっと入っちゃって恐縮なんですけれども、専門職という部分を入れるというお考えはありますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 専門職といいますか、専門的な知識とか経験を有した人だと思ふんですけれども、あすの条例で提案をさせていただいておりますけれども、その趣旨は、例えば公務員としては得られないような知識、あるいはそういうものを蓄えるには長い期間を要するもの、そういう方を例えば民間の方を任期つきで採用したいというようなことですので、例えば近隣ですと観光プロモーションに職員を採用しているところ、また、建物をつくるときに建築士の方を採用しているということございますので、この制度があれば、例えば

農業に非常に専門的な知識を有している方を任期つきで採用することは可能だと思います。それが今後やるかどうかというのは、条例もまだ可決はされておられませんので、その後の話になろうかと思います。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） それは、そういうことを前提に今回条例をつくるということによろしいんですか。そういう専門職をこれから入れていこうという方向だからつくったということによろしいんですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） ご質問のとおり、これからそういう方を、多い人数ではありませんけれども、採用していこうということで、ただ、それが農業ということは今は、今年度は考えておりません。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） それでは、次に移りたいと思います。

町の重要課題の定住化対策事業あるいは少子化対策事業、こういう事業が今年度も幾つかありますけれども……

○議長（志関武良夫君） 小高芳一君に申し上げます。申し合わせ時間があと5分となりましたので、お願いします。

○7番（小高芳一君） はい、わかりました。

ということでもありますんで、具体的にいろいろこういう政策をずっとやっていますけれども、目標、ただ単に毎年毎年同じような政策をつくっているわけで、成果がどんなふうになったのか、そしてそれに対して目標をきちんと定めて、今年度こういう事業をやったからこういう結果を出したいという部分が今までは余りないわけですね。ですから、この辺のところは今後、創生事業はそういうもんだよと、そういうふうにしなればいけないということでもありますけれども、今回のこの事業については成果目標をきちんと定められておるんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この成果目標につきましては、計画の段階で定め、事業を実施して、その結果を評価して予算に反映できるということがやはり理想だと考えております。

町におきましては、行政評価を実施しておりまして、その行政評価を実施した事務事業につきましては、予算に反映しておりますが、ご質問のありました成果目標につきましては、

すぐに成果が検証できないものもございますので、設定しない状況でございます。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 行政は常に評価も、どっちかというとみんな曖昧ですよ。きちんと数字をもって、それをできなかったらなぜできないか、それを次につなげることが大事な部分であって、別に批判をするわけでも、できなかったじゃないか、おかしいじゃないかという話ではなくて、そこに数字を挙げることによって次に検証ができるじゃないですか。じゃ、これまずかったのか、少しこうやって変えようよ、いつも同じことばかりやって結果がどうかかわかんない、そういう中で毎年毎年同じものをつくり上げていってはいけないのではないか。少子化だって本当に大多喜町は1.1じゃないか、出生率がもう全国の最下位クラスじゃないですか。そこはじゃどうしたら上がるのかということを中心にきちんとやっぱり原因を突きとめて、政策が終わって、結果を見て、じゃ、違ったのか合ったのか、じゃ、ここはもう少し、もっと手厚くしていこうというような検証するためには、しっかりと数字でもって見ていかないとできないんじゃないかということで、しっかりとしたそういう数字の目標を挙げるべきだというふうに思います。

7番目の産業振興なんですけれども、この部分についてちょっと私の提案だけ申し上げさせていただきたいと思います。

今の産業振興の中の農業も観光も林業も商業も、ここに資料として、税務課の資料であります。実際には本当に壊滅的な産業振興だと思うんですけれども、こういう感じでことしも産業振興、予算を組んでいますけれども、こんな方法だったらまた来年も同じですよ。このずっと延長上。今回どうしたらいいか。先ほど専門職をとということを申し上げましたけれども、農業関係でもいろんな交付金を出して、新規就農者、お金ばんと出します、ハウスをつくるのお金出します、振興していますと言うけれども、いろんな国からの交付事業だから皆さんやりませんか、それで終わりなんです。

そこにしっかりとした人材をつぎ込んで、ここに座っているんじゃなくて、外に出て、本当にいろんな情報を提供したりとかトップセールスをしたりとかほかの団体とつなぎ合わせるとか、そういう専門家をつくっていく。観光もいろんな部分ありますんで、根本議員からいろんなことありましたね、みんなつなげなよ、行政やんなさいよ、それは無理な話で、そこに専門の観光専門職をつくって、いすみ鉄道をつなげたり、農業をつなげたり、そうやって動く人、それは退職した人でも本当に知識のある人を使って全部をつなげていく、こういうことを仕掛けていくことが大切なんだと思う。

今までみたいにここにお金出しますよ、やんなさいよ、これ振興策ですよ、これずっと続けてきたんですね。今大事なことはそこに、やっている人に情報を流したり、セールスで全国観光だったら全国に売り歩いてもらったり、そういう人を入れていく。こういうところにお金を入れていくって、今までの振興策プラスそういう部分をやっていかないと全然動きませんよ。ですから、今回そういう専門職というのがありましたけれども、退職した人だったらそんなにならない、本当に観光のプロだっていっぱいいますんで、大多喜町の観光を全国にアピールする人をつくる。そっちこっちを、大多喜町の資源を全部つなげてもらう。そういう人をぜひ入れていただいて、今までと違ったような形でひとつ振興策のほうをお願いをしたいと思います。

答弁は結構でありますんで、時間のようにありますんで、以上で質問のほうを終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 以上で小高芳一君の一般質問を終わります。

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（志関武良夫君） 次に、9番吉野僖一君の一般質問を行います。

○9番（吉野僖一君） 本日3番目の一般質問ということで、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。通告どおりですね、進めてまいりたいと思います。

3月議会ということで議案いっぱいあるということで、今回は一般質問を控えようと思いましたが、97歳の元役場の職員から手紙が来まして、平成25年12月の一般質問で町税等の未納について一般質問したことに关しまして手紙が来まして、その後どうなっているかということで、97歳の、ちょっと一部手紙を読ませていただきます。

ふだんはですね、やはり町の町だよりとか議会だよりをすごく楽しみにしているということで、常に町の行政に対してやはり心配している大先輩でございます。その大先輩から、25年12月の定例会議会で町税初め徴収金の滞納状況について質問されたということに対しての、先輩が経験したことがるる手紙に書いてありまして、町村合併のときにやはり5地区の滞納額は大変なものがあつたそうでございます。そして、そのときにですね、尾本町長はこれを一掃しようと言って、徴収班を数班つくり、一斉滞納整理に乗り出したそうでございます。徴収するということは当然のことですが、滞納者に会うのは実に嫌でした。誰も我々を笑い顔で迎えてくれる者はありません。まずは役場に対する苦情、税の不公平・不平等をまくし立てますが、これに対して正論を言つては終わりです。その言葉をよく聞いて調査すること、

よく調査して、またその家庭の実情や人となりをよく調べ、納得してもらうまで根気よく話し合うことでしたが、中には納税できると思われるのに払わない者に対しては物件の差し押さえもやりましたが、家人の前で差し押さえの札を張るのは実に嫌なものでありました。そういう経験話ですね。この強硬手段によってほとんど払ってくれ、競売まではいかなかったのだと思います。滞納にはいま一つ催告状を出すだけで片づくものではありません。そこで、再度申し上げますが、この滞納に対しても手段と努力をどのように尽くしているかを一般町民に対して知らせてほしいということで手紙が来ております。

以上、いろいろと申し上げましたが、何しろ97歳近くの高齢者の言うことですから、間違っていることも多々あると思いますが、お許し願いたいと思いますということで、1月28日付で手紙が来ております。それと人口問題もやはり心配で、その後また来ました。それは今回はちょっとあれですけども。

すごくやはり先輩の今までの町政に対しての関心、一般町民もやはり見ている人は見ているということでもありますので、一昨年暮れの質問に続きまして町税等の未納についての現状と今後の対応について伺ってきたところでありますが、これらの対策として機構改革を行い、町税等の滞納を減らすため、徴収体制を強化・充実して取り組んできたと思いますが、その後の状況について伺います。

初めに、町税・介護保険料・後期高齢者保険料等の年度別滞納状況と徴収実績についてお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、ただいまの町税等の未納についてのご質問ですが、初めに税務住民課からは町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の平成26年度の滞納額の総額、また収納実績についてお答えさせていただきます。

初めに、町税でございますけれども、未納の調定額でございます、1億596万9,000円、収納済額948万7,000円、収納率は8.95パーセント、未収額でございますけれども、9,648万2,000円でございます。

続きまして、国民健康保険税でございますけれども、調定額1億705万8,000円、収納額1,097万2,000円、収納率10.24パーセント、未収額で9,608万6,000円でございます。

最後に、後期高齢者医療保険料でございますけれども、調定額71万4,000円、収納額24万8,000円、収納率34.77パーセント、未収額46万6,000円でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。これも25年の質問と、その前に23年、24年と
いろいろ質問してきましたけれども、余り実績が、収納率がよくないというか、横ばいとい
う感じで、前回は質問したときに、専従徴収班をつくって対応しているということ聞きま
したけれども、その辺は今現在は特別収納班というのはやっておるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 税務住民課におきまして関係課の滞納と町税等が重複してい
る方につきましては、その債権の移管を受けまして、現在も収納対策係で町税とあわせて収
納業務を行っております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 専従班というのは今何名で対応していますか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 現在、収納対策係につきましては4名体制でございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） できるだけですね、税の公平ということで、未納のないように徴収し
てもらいたいと思います。

続きまして、時間があれなんで、2番の給食費についてお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 学校給食費の滞納につきましては、過年度分は平成13年度から平
成23年度のもので28名が滞納しております。

平成27年1月末現在の状況ですが、調定額499万5,000円、収入済額48万8,000円、収入未
済額450万7,000円、収納率9.8パーセントとなっております。滞納者の内訳につきましては、
分割納付している者は11名で滞納額274万1,000円、全体の60.8パーセントを占めております。

また、既に町外に転出しており納付意識が希薄なことにより滞納整理に進展のない者は5
名で滞納額91万5,000円、割合で20.3パーセントを占めております。この5名につきましては
は税務住民課に債権を移管しております。

残りの12名、滞納額85万1,000円、割合で18.9パーセントにつきましては生活困窮、支払
い義務者死亡、所在不明により、今後収納の見込みが極めて低いため、十分な調査を行い、
不納欠損処理をしたいと考えております。

過年度分につきましては電話や文書による催告、臨戸徴収、納付相談の強化を図り、滞納

額の削減に努めたいと考えております。現年度分につきましては、学校との連携を強化し、早期での滞納整理に着手して、新規滞納者の芽を摘み、年度内に完納するよう努めたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 何回も一般質問でやっておるんですが、給食費は今振り込みなんですか。昔は集金袋で生徒が学校へ持ってきたんですけれども、今の現況は銀行振り込みで対応しておるんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） そのとおりでございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 銀行振込ですと、現場の先生は恐らく子供、どの家庭が滞納しているとかわかんないんじゃないかと思うんですよね。これだけ生徒・児童数が少なくなってきましたら、やはり見直しというか集金袋ですね、やはり子供も一緒にやればね、こんな滞納がふえるとは思わないんですよ。そこら辺の改善するあれはあるかどうか。集金袋、昔のように子供が学校へ持って行く、先生と子供と一緒にそれを各クラスで受け持ってやるというか、そういうことが昔に戻るような政策ができるかできないかお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 滞納額につきましては、過年度分については13年度から23年度でございまして、それ以後についてはございません。滞納につながりそうな場合には学校を通じてお願いしているところもございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 教育長さんいますんで、教育長さんは昔は集金袋でやった、当然知っておると思うんですけれども、その辺がですね、生徒数が少ないし、子供もみずからやはり親のそういうお金を持って行って、銀行振り込みじゃ、やっぱり親のありがたさというのわかんないし、昔に帰るようなんですけれども、その辺はどうなんですかね、私間違っていますかね。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 滞納額につきましては過年度がちょっとあるんですけれども、今現在各学校で教員の雑務ということが非常に多くなりまして、そういうことも排除しましょうということで振り込みになったわけです。ということで、今年々教職員が一番大事な子供と

向き合う時間というのは非常に削減されて、一人一人の子供の状況が担任にしっかり見えな
いという問題点があって、その上またそういう集金袋で一人一人の子供からお金を集めて、
それを担任が処理することになると、また膨大な時間がこれにかかります。

それともう一つは、学校で今集金をできるだけ集めないということは、子供同士ですね、
かばんの中に入れておいたお金がなくなったというようなことがありますと、今それを、じ
ゃ、なぜなくなったのかというのを追及していくというのが非常に今子供の人権とかいじめ
の問題とかそういうことにつながるために、できるだけ現金を学校の中で、教室の中で、あ
るいは担任が実際に集めるということは非常に難しいと思っています。

現段階では、給食費も滞納しそうなときがあるとすぐ学校の担任から本人にわからないよ
うに、給食センターからの封筒に入れて家庭に送りますので、担任はこの子供についてはち
よっとおくれがちだなということは把握できる状況にありますので、今言ったような何点か
の、現金を学校の中で扱うということを考えますと、昔に戻るということは無理だと考えて
おります。

以上です。

(「議長」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 6番江澤勝美君。

○6番(江澤勝美君) 一般質問、通告制なんで、質問の相手、通告どおりをお願いしたいと
思います。

○議長(志関武良夫君) 吉野僖一君については、今江澤議員のほうから言われたように、通
告の質問に沿ってやっていただきたいと思います。

○9番(吉野僖一君) はい。すみませんでした。

○議長(志関武良夫君) 9番吉野僖一君。

○9番(吉野僖一君) なかなかやはりちょっと思いが通じなかったというか、それも教育か
なと思ったんですけども。

続きまして、町営住宅の家賃についてお伺いします。

○議長(志関武良夫君) 建設課長。

○建設課長(末吉昭男君) それでは、続きまして、町営住宅の家賃についてご説明申し上げ
たいと思います。

町営住宅使用料の26年度滞納状況と徴収状況についてでございますけれども、調定額307
万8,000円に対しまして、収納額155万2,000円で、徴収率が50.4パーセントでございます。

なお、未収額でございますけれども、152万6,000円となっております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。この辺も大分改善されたような気がしますけれども、そうですね、前回よりは大分いいですね。

続きまして、水道料金についてお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 環境水道課の水道料金の滞納状況及び徴収実績についてお答えをさせていただきます。

平成26年度ですが、調定額、いわゆる未納額ですが、2,712万1,000円、収納額985万2,000円、収納率ですが、36.33パーセント、未納額となりますと、1,730万2,000円でございます。このうち徴収体制強化による税務住民課への依頼した件数、6件ございます。昨年4月から1月までに23万9,000円の入金がございました。

今後の対応、対策ですが、現年度分の水道料金を中心に徴収強化を図りまして、極力滞納繰り越しがないように、現年度分を過年度に送らないように対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。できるだけ頑張ってもらいたいと思います。

続きまして、その他町へ納付すべき負担（保育料等）についてお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 保育料の未納についてお答えさせていただきます。

保育料の平成26年度の滞納繰越額は、件数で31件で総額33万円でございます。27年1月末での未納額は学童保育料の1件2万円でございます。この1件につきましては、既に転出をしております、今自宅訪問及び電話等で連絡をとり処理をしているところでございます。

保育料の収納対策といたしましては、年3回児童手当等の支給がございますので、保護者の方と相談をした上で、そこから未納額を差し引くような形で未納がないように処理をしております。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） これは児童手当のほうから差っ引くということで、できるだけそういうことで対応しているということで、ありがとうございます。

今後の対応、対策について全般的なことでお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 税務住民課の今後の対応、対策ということでお答えさせていただきます。

先ほど、電話催促、あるいは催告状のほかに県税事務所との共同徴収、これが年1回、2日間でございますけれども、2班体制で行っております。また、そのほかに納付意欲の見られない方、あるいは連絡がとれないような方ではですね、金融機関への預貯金の調査、また職場への給与調査等を行っております。また、必要に応じては差し押さえ等を実施してまいりたいというふうに考えております。今後も税の公平性の観点から滞納額の縮減に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間の休憩をとります。2時10分まで休憩します。

（午後 2時01分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に続き会議を開きます。

（午後 2時12分）

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 町税等の最後の、今後の対応ということで、前回は各年の対比一覧表を議員には資料を配ってほしいということで町長さんをお願いしましたところ、議事録を見ますと、各年度のそういう状況というものをある程度データ化して皆さんにお配りするということはできるということで、町長さんから回答をいただいておりますので、できましたら各年度の対比を、一覧表を各議員にお配り願いたいということで要望をしまして、1番の町税等の未納についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、2の国の政策でマイナンバー制度の実施についてお伺いします。

平成28年1月からマイナンバーを利用します。平成28年1月から社会保障、税、災害対策

の行政手続にマイナンバーが必要になります。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも法律や自治体の条例で定められた行政手続しか使用することはできませんとありますが、当町の町民に対する案内説明を今後どのように対応していくのかお伺いします。町だよりの3月号には一部掲載しておりますが、今後の対応についてお伺いします。

①マイナンバーって、何が何のために導入されるのかお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） マイナンバーは、社会保障、税、災害対策で活用するわけですが、総体的なことを総務課のほうでお答えさせていただきます。

マイナンバーと申しますのは、国民一人一人が持つことになる12桁の番号のことで、マイナンバー制度ですが、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で有効的に情報を活用し、複数の機関に存在する個人の情報が同じ人の情報であることを確認するために活用され、公平な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を図るために導入される制度でございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） これは子供から年寄りまで全て該当するということでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 住民票を有する全ての方ということです。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） これ資料を見ますと、やはり写真の添付とかいろいろありますよね。

それでも、町からほかへ行くのはあんまり好ましくないんだけど、ほかから来た場合には、やはりずっとそれは全国どこへ行ってもその番号というのはその人個人のあれで使用するということになるのですね。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 特別な理由がある場合にはそれを変更することも可能だということですが、実際としては、一般的には同じ番号を使うというようなことではございません。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 続きまして、自分のナンバーはいつわかるんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 自分の番号ですが、これはことしの10月から皆さんのマ

イナンバーをお知らせする通知カードというものが郵送で送られますので、その際に自分の番号というのはわかると、そういうようなことでございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） これ郵送ということで、それまで町が各組長さんとか区とか個々には説明はなしで、広報に出た範囲の説明でこのまま推移するというのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 制度はですね、国の制度なんですけど、特に地区で、町がという説明というようなことは考えておりません。また、不明な点は内閣府のホームページですとか問い合わせの電話番号、今回の広報にも記載させていただきましたが、そういうところに問い合わせただけであればというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今総務課長さんがそういう説明なんですけれども、若い人はそれである程度対応できると思うんですけれども、高齢者がこれを理解できるというのもなかなか難しいかと思うんですが、その辺はどういうふうに対応しますか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 今の状況で、町のほうから各地区にというようなことは考えておりませんが、ただ、10月に通知カードというのが郵送されるということです。ただ、それは、それがいわゆるカードということじゃなくて、それで必要な方はそれを申請して、申請によって今度は個人番号カード、そういうものをつくるわけですね。それは一旦、ですから町に来ていただいて写真を撮って本人の確認をして、個人番号カードというものをつくるというようなことですので、それぞれの方のその文書、そういうものが参りますので、そういうような形になるかなというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今の説明ですと、初めは郵送でもって、それであと写真とかは役場に来て手続をするというか、申請するというか、そういう今説明でしたよね。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず、10月に番号を通知しますけれども、それで不要な方ももちろんいるわけですね。番号はついてはいるけれども、個人番号のカードは要らないという方も、それはもちろん子供さんとかいらっしゃると思うので、必要な方は役場の窓口に来ていただくということになると思います。それで本人の確認をして、写真が添付されますので、

写真を撮ってというようなことに今の状況ではなるといふふうに考えております。ちょっとまだ先のことで、具体的なことはわかりませんが、そういう手続になります。全員に番号はつけますが、希望者に個人番号カードはお渡しすると。その辺が有料にするか、また無料にするか、検討する余地がありますが、そういうような手続になろうかと思っております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今の説明で、私もちょっと何か、今思っていたのは全部にやるのかなと思ったら、希望者だけという答弁なんですけれども、それがちょっと、でも、質問してよかったと思います。ありがとうございました。

続きまして、マイナンバーはいつから誰がどのような場面で使うのか、その辺について伺います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） マイナンバーは、平成28年1月から、来年1月から社会保障、税、災害対策分野の法律、あと町の条例で定められた行政手続において国民の皆さんとか行政機関が使うということです。ただ、具体的には何かといいますと、例えば年金の支給申請ですとか雇用保険の資格関係、また税の申告等に使用するというようなこととございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございました。

続きまして、マイナンバーは自由に使っているのか、個人情報の管理は安全なのか、それについて伺います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず、マイナンバーを自由に使っているかということですが、マイナンバーは、先ほどの中にもございましたが、法律及び条例で定められた手続においてのみ使用することができるということで、これを例えばむやみに他人に提供すると、そういうようなことは法律上禁じられております。

また、個人情報の管理ということですが、システムの面においては安全なセキュリティ対策を整備するというようなことを国のほうでは言っております。また、実際個人番号を使用するに当たっては、職員が直接対応しますので、職員が本人確認を、例えば写真等で実施する、そういうようなことでそういう研修も実施して、本人確認を徹底するなどの対策をとるというようなことになっております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） カードは配布されるか、使い道は、今説明受けたんで、この辺はちょっとダブるのでオーケーとします。

次にいきます。詳しい情報はどこでわかるのか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 詳しい情報ですが、先ほどちょっと申し上げたかと思いますが、内閣府のホームページですとかマイナンバーコールセンター、そういうものがございます。それがどこかといいますと、この2月24日に発行した町の広報の7ページの下のほうに出ています。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 最後になります。このカードによるメリットは何ですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） メリットですけれども、国民にとっては社会保障や税の手續に伴う添付書類が省略できる。例えば住民票ですとか所得証明とか、そういうものが不要になる事務がございます。そのほか、カード自体が本人確認のための身分証明書のかわりとなります。あと、条例で定めれば、例えば図書館カードですとかそういうもののサービスに利用できるということで、あと行政にとりましては事務の効率化、所得の適正な把握ですとか、きめ細かな社会保障制度を実施するために役立つと、そういうふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 大変細かい説明ありがとうございました。

以上をもちまして、一般質問を終わりにします。

○議長（志関武良夫君） 以上で吉野僖一君の一般質問を終わります。

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（志関武良夫君） 次に、11番野中眞弓君の一般質問を行います。

○11番（野中眞弓君） 11番野中でございます。私は2点にわたって一般質問を行います。まず1点目は、介護保険の負担軽減について質問したいと思います。

「税と社会保障の一体改革」というかけ声のもとに消費税を一気に3パーセントも上げて、物価を引き上げ、そして総選挙では医療・介護の充実を図るとパンフレットなどでは公約しながら、自民党・公明党政権は際限のない社会保障の大改悪に突き進んでいます。

年金は、自公政権が2004年に導入した労働人口の減少などに応じて支給額が減少するというマクロスライド制を発動させます。今までなら物価、賃金の伸びに合わせて2.4パーセントふえるところ、マクロスライド制の発動では1パーセントしかふえません。アベノミクスと消費税増税で物価を上昇させながら、年金の支給額は減らすという、高齢者にとっては本当に暴挙そのものであります。また、生活保護も330億円のカット。弱い者いじめ、本当に容赦ない仕打ちが続いております。

高齢化などによる自然増は、社会保障では当初8,300億円と見込んでいましたが、自民・公明政権は4,200億円に半減させました。かつて小泉内閣が、毎年社会保障自然増2,200億円を削減し、医療崩壊を招きましたが、安倍政権は自立・自助を掲げ、社会保障、弱者切り捨てに拍車をかけています。

社会保障は国民生活の土台であり、充実なくしては国民の命も暮らしも守れません。医療では、高齢者医療を狙い撃ちし、保険料の特別軽減を廃止して、保険料を2倍から10倍負担増にしようとしています。入院時の食費も1日600円、月に1万8,000円を値上げする。入院ベッドは減らす。病院からは患者を締め出そうとしています。

そして、先ほど申し上げた年金のマクロ経済スライド制ではこれを30年間も切り下げるということを発表しております。

そして、4月からばたばたと介護保険が悪くなるんですけれども、特別養護老人ホーム入所者を基本的には要介護3以上に限り、要介護1・2の待機者を締め出し、相部屋でも部屋代を徴収する。さらに8月からは、一定の収入のある階層の利用料を2倍にしたり、食費・居住費補助も削減させようとしています。介護保険から業者に支払われる介護報酬の引き下げは、先ほど山田議員も触れておりましたけれども、こういうことをして介護費全体で4,000億円も削減します。保険料では値上げをされ、サービスでは切り捨てられる。

国のこういう悪政から知恵を絞って住民を守るのが地方自治体の責務だと思います。このことに関して伺いたいと思います。

町長にお伺いします。今、介護事業に携わる介護士などの賃金は低くて、職員獲得に苦労している、あるいは人手不足のため事業規模を縮小している施設もあると聞いています。このことについては先ほども出ました。全く同感です。こういう状況の中で、介護報酬が削減されることはまず労働条件が悪くなるだろう。経営が悪くなれば働いている人の人件費を減らすというのは普通に考えられることだと思われまます。そして、労働条件が悪化すればなり手がありません。今でも介護に携わる人の離職率が高く、人手不足が深刻化している中で、

一層の介護サービスの低下を招くのではないかと危惧されますが、そのことについて、千葉県でも大多喜町は町営の特養ホームを持っているという特殊な市町村だと思います。その最高責任者として町長はいかが考えられますか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまのご質問でございますけれども、確かに介護報酬等、先ほど前段の質問の中でもありました。町で経営しております特別養護老人ホームにつきましては、大変経営が厳しくなるなというのは、先ほど申し上げたとおりでございます。しかしながら、一方で収入を図るという中で何とかいろいろこれから切り詰める、経費等ですね、切り詰める等しながら、そこで働く人たちの報酬等に影響を及ぼさないように努力するというところで、先ほど所長もお話はしたところでございます。ですから、これは全体的にはこれは国のやる仕事でございますので、私どもがどうこう言える話ではございません。国から来るお金なんで。ただ、我々がそれを、そういうふうに影響を及ぼさないように努力するというのが私どもの役目でございますので、その辺はしっかりやっていきたいと思っております。

ただ、人が今少なくなるといいますのは、これは介護の世界だけではないんですね。少子高齢化というのは、実はここにあるということなんです。ですから、少子高齢化という言葉はよく耳にしますし、また簡単にその話が出るんですが、これは全ての産業に今少子高齢化というものが非常に大きな波となってやってきております。ですから、これは例えばですね、商工業者の後継者問題、農業の後継者問題、漁業の後継者問題、または防災においての人が集まらない、また医療・介護においても人が集まらない、また教育についても学校統合等を行って、どんどん人が少なくなって統合してくると。これはもう全て少子高齢化のなせる技なんですね。ですから、これはこの世界に限ったことではないわけでございます。ただ、とはいえですね、やはり働く人の環境を悪くするということは、さらにまた悪化しますので、私ども特別養護老人ホームとしてはしっかりとその辺は守ってまいりたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 先ほど、山田議員が所長にどのくらいの影響額があるのかと尋ねました。おおよそ1,500万くらい減収になるだろうと。1,500万というのは大金だと思うんですけども、所長、それは努力で何とか現場ではなるんですか。

○議長（志関武良夫君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） 確かに1,500万、当施設にとりましては非常に厳しい内容でございます。しかしながら、先ほども欠員補充の話をちょっとさせていただきま

したけれども、今現在六十七、八名の利用者さんが入っています。それを何とかですね、最低でも76名まで引き上げまして、そうすると何とか黒字に持っていけるんじゃないかと、そういうふうに考えています。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ありがとうございます。努力で何とかなる問題ではありませんよね、相手のいることですから。一番の問題はね、国が削ってきているというところに大きな問題があると思うんです。今でも安いから人が離れていく。いないわけではないと思うんです。

うちも母がデイサービスでお世話になっておりまして、週3回お迎えにきていただきます。そうすると、何かしょっちゅう新しい顔の若者が迎えにきてくれるんです。つまりやっぱり離職率が高くて、いないわけでもないから補充はされるんだけれども、どんどん変わっていく。どんどん変わるということは、仕事になれてベテランになるまでの間にどんどん変わってしまうから、要するにサービスの質は上がらない、あるいは下がるということだと思っんです。国が企業と同じレベルで、老人ホームはもうかっているのもうけを、そんなに介護報酬やる必要はないんだというふうに言って下げたことに対して、町長は国がやることだから仕方がないんだと思うんですか、それとも怒りを感じたりはしないんですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これはですね、現実問題として私どもがどうこうできるというものはございませんのでね、これ怒って見たって解決できる話ではなくて、我々が今できることはこの今の与えられた条件の中でいかにやはり従業員の皆さん方、働いてもらう方々に影響のないように営業努力をするかということでございます。先ほど所長も申しあげましたように、確かに赤字ということが見込まれるというのは空床率という問題もあります。かつては、それほど空床率はこんなに低くなかったんですね。そういうことでこれをいかに改善するかということになりますんで、この辺もしっかりしながら進めてまいりたいと思います。これを怒って見たとして解決する問題ではございませんので、まず自分たちの経営をしっかりとやるということだと思っんです。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） うちの老人ホームは今空床率の問題ですけれども、全国レベルで見るときに本当に人手がなくて受け入れられないという現実もあるようで、私はやっぱりきちんと介護として、介護の問題というのは社会保障なんだから、国は保障しろと私は町長にき

ちんと国に抗議の声を上げていただきたい。それが実るか実らないかはわからないけれども、いろんなところでその声が高まることによってやっぱり国を動かしていく、それが民主主義だと思うんです。国がやったからといって諦めるような人に町政を任せられないという怒りの気持ちも今あることをお伝えしたいと思います。

どうでしょうか、これで終わりではなく、途中からでもどんどん施策は変わっていきます。ですから、町長ぜひ国に介護報酬をきちんとやって安心して良質のサービスを住民に提供できるような体制を保障しろと声を上げていく考えはどうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これいろいろ各自治体の首長さんの集まりもありますんで、そういったところの中で、また各それぞれの地域ですね、実情もお伺いしながら、やはり必要とあればその話にしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そのときをご自分からつくっていただけるように要望して次に移っていききたいと思います。

介護のことでの2つ目は、介護予防事業についてのことです。最後まで人に手をかけないで死にたいと誰も願っています。介護されなくても元気に暮らせるよう、介護予防と思われる事業が最近耳に入ってくるんですけれども、介護予防として行われている各事業について今までの成果と今後の取り組み、展望等について説明していただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 介護予防事業について、これまでの成果と今後の取り組みについてというご質問でございますけれども、現在本町では介護予防事業として「からだいきいき塾」「健康づくり教室」「認知症予防教室」及び「はつらつ支援☆ボランティア」「地域介護予防教室」等の事業を実施しております。

これまでの成果ということでございますが、「からだいきいき塾」につきましては運動機能、栄養改善、口腔機能、それぞれに効果が認められたところでございます。また「健康づくり教室」では参加者全体の体力年齢が9カ月後におおむね5.4歳若返りが確認でき、成果があったと思われま。す。「認知症予防教室」では前年度と比較して延べで127人参加者がふえ、参加者からは今の私の生きがい、参加中は体の不調を忘れられる、新しい友達をつくるよい機会だった、来年は学習サポーターとして参加したいなどのご意見をいただいております。「はつらつ支援☆ボランティア」「地域介護予防教室」ですが、参加者は前年度とほぼ

同数ですけれども、実施回数につきましては増加しております。

以上のことから、各事業について一定の効果があつたものと推察しております。

次に、今後の取り組みということでございますが、平成29年度に新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行を予定していることから、今までの事業の検証を行い、ボランティアの育成、支援等を行うとともに、各事業の自主化に向け、それぞれの事業を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 事業に進展があるということについて大変評価したいと思います。

最近手に入れた資料でして、これ東洋経済新報社というホームページから引き出したものですが、けれども、「介護が少ない街、和光市」ということで、介護予防、ユニークな介護予防をしているという記事なんですけれども、課長にお伺いしますが、参加者の性別というのは均等なんでしょうか、事業に参加している。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 参加者の年齢ということなんですが……

（「性別」の声あり）

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 申しわけありません。性別ですが、やはり女性の方のほうが多い傾向でございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 男性はなかなかやっぱり引っ込みがちで、こういう事業に出てこない。和光市では優等生的な事業ではなくて、カジノ、パチンコ、マージャンまではいいんですけれども、そういう事業を民間の業者さんなんかには計画していただいて、介護からの卒業ということで男の人を引き出して、重症化を防いでいるみたいなことがあります。

行政のやっている事業というのは、どうも本当に優等生的な事業が多いんですけれども、どうせやるのならというか、楽しくて遊びもあって、いろいろ年をとっても楽しめるまちづくりみたいなのも考えて、来年度から包括支援センターなど活発になっていくと思うんですけれども、町は自分でもやるけれども、民間の業者にも、民間でなければならないような事業を進めてもらって、先ほども小高議員がコーディネーターのような仕事が必要ではないか、こちらとあちらを結びつけてという、そういうふうには有機的な事業をもって介護度の浅い、介護にお金のかからない、そして誰もが老後を生き生き暮らせるまちづくりに取り組んでい

ただきたいと思うんですけれども、そういう計画というものは立てられないのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問なんですけど、まず、来年度本町では、先ほど性別で女性が多いということでお答えしたんですが、来年度、男性だけの運動教室というものを一応考えております。また、今議員さんが言いました和光市の民間の事業所がこういうカジノとかですね、そういうものを行っているということを知っておるんですが、27年度から国は介護予防ということで民間の事業所とかNPOとかいろんな団体の参入を予定しておりますので、これは一つの有効な手だてとは考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 積極的に進めてください。

それと、もう一つは介護予防なんですけれども、自分の健康状態に関心を向けていただくということで、オリブとか、そういうような皆さん集まる場所に、まちかど健康相談室のようなコーナーを設けて、お年寄りが日常的に血圧をチェックしたり、あるいは栄養相談をしたり、健康相談ができるような、そういうコーナーを設けることはできないでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまの質問ですが、今のところそういうことはちょっと考えていないんですが、ただ、福祉センターとかですね、そういう公共的なところには自動血圧計とかそういうのを置いておりますので、その辺で少しは対応できるのかなというのは考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 福祉センターとか役場とか、そういうところはあるんですが、行こうと思わなければ足向けないんですけれども、オリブは、例えばお昼前なんか12時近くに行くと、お年寄りの方々がいっぱいなんです。午後の早い時間なんか比較のお年寄りの方がいっぱい、そういうところでひよいと、あるいは血圧計一つだっただけいいと思うんです。はかってみようかなという気になるかもしれない。あるいは何曜日かは保健師さんがそこに何時から何時までいて、ちょっと相談に乗るとか、そういうのがあってもいいんじゃないでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問なんですけど、そうですね、保健師が週に一回とか行ってやるのは本当に有効だとは思いますが、今現在の仕事量とか考えますと、ち

よっとそこまでの事業を展開するのが難しい状況であります。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） どうしたらできるか前向きに検討していただけますか。保健師をもう1人どうしても雇えと町長に要求するとか。今の体制ができなければ、これから先高齢化がどんどん進む中で、ますます医療費・介護費にお金がかかります。いかがでしょうか。課長の頑張りではないでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） そうですね、人事権は私が持っているものではありませんので、事業の不足分についての人員増につきましては総務課長ないし町長には伝えていきたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 町長、いかがですか。先ほど人件費の問題、職員の定数とかどうのあったんですが。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 提案自体はですね、非常に興味があるなと思います。ただ、それが、さっき言いましたように町の定員管理等も含めますとね、なかなか今課長の答弁したように厳しいところがあります。ただ、今のご提案については大変興味を持ったところでございますが、じゃ、それを今やりますよというような答えはなかなか難しいかなと思っています。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 例えば週に一遍、水曜日なら水曜日にオリブのコーナーでやる、それはそれこそそういうものだったら、私は臨時職員さんをお願いするということってあり得ると思うんです。正規の、町で、健康福祉課で仕事をしている看護師さんと同じように働きなさいということではありませんから、どうやって医療費・介護費を抑えるか、どうやって健康意識を持ってもらうのかということで、健康度が増せば、これは臨時職員1人分の支出なんて吹っ飛ぶわけですから、ぜひ前向きで検討していただきたいと思います。

それともう一つ、先ほどの答弁の中で、身近に歩いて行ける地域の集会所とか公民館とかで介護予防を展開していると、それはいいことだと思うんです。集会所、うちのほうの集会所も買おうとは思っているんですけども、畳の上で仕事を、座ったり立ったりというのは厳しかったりします。それから手すりなどもついていないところもあります。地方創生事業でしたっけ、あの中で、公共の建物に手すりをつけたりしてくださいというのが先ほど出た

ときに、ソフトと一緒になければできません、ソフトと一緒にならできますという答弁がありました。

地域の集会所、公民館を健康福祉課のそういう事業に使わせてもらうということで、地域のその建物に手すりをつける、あるいは椅子を用意する、大体どこの集会所も畳の上に座られるんじゃないかと思うんです。だけれども、そういう事業をするときに、待っている間にちょっと腰かけるところが欲しいなんていうこともあるのではないかと思うんですね。そういう会場の条件整備というのは町のほうでやれないのでしょうか。先ほどの事業なんかも応用できないですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） まち・ひと・しごと創生ということでご質問だと思いますけれども、一つは地方で安心して暮らせるようにということの地方都市、あるいは大多喜町の各地域の特性に則して課題を解決するというものがございます。それと、今回のやつはただつくればいいというだけでなく、いろいろなものがどこまで活性化できるんだという数値目標というのが必要になってきますので、そのプログラムに応じて、やはりこれは対象になるかどうかというのは、国のほうと協議をしていって初めて決まるものになるかと思えますので、出された内容に応じて、その辺は国と協議を進めていきたいというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 可能性としてはあるわけですね。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 先ほど山田議員さんからご質問のありました関係のものであれば該当するような形になるかと思うんですけれども、私、介護のほうの、今お話しされているものと山田議員さんからご質問があったのが全く同じものなのかどうかという判断がちょっとつきませんので、その辺についてはまた後で、具体的な内容がわかりましたら、私のほうで国のほうに協議を進めていきたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 有能な公務員はいろんなものを引っ張り出して結合して補助金を取る能力があると思っているんです。健康福祉課とか、そういうところと本当に突き合わせて、できるだけ取っていただいて、ふだん、公民館って地区の、ほかの集会とかでも使って、地区に貢献するものですから、総合的に使えるようにご尽力いただきたいと思います。もし、取れなかったら、町長、それなりに町の予算をつけていただける考えはありますよね。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 何度もお答えしているんですけれども、町の財政、そう簡単ではありませんのでね、なるべく単費というのは難しいと思いますんで、先ほど企画財政課長が答えたように、できりだけやはり国、あるいはそういう補助金事業が適用できるものを探ることが妥当かなと思っています。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 財政もありますけれども、人生限られておりますので、行政の仕事は住民を幸せにすることですから、一回手すりをつくるなり椅子をつくるなりすれば、10年20年は十分もつわけです。日割り計算すれば安いものに当たります。ですから、介護予防の会場になる熱心な地区については、町もしゃかりきと、てこ入れをして、後押しをしてあげていただきたいと思います。

3点目にいきます。3点目は、保険料抑制のために一般会計から介護保険に繰り入れをする考えはあるのか伺いたと思います。

町長に伺いますが、今本町には65歳以上の介護保険加入者の何パーセントが介護サービスを受けているか、介護保険料を使っているかということですよ、ご存じですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） その辺は、特に担当課のほうでつかんでおりまして、私のほうでそこまで全部つかみ切るのはなかなか難しいものですから、担当課のほうからお答えさせます。

（「数字に強い町長ですから、ご存じかと思いましたが」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまの質問で、認定を受けている方の率ということで、今現在ですね、1月末現在なんです、被保険者が3,632人、そのうち認定を受けている方がですね、604人、16.6パーセントでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 604人が全部介護保険のサービスを受けているんですか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） そのうちですね、サービスを利用している方はですね、461人で76.3パーセントでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） サービスを受けていらっしゃる461人は、保険料を払っていらっしゃる

やる65歳以上の加入者3,632人の何パーセントですか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） すみません、もう一度お願いします。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） サービスを受けている人は461人、加入者は3,632人、3,632人から集めた、すごいシビアな言い方をさせていただきます。3,632人から集めた保険料を使っていらっしゃる方の割合。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 12.6パーセントでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ですね。介護保険は保険料を払っていらっしゃる方の12.7パーセントしか介護保険を使っていない。残りの87.3パーセントは掛け捨て保険と同じだというふうに考えていいですね。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 介護保険の制度は、国民全体で介護を見ようということが始まった制度ですので、これが掛け捨てだとは思っておりません。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） でも、介護保険が始まる時に、保険があつて介護なしということが言われました。一生介護のお世話にならない、介護されないで一生終わる人って多いはずだった。まさに87パーセントの方にとってはそういうことではないでしょうか。それに対して、税務課長に伺いますが、医療保険の利用率というのはどうでしょうか。後期高齢者医療制度と国民健康保険制度がありますが、これの加入者の利用率、どうでしょうか、教えてください。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） ただいまのご質問の国民健康保険及び後期高齢者医療の受診率というふうなご質問でございますけれども、それぞれ国民健康保険あるいは後期高齢者医療制度につきましては、個人ごとに医者にかかった場合には医療費通知を発送しております。被保険者に対しまして医療通知を発送した件数、その割合を受診率というふうなことでお答えさせていただきたいと思っております。

国民健康保険につきましては、受診率、見込みで80.3パーセントでございます。また、後

期高齢者医療の受診率89.7パーセントでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 医療保険の場合は80パーセント、90パーセント、いつか何で医者にかかるかわからないと思っているし、それが事実だと今の数字はあらわしていると思うんです。ところが、介護保険の場合は全くそれと反対なわけです。介護されるされないはほとんど本人の努力にもよると思います。例えば先ほどの質問のように、介護度を上げないための介護予防に本当に心がけていて、介護を受けない。その数字は使っている人が12.7パーセントという数字にあらわれているではありませんか。

そうすると、介護保険にとって多くの高齢者は、自分は一生懸命努力して介護をしてもらわなくても済むようにというのが、介護保険どんどん上げられてしまうと、何だかこう、やっぱり釈然としないものって残ると思うんですね。介護保険と後期高齢者の医療保険は年金天引きです。年金月額が1万5,000円以上であれば、年金からどんどん引かれるわけです。一番低い人でも4月以降は、例えば年金額が天引きされる一番低い年金額というのは月1万5,000円、2カ月ですから、3万円の年金額から4,400円引かれるわけですね。そうすると、やっぱり不平不満というか、出てくるのは当たり前だと思うんです。

介護にかからないという気持ちを強くしていただくためにも、括弧つきですけれども、掛け捨てである介護保険の保険料は安く抑える。それが高齢者の現実に合った私は施策だと思います。町長、一般会計から繰り入れる考えありませんか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 町からの一般財源の繰り入れという話ですけれども、私も高齢者の一員で、そういうことで差し引かれているところがございますが、確かにこれはみんなで支え合うということの中で出ているものでございましてですね、やはり私も少なければ少ないほうがいいなと思いますけれども、やはり介護をされる人の身になれば、やっぱりそれも大変なんでね。やはり我々も一生懸命協力するということになろうかと思いますが、ただ、こういう形ですね、町の財源を常にやはり法定外の形の中で繰り入れということは町の財源にも限りがございますので、なかなか今のところは難しいなと思っています。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今から12年前の国会の審議の中で、当時の坂口厚生労働大臣が答えているんですけれども、なけなしの財源の中から繰り入れを実施しているところに対して主体性を尊重していると、尊重しているという表現をしているんですね。やっぱり住民を幸せ

にする、終わりよければ全てよし、高齢期のやっぱり安心感というものを町は住民に保障していただきたい、そういう気持ちがあります。これについてはしゃかりきに頑張っていたきたいと思います。

もう一つ、よその自治体の資料なんですけれども、東京の日の出町の資料がありまして、ここは75歳以上の高齢者の医療費、窓口ゼロをやったと。それから、そのうち、今は70歳以上までそれは実現している。子供の医療費はもう高校生までやっている。それでどうなったか。町の負担がふえて困ったとは言っていない。それが報道されるや、年寄りにそんなにいいまちづくりをしているのなら、ほかの年代の人たちも暮らしやすいだろうと言って、人口がどんどんふえているんだそうです。定住化しているんだそうです。私たち住民が求めている、本当に安心して暮らせるということで、町はそれに応援してほしいと思うんです。自然と人が寄ってくるようなまちづくりをしてほしいんです。

仮に今回の保険料、4月以降からの保険料になりますけれども、1カ月につき200円値上がりします。1年間で1人標準で2,400円値上がりします。2,400円の値上がりを回避するのに必要なお金、大変なお金だと思いますか。先ほど計算したら870万前後でできるんです。補正予算ありますけれども、補正予算の中で何だか費用対効果が非常に疑われるような、私も個人的な見解ですけれども、そういうのには、ばんとお金が計上されておりますけれども、それでもって住民が安心できる、うちのほうは上げないで頑張っているから、皆さん介護が必要でないようにいつまでもお達者で頑張ってください、町ではこんな事業をしておりますからどうぞ来てくださって、それで宣伝すれば、あ、そうかって、きっと動機づけにもなると思うんですよね。

お金がない、お金がないと言っているんですけれども、呼び水的にお金を使って、もっとたくさんの財源の支出を抑えるというのも行政の手腕だと思います。町長、前向きに検討する考えは本当にありませんか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私は手腕がちょっと足りないのかなと今思っているところでございますけれども、町のやはり財政力というのは42パーセントで、非常に他の財源に頼っている町ですね。ですから、財政力がやっぱり60、70とかある町とは違うわけでございます。町の財政運営というのは、ほとんど町の自主財源よりもほかの財源に頼っている町がですね、福祉ということに本当にどんどんお金をつぎ込むというのはなかなか難しいと思います。そして、確かに単年度で820万とおっしゃいますけれども、これ10年続けたら8,000万を超えます。そ

ういうことで、それはそんな簡単な話じゃないんですよね。ですから、やはりまず財政力が上がっているところはできるでしょうけれども、私の町のように財政力の低い町というのは他の財源に頼る町でございますので、なかなか私は厳しいと思っています。

○議長（志関武良夫君） 野中眞弓君に申し上げます。申し合わせ時間が、あと持ち時間10分ということでございます。

○11番（野中眞弓君） ありがとうございます。

財政力が厳しいということは、住民に担税力がないということですから、担税力のない人たちに負担を余計にかぶせるというのは福祉に反します。担税力がないからこそ、住民への福祉に力を入れて、それで健康度を増す、より健全なまちづくりをすべきだと思います。そのことを要望して1点目は終わりたいと思います。

2点目は、住民への周知活動の充実についてです。

知は力ということはよく知られております。また、日常生活の中で知らなくて損した、失敗したということもよく経験することだと思います。住民が行政にかかわる場合はほとんどが申請ということになっています。もちろん申請ということでも、全員が対象の場合は担当がおおよそやってくれて、あとはこう紙が配られて判こを押して出してくださいみたいなふうに行政がやってくれるということもありますけれども、個々で対応しなければならないものは知らないで損をこうむる場合が多くあります。公平を旨とする行政にあってはならないことです。

住民への周知はどうするのだと聞くと、最近では、ホームページに載せてあります。それだけじゃ、私のようにパソコン音痴の階層はなかなか伝わらない。町の広報にも載せますというんですけれども、それが町の広報ぎりぎりいっぱい、もう満杯に詰めていてなかなかわかりづらい。見逃すこともある。それから、もういっぱい詰めてあって読む気が起きないということもあります。住民に情報をきちんと届けるというのは、町政の基礎であります。周知の方法の手段としての広報紙の充実ということについて改善を求めたいと思います。

時間があんまりありませんので、質問項目は大きく広報紙についてはありますけれども、2つ目の町の広報の大きな柱として町の施策の周知ということに重点を置いていただきたいという要望があるのですが、そのことについてはどんなふうに思われますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） その件に関しましては、野中議員のおっしゃるとおりだと思います。町行政の効率的で効果的な運営を図るために行政評価、これを行っておりますけれど

も、この行政評価の中で町の広報紙の発行に関する評価としまして意見が出されておりますけれども、町の施策を特集し、広く町民にお知らせすることを検討してほしいとの評価意見がつけられておまして、全く野中議員の考えどおりだと思います。

また、昨年開催しました町民懇話会ございましたけれども、その中でいろいろ町の政策も知られていないというような印象を受けましたので、来年度からになりますけれども、町の重要施策を、月一遍になりますけれども、特集を組んで発行するのようにしたいというふうに内部でちょうど協議したところでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） よろしくお願いたします。

それから、もう一つは、今課長おっしゃいましたけれども、評価とか住民懇談会の中で感じられたということがありますけれども、具体的に町民がどの程度の読解力を持っているかというかね、町民の意見を反映するシステムをつくってはどうかと思うんですけれども、どうでしょうか。

議員さんが、私以外の議員さんが研修で行った飯綱町の議会は議会報のモニター制度をつくっていて、発行したらアンケート用紙も一緒にモニターさんにお配りして、後で回収して意見を集約して改善に努めていると。しばらくやったら、きっと住民がよくわかってくれる広報紙ができるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 飯綱町は議会報を委員さんが1人4名ぐらい受け持ってモニターでやっているというようなことを聞きましたけれども、県内をちょっと調べてみますと、千葉県調査で広報紙に関してですけれども、県内で8つの自治体でこの制度を導入して運用しているということです。ただ、これはいずれもですね、都市部の自治体でありまして、例えば近隣は、勝浦市がこの制度を取り入れていたようですけれども、どうもモニターになる方が余りいないというようなことで、それも行政評価でそちらは廃止したというようなことを聞いております。そういうことを考えますと、例えば本町でそういうモニター制度を取り入れたとして、そういうモニターを探すのも非常に困難であることが考えられますので、それはどうかなということが1点。

それと、これにかわるものとしてホームページになりますけれども、そこに広報紙に関するアンケート調査を入れることができます。ですから、それを実施しますと、そこで例えば広報はよく見ますかとか、例えば、どういう意見がありますか、そういうものを比較的早く

統計的に取りまとめることができ、近隣でも実施している市町村ございますので、そういうものを取り入れてはどうかというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） じゃ、とりあえずそれでやってみてください。でも、初めからモニター頼むのは難しいと決めることが、私は残念だなと思うんです。モニター、友達に、おい、ちょっとやってくれよと、個人的なつながりだっていると思うんです。ここにいる行政マンは行政用語をばっと思われまいますから、やっぱり文章のこういう表現が難しくてわかりづらいよとかというのは読んだ人でなければね、わからないと思うんです。こういうときにこそ友達の手をかりるといったこともあると思います。

もう1点、最後ですか、町の重要施策について、職員が自分の居住地域の住民に説明する体制づくりをする考えありませんか。というのは私9月議会でごみのリサイクル率が市で一番の志布志市、何で住民がこんなふうに分けるんだろう、どうやっているんだろうということで、この2月に実は自主研修で行って来ました。そしたら、町の大事な、住民に絶対におかしてもらいたい、理解してもらいたいということについては、職員が自分の住んでいる地域を基本に、集会所に集まってもらって説明会するんだそうです。大体1人が1地域。職員が400人くらいいて、集会所の数が400くらいあるんだそうです。それでもって、毎年やっているわけではないけれども、重要施策についてはそういうふうにはやっています。2年ぐらい前もやりました。ごみの減量化のときもやりました。

そうすると、職員も勉強しなきゃいけない。自分の担当ではないことをやるわけですからやんなきゃいけない。でも、住民にしてみれば隣のあんちゃんが説明してくれるわけです。そうすると聞きやすい。それから、時間がたってわかんないときになってからも、おーい、あんちゃん、あんちゃんよということで聞きやすい。行政がぐーんと身近になっていくわけです。行政への信頼度も増すわけです。そういう制度を大多喜町でも取り入れたらいかがでしょうか。職員はそのために2班ぐらいに分けて勤務時間内に研修会を開いていると言っておりました。いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 野中議員のほうからお話ありましたんで、志布志市のほうへ問い合わせをいたしました。2年前に実施したということで、それからはやっていないということで、そのときは特定健診の受診率向上のためにやりましたというお話をいただきました。

志布志市ですが、平成の大合併で3町が合併して1市になりまして、地区は390地区あるそうです。面積は本町の倍以上ということで、それでなかなか話がよく伝わらないというようなことでそういう手法をとったということですがけれども、こういうことをとっている自治体というのは、多分まれではないかなと思います。それで、町がどうかということですがけれども、翻って大多喜町を見てみますと、63地区ということで、例えばそういうお知らせする場合には、これまで例えば旧町村単位です、お集まりいただいてやっているようなところに、それを所管する職員が出ておりますので、そういう方法でもよいのではないかなと考えております。

志布志市ですが、やはり職員に対して口述書という書類をつくって、こういうことを話すということをつくって、それで専門的な質問が出ると、どうしても職員がわからない、それをまた市のほうに持ち帰ってそれを所管する職員が連絡するというので、非常に手間もかかるというようなことですね、現状では、本町の場合はそこまでしなくても足りるのではないかなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 現状ではいろいろな施策が徹底しません。ごみの問題でも、例えば特定健診の問題でも健診率も高いわけではありませんし、賢い住民をつくる、ためになる情報をきちんと行政の責任で住民に流して、それをしっかり受けとめていただいて、賢い住民をつくることというのがやっぱり幸せなまちづくりだと私は思うんです。その中心になるのは役場だと思いますので、もう初めからできないとかじゃなくて、どうしたらできるのかということを考えていただきたいです。いかがでしょうか。

住民の前に行くというのは、何言われるかわからないのですごく怖いところであるんですけども、それを乗り越えなければ信頼関係も生まれませんし、町民も幸せになれないと思うんです。私たち役場に出入りして、皆さんがそれなりに頑張っている姿を見ていますけれども、町の人たちはそうではないから、自分たちの願いがなかなかかなわないことについて不満があって、それが職員を減らせだの、仕事をしないだのという不信感につながっていると思うんです。だから、いろんな面で職員がやっぱり前面に立って、いいことの前面に立っていただきたいというふうに願っております。

○議長（志関武良夫君） 野中眞弓君に申し上げます。持ち時間が過ぎましたので簡潔にお願いします。答弁がありましたら、この後ですね、後で各課の課長さんに聞いてください。

○11番（野中眞弓君） ちょうどタイムリーな発言でした。そういうことをお願いいたしま

して、そして期待をしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 野中眞弓君の一般質問を終わります。

次に、1番根本年生君の一般質問を行います。

一般質問を始める前に休憩を10分間とります。40分からにします。

(午後 3時27分)

○議長（志関武良夫君） 休憩前に続き会議を開きます。

(午後 3時37分)

◇ 根 本 年 生 君

○議長（志関武良夫君） 一般質問を行います。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません、通告に基づきまして質問させていただきます。

今年度最後の一般質問かなと、大トリをとって、終わりよければ全てよしということで、私がかうまくいけるかどうかで、27年度の一般質問がよかったかなと、悪かったかなという評価になるかと思うと緊張いたしますので、よろしくをお願いします。

地方創生について質問させていただきます。

せんだって、勝浦の三日月で研修会がありまして、議員の皆さんと役場の方々も何人か行ったと思うんですけども、山崎審議官、地方創生の統括官ということで、その方の講習を受けに行きました。その後、懇親会がありまして、そこで山崎さんとしゃべる機会がありまして、その席上、今度内閣府のほうに来たらどうだという温かいお言葉をいただきまして、私もばかなもんですから、すぐ調子に乗りまして、内閣府のほうにお電話しまして、じゃ、来なさいよということで担当官の方が会ってくださいまして、毎日、私も会社のほうを終わってからちょっと行くんですけども、本当に皆さん毎日11時、12時ごろまで役場の明かりがついていまして、皆さん一生懸命本当に勉強なさって大変だなと、私も少しは勉強しないと、質問するに当たって勉強しないとならないと思ってですね、東京まで行かせてもらった次第でございます。

それでは質問に入ります。

最初に、行ってですね、人口減少の問題について話をしました。その後、大多喜町のまず、

向こうの方々よく大多喜町のことを知らないものですから、大多喜町の紹介、東京と神奈川県から1時間ぐらいで着くよと、それで大多喜城があって古い町並みがあって、いすみ鉄道があり、養老溪谷があり、夏には蛍、大多喜庁舎が立派な賞をいただいたよと、あと県民の森、薬草園、あと大塚山、あと特産品のタケノコ等を説明させていただきました。それで、説明が終わって向こうの参事官がまず言ったのは、大多喜町には本当にいいものがたくさんあるねと、宝の山だよと、ここには地方のいろんなところから相談に来るんだそうですけれども、そのほとんどがうちのところには何にもないんだと、どうしたらいいんだということなんだけれども、大多喜町には本当にすばらしいものがあるよと、それを生かさないのはおかしいんじゃないのと。みんなで協力して行動を起こせばすばらしい町になるよというお言葉をいただきました。その件について伺いたいと思います。

地方創生推進室の参事官、担当者の方々がすばらしい素材がたくさんあるという印象を述べられたことについてどう思いますか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ただいまの根本議員の一般質問にお答えさせていただきます。

大多喜町は城下町としての歴史環境やすぐれた自然環境など、本町ならではの地域資源がございます。この資源については自信を持って誇れるものだというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 本当に、私たちは身近にいてよく感じていないかわかんないけれども、遠くから来ると、周りから見ていると確かにそういうふうに見えるんだろうなと。よく考えてみると、いすみ市さん、勝浦市、あと茂原とか長生のほうを見ても、大多喜ほど自然環境に恵まれていろんなものがあるというところは本当はないと思うんですね。本当にすばらしい環境を生かされていない、そのように痛感します。

この世の中で一番悔しいことは何だといったときにですね、実力があるのに発揮できない、実力がなくて発揮できないのはこれはしょうがないと思うんですけれども、いいものがたくさんあるのにそれを生かしていないというのは本当に悔しい限りだなと。これほど、一般的なことを言っているんだけど、本当に生かされていないというのは悔しい気がしてなりません。ですから、みんなで努力して、これを何とか本当に生かす方向でやっていけばなと思っております。

続きまして、2番目にやっぱり住宅政策、大多喜町の住宅政策、非常に大事だということは私も認識していましたので、そのことをいろいろ説明しました。町長が毎回言っているよ

うに農振地区、これが弊害になっているよと、あと保安林の関係とかもあるよということを書いてですね、こういったことを解決して住宅政策を何とかしたいということをお話ししましたところ、ほとんどの、相談に来るところがですね、要は住宅政策をやりたいというのがほとんどなんだそうです。要は同じようなことをやっても何にもなんないんじゃないのと、やはり住宅政策は余り表に出さないで、もっと大多喜町のすばらしさを実感できるような、そういった施策、そのことによって人がふえてくるんじゃないかと。

だから、それがないと町の活性化につながらない。それには大多喜町を好きになってもらわなくちゃいけない。外からの人もそうだけれども、地元の人が好きにならないと、大多喜町に住んでくれと言えない。やはり大多喜町の人が大多喜町そのものを好きになってもらえるような施策を行うべきと思いますが、いかがですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 今回の地方創生に関しましては、各地方公共団体で総花的に住宅施策を前面に出すのではなくて、それぞれ独自の地域資源を活用した事業の推進が望まれていますので、この地方創生におきましては、国の財政支援もごございますので、地域資源を活用した人口増対策を推進したいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） よろしくお願ひします。

続いて3番として、今回のまち・ひと・しごと創生法案の概要は希望の持てる環境を整備することにあるということであると認識しています。町民一人一人が夢を語れる政策をお願いしたい。今多くの議員の方が質問して答弁を聞いていますと、本当に何か暗い話ばかりで、何かやってほしいんだけど、お金がないからできない、何かやろうと思っても難しいということで、何か本当に町民もですね、これから先どうなっちゃっていくんだろうと大いに不安に駆られています。皆さん心配しています。大多喜町が将来こうなるんだよという夢を語れるような、そういった施策、昔よく言われましたですよ、貧しいけれども、楽しい我が家、お父さん一生懸命働いてくるけれども安月給、だけれども、うちに帰ると楽しい、それは、多分家族の人が温かく癒しの言葉で迎えてくれるんだと思うんですね。

大多喜町もたくさんの方が大多喜町のためにいろんなことで活躍しています。ボランティアを初め、役場の職員の方もそうですし、町民もみんな一生懸命頑張っています。そういったところでですね、少しでも皆さんに応援しているんだよ、頑張っているねというお互い励ます気持ちというのかな、何かみんなを応援するような気持ちが欠けているようにしてなら

ないんです。何かボランティアで一生懸命やっけていても、何回も、私前も言ったかもわかんないけれども、勝手にやっているんだとかね、好きにやっているんだとか、何やっているんだとか、何かそういった気持ちで見ている人が多いんじゃないか、こんなこと言っけては失礼だけれども、何かもっとみんなを応援できるような体制ができないのかというふうに考えています。ですから、もう少し夢を語れるというんですかね、楽しい施策、将来頑張ればこうなるんだという、夢を語れるような施策をやっけてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 長期ビジョンにつきましては2060年までという非常に長い期間でございます。45年間、45年先のビジョンということになりますので、ただ、今回の総合戦略については2019年度までの5カ年間ということで、国の周期と一緒にということになっております。したがって、まち・ひと・しごと創生法というのに基づいてつくるわけなんですけれども、これは少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくということが目的で定めてございます。

地方版総合戦略は、計画の策定、先ほど言いましたように5年間という期間、さらに施策ごとに重要業績評価指標を定め、毎年P D C Aに基づいた評価の実施が義務づけられておりますので、町の実情に応じた環境の整備を図ることが必要ではないかなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 本当に細かい説明でわかるんですけども、夢を、この政策をやっけて町民が夢を語れますかね、どうですかね、自信というか、誇りに思うとか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 町民いろいろな方がですね、やはり十人十色で夢というものをもちだと思ひます。したがって、全ての人の夢をかなえるというのは非常に行政として難しさがあるのではないかなと思ひますが、やはりいろいろなところで、これから先いろいろな人の意見を聞きながらつくっていかなければならないものだと思いますので、そういう面ではできる限り、そういう意見を重視しながら計画づくりしていきたいというふうには考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） よろしくお願ひします。

次に、4番目にですね、やはりまち・ひと・しごと創生法案の概要の中で、人というところで地域社会を担う個性豊かで多様な人材を確保しなさいということが創生法案の概要のところ大きく書かれています。大多喜町にはですね、大多喜町が大好きな個性豊かな人材がたくさんいます。例えばNPO法人の理事長さんとかですね、いすみ鉄道の社長さん、あと観光協会の会長さん、事務局長さんとか、あと具体的に名前挙げて申しわけないけれども、手作り甲冑隊の方とかですね、某町議会の議長さん、副議長さんも本当に個性豊かで大多喜町が大好きな人たちがたくさんいると思います。育てなくてもたくさんの方がいるんです。それで個性が豊かですから、何となく、こんなこと言って申しわけないけれども、とっつきにくいとか自分自身を持っているから、なかなかみんなと融合してというのが難しいのかもわからない。

しかし、私が思うに、そういった人たちが仮に一つにまとまってですね、一つの事業をその人たちが一つにまとまってやったら本当に何かすばらしいものができるんじゃないのかなと。今個々にやってもそれなりの成果を上げているので、その人が仮に一つの事業をみんながまとまってやれば、何かすばらしいことができるような気がするんです。ですから、そういった人たちの連携を図るような、協力して、それには誰か仲立ちがないといけないですよ。それは行政がやるべきではないかと思っています。そういった人たちを有効に生かすような何か体制をつくる必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議員さんのおっしゃるとおり町にはすばらしい人がたくさんいらっしゃると思います。それで、行政が、いろいろな分野でこれから連携していかなくてはならないということで考えております。それぞれ、この場合には連携する目的に合わせて、その都度個々具体的に検討するのが必要ではないかなというふうに考えてはおります。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） では、今度はそういった体制をつくるように努力していただけるという事でよろしいんですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これはですね、地方創生で本来そういうものを特定の人だけでつくるというのには余り私は積極的には賛成するところじゃないんですけれども、いろいろなやっぱり人の意見があるかと思っておりますので、やはりそういったものをまとめる政策とい

うのも大事じゃないかなと。ですから、また、先ほどおっしゃられたすばらしい方々、いっぱいいらっしゃいます。そういう方はそれぞれの目的に合わせて、そういう集まりをつくったほうがどちらかといったらいいのではないかなというふうには考えておりますけれども。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひお願いしたいと思います。私も協力できるところはぜひ協力したいと思っていますので、よろしくお願いします。

それで、5番目に、参事官の方が特に強調していたのは、今回の地方創生の一番の目的は就業の機会を創出することであると。地域の特色を生かした就業の機会が創出されるような施策を応援すると。やはりその点、大多喜町には、すばらしいものがあるよということをお話されていました。いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 仕事をつくることは生活する上で必要なことで、仕事があれば町から転出者を減らすことができますし、安定した収入を得ることができれば、若いうちに結婚することができ、出生率も上昇することが考えられます。大多喜町の素材を生かす仕事で若い人の就業の機会をふやすことは必要なことだと考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それで、皆さんの答弁の中でも、やりたいんだけど、人材がないというのが大きな問題になっているかと思います。ですから、その人材を確保するためにですね、役場のほうが幾ら何かやろうと思っても人材がいなければ、人がいなければ何もできないわけですので、民間の、当然やるとすれば今度行政のほうは先ほど言ったように人員をもうふやすことはなかなか難しいということになれば、民間の方々に応援してもらえないんじゃないかなろうかと思っています。そういった努力をですね、受け皿づくりを、ただ、金がないから、人がいないからじゃなくて、受け皿をいかにつくってもらるか、そういったことを各民間のほうに働きかけて、それで受け皿をつくってもらって、それで事業をやると。今後は受け皿をどうするのかということに少し方向を転換して、やってみたらどうかなと思っています。

ちなみに、今度地籍も大きくやるんだけど、やはりそれについては、民間の力が必要だということで、多くの人材を確保するために民間のほうで今人集めを行っています。大多喜町、このままいくと100年ぐらいかかるという地籍においてやはりどうしても受け皿がないとできないんで、受け皿づくりを、民間のほうで今一生懸命行政と一緒にかわってやっ

ています。そういったことを民間と協力して、一つの事業を役場だけではできないわけですから、民間と一緒に一つ一つの事業を考えていく、一からつくり上げていく、そういった形でないとなかなか施策はできないと思います。

そういった受け皿づくりをやるべきではなかろうかと、民間と一緒に、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この計画をつくるに当たりましては、やはり民間の方の力というのは非常に必要だと思います。特に仕事づくりという面におきましては、やはり行政よりも、例えば企業連絡協議会とかですね、いろいろなところで現実的にそういう事業を行っている人、あるいは農業関係の方、そういう方にも十分なお意見をいただいてつくりたいと思っていますし、また大多喜町に関係するそれぞれいろいろな仕事につかわれている方もいらっしゃると思います。そういう方のお力もかりながら、何とかこれらの事業を推進していきたいというふうには考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それともう一つですね、ちょっと観光の面で言うと、この間の全員協議会か何か、きのうの説明の中で、何かハードはちょっとこの町並みの整備難しいからできないと。ハード、建物とかそういったものをつくっても、それをもてなす心がないと何もできないんじゃないかと。仮に100人、200人お客が来ても、その人がどれだけ楽しんで帰っていつてくれるのか、これは古い城下町だけじゃないですけども、要はサービスの心、もてなしの心というんですかね、そういったことを熟成していかないといけないんじゃないかと。今町民一人一人もそういったおもてなしの心というんですか、そういったのがちょっと薄いような気がしています。

だから、地方創生の中で、ハードは無理だけれども、ソフトはできるということを聞いています。講師の方とかですね、そういった方を招いて研修会をやるとか、それで今後、こういったふうにおもてなしの心とか、大多喜町ではいいものがあるんだから、もっとこういうふうにやっていかなくちゃいけないよというソフトの面というんですかね、意識の高揚というんですかね、そういったのを図るような施策をお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 意識の高揚を図るというようなことをございます。これは非常に難しく、その意識の高揚を図ってどのぐらいの効果があるというものをしっかり出し

ていかないと、ここら辺が非常に難しいところですね、あとハード的なものがだめだと言っているんじゃないで、ハードを含めて、この地方創生のソフトものを使って、どのぐらい人口が例えばふえるとか、例えばあとお客がどのぐらい増加する、それによって仕事ができる、そういうところを主流にしてくださいということです、その辺のところはいろいろな計画もこれから先定めていかなくはなりませんので、皆さんからご意見をお伺いして、その中で、いろいろなものを協議していきたいというふうに考えています。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 確かにそういったソフトの面は結果を求めるのはなかなか形で、ハードの面は形が出てくるからあれですけども、難しいんだろうけれども、よくこれも言われますよね、まちづくりは人づくりということで、本当に、町長も何回も言うように人材、本当に人づくり、これがなくても何もやってもだめだと思えます。ぜひ人づくりに向けた施策をお願いしたいと思います。

次にいきます。続きまして、学校統合に伴う通学、下校時の安全対策について。

学校統合に、この間老川と西畑小学校も統合したんですけども、今回上瀑と総元も統合するということです。通学時間も長くなります。下校時間も長くなります。また、今度児童クラブ、学童保育ですか、大多喜小学校から今度上瀑小学校にも移ると、そうするとその間の送迎、あと生徒たちが学校にいる間の安全対策、こういったものを確保することが重要ではないかと。今までの形とは違う形の安全確保が求められているんじゃないかと。最近、ニュースとかでも盛んに流れていますよね、不審者、危害を加える事件、こういったことはもう起きてからでは遅いんで、やはりそれについては十分な注意、安全確保が必要だと思います。その件について質問します。

学校や地域において子供の安全確保の取り組みが行われていると思うけれども、現在どのようなようになっていて、学校統合とか、さっき学童保育の関係で場所が移る、そういったことも含めて安全確保の体制を見直しをしていると思いますけれども、どのような形で行っていますか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 児童・生徒の登下校時の安全対策につきましては、教職員、保護者による学区内のパトロール、校外指導を実施しております。また、交通安全、不審者対応につきましては警察による交通安全教室、講習会等を実施しております。さらに、学年に応じて学級指導等の時間に交通安全の知識、不審者対応について事例を具体的に示しながら指

導をしているところであります。

大多喜小学校では集団登校、学年ごとの下校を実施しており、1年生の下校には教職員が付き添っております。ことし4月の統合後においても、子供たちの安全対策には十分配慮したいと考えております。大多喜小学校は4月以降スクールバスを運行いたしますが、当初スクールバスに教育委員会職員や教職員が乗車をし、乗降時や停留所周辺の安全確保を図ってまいりたいと考えております。期間につきましては、子供たちの状況を見ながら決めたいと思っております。

また、子供たちが身の危険を感じたときに駆け込むことができる家や企業である子ども110番の家が46軒ほどありますが、さらにふやしていきたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 最近不審者が多いということで事件が起きています。今の体制で十分であると、大丈夫だということによろしいですか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 現状です、できる限りの対応をとっております。さらに安全の確保を図りたいとは考えておりますけれども、現状ではできる限りのことはやっておると思っております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） わかりました。極力お願いします。

それともう一つ、児童クラブの関係なんですけれども、今度大多喜小学校から上瀑小学校に移ると。それで、聞くところによりますと、大多喜小学校でやっている場合には学校の先生も、誰かしら、大体男の先生が多いらしいんですけども、大体7時とかぐらいには男の先生のどなたかが残ってくれていると。今回上瀑小学校に移ると、今度そこには臨時の職員の方、女性だけだと思います。昼間の日の高いうちはそれでも大丈夫かなとは思いますが、冬なんかになるともう4時半、5時真っ暗になります。多分6時、7時ごろまで学童保育やっているんじゃないかなと思いますけれども、その辺の安全対策はどのように考えていますか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 今行われている大多喜小学校から上瀑小学校のほうに児童クラブが4月、基本的には1日から移動になるということで、その安全対策ということだと

思いますけれども、今指導員の方が5名お願いしてありまして、実際向こうへ行きましたも、指導員は常時5名ということで、根本議員の言ったとおり全部女性の方です。

この安全対策といたしましては、それぞれ5名の指導員の方に災害対策の分担等を決めまして、子育て支援課、または警察署などに何かあった場合には連絡体制を整えるということと、また勝浦警察署等の巡回パトロール、パトカーで回ってもらうのもお願いするし、地区に防犯パトロールのボランティアの方々がいらっしゃいますので、そういう方にも声をおかけしまして、定期的にパトロールの巡回のコースに入れていただくというようなことも考えております。また、地元区長さんにもお願いいたしましてですね、区民の方に4月からこういうふうになりますからということで、何かあったときにはちょっと目を向けてもらいたいというようなことで今のところ考えております。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今、大多喜町の定住化に向けていろんなたくさんの施策を行っております。事故はないと思うけれども、万一ですね、何かこういった児童の不幸な事故が起きてニュースにでもなるとですね、大多喜町は安心・安全な町ではないんじゃないかと、じゃ行くのやめようかと、そういった風評被害というのかな、そういったことが起こりかねないと思っています。ですから、本当の子供の安全・安心を守るために全力で取り組んでいただきたいと思います。

続いてですね、地域社会の安全・安心のために、夢まるふぁんど委員会というのがあるのをご存じだと思いますけれども、そこで防犯パトロールカーの贈呈の支援事業を行っております。これは、主にやっているところは千葉日報社とか大体報道機関が多いんですけども、パチンコ玉がですね、フロアへ行くと、私なんかたまに、最近は行きませんが、床にこう転がっていますよね。パチンコ玉は誰のものかわかんないんで、店でとっちゃうわけいかなんで、それを何かためておいて、それで基金として積み立てて、それでこういった防犯パトロールカー、軽の青パトと通常呼ばれているものだそうです。これを毎年寄贈しています。年に四、五台ですかね。

近隣の市町村、夷隅郡市、勝浦、御宿、いすみ市は全部もう何年も前にもらっています。長生のほうも大部分、たしかもらっていないところは2つぐらいかな、だと思います。それで私これどうなんですかということで、各自治体、近くのところは直接行って聞いてきました。ちょっと遠いところは電話等で係に聞いてみました。そうしたら、皆さん大変重宝して

いるよと。申請するときも、当然ただでもらうわけだから、それなりの計画書は出すんだけど、正直言って大したものじゃないと思っています。行政の方だったら十分対応はできるものであると。

報告義務、普通はそういったのをもらうと月に何回使ったとかパトロールしたとかという報告義務があるんだけど、そういったものもないと。それで私直接千葉日報社の夢まるふぁんど委員会のほうにお聞きしました。そうしたら、どういったときに使っていいんですかと言ったら、仮に用があって、老川に行く用があったときにそれに乗って行ってくださいと、そうしたら普通の車で行くよりは防犯になるでしょうと、それでもしその近くで、ちょっと不審なところがあったら、そこをついでに回ってきたらどうですかと、どういった使い方をして構わないと、有効に使ってくださいということを言われています。

それと先ほど言った学童保育の件なんですけれども、仮にあの青パトを暗い時期になったら玄関のところに置いておくとか、駐車場のところに置いておくとか、そうするだけで、あいつたのがとまって、パトカーがあれば不審者も出てこないんじゃないのかと。普通出てこないですよ。かなり確率が低くなると思います。

ですから、車は定期的に計画的に買っているということですが、これただですし、恐らく軽ですから車検も2年に1回、そうすると大体10万円ぐらいですかね、軽。あと保険代が数万円かかりますか、四、五万かかりますか。あとメンテナンスはどの車を使っても同じですし、ガソリンもどの車で行っても同じですから、年間にすると多分10万円ぐらいの経費でいけるんじゃないかと。そうすると費用対効果だけでも、恐らくこれ何十倍の効果があると思われま。ぜひ、もらうべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは総務課のほうからお答えさせていただきます。

ご質問がありました防犯パトロールカー寄贈事業ですが、千葉日報社などの県内のマスメディアと千葉県遊技場協同組合、そこで構成する団体が行っている事業で、平成18年から平成25年までの8年間で40市町村に防犯パトロールカーを寄贈しているとのことでございます。無償で車をいただけることは町にとってありがたいことだというふうに考えております。寄贈される車は白と黒のツートンカラーの車体に青色のパトライトがつけられているため、使い方によってはある程度用途が限定されるかと思っておりますけれども、その後また、寄贈を受けた後の維持管理、それは町の負担になりますけれども、公用車も古いものもございますので、関係課と協議しまして、5月末日が申し込みの期限だということですので、それに間に合う

ように申請をしたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 前向きな答弁ありがとうございます。

それで、やはりちょっとこれも聞いたんですけれども、ここで何か講習を受けないと、一応パトカーなんで、講習を受けないといけないと。それは勝浦警察署でいいそうです。勝浦警察署にですね、大多喜町から何時に10人行くよとか15人行くよということであれば、向こうで講師の方がもう予定して待っててくれるそうです。大体30分ぐらいで終わるということですので、ぜひお願いしたいと思います。

続いていきます。買い物弱者……

（「議長」の声あり）

○議長（志関武良夫君） はい。

○6番（江澤勝美君） 一般質問の途中で大変恐縮なんですけど、この質問の中に、3番の中に固有名詞がたくさん出てきています。固有名詞を使うのは好ましくないと思いますので、固有名詞を削除してもらいたいと思います。

（「わかりました。じゃ、固有名詞は言わないようにします。すみません」の声あり）

○1番（根本年生君） 高齢化や人口減少を背景に地域商店の撤退などにより、徒歩圏内に生活必需品を買うことができる店舗が不足しています。高齢者を中心に大変困っています。それを少しでも解消するために、国の補助金、移動販売車代の一部と聞いています、を受け、町内にある会社が移動販売事業を行っています。これまで雨の日も風の日も休むことなく、天候の悪い日は利用者が大変少ない中でも、一人でも待っている方がいるというような思いで移動販売を行い、買い物環境の改善を図ることを行っています。行きますとですね、皆さん、お年寄りの方がそこに待っていて、多いところだと10人ぐらい待っていて、そこで皆さん楽しく会話しながら、いろんな買い物をしているという形で行っています。その件について伺いたいと思います。

現在、どのような人たちがどのような形で利用しているのか、また個人宅に直接行き、これ停留所にですね、歩いて来られない人のところに直接個人宅にも伺っているということですね。個人宅に直接行き、販売している人数はどのくらいいるのか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 買い物弱者対策について、どのような人がどのような形で利

用しているか、また個人宅直接販売の人数はどれくらいかというご質問ですが、利用者については60歳代から80歳代の人が多く、1日平均約50人前後の人が利用しているようです。そのうち約90パーセントが女性の方です。主な買い物は野菜・果物・魚・揚げ物・煮物・弁当・お菓子・パンなどです。個人宅へ直接行って販売する件数は40件ぐらいと聞いております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ありがとうございます。

こうして見ると、本当に買い物に困っている人にとっては大変な手助けになっているのかと思っております。

続いてですね、私これまで、なかなか時間とれないんですけども、月曜日から金曜日の間、各コース、一通り移動販売車の後を追っかけて、そこに行って、どんな買い物をしているのか、それで、そこに行って買い物をしている人に、何か困ったことはありませんかとか、もっとこういうふうになれば買いやすくなるだけけども、何か意見ありませんかとか、そういったことを聞いているんですけども、皆さん非常に助かっているということで、何かあったら私もできるだけ協力するんでということによっております。そうしますと、皆さん本当に楽しく会話をしながら買い物をしている、それで運転手兼販売員の方も1人なんだけけども、その方も本当に一生懸命ですね、和気あいあいとみんなと楽しそうに買い物をしている様子が印象的で、本当にこれは続けていかなくちやいけないなという思いを強くしているところでございます。

その件についてはいかがですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 移動販売車と利用者との関係についてのご質問ですが、移動販売によりコミュニケーションが生まれることについてですが、この移動販売については民間事業者で実施していますが、この事業者は移動販売時に高齢者見守りネットワーク事業の協力事業者でもあります。高齢者など買い物に困っている人のための買い物支援と同時に安否が確認でき、さらに利用者と販売者との間でコミュニケーションが生まれることは高齢者が安心して生活を送ることができる環境を確保できることにつながると思います。すばらしいことであると思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） ありがとうございます。

先ほど、山田議員の中でプレミアム商品券、それなかなか難しいということでお話がありました。それで私ちょっと調べてもらったら、隣のいすみ市では、1,000円と書かずに1枚の中に500円、500円と2つあって、そこを真ん中を、切り取り線が入っていて半分500円で使うことができると、枚数は同じなんですけれども、500円、500円になっていると。そうすることによって、恐らく買い物、移動販売車で使う方も使いやすくだろうし、よそに行っても、1,000円だと困るけれども、500円であれば皆さん使い勝手がいいんじゃないかなろうかと。恐らく枚数は同じですし、印刷するの1,000円と書くところを500、500と入れるだけだから、印刷費とか経費もそんなに変わらないんじゃないかと思えますけれども、それについて検討してみる余地はありますか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） これについては商工会と協議中ですので、協議してみます。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 商工会と協議中だということだけれども、役場のほうでこうやってほしいということであればできるんじゃないかと思えますけれども、どうですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 今回、約1万部の発行で数も多いんで、その辺で協議が結構難航していますんで、また話してみたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） よろしく申し上げます。

それと、今回の質問じゃなくて、まだ、この移動販売が行われていないときにですね、私、地域住民、事業者、商工会とかNPO法人と買い物弱者対策を立ち上げてはどうかと質問したところ、まだ事業が動き出していないので、事業が動き出してから検討するという答弁がありました。私はぜひこういったことをつくって、利用者が少しでも利用しやすい環境というか体制をつくるべきだと。

やはり利用者にしてみるとですね、ぜひ来てもらいたいんで余り無理なことは言えない。移動販売車側についてもお客さんですから無理なことは言えない。そうすると、ストレス等がたまってきて、物が言えなくなってきたりすると、ぎくしゃくしてきちゃうんじゃないかと。こういった連絡協議会みたいなものをつくっておいて、お互いに言えないことを間に

誰か入って、こうつなげるような役割、そういった体制づくり。それと、買い物弱者で一生懸命やっている方は移動販売車だけではありません。地域の商店も皆さん頑張っております。移動販売車は週に一回だけです。それ以外は地域の商店で買い物をしているわけです。

ですから、これが移動販売車だけに限ったことではなくて、これから地域の商店を地域でどのように守っていくのか、そういった話し合いの場を設ける必要があるんじゃないかと。そうしないと、恐らく地域の商店もなかなかこの先難しくなっていくのかなと。地域でみんなで考えて、できるだけ地域で買えるものは地域で買おうとか、何かそういった形でみんなが努力して、一商店が勝手に閉めるというんですかね、閉まらないようにみんなで努力するような、そういった協議会をつくるべきだということでここに書いています。その件についてはいかがですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 買い物弱者対策協議会を立ち上げて、移動販売事業を皆で協力して事業を推進すべきではないかというご質問だと思いますけれども、ご指摘のとおり移動販売事業を始めて約1年が経過しました。開始前に区長会、民生委員、ケアマネジャーなどを通じて利用案内などを行っていただきました。今でも民生委員やケアマネジャーには広報活動を行っていただいています。また、いすみ市の話ですけれども、いすみ市での事業展開については、いすみ市としては地元の商工会や商店への所属など地固めをしてもらえば、国庫補助事業申請など書類の作成や後方支援については検討できると伝えてあるそうです。

ご指摘のとおり、今後買い物が困難な人はふえることが予想されます。この移動販売の事業者としては協議会のような組織の立ち上げは希望していないという意向であります。今のところ特に苦情などはないため、事業者と連絡を密にしながら必要であれば社会福祉協議会や区長会などの会議の場で利用の広報などを支援していきたいと思っております。

それから、先ほどの広く地元の商店とかこの移動販売も含めての協議会というのは、ちょっと考えていませんでした。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） これ答弁はいいんですけれども、地方創生の中で小さな拠点づくりとか、いろいろな面でそれもできるような気がしますので、やっぱり地域は地域でまず守る、それを外部がいろいろ応援すると。やっぱりそういった協議会というんですかね、何かそういったのは必要ではないかと。それと、いすみ市で仮に始まると、いすみ市の応援がすぐければ何かそっちへ行っちゃうんじゃないかということで危惧しているんです。現在、町から

一切の補助金をもらっているわけでもありません。営利企業ですから、これは、もうからない仕事です。ですから、地域、行政、みんなが応援してやらないと、いつ撤退してしまうかもわかりません。みんなが応援する体制を整えていくべきではなかろうかと思っています。

以上です。

続きまして、農林業の振興と観光行政の充実について、伺います。

私の考えているところ、これから大多喜町のことを考えると、農林業の振興と観光行政の充実が大変大切ではないかと。二大成長分野ではないかと。これを伸ばしていくことが定住化にもつながっていくのではなかろうかと。さっき地方創生の中での一番の目的は就業の機会の創出だということですがけれども、やはり農林業の振興と観光行政の充実、これに今のところ行くしかないんじゃないかなろうかというふうに思っています。

それについて、先日公表された新総合計画の施策の一環として過去の10年、過去というか現在も続いていますけれども、今までの施策の評価はどうですかということをやっただいて、その表をホームページで見させていただきました。そうしましたところですね、大変難しい問題であってなかなか大変なんだろうけれども、農林業の振興というところは、星印が1個、2個、3個とあって、3個は大変よくできた、2は何とかいいんじゃないのと、星1個はちょっとなかなかうまくいかなかったなというところなんだけれども、ほとんどが星1つなんです。農業生産基盤の整備とか担い手、農業後継者の確保、生産性の向上、地域特産物の開発、あと有害獣、流通体制とか、ほとんど1つなんです。大変難しい問題ですから、これを星2つにする、3つにするといったら、大変なんだろうけれども、このままの体制でいって果たしてこの農林業の振興ができるんだろうかというふうに危惧しています。

あと観光の面でも、大体観光のほうは星2つが多いんだけど、ただ、課題の中にはですね、ほとんどもうやっぱり課題だらけで、このままではいけないということが羅列されています。

ですからね、本当に今非常に難問題を抱えているのが産業振興課ではなかろうかと。それで地方創生の中で、地方創生先行型で実施する予定の事業、この事業を見ても、このうち半分以上は産業振興課が主体となってやる事業ではないかというふうに認識しております。

農林業と、あと商工観光は相反する部分もあると思うんです。農業を振興して農地を守ろうとすれば、要は商業、観光とかの面にも影響が出てくる。やっぱり両方並列してというのは、相反する部分があるんでなかなか難しいのかと思っています。町の活性化を図るためには商工観光課と農林課をできれば分けて、それとイベントとかも大変多いですね。産業振

興課のイベントは多い、いろんなところへ出かけていっている、やはりこれを何とか本当に
二大成長分野だと思っていますんで、このままでは両方だめになっちゃうんじゃないかな
と大変危惧しています。いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 根本君に申し上げます。持ち時間が10分ほどになりましたので、お
願いします。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、商工観光課と農林課というふうに分けてはどうかと
いうご質問でございますけれども、商工観光に関する部門につきましては、平成7年度に1
つの課として独立をしまして、その後、平成20年度に企画課と統合して企画商工観光課とい
うふうになりました。その後、企画課を離れまして、農林課と統合しまして現在の体制にな
ったということで、非常にそういう複雑な経緯がございます。

商工観光も農業も町にとって非常に重要な部門でありますけれども、一方で先ほども小高
議員の質問の中でお答えしましたけれども、人口が減少する中で職員の削減、これも進めて
いかなければならないというようなことで、こういうことでありますと、逆にある程度組織
を大きくしてお互いに仕事をカバーできるような、そういう体制をとることも必要ではない
かなと考えております。また、仮に課を分けるといたしましても、正規の職員をふやすとい
うことは困難だというふうに考えております。特に必要があればですね、例えば嘱託職員で
すとか臨時職員、そのようなことで一時的なものは対応していくほうがよろしいのではない
かなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） このままの体制で農林業の振興と観光行政の充実は図れると考えてい
るとのことですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 課は、課といいますか、各課ですけれども、町長の補助職員で
ございますので、最終的には町長の判断ということになるかと思っておりますけれども、ご質問
にありましたように、産業振興課が所管する事業というのは、今回の地方創生に係る事業は
非常に多くなってございますけれども、今後これを効率的にやはりやっていくのは、現在分掌
している事務事業を、こういうのを精査して優先事業をつけてやる。あるいはそのスケール
メリットといいますかね、そういうものが図れるものは、例えば課題になりますけれども、
広域的にやっていく、そういうことも必要ではないかなというふうに考えておりますので、

いずれにしても、現状のまま課を2つに分けても職員をふやすことは非常に難しいのではないかなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 私思うに、人間には都市型の人間と農村型の人間、私なんかは本当に町なかの人間なものですから、商業とか観光には仲間も多いし、昔から触れているから詳しいし、いろんな情報も入ってくるんです。しかし、農業のことについては本当に田んぼもやったことないし、畑もやったことないような人間なんで、ほとんどわかんないんです。

だから、都市に詳しい人間と農村に詳しい人間と、両方詳しくて立派にやっている方もそれはたくさんいるでしょうけれども、多くは片方に精進した方が多いんじゃないかなろうかと。やっぱり適材適所でいけば、農林と観光を分けてそれぞれ、今の課長は両方優秀でやってくださると思うけれども、一般的には優秀な方を片方ずつやるのが理想ではないかと思えます。ぜひですね、本当にこれ両方とも非常に大事な分野なんで、何を行うにしてもその体制がなっていないことには何もできないと思っております。何をやるにしてもですね。だから、ぜひこれ今後の検討課題としてお願いしたいと思えます。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 課を分けるとかという一つの手法もあるでしょうけれども、ただ、その問題よりも、むしろ、じゃ、今その課で抱えている課題、今ありましたようになかなか実績が出てこないというのは確かでございます。それは先ほど小高議員の質問でもありましたようにね、なかなか現実には、産業振興課は今大変厳しいところにあります。その中で、まず何よりも、やはり今根本議員の話にもありましたように、まずは専門分野のそういった方々の協力をいただくということのほうが重要なのかなと思っております。それは横の連絡というものを、なるべくふやしていくと。

昨年も、お城まつりにつきましても民間に移管しましたように、このような形で徐々に民間の力をかりた形でふやしていく。いろいろ連携の中で、これやはり解決していくしかないのかなと思っております。今の職員の体制の中で課を割って解決できるという考え方というのはなかなか難しいと思えますので、むしろ民間の力のある方、専門の方がたくさんいますので、そういった方をいかにうまく連携して、つないでいくかということに方向性はあると考えていかなければ難しいのかなと思っております。

全て町がいろんな事業をやるということは、なかなか今の体制では、むしろ難しいものですから、それはできるだけそういう民間の団体に、徐々にやはり移していくという形で、

我々町のほうとしては支援のできる部分では黒子になった形の中でやりたいと、そのような考え方で今進めようと思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひですね、今までの体制を、どんな形でもいいんで、体制を見直していただいてですね、ぜひともこの二大成長分野を伸ばしていってもらいたいと思います。

次にいきます。それについて、観光の基本計画、あと農林業活性化基盤整備計画等などですね、計画がないことには、どのような形でどのようにやっていくのか目標がないのに何やれといってもなかなか難しい、ぜひこの2つの計画はつくるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 観光基本計画、農林業整備計画を策定すべきではないかのご質問ですが、本町は観光も農林業も計画書はありません。農業においては中心経営体を定めた人・農地プラン、また、認定農業者や新規就農、農地の集積などを定めた農業経営基盤強化の促進に関する基本構想などあります。本来であれば具体的な目標を設定して、それに向けて仕事を進めていくことが最良と考えます。現在、平成28年度からスタートする第3次総合計画を策定中であり、今後は産業振興課職員で問題や課題、将来的な方向などを洗い出し、平成27年度中に具体的な計画が立てられるようにしたいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひつくっていただきたいと思います。

時間もないので次に行きます。それで、もう時間もないんで、あとまだ3つ書いてあるんですけども、1つだけ、6番の町おこし団体の連携について。

これ地域で頑張る町おこし団体同士の連携を図るためですね、協働のまちづくりを進めるため、26年3月に会議が行われて、12か13団体ですかね、その人たちが集まって、自分たちはこういった団体なんだよと、要は一生懸命やっているんだけど、それがどのような団体でどのような活動をしているのかというのが皆さんわかっていない。こういった地域おこし同士の団体でもわかっていない。なおかつ町民の方々についてはほとんどと言っていいほどわかっていない。そういった人たちのことをみんなで応援して育成する必要があるんじゃないかなという目的で開かれた団体ですけども、その後、これが開かれていません。なぜでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 町おこし団体の会議についてですが、この会議は団体間の情報交換や連携を保つことで活動がより一層効果的になるのではないかとということで、平成26年2月20日に第1回会議が開催されました。町内12団体の代表者が出席し、意見交換が行われ、この中の意見としましては、活動の問題や悩みを聞いてくれる場ができた、お互いに助け合えるなどの意見がありました。この会議は特に定期的には開催するのではなく、構成団体からの要請で産業振興課が会議を招集することとなっておりますが、適宜開催も必要であり、またこの5番の質問である誘客会議と合同で開催することも考えたいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 根本君に申し上げます。持ち時間がもう来ましたので、簡潔にお願いします。

○1番（根本年生君） これ目的はですね、皆さんボランティアでやっているんだけど、皆さん高齢化になってなかなか事業が思うようにできないという団体が結構多いんです。そういうところは横の連携をとって、俺のところこういうことをやるから手伝いに来てよとか、お互いに連携し合える体制をつくっていかないと、一生懸命やっているこの町おこし団体が消滅してしまうんじゃないかという思いで集まったもんだと思っております。この辺をぜひよろしくお願いします。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 以上で根本年生君の一般質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終了します。

会議中ですが、ここで10分間の休憩をとります。50分まで休憩とします。

（午後 4時39分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に続き会議を開きます。

（午後 4時49分）

◎会議時間の延長

○議長（志関武良夫君） 間もなく5時になりますが、議事の都合により会議時間を延長いたします。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第6、議案第2号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第2号 指定管理者の指定について、本文の説明の前に提案理由の説明をさせていただきます。

もみの郷会所交流体験施設につきましては、平成13年3月に50年余り続きました分校が閉校になり、この分校を活用して活力ある地域づくりを支援するための施設として、平成16年度に整備したものでございます。

その後、平成17年10月以降、会所区を指定管理者といたしまして今日に至っております。現在は恵まれた自然環境の中、そば打ち体験教室、もみの木庵の運営を初め会所高原もみじまつりの開催など、施設や自然を有効に活用した事業展開が図られているところでございます。

町といたしましても、区民の皆さんが主体的に管理運営にかかわり、積極的に事業に取り組んでいること、安定した利用人員、収入が見込まれ、施設管理が効率的に運用されていることから、今後も引き続き会所区を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。7ページをお開きください。

次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設

名称 大多喜町もみの郷会所交流体験施設

位置 大多喜町会所154番地

2、指定管理者

名称 会所区

代表者 会所区長 石井文男

3、指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） もみの郷、私もずっと行かせてもらって、何回か行っているんですけども、大変すばらしい施設で、恐らく今まで役場もいろんな面で支援、協力してきたと思いますけれども、なお一層の支援、協力が必要だと思います。今後はどのような支援、協力体制を築いてやっていくつもりなのか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 指定管理をお願いするに当たって、まず管理費用ということで町から委託料を支出しております。これにつきましては月 2 万 5,000 円ということでございます。あと、宣伝のほうに、いろいろなものにつきましては町のホームページとかですね、そういうものであわせて連携するような形をとっておりますので、これからもそういう形で一緒になって推進していきたいというふうに考えています。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第 2 号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員であります。

したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第 7、議案第 3 号 大多喜町障がい者施策推進計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、議案第3号 大多喜町障がい者施策推進計画の策定についてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

大多喜町障がい者施策推進計画を別冊のとおり策定したく、大多喜町議会基本条例第11条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別冊の大多喜町障がい者施策推進計画をごらんください。よろしいでしょうか。

今回策定する障がい者施策推進計画は、第3次障がい者基本計画及び第4期障がい福祉計画となります。障がい者基本計画は、障害者基本法に基づき、障がい者施策の町としての基本方向を総合的に定めるものでございます。障がい者福祉計画は、障害者総合支援法に基づき障がい者福祉サービスについて事業量を推計し、その確保、方策を定めるものでございます。

計画の策定期間は、障がい者基本計画が平成27年度から32年度までの6年間、障がい福祉計画が平成27年度から29年度までの3年間となります。

8ページをお願いいたします。

計画の内容でございますが、初めに計画の基本方向として、一人一人を大切に、ともに生きるまちづくりと定め、全ての住民がお互いに人権を尊重し、地域で支え合うまちづくり、全ての障がい者が自分の望む生き方を主体的に選び、個性を発揮して、地域で活躍し、決め細やかな支援を受けながら自立した生活を送るまちづくりを基本理念として定めております。

次に、基本目標でございますが、町の方策といたしまして6つの基本目標を15ページ以降に掲げてございます。

15ページをお願いいたします。

初めに、地域生活への支援の充実でございますが、居住の場への支援や日常生活への支援の充実を進めてまいります。

19ページをお願いいたします。

ここでは理解を広げ、権利を擁護する取り組みの推進ということでございますが、障がい者について理解を広げることと、今後問題になってくるであろう親亡き後の財産管理などについて障がい者の権利を擁護する仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

23ページをお願いいたします。

次に、子どもへの支援体制の充実でございますが、子ども・子育て支援施設や療育施設、

学校が連携して、疾病や障がいの早期発見に努め、子どもたちが一人一人の個性に合った養育・教育の支援に努めていきます。

次に、26ページをお願いいたします。

就労支援の強化でございますが、障がいを持っている方であっても、地域で生き生きと働き、活動していくことで経済的自立だけではなく、生きがいがある生活を送れるよう努めていきます。

次に、28ページをお願いいたします。

安全・安心な暮らしの確保では、障がいを持っている方々が安心して暮らしていけるように建物や道路、公共交通機関のバリアフリー化を進めていきます。そして、地域で障がいを持っている方がご家族を支えていけるように、地域ぐるみ福祉の充実を図っていきます。

32ページをお願いいたします。

健康で文化的な生活への支援につきましては、障がいの原因となる病気などを健診や健康づくり活動を通じて予防していくとともに、生涯学習活動やスポーツ・レクリエーションへの参加を通じて生きがいづくりや運動機会の充実を図っていきます。

以上が障がい者基本計画の内容となります。

37ページをお願いいたします。

次に、障がい福祉計画でございますが、障がい者基本計画の基本理念や基本方針との調和を配慮し、基本目標として3つの目標を掲げ、その実現を目指していきます。

初めに、自己選択・自己決定ができる環境づくりにつきましては、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別や程度にかかわらず、障がい者がみずから居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境づくりを進めます。

次に、身近な地域での障がい種別によらない一元的なサービスの提供につきましては、町内または近隣市町村の多様な福祉資源を最大限に活用しながら、身近な地域で、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの提供を進めます。

次に、地域生活移行と就労支援の強化では、身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から就労支援の強化を図ってまいります。

これからの基本目標に基づき、38ページ以降に町としての地域生活移行と就労支援の数値目標、そして各サービス事業量の見込みと提供体制の確保策を設定いたしました。

簡単ではありますが、以上で大多喜町障がい者施策推進計画の策定についての説明を終わり

ます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今回はこれ基本法に基づく第3次障がい者基本計画、それから支援法に基づく第4期障がい福祉計画であるとするれば、その前の、今実施中のそれぞれ2つの計画の達成率というのでしょうか、どうなのでしょう、大まかな印象で構いません。

それから、この今提案されたものは来年度、この4月1日からの実施計画になりますよね。

この計画について当年度分、27年度分はきちんと予算化されているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 前期の計画の状況ということですが、まだ最終年度が、26年度が終わっておりませんので、その後状況を見て調査していきたいと考えております。

それとですね、27年度から、4月1日からこの計画を始めるわけですが、予算的にはその辺は見込んでございます。

○議長（志関武良夫君） ほかにはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第8、議案第4号 大多喜町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、議案第4号 大多喜町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定についてご説明いたします。

11ページをお開きください。

大多喜町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画を別冊のとおり策定したく、大多喜町議会基本条例第11条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別冊をごらんください。

今回策定する本計画は、介護保険法第117条により3年を1期として介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものでございます。

なお、同法において介護保険事業計画は老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならないとなっておりますので、本町におきましても高齢者保健福祉計画とあわせて計画を策定いたしました。

計画の内容でございますが、別冊の計画書の目次をお開きください。

計画の構成でありますけれども、第1部が計画の策定にあたって、第2部が具体的な施策の展開となっております。

第1章の計画の概要でございますが、4ページをお開きください。

第3節の計画期間でございますけれども、この計画は平成27年度から平成29年度の3年間の計画となります。

6ページをお開きください。

第2章、高齢者を取り巻く状況では、人口の状況、世帯の状況、要支援・要介護認定者の状況、介護保険サービスの利用状況及び日常生活圏域の設定について記載してございます。

14ページをお開きください。

日常生活圏域の設定でございますが、大多喜町では諸条件を考慮した上で、第5期計画と同様に町全体を一つの圏域と設定いたしました。

次に、第2部、具体的な施策の展開でございますが、第1章、重点取り組み事項ですが、17ページから39ページに医療・介護サービスの提供体制改革の趣旨、それと地域包括ケアシステム構築、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び高齢者の居住環境

の新体制について記載しております。

19ページをお願いいたします。

第3節、新しい介護予防・日常生活支援総合事業ですが、今までの予防事業が、介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業にかわるものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

第5節、高齢者の居住環境の新体制ですが、今回の改正で特別養護老人ホームの新規入所者条件の変更内容について記載されております。この内容ですが、要介護3以上の方が今度は対象になりまして、要介護1・2の方についてはやむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められた場合には、町の適正な関与のもと特例的に入所が認められるというものでございます。

40ページをお願いいたします。

次に、第2章、高齢者保健福祉サービスの充実ですが、40ページから54ページに各種健診、サービスの実績、そして今後の見込み及び新しいサービスの検討について記載してございます。

51ページをお願いいたします。

新しいサービスの検討ということで、高齢者宅のごみの問題に関する代行システム、移動手段の確保、ボランティア等へのポイント制の導入等について今後検討していきます。

55ページをお願いいたします。

第3章、介護給付事業ですが、55ページから66ページにかけて各サービスの実績及び平成27年度から平成29年度までのサービス見込み量を記載してございます。

67ページをお開きください。

第4章、介護保険事業の適正な運営でございますけれども、第1節、保険料負担の公平化に向けて、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため、保険料の標準6段階を標準9段階への見直しと、低所得者の第1号被保険者保険料の軽減強化を図るものでございます。

68ページをお願いいたします。

一定以上所得者の利用者負担の見直しですが、保険料の上昇を抑え、制度の持続可能性を高めるため、一定以上の所得がある方の自己負担割合が1割負担から2割負担に変更となります。

次の補足給付の見直しですが、資産等を勘案する見直しが行われます。つい最近、国から

通知がありまして、預貯金等と配偶者の所得については平成27年8月から実施、非課税年金収入につきましては年金情報のシステム等が間に合わないため、翌年の平成28年8月からの実施となるというふうに連絡が来ております。

71ページをお開きください。

第3節、介護保険料の算定について記載してございます。保険料基準額は月額4,500円となります。

次のページの所得段階別保険料でございしますが、1段階から9段階までの保険料を設定したものでございます。第5段階が基準額となります。

73ページですけれども、第5章として計画の推進体制について記載しております。

77ページ以降は資料編でございします。

簡単ではありますが、以上で大多喜町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定についての説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 38ページの（1）の特別養護老人ホームの新規入所条件の変更の中で、最後のところに、町の適正な関与のもとと書いてあります。これはどんな関与をするのか、どの程度の関与か。

それと51ページ、③のボランティア等へのポイント制の導入、これはどういうことなんでしょうか。千葉県でも、ほかの市町村でも導入しているところがあるみたいなんで、どのようなポイントでやっているか、そこら辺がわかったら教えていただければと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） まず初めに、38ページの特別養護老人ホームの新規入所条件の変更ということでのご質問でございしますが、町の適正な関与のもとということなんです、今後ですね、この辺をどういうふうに持っていくのか、これからというか、検討していくところでございまして、一つ考えられるのは、老人ホームで要介護1とかですね、2の方が出た場合に、町のほうに相談が来るとしますので、その辺で状況等を確認して、本当に必要なのか、必要じゃないのかと、その辺の関与をさせていただきたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） その点につきまして、あしたの老人ホームの設置と管理の条例の改正があります。それをあした皆様にご審議願うわけですけれども、その中で、今までは要介護者が特別養護老人ホームに入所できたわけですけれども、先ほど健康福祉課長から説明があったように、4月1日からは要介護3以上の者という形に変わります。ただし、要介護1の者については、あしたまた説明しますけれども、4つぐらいの条件がございます。もし要介護1または2の方が、入所の申し込みがありました場合は老人ホームのほうから町のほうに、先ほど言うように相談をさせていただきます。実際、在宅で本当に介護できないのかということが、多分それが問題になると思いますので、町の意見をもらいまして、うちのほうとしては、それをもとに老人ホームに入所をできるかどうか判断したいと思っています。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それともう1点、51ページのボランティア等へのポイント制の導入ということでございますが、さきの12月の定例議会のときに山田議員さんから質問がありましたポイント制の導入ということで、来年度以降実施に向けて検討していくということでご回答しておるところですが、今のところ、まだどういうふうやっていくかと、県内で7市町村ぐらいですかね、やっているところがありますので、その辺の状況を確認するとともに、今後進めていきたいと思っております。ただ、いろんな自治体がありまして、現金でお金を渡しているところとかですね、商品券、または介護保険の保険料を少し安くするとか、そういういろんな方法が考えられますので、今後町としましてもどういうものがよいのか検討していきたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 特老のほうの今所長さんから話があったんですけども、介護度3以上ということは、先ほど来、山田議員が一般質問でやりましたけれども、介護度の高い人が結構いて、その分いろんな事情があって床があいたと、今は六十何床しか入っていないということで、将来的には大変経営的にもいろんな面で苦しくなると思いますが、介護度3以上だと、そういうように今あいている、六十何床しか入っていない、そこで80床に、満床になる可能性もあるということですね。

それと、ポイント制度は今まだ導入はしていないというような話ですけども、これは27年度から29年度の計画ですね。それでももうたつてあるんだったら、いいことは早くやったほうがよろしいんじゃないですか、導入は。いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ボランティア等のポイント制度につきましては、一応27年から3年間の計画の中に入っておりますので、なるべく早く進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（志関武良夫君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） 先ほど野村議員さんがおっしゃったように、介護3になりますと、入所のほうがどうかということですけども、今現在うちのほうも、何とか今年度中にですね、3月、ちょっと時間がありませんけれども、それに向けて、1はちょっと今のところ考えていないんですけども、2の方について、もう毎日のように電話をかけまして、何とかこちらに来てもらいたいように営業活動をしているという状態でございます。

確かに国のほうではずっと介護度が重い方を優先的に入れなさいということになっておりまして、うちのほうもそれをやってきたんですけども、今はそういうことを言っているような状況ではありませんので、介護2または3の方に、3はいいんですけども、やっぱりある程度要介護度が低い方のほうが、逆に考えてみると入ってからですね、入院するリスクが低いと、入ってもまた一月とか2週間とか、それでまた入院されても、それ以降につきましてはちょっとうちのほうに収入も入ってきませんので、なるべく老人ホームにいてもらうために介護度の低い者でも今勧誘しているところでございます。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 24ページのはつらつ支援ボランティアについて、これ私、勉強不足でよくわかんなくて、ちょっとインターネットで調べていたら、千葉県大多喜町というのが一番トップの上で出てきているんですね。一番最初に大多喜町のはつらつ支援ボランティアというのが出てきている。これは大多喜町独自のものなんですかね、それともいろんなところで使っているのに何で大多喜町が一番上、頑張っているなという強い感激を覚えたんですけども。それと、これを見てもやっぱりかなりボランティアとか地域の人たちの協力を得ないと、この計画が成り立っていかないんじゃないかと思っています。今の体制ではなか

なか難しいと思っています。ボランティアの方々も高齢の人が結構多いので、今の形でこの計画ができるのかどうか。

それとですね、あともう一つ、30ページの見守り協力事業所が、声かけ等のさらに踏み込んだ、見守り活動の実現に向け、活動の助成等を考えているよとあるんだけど、具体的にこれはどのようなことを考えているのか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） まず1点目のですね、はつらつ支援ボランティアでございますけれども、このネーミングは大多喜町独自のネーミングだと思っております。

それと、ボランティアの養成の関係でございますが、確かに根本議員の言うように、これから本当に強化していかなくちゃいけないと思っておりますが、今回介護保険の改正で介護予防事業がですね、総合支援事業に変わりますので、その時点でやはりボランティアさんの協力なしでは本当にやっていけない状況でございます。大多喜町の場合、あしたなんですけれども、一応条例の改正とかその辺で出させていただくんですが、総合支援等を実施する時期をですね、2年間先送りして29年4月1日からということで今考えております。その間にボランティアさんとかいろんな協力を得る、講習会とかそういうものを開いて強化していきたいと考えております。

それと、高齢者の見守りネットワーク事業のことでございますけれども、まだ具体的にはちょっとその辺は考えていないんですが、一応そういうものもほかの市町村でもやっておりますので、そういうことをちょっと考えて参考にして取り入れていきたいなどは考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 46ページの歯科保健事業の推進というのことで、これが入ってきたことについては歓迎するものであります。ただ、47ページに行くと、歯周疾患検診ですが、40、50、60、70と10年スパンで検診になっていきますけれども、歯科というのは案外と、口の中ってばい菌の巣だから、悪くなり始めるとわーっと悪くなっちゃうスピードが速くなるような気がするんです。このスパンを例えばもう半分、40、45、50、55と5年刻みぐらいのスパンでやってもいいのではないかというふうに思います。

それから、報告をちょっとしなかったんですけど、75歳以上の後期高齢者については今年度、それから来年度もやるということですけど、歯科検診に対して助成金が出ると

ということになっておりますから、これは高齢者医療保険ということですので75歳以上の方も入れてはどうなのかなと、それとも前期高齢者までなんだろうかとというのが1点と、それから、48ページの生活支援サービスの充実で外出支援サービス事業ですが、相変わらずここではタクシーを使ってということになっております。今このところ、経費がね、確かに利用者個人からすれば1人1台対応でドア・ツー・ドアで行くのでいいのですが、費用対効果を考えてとき、もっと効率よくということで、相乗り、別名デマンド、そういうのに変えたらという提案をずっとして、それで何か地域総合交通システムがどうのこうのというので先送りされているんだけど、ここの、相変わらずこれで突っ走るんですか。こういうところで経費の削減というのはできるはずだと思うんですけども、その2点伺います。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 1点目の歯周疾患検診でございますけれども、本町でも今実際にやっているんですが、なかなか受ける方が、高齢者の場合少なくて、大体高齢者の場合、ほとんどの方が歯の治療をやっているということで、なかなか歯周疾患の検診というのは人数が少ないのが現状でございます。ただ、ここにでも目的としましては40歳、50歳、60歳、70歳ということを対象に検診を実施するということをやっておりますので、今後、その辺の、5歳刻みにするか、その辺はまた今後の検討課題としていただきたいと思います。

それと、外出支援サービスの事業ということでございますが、先ほど言いましたように、確かに交通体系の関係で総合的な協議をするということになっております。一応ですね、今この外出支援が一番有効な事業ではないかと考えておりますので、今回こういう形で載せていただいております。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今の外出支援事業サービスの件で、これも私も前からちょっと言っているんだけど、大多喜、近くの方は料金によって不公平が、何か近くの方はその基準内で行けるけれども、遠くの老川、西畑の方は遠いんでかなりの自己負担が出てきちゃうと、それは不公平ではないかと。たしか大多喜町内に近くの方はほとんど補助内で収まるけれども、老川の人たちは行って帰ってくれば結構な金額になっちゃうんで、その見直しをやっていただけるというような形で思っていたんだけど、計画の中に入っていない。

それと、一般質問の中でも言ったんだけど、買い物弱者対策、これと連携していけば、もっとこれを、買い物弱者対策を、地域の商店とか移動販売車とか、それも絡めて、協議し

ていけば、この外出支援サービスの費用は抑えられるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の連携は今後とっていきべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 町内の交通政策ということでございます。これにつきましては、今月中に法定協議会を立ち上げて、町内の地域公共交通網の形成計画をつくるという予定でございます。したがって、今の段階では現状のこの外出支援サービスということで入れてございますけれども、これから1年間かけて、町内の交通政策のあり方というものを皆さんからいろんな意見をいただきながら、どういうものが一番大多喜にマッチしているのかというような計画をつくりましますので、それに基づいてまたこの外出支援サービスもですね、外出支援サービス、一番いいサービスかもしれませんけれども、若干低下する可能性もございますけれども、そういう中で町内の公共交通というものを模索していきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 71ページです。介護保険料の算定が載っております。6期、5年刻みで載っているんですけども、だんだん値上げになっています。介護予防事業が成功すれば、成功するという決意のもとにこれを全部値上げしないという形で抑えられませんか、そういうつもりはありませんか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまの質問なんですが、介護予防事業を充実することで保険料を今までどおりとするということなんですが、実際に介護予防事業はこれからどんどん進めていかなきゃならないと思っております。なおかつ、高齢者が年々ふえている状況でありますし、この介護保険のサービスも年々増加しております。そういうことで、今回、この国の示されたワークシートでいきますと、過去3年間の利用状況を考えますと、やはりこれだけの金額がかかるということになっております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(志関武良夫君) 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第9、議案第5号 区域外道路の路線認定及び廃止の承諾についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(末吉昭男君) それでは、議案第5号 区域外道路の路線認定及び廃止の承諾についてご説明申し上げます。ページは13ページとなります。

まず、提案理由でございますけれども、本案につきましては、いすみ市の区域外道路といたしまして大多喜町区域内に既にいすみ市の市道として認定されている道路でありまして、いすみ市で今回道路情報システムの再構築にあわせまして市道の見直しを行ったことによります市道の一括認定及び廃止のため、道路法第8条第4項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

区域につきましては、別紙図面を添付させていただいておりますけれども、場所につきましては、森宮地先の神保電器手前より正立寺方面へ向かう道路と、神保電器先から同じく正立寺方面へ向かう2本の道路の認定及び廃止となります。

それでは、本文に入らせていただきます。道路法(昭和27年法律第180号)第8条第3項及び同項を準用する同法第10条第3項の規定により、いすみ市長から下記のとおり区域外道路の路線認定及び廃止に関する協議がなされたので、これを承諾する。

記。

1、いすみ市が認定する区域外道路の路線。

路線名、市道0111号線、起点、大多喜町森宮三角444番1地先、終点、いすみ市大野字苗代台481番2地先、延長、266.00メートル、幅員、9.49メートル～9.64メートル。

路線名、市道2352号線、起点、いすみ市正立寺字久保22番1地先、終点、大多喜町森宮字伏木403番16地先、延長、257.38メートル、幅員3.50メートル～20.00メートル。

2、いすみ市が廃止する区域外道路の路線。

路線名、市道夷10号線、起点、いすみ市大野字苗代台481番2地先、終点、大多喜町森宮字三角444番1地先、延長、266.00メートル、幅員、9.49メートル～9.64メートル。

路線名、市道夷311号線、起点、大多喜町森宮字伏木403番16地先、終点、いすみ市正立寺字新田550番1地先、延長、257.43メートル、幅員3.50メートルから6.30メートル。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） これ路線の周辺の土地は多分大多喜町の地主さんが持っているのが多いんじゃないかと思っています。これ財産的には大多喜町のものだと思うんですけども、この道路ですね。ただ、無償でいすみ市に市道として貸し付けているという考え方でいいのか。

それと、あともう一つ、どうしてこここのところがですね、普通であれば大多喜の地先であれば大多喜町の町道になるのが普通だと思いますけれども、なぜこれがいすみ市道なのか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） いすみ市の市道はですね、地面ですね、底地につきましては市で認定していますので市の所有になると思います。町道につきましては町の道路ですね、町で所有しております。

それで、なぜこれが大多喜町にあっていすみ市が認定しているかといいますと、その奥に正立寺という集落がありまして、正立寺はいすみ市に存在するわけですので、正立寺に行くためのものということで、旧夷隅町で当時整備された道路であるので、それを今回いすみ市で一括認定、一括廃止するということで新たに路線名の変更を行うものでございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 確認なんですけれども、今いすみ市道なんで、財産的にはいすみ市のものだという答弁があった、それでいすみ市のものなんですね、この道路は。ただ、私が思っていたのは財産的には大多喜町の地籍なんで大多喜町で、市道として無償で貸与しているとか、そういったことではなくて、財産的にもいすみ市のものだという認識でいいわけですか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 私はいすみ市、もともとは個人の持っている土地をいすみ市で買収していすみ市の市道に認定したものと認識しておりますので、正確にちょっとお時間いただいて、若干お時間いただければ確認させていただきます。

（「いいです、後で」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 後で根本さん、それ建設課長のところに行って調べてください。

（「はい」の声あり）

○議長（志関武良夫君） これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

◎散会の宣告

○議長（志関武良夫君） 皆さんに申し上げます。

以上で本日の日程は全て終了しました。

長時間にわたりましてご苦勞さまでした。

なお、3月6日の会議は提案されている事件が多いことから、会議の開始時間を午前9時に繰り上げて開くこととしたいと思いますので、ご承知いただきたいと思います。

説明ありがとうございました。

これにて本日の会議を閉じます。

ご協力いただきましてどうもありがとうございました。

散会といたします。

大変お疲れさまでございました。

(午後 5時50分)

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 2 号)

平成27年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

平成27年3月6日(金)

午前 9時00分 開議

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	小高芳一君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	志関武良夫君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	加曾利英男君	企画財政課長	西郡栄一君
税務住民課長	市原和男君	健康福祉課長	永嶋耕一君
子育て支援課長	三上清作君	建設課長	末吉昭男君
産業振興課長	野村一夫君	環境水道課長	川寄照恭君
特別養護老人ホーム所長	齋藤健二君	会計室長	高橋啓一郎君
教育課長	野口彰君	生涯学習課長	関晴夫君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 大竹義弘

議事日程（第2号）

- 日程第 1 議案第 6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 7号 大多喜町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 8号 大多喜町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 9号 大多喜町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 10号 大多喜町情報公開条例及び大多喜町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 12号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 13号 大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 14号 大多喜町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 15号 大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 16号 大多喜町薬草園設置管理条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 17号 大多喜町保育園の設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 18号 大多喜町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 19号 大多喜町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 20号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 21号 大多喜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定

介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に
関する条例の制定について

- 日程第17 議案第22号 大多喜町地域包括支援センター設置条例の制定について
- 日程第18 議案第23号 大多喜町歴史的景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第24号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第13号）
- 日程第20 議案第25号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第26号 平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第27号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第28号 平成26年度大多喜町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第29号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第30号 平成27年度大多喜町一般会計予算（提案説明）
- 日程第26 議案第31号 平成27年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（提案説明）
- 日程第27 議案第32号 平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（提案説明）
- 日程第28 議案第33号 平成27年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（提案説明）
- 日程第29 議案第34号 平成27年度大多喜町介護保険特別会計予算（提案説明）
- 日程第30 議案第35号 平成27年度大多喜町水道事業会計予算（提案説明）
- 日程第31 議案第36号 平成27年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（提案説明）
- 日程第32 発議第1号 大多喜町農業委員会の委員の推薦について
- 日程第33 発議第2号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

◎開議の宣告

○議長（志関武良夫君） おはようございます。

議員各位を初め、町執行部の皆さんには昨日の本会議に続きましてご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時00分)

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程に入ります。

日程第1、議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（野口 彰君） それでは、15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。本文に入る前に、提案理由のご説明をさせていただきます。

平成27年4月1日付で地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行となることから、大多喜町行政組織条例、大多喜町特別職給料等審議会条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正と、大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の廃止が必要となります。

第1条の大多喜町行政組織条例の一部改正につきましては、本法律の改正により、総合教育会議を設置することになり、町長が会議を招集することになります。町長部局において、総合教育会議に関する事務が生じるため、総務課の分掌に総合教育会議に関することを加えるものであります。なお、実際の事務につきましては、教育課の補助執行で行う予定であります。

第2条の大多喜町特別職給料等審議会条例の一部改正につきましては、教育長が一般職の

職員から特別職で常勤の職員となり、審議の対象となることから、本条例の第2条に教育長を加えるものであります。

第3条の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、本法律の改正により、教育委員会委員長の職が廃止となり、教育長が教育委員会の代表となることから、別表中の教育委員会委員長の項目を削除するものであります。

第4条の大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の廃止につきましては、本法律の改正により、教育長の職が一般職から特別職になることに伴い、給与及び旅費等について、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例が適用となることから、本条例を廃止するものであります。

なお、第2条から第4条につきましては、経過措置が適用となり、本法律附則第2条第1項の規定により、教育長が引き続き教育委員の任期満了まで在職する場合は、本条例は適用せず、改正前の条例が適用となります。

それでは、本文に入らせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

大多喜町行政組織条例の一部改正。

第1条、大多喜町行政組織条例（平成16年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条総務課の項に次の1号を加える。

第9号、総合教育会議に関すること。

大多喜町特別職給料等審議会条例の一部改正。

第2条、大多喜町特別職給料等審議会条例（昭和39年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改める。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。

第3条、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会委員長の項を削る。

大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の廃止。

第4条、大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成3年条例第1号）は、廃止する。

附則。

施行期日。第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置。第2項、この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、第2条の規定による改正前の大多喜町特別職給料等審議会条例第2条の規定、第3条の規定による改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定及び第4条の規定による廃止前の大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 組織条例の関係なんですけれども、第2条の総務課の項に次の1号を加えるということで、総合教育会議ということなんですけれども、この関係については、これは随時開かれるものか、それとも特別、年に何回とか。それと同時に、今まで教育委員会議というのが月に1度開かれているわけなんですけれども、その教育委員会議はそのまま継続し、またなおさらに教育会議は別に設けていくのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 総合教育会議の協議調整事項につきましては、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備の重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置ということでございます。ですから、いつやるかというのは、適宜開催されるというようなことになると思います。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 緊急性ということで、特別に町長が会議を開くということであれば、そういう形で開かれると思われるわけなんですけれども、その場合、教育委員会議は月に1回は、これは必ず今までどおり開かれるわけでございますか。確認をお願いします。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 教育委員会議につきましては、定例会議と臨時会議がございまして、定例会議につきましては年4回ということで決まっております。臨時会議につきましては

は、適宜開催ということで行っております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） この会議によって、教育行政が具体的にどのように変わっていくのか。それと、今後また何か総合教育会議でいろいろなことを決定していくようになるのかと思うのですけれども、その辺は具体的にどのようなことを決定していくのか。

それと、これによって首長の権限が教育行政にかかわってくるようになるのではないかと考えております。その辺はどのようになっていくのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 私のほうから今の根本議員の質問にお答えします。

この総合教育会議ができることによって、どのようにこれが変わっていくかということは、今までは教育委員会というのは教育委員5名が集まって会議を開いていました。この総合教育会議につきましては、今回首長、町長と教育長と教育委員、この人たちが会議を開くということが総合教育会議です。どこが変わっていくかといいますと、これは総合教育会議に町長が出席されるという理由は、今まで教育委員会の中で民意が反映されていないのではないかという、そういう反省点が、今回60年近くになって初めて改正されるわけですけれども、選挙で選ばれた町長さん、いわゆる首長さんがこの会議に入ることによって、民意が反映されていくということが一つ大きな理由です。

それで、どのように変わっていくか、町長さんが今まで入らなかったこの会議に入ることによって、また、町政全体幅広いものが見えている町長さんがお入りになるわけですから、そういう点が変わっていくかと思えます。

それから、どういうことを決定するのですかという2つ目の質問ですけれども、これは大きいことで、例えば学校の耐震化をどうするかとか、あるいは学校の統廃合、これは今まで大多喜町も統廃合等につきましては、総合教育会議が始まっていなかったですけれども、これはもう私のほうから町長に随分何回も言って、こういう方針でいきますということをやっていたのですが、そういう大きいことについてこの総合教育会議で、今までは個々でやっていたんですけれども、それがこういう大きい会議で決定していくということです。ただ、この会議で、例えば教職員の人事ですとか、それから教科書をどう選んでいくとか、そういうことはこの総合教育会議ではやらないということになっています。

それから、首長の権限が強くなっていくのではないかということですが、首長さん

の意見が反映されるということで、これは首長さんは大多喜町民から選挙で選ばれた方ですから、極力、関西のほうではかなり強い権限のある市長さんが出ていますけれども、いろいろ教育はこれでやるということがありますけれども、それは今現在、全国的にそういうふうになるかという、そういう懸念はなくて、より多くの方、首長さんが入っていただく会議によって、より幅広い意見交換とか、協議とか、町の教育についての協議ができると考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ご丁寧な説明ありがとうございました。

あともう一点、新教育長を設置するということになるかどうかと思うんですけれども、この時期はいつごろになるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 経過措置で、現の教育長の任期があるうちは、それが継続されます。任期中は現の教育長で、現教育長の任期が切れた時点で新教育長が任命されるということになります。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 確認なんですけれども、新教育長が設置されるまでは現在の教育長がこの役目を果たすということでよろしいですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは経過措置がございまして、現在の教育長の任期のある限りは現在の体制でいくということでございます。ですから、任期が切れたときに新しい教育長ということになります。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 首長が入ることについて、教育長は民意が反映されるということでした。それは実は違うのではないのでしょうか。私どもにしてみると、今までの教育委員、今最近はどうも校長上がり教育委員になってきておりますけれども、一般の保護者の教育委員がかなり多かったと思うんです。それこそ親の立場、民間の目での教育というか、そ

うものを見ていくということだったと思います。

伺いますけれども、何で今の教育委員会が、政治で選ばれた首長を外してきていたのか。別の言い方をすると、政治から独立していたのか。その辺どういう見解を持っているのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 今までこの改正される前の教育委員会の教育行政制度ができたのが昭和23年で、ほぼ60年前なんです。そのときには、やっぱり第二次世界大戦が終わったすぐで、新しい憲法ができたときだったんですけれども、そのときに、戦前の教育が国一色、あらゆることが国そのもの、教育も国全体が同じような、全国どこへでもいくような形で、目指すところが全部一緒だったわけで、そこで戦争に突き進んだという、そういう一番の大きい目的はそこで、教育というのは非常に大事で、これから日本をしょって立つ子供たちの教育に当たるわけですから、国が一つの方向に向かって全部が行くということについては、非常にこれは危険であるということで、教育行政は国の政治からちょっと離して独立性を持たせたというところが、今の野中議員がおっしゃったように、そこで教育については独立性を持たせて、教育は教育でやはり考えていきたいと思いますということであったんです。

それが60年余り続いてきたのですけれども、最近その戦後のときと比べると、時代が変わりましたといいますか、教育制度とか、それから保護者の形とか、あるいは機械器具、スマートフォンとか、いろいろな条件が変わっているわけです。その中で、教育のあり方もやはり変えなければいけないのではないかとということでこれが入ってきた。その一番大きなきっかけは、教育委員会が透明化されていないのではないかとということが大きかったんですよ。教育委員会だけで。ほかから見ていると、第三者から見ると、教育委員会が何をやっているか見えないと。

そういうことを一番大きく示唆したのが、最近の天津のいじめ事件ですとか、あるいは部活動で体罰があって子供が自殺した。そういうときに対処してきたのが教育委員会なんです。どうもその教育委員会の対処の仕方というのが不十分であると。このままでは教育委員会が不十分で、一般の市民、町民から見ていると見えないよというようなことがあって、やはり一番責任者である首長さんを入れなければいけないのではないかとことが発端だと思います。そういうことで、今回、どこの市町村も、それから県もそうですけれども、民意が反映できるような形で首長さんを入れると、それが一番大きい原因だと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 総合教育会議についてお尋ねしたいと思いますけれども、この会議で町の教育方針が、先ほど説明がありましたように、民意が反映されるというようなことでありました。町長がその会議に入るということは、住民の意思というものが反映されるという意味であろうと思います。そういう意味では非常にいいことであるというふうに思うんですけども、こういう制度を変える中で懸念されていたのが、教育の独立性ということ。そしてもう一つは、町長が変わることによって教育方針ががらりと変わってしまうのではないかと。

そういう部分で、この総合教育会議のあり方が一つ大きな問題だと思うんですけども、この中で大綱を決めていくというようなお話が先ほどありましたけれども、こういう決定をされるプロセスといいますか決定権、あるいはどういう形でそういうものが決定していくのか。教育委員がおられて、町長がおられて、教育長が入るといことでありますけれども、合議制でやるのか、町長の権限がどうしても強くなって、そういう意思が全部反映されてしまうのか。その辺のところ非常に大きな問題だと思うんですけども、今どのような形で考えておられるのか、お願いします。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 首長さんが入ることによって、首長さんの意見が非常に強くなるのではないかとのお話でしたが、総合教育会議というのは首長さんと、あと今、教育委員ですよね、教育長プラス教育委員が全部入ります。そういう中で地方自治体の教育について話し合っていくわけで、これはどっちが上で、どっちが下でとか、そういうことではなくて、対等な形でいろいろな問題について協議をしていくということですから、首長さんが非常に強く持っていくということは、教育委員会の制度もありますので、そこは話し合いでいけると思っています。

特に教育に関することですから、余り年中変わっていくということはないと思いますので、首長さんが変わるごとに教育の方針とかが変わるということは、これはよくないことだと思います。そこで、教育委員会の独立性ということはそのまま保ちつつ、総合教育会議では首長さんを入れて会議をするということですから、独立性は維持されつづきますので、首長さんが入ったからといって全部、例えば首長さんが全部これはこれ、全部上からの指令とか、そういうことではないと思います。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 全国では、首長と、今までは教育長というか、教育委員会の対立とい

うのは結構いろいろなところであったと思うんですね。今度はこれが一つになるわけですから、さっき言いましたように、合議制でやるのか、最後には意見が割れることも当然あるわけですよ。そういうときにどうやって決定するか。常に話し合いでうまく、必ずまとまっていくとは限らないわけですね。そのときにどういうふうに決定をされるのか、合議制で多数決でやられるのか、そういう部分というのはどうなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、総合教育会議、これは市町村長が設けるということで、分掌としては総務課のほうになりますので、先ほど教育課長が説明したとおり、町長の権限になるのですけれども、それは教育のことですので、教育委員会のほうに事務委任という地方自治法の制度がありますので、実際の事務は教育課のほうでやっていただきたいというふうに考えておりますけれども、分掌としては総務課のほうですので、総務課で、私のほうでお答えさせていただきたいと思いますが、まず総合教育会議ですけれども、これは重要事項について協議、事務の調整を行うためというふうになっておりますので、これはまだ法律が施行されるところで、これから初めての会議なので、よくわからない部分もありますけれども、あくまでも調整する、また協議する場ということで、そこで決定する機関ということではございません。

先ほど説明があったとおり、教育委員の会議というのはこれまでどおりあるわけですので、ただ総合教育会議といいますのは、年多くても、何もなければ1回とか2回とか、特別なものがなければその程度の頻度で行われるもので、そのほかに決定する機関として教育委員会というのはいままでどおりございます。

長と教育委員会で調整がつかなかったらどうするかということなんですが、それは最終的に決定するものは、教育委員会の分掌に係るものは教育委員会で決定する、町長の分掌に係るものは長が決定するというようなことで、先ほど教育長の説明にあったとおり、教育委員会の執行機関としての独立性といいますか、それは維持されているというようなことですので、そこで調整がつかなければ、それはそのまま調整つかないまま。調整がついたものについては、お互いにそれを尊重するというような構成になっているということでございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） ちょっとよくわかりませんが、先ほど教育会議は大綱を決めるようなお話をしました。教育行政の大綱を決めるということは、方針をとということだと思う

んですけれども、内容は違うよ、ただの事務的な話でお互いに調整するだけの会議だよ、それぞれの最終的な決定は今までどおり教育行政のことは教育委員会がやって、町長の関係は町長が決めるというような答弁だったと思うんですけれども、大綱を決めるというようなことは、そこで話し合うということは、そういうことではなくて、町の教育の方針をしっかりとそこで議論して決めていく部分ではないんですか。ちょっとその辺が、よく説明をいただければと思います。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今回の法律の改正につきましては、確かに議論のあるところだと思います。ただ、それは先ほどそちらでも質問のありましたように、首長によって、そういうものがある可能性はないとは言えないと思います。

しかし、まず一つ問題は、近年のいろいろ不祥事の問題からこの問題が出ているわけですから、町長という立場で入る場合には、町民のやはり代表でございますので、町民の総意をその総合会議の中で出すということが、私は基本だと思います。ですから、町民の総意を無視した形でのものはあり得ないと思いますので、それは一人一人の首長のものになるんだと思います。

もう一方で、教育につきましては、教育委員会の会議が従来どおりありますので、そこはこれから新しい法律でございますので、しっかりとこれを正しい方向に運営できるように、やっていくことだと思いますので、これはこれからの会議の運営の中にかかっていると思います。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 確認で質問させていただきたいと思います。

今度から選ばれます教育長は、教育委員会のメンバーの中から選ばれるという形になるのでしょうか。それとも全くほかの部分からも含めての選考という形なのかということで、1点お願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、今回の教育長の任期が終わりますと、町長が任命するということになると思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） その任命の選考の範囲は、教育委員会の委員さんの中に限られるの

か。それとももっとほかの方も含めてという部分ではいかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 新教育長は、教育委員ではございません。今は教育委員の中から選ばれるわけですが、教育委員が教育委員の会議で選ぶわけですが、新教育長は教育委員ではございませんので、また別の観点から選ばれるというようなことになるかと思えます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

そうしますと、現在は今の教育長さんがそのまま務めていただけたらと思うんですけども、その後、選択をする形に町長はおなりになるかと思えます。どういった点について、自分は、新教育長は選んで行こうというか、そういうようなお考えがもしございましたら、お伺いしたいと思うんですけども。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは従来も、やはり教育委員会の意向というものを私は受けて、また選んでいるわけですね。ですから、そういう形で、広くやはり多くの皆さんの意見をいただくわけですが、これから教育委員会の方々のご意見と、また町民の皆さん方のご意見、そういったものを総合的な判断の中で選んでいくという形になろうかと思えます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） きのう一般質問でやりました給食費の問題なんですけれども、実際今こういう総合教育会議とか、そういう専門の委員が……

○議長（志関武良夫君） ちょっと待って。

（「今条例は給食費や何かは関係ないと思うな」の声あり）

○9番（吉野僖一君） ちょっと待ってください。教育問題ですから、ちょっと待ってくださいよ。

97歳の方が心配して、教育現場でこういうことがあっていいのかということで手紙が来ているんですよ。

（「それはわかるけれども」の声あり）

○9番（吉野僖一君） それが改善されていけばいいけれども、改善されていないような状態じゃ、これじゃ教育、いろいろこういう委員つくっても、ちょっと問題があるよ。

○議長（志関武良夫君） 5 番野村賢一君。

（「心配してこういう手紙が来ているんだよ」の声あり）

○5 番（野村賢一君） 今上程されているのは、総務課にこの会議の所管を入れるか。それとあとは、教育長が特別職になるので、その給与のことで今、条例改正の議案が出ているわけです。何か議論がすごく広くなっちゃって、ちょっとおかしいのではないかと思うんですけども。その内容はよくみんな議論してよくわかってきたんですけども、今やっているのはこの条例の制定ですから、もう少し皆さん冷静になっているいろいろ考えたほうがいいと思うんですけども。

○議長（志関武良夫君） 今、各議員の中からそういう意見が出ましたので、今は教育長の問題になっておりますので、今、町長のほうからも答弁がありましたとおり、幅広く意見をいただきながら選任していくということでもありますので、そういう点で問題ないのではないかなという考えを持ちますけれども、よろしくお願いします。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） なしということでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 11 番野中眞弓君。

○11 番（野中眞弓君） 私は、議案第 6 号に反対の立場から討論させていただきます。

事前に反対討論を考えてきたのですが、今の質疑の中で、つたなく多少反映させながら述べたいと思います。文脈が乱れることもあるかもしれませんが、その辺はご容赦願います。

私はかつて教員をしておりました。でも、どうも教育委員会とか、教育長とか、教育委員長とか、関係がわからないまま働いていたわけです。多くの教員もそうかもしれません。ですから、まず教育委員会とか教育委員長、それから行政とのかかわり合いとか、そういうものについてこの間私が学んだことを、ちょっと説明させていただきながら進めたいと思います。

教育委員会制度は、先ほど教育長が述べられましたように、戦後、戦争への反省から教育

を政治的支配から独立させ、教育の政治的中立を守るためにつくられました。住民自治の立場でつくられてきました。教育委員会は、首長から指揮、監督を受けることなく、公立学校の設置、管理を初めとする教育事務を行う機関です。その教育委員会は、委員の中から教育長を選び、その教育長を指揮、監督し、委員会の決定事項を執行させます。

ほとんどの場合、最近では教育長が常勤であり、教育行政の経験者が多いため、教育長が教育委員会のトップのように考えられがちですが、制度上は教育委員会が執行機関であり、教育長はその補助機関という関係です。つまり教育委員長が最大の教育に関しては権限を持っているわけです。この関係は、一般行政の場合の執行機関が首長、大多喜町では町長であり、そして役場組織が首長の補助機関であるということと関係が同じです。

教育委員会は、首長の指揮、監督を受けることは制度上ありませんから、首長がみずからの考えを教育委員会に押しついたり、教育委員会を差しおいて教育長に指示がましいことを行ったりすることは、教育事務の管理、執行に対する支配介入として許されることではありません。

今直前に問題になっていた政治的介入の面ですけれども、首長が入るという問題ですけれども、首長は政治的選挙で選ばれます。そのこと自体、既に教育に政治が介入することになり、教育の自由と自治が侵害され、子供の学びと育ちがゆがめられるおそれが出てきます。

教育は子供の成長、発達のための文化的な営みであり、自由や自主性が不可欠です。戦前の教育も踏まえ、日本国憲法のもとで政治権力による教育内容への介入、支配は厳しく戒められてきました。政治が教育に対して行うことは、教育条件の整備によって子供の学ぶ権利を保障することであり、教育内容に踏み込むことではないことは皆さんご承知のとおりです。政治が介入するという今、典型は、大阪の橋下市長の府知事時代、そして今の市長の教育に関するやり方を見れば一目瞭然ではないでしょうか。

そういう可能性を大いに含んでいるわけです。しかも、今の段階だと教育長は教育委員の中からの互選で選ばれておりました。だけれども、新しい制度では首長が、政治的な選挙で選ばれた政治的な首長が、自分の意思で、自分と同じ多分、主義主張を持つ方を選ぶのではないかと思います。そうすると、組織的にもまさしく政治そのものに支配されることになるのではないのでしょうか。

こういう理念のもとで、今まで教育行政が行われてきたわけですが、昨年6月の国会で地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、自民・公明党によって提出され、自民・公明・生活の党の3党の賛成で成立しました。本日、提案されたこの条例

改正の根拠になる法律です。

この法律の主な柱は、先ほども説明はあったのですが、余りよく聞き取れませんでした。私が勉強した限りでは、まず教育委員長と教育長を一体化する。別の言い方をすると、教育委員長をなくす。今まで教育のトップだった教育委員長をなくす。そして、翻訳して言えば、町長の息のかかった教育長をトップにすると。それから、地方自治体の首長が直接任命する新教育長を教育委員会のトップにします。これは教育委員会が今までどおりあるんですよということですが、教育長の任命権、指揮・監督権は教育委員会から奪い、今まで持っていた政治的中立性を断固守り抜くという立場がなくなります。

また、新たに総合教育会議を設置します。これも今の質疑の中で活発に審議がされましたけれども、これは首長が招集権限を持ち、首長と教育委員会で組織されますが、ここでは首長がその自治体の教育の振興に関する大綱を定めることになっていることです。みんなで決めるというよりか、首長に決定権があり、教育委員会はただ協議機関にすぎないということです。

大綱は国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して定めるとされ、国の方針に従わせようとするものです。ここの説明はありませんでした。また、大綱は学校統廃合や愛国心教育の推進など、教育の内容に踏み込んで首長が策定することも可能であり、教育委員会は協議するだけで、大綱に従ってその具体化をさせられる仕組みになっています。つまり、教育委員会議がありますという答弁がありましたけれども、形だけになり、首長が直接教育に介入することを容認し、教育の政治的中立を脅かすことになります。

今の政治的な状況は、これが本当に戦前への逆行を、安倍首相を先頭にひた走りというか、飛行機が上昇気流にすごいスピードでわーっと走り出す、戦前に向かってあのような動きをしているように私には感じられるのですが、こういうおそれのある、飯島町長がということではなくて、これから先誰が、どういう方が首長に座っていくかわかりませんが、教育というのは本当に自由、教員と子供と親との信頼関係の中で、本当に健やかに人格を形成していくというのが本来的だと思います。

それを、先ほど大綱のところではっきりと国の政策を反映させるものだということですが。戦前に戻さない。きょうの朝のテレビでも戦争で死ぬのは嫌だと若者が言っていましたけれども、二度と戦争に戻さないために……

○議長（志関武良夫君） 野中議員に申し上げます。

○11番（野中眞弓君） 討論は時間制限ありません。すみません。

○議長（志関武良夫君） 議事進行に簡潔にさせていただきたいと思います。皆さんがわかりやすく、簡潔をお願いします。

○11番（野中眞弓君） これ以上簡潔にできません。本当に重大なことだからです。私たちが戦争平和の、今転換期、本当にターニングポイントにこの条例はなるものですから。

戦争への可能性のあるものについては、私たちは厳しくチェックしていかなければならないと思います。そういうことで私は、この条例に反対いたします。

○議長（志関武良夫君） 反対者の発言がありました。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 私は賛成の立場から討論させていただきます。

延々と反対討論を、教育思想からいろいろな思想の話まで、この議案の条例の改正に何ら関係あるかなど、ちょっと疑問に思ったところもあります。

議案第6号は、先ほど私が発言したように、総合教育会議を総務課の所管に加えることと、教育長が特別職職員の扱いとなるため、常勤特別職の給与等を定めた条例に移管するための、今この議論でございます。よって、賛成するというので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第2、議案第7号 大多喜町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（野口 彰君） それでは、17ページをお開きいただきたいと思います。

議案第7号 大多喜町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本文に入る前に提案理由のご説明をさせていただきます。

これまで、教育長は一般職の職員と同じく、地方公務員法の職務専念義務が適用されておりましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の職が特別職となり、本法律第11条第5項の職務専念義務が適用となりますので、職務専念義務の特例に関する条例を新規に制定する必要があるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例。

趣旨。

第1条、この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、大多喜町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

職務に専念する義務の免除。

第2条、教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

第1号、研修を受ける場合。

第2号、厚生に関する計画の実施に参加する場合。

第3号、前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合。

附則。

施行期日。第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置。第2項、この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例の規定は適用しない。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) なしということですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(志関武良夫君) 挙手多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第3、議案第8号 大多喜町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長(野口 彰君) 19ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、議案第8号 大多喜町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本文に入る前に提案理由のご説明をさせていただきます。

議案第6号の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の第4条により廃止する大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の第7条に教育長の勤務時間等について記載されておりましたが、本条例が廃止されること、また、本法律第11条第4項の規定により常勤であること、第5項の規定により職務専念義務が課せられていることから、新たに教育長の勤務時間等に関する条例を新規制定するものであります。

なお、本条例には、議案第7号と同様に、教育長が引き続き教育委員の任期満了まで在職する場合は、本条例は適用せず、改正前の条例が適用となります。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例。

趣旨。

第1条、この条例は、大多喜町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

勤務時間等。

第2条、教育長の勤務時間その他の勤務条件については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）の適用を受ける職員の例による。

附則。

施行期日。第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置。第2項、この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例の規定は適用しない。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第4、議案第9号 大多喜町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは21ページでございます。

本文の説明に入る前に提案理由の説明を申し上げます。

行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されますが、主な改正の内容は、法令に違反する事実を是正するための行政指導を求めることができる手続の新設、法律の要件に適合しない行政指導の中止を求めることができる手続の新設などがございます。これにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利・利益の保護に資することを目的としております。この法律の改正の趣旨にのっとりまして、大多喜町行政手続条例に関しましても、所要の改正をしようとするものでございます。

それでは、本文でございますが、大多喜町行政手続条例（平成11年条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条―第34条）」を「第4章 行政指導（第30条―第34条の2）、第4章の2 処分の求め（第34条の3）」に改める。

この改正は、条文の追加による目次の改正でございます。

次に、第1条第1項中「第3条第2項において法第2章から第5章」を「第3条第3項において法第2章から第6章」に改める。

この改正は、法律改正及び条例の項がふえることによる改正でございます。

次に、第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

この改正は、法律の章がふえたことによる改正と、字句をより適切な表現に改めるものでございます。

次に、第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

第2項、行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

第1号、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項。

第2号、前号の条項に規定する要件。

第3号、当該権限の行使が前号の要件に適合する理由。

この改正は、行政指導をしようとする際に、行政指導に携わる者は、相手方にその権限を行使できる根拠となる法令の条項などを示す。これを定めたものでございます。

次に、第4章中第34条の次に次の1条を加える。

行政指導の中止等の求め。

第34条の2、法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該条例に規定する要件に適合しないと料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

この改正は、行政指導がその条例に規定する要件に適合しないと思われるときは、行政指導を受けた相手方は、その行政機関に申し出て、当該行政指導の中止などを求めることができることを定めたものでございます。

次に、第2項、前項の申し出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

第1号、申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所。 第2号、当該行政指導の内容。

第3号、当該行政指導がその根拠とする条例の条項。

第4号、前号の条項に規定する要件。

第5号、当該行政指導が前号の要件に適合しないと料する理由。

第6号、その他参考となる事項。

これは、第1項の申し出には、必要事項を記載した申出書を提出しなければならないこと。また、申出書に記載する事項を定めたものでございます。

次に、第3項、当該行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該条例に規定する要件に適合しないと認められるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

これは、行政指導の中止の申し出があった場合は、当該行政機関は必要な調査を行い、行

政指導が条例に適合しないと認められるときは、行政指導を中止することなどを定めたものでございます。

次に、第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2、処分等の求め。

第34条の3、何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導（その根拠となる規定が条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁または当該行政指導をする権限を有する行政機関に対して、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができる。

この改正は、法令に違反する事実がある場合、その是正のための処分や行政指導がされていないと思われる場合は、権限を有する行政機関に申し出て、処分や行政指導をすることを求めることができること。また、その手続について定めたものでございます。

次に、第2項、前項の申し出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

第1号、申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所。

第2号、法令に違反する事実の内容。

第3号、当該処分又は行政指導の内容。

第4号、当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項。

第5号、当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由。

第6号、その他参考となる事項。

これは、第1項の申し出には、必要事項を記載した申出書を提出しなければならないこと。また、申出書に記載する事項を定めたものでございます。

次に、第3項、当該行政庁又は行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

これは、違反を是正するための処分または行政指導をすることを求める申し出があった場合には、当該行政機関は必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、処分または行政指導をしなければならないことを定めたものでございます。

附則として、施行期日。第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大多喜町税条例の一部改正。第2項、大多喜町税条例（昭和30年条例第61号）の一部を次

のように改正する。

第6条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

これは、この改正条例の施行期日を平成27年4月1日とすることと、行政手続条例の改正によりまして、大多喜町税条例の6条の2第2項で引用している行政手続条例の項がずれてまいりますので、これを改めるものです。

この改正によりまして、法律に準じまして行政指導等に伴う公正の確保と透明性の向上が一層図られるものでございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） この第34条の2と34の3、今まで実務上はこのような形で行われていたような気がするんですけども、それを明文化したということによろしいのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） これは法改正がございましたので、その法改正にのっとりまして、それに準じて、より明確にしたということでございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それでは、今までこういったことは口頭で行われることが多かったんですけども、これは書類上はつきり残るといふことになるかと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 今後は、その行政指導がどういう根拠に基づいていると、そういうことを示すことが求められるというふうを考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 行政指導して、住民とトラブルということは今までにあったのでしょうか。処分等を求めるということで、今まで行政指導してもなかなか従わないという場合には、権限のあるところに今度は申し出をするというようなことになっていきますけれども、そういうことも今までにはあったのでしょうか。

過去の事例と、今回については、ちょっと大きくてわからないのですけれども、どのぐらいの範囲までを、範囲というか、どういうことを想定しているのか。わかりましたらお願いします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） ある程度私の経験になってしまいますけれども、いわゆる行政指導に関しましては、簡単にいいますと、お願いという部分が多かったと思いますけれども、例えば残土関係の埋め立てですとか、産業廃棄物関係、そういうこともあろうかと思えます。それで、あと次の質問は、2点目は。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 過去のトラブルになった事例があれば、お話しいただきたいということです。なければ結構でありますけれども、トラブルはあったのかどうか。あったとすれば、いろいろこれから、今までもそうだったと思うんですけれども、いろいろな法令違反があったときに、行政指導ではなくて罰則だってあるわけではないですか。そうすると、処分できるような行政機関に、今度は申し出をすることもできるというようなお話ですけれども、そういう事例があったのかどうかということ。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） すみません、それも私の経験ですと、産業廃棄物関係でそういうことがあって、あと農地転用関係でもそういう、県のほうから最終的に指導なり命令なりが出た事例があるというふうに、記憶ですが、ございます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（志関武良夫君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第5、議案第10号 大多喜町情報公開条例及び大多喜町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、25ページでございます。

議案第10号について、本文の説明に入る前に提案理由のご説明を申し上げます。

行政法人の基本となる事項を定めました独立行政法人通則法の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されることとなり、これにより特定独立行政法人というものが廃止されまして、これにかわるものとして、新たに行政執行法人というものが定められることとなりました。

この改正に伴いまして、町の例規の中で特定独立行政法人と規定している場合は、行政執行法人というふうに改めることが必要になりましたので、関係する大多喜町情報公開条例と大多喜町個人情報保護条例に関して必要な改正を行うものです。

なお、情報公開条例と個人情報保護条例の2つの条例を1つの条例でまとめて改正するというような手法をとっております。

本文でございますが、大多喜町情報公開条例及び大多喜町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

まず、大多喜町情報公開条例の一部改正ですが、大多喜町情報公開条例の一部改正。

第1条、大多喜町情報公開条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号エ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

この改正は、大多喜町情報公開条例の中の請求に対する公開義務を定めました第7条第2号中、法律の改正により引用している法律の項を改めるものと、特定独立行政法人を行政執行法人に改めるものでございます。

次に、第2条は、大多喜町個人情報保護条例の一部改正でございますが、大多喜町個人情報保護条例の一部改正。

第2条、大多喜町個人情報保護条例（平成16年条例第17号）の一部を次のように改正する。
第15条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

この改正は、大多喜町個人情報保護条例の中の保有個人情報の開示を定めた第15条第3号中、法律の改正によりまして、引用している法律の項を改めることと、特定独立行政法人を行政執行法人に改めるものでございます。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第6、議案第11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは27ページでございます。

本文の説明に入る前に提案理由のご説明をさせていただきます。

条例の改正理由は2つでございます。

まず、1つ目でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の身分が地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなり、特別職となりますので、常勤の特別職の給与及び旅費を定めた条例に教育長を追加しようとするものが1点目でございます。

次に、2点目でございますが、常勤の特別職であります町長と副町長、そして教育長の給料に関しましては、平成17年度から減額を始めておりまして、平成23年度からは一律25パーセントの削減を行っております。この削減措置の期間が本年3月31日をもって満了しますので、引き続き厳しい財政状況が続くことから、町長の意向によりまして、平成27年度においても、これまでどおり町長、副町長及び教育長の給料に関して、25パーセントを削減しようとするものでございます。これが2点目でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。条例改正の手法としまして、先ほどと同様、2つの条例を1つの条例で改正する手法をとっております。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

まず、第1条でございますが、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正。

第1条、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副町長」を「副町長及び教育長」に改める。

この改正は、条例で定める特別職で常勤のものの中に、教育長を加えるためのものでございます。

次に、別表第1中「副町長61万5,000円」を「副町長61万5,000円、教育長53万6,000円」に改める。

この改正は、特別職の給料を定めた別表第1に教育長の給料を加えるものでございます。なお、これは本則で定めている額で、減額している額ではございません。なお、教育長の給料額は、現行のとおりで増減はございません。

次に、別表第2中「副町長1万4,100円、2,900円」を「副町長1万4,100円、2,900円、教

育長 1 万 3,100 円、2,600 円」に改める。

この改正は、特別職の旅費を定めた別表第 2 に、教育長の旅費を加えるものです。なお、旅費の額は現行どおりで増減はございません。ここに書いている金額で副町長の欄、1 万 4,100 円と申しますのは、これは一泊につきの宿泊料の旅費、右側の 2,900 円は一夜につき食卓料です。それを定めたものでございます。

次に、附則第 7 項中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 3 月 31 日」に改める。

この改正は、現在実施している町長及び副町長の給料の減額措置を平成 28 年 3 月 31 日まで延長するものです。

次に、大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正。

第 2 条、大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成 3 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 3 月 31 日」に改める。

この改正は、現在実施している教育長の給料の減額措置を平成 28 年 3 月 31 日まで延長するものでございます。

附則として、施行期日。この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項でございますが、これはこれまで何回か出てまいりましたが、改正条例の施行の際に、教育長の教育委員としての任期が残っており、現に教育長が在職する場合には、この改正後の条例については適用せず、改正前の条例が効力を有することを定めた附則でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(志関武良夫君) 挙手多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

会議の途中でありますが、10分間の休憩を行います。35分からの会議にします。

(午前10時22分)

○議長(志関武良夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時33分)

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第7、議案第12号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(加曾利英男君) それでは29ページでございます。

本文に入る前に提案理由のご説明をさせていただきたいと思えます。

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、職員給与の改正に関しまして、平成26年、昨年11月の議会に給与条例改正議案を提出させていただき、昨年の4月にさかのぼり、給料表の引き上げをさせていただいたところですが、昨年の勧告には給与の総合的な見直しに関する項目、こういうものが含まれておりまして、この項目の内容として、昨年一旦引き上げました給料表を、本年4月から、27年4月からは平均2パーセント引き下げること。また、50歳代後半層の職員が多く在職する級については、最大4パーセント引き下げることなどが勧告をされております。

引き下げの理由ですが、地域間において民間企業に格差があり、民間賃金が高い政令市を含まない地域の官民給与の格差と、全国の格差との率がおおむね2パーセントであると。また、50歳代後半層については、国家公務員の職員給与が民間給与を上回っている状況などを踏まえたものでございます。

このほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う改正と、時間外勤

務手当の1時間当たりの算定基準をあわせて改正しようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を削る。

この改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が特別職となることから、不要となる字句を削るものでございます。

次に、第19条第2項中「乗じたもの」の次に「から規則で定める時間を減じたもの」を加え、第19条の2第1項中「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

第2項、前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第19条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

第3項、管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第1項に規定する場合、同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額。ただし、同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額。

この規則で定める勤務というのは、6時間を超える勤務ということで、この場合は、8,000円を超えない範囲に割り増しをするというようなことでございます。

第2号、前項に規定する場合、同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額。

内容でございますけれども、まず19条の改正は、職員の時間外勤務手当の基礎となる勤務1時間当たりの給与の算定に関するもので、これまで時間外勤務手当を算定する際に用いていた職員の勤務時間から、規則で定める時間を減じるもので、具体的には、労働基準法の趣旨を踏まえまして、基礎となる勤務時間から祝日等を除くものでございます。これまでは除いておりませんでした。この改正により、時間外勤務手当の1時間当たりの単価は、それぞ

れの号給によって異なりますが、1時間当たり約95円から180円、時間外勤務単価の基礎的な額が増額されます。

次に、第19条の2の改正は、人事院勧告に基づく改正でございますが、管理職員、本町の場合は課長級でございますが、この職員が臨時または緊急の必要などにより、土曜日、日曜日、祝日などに勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給することが現在も定められておりますけれども、人事院勧告では、この勤務に加え、土曜、日曜、祝日等以外の日でも、災害の対処やその他の臨時、緊急の必要により、午前零時から午前5時までの間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給することを加えたものです。

なお、ここに規定はさせていただいておりますけれども、管理職員特別勤務手当に関しましては、勤務した時間を休暇に割り振ることができますので、現在休暇に割り振っております。手当の支給はこれまでほとんどございません。休暇で処理をしております。

次に、別表第1から別表第3までを次のように改める。

この改正は、行政職給料表1、行政職給料表2及び介護職給料表を改めるものでございます。平均の改定率は、マイナスの2.06パーセントでございます。なお、給料表につきましては、説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

次に、飛びまして46ページでございます。

附則でございますが、第1項は、改正条例の施行期日を、平成27年4月1日とするものです。

第2項は、改正条例の施行日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律、附則第2条第1項の規定により、教育長が在籍する場合、本町はこの場合に当たりますが、この場合、改正条例第2条の規定は適用しないことを定めたものです。

第3項は、給料表の引き下げにより、給与月額が引き下げられることとなる職員については、平成30年3月31日までの間、引き下げ前の給料月額との差額を給料として支給することを定めたものということで、いわゆる給料表の引き下げによりまして、現に支給されている給料月額が下がる職員がおりますので、この職員については、定期昇給してもそれに追いつかない場合は、平成30年3月31日まで、いわゆる現給の保障をするという規定でございます。

第4項及び第5項は、給料表の切りかえに伴いまして、職員間のつり合いを図るために必要な場合は、規則で定め、給料を支給することができることを定めたものでございます。

第6項は、条例の施行に関して必要な事項は、規則に委任することを定めたものです。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 給料の改定で、職員全体、平均でどのくらいの変化が生まれるんですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 一般会計で申し上げますけれども、それぞれの級によってもちろん差がありますけれども、1級から7級まで平均しまして、賞与を含めまして、全体で平均で年間4万9,000円程度減少するのではないかなど。期末勤勉手当も含めた試算でございます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議がありますのでこれより討論を行います。

初めに本案に反対者の発言を許します。11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、議案第12号に反対の立場で一言意見を言わせていただきます。

今、アベノミクスが成功しているかのような、景気は回復しているかのような宣伝が政府側から行われています。でも現実には、地方ほど変わらないとか、かえって苦しくなったという声が多く聞かれています。それは、新聞などでも報道されているとおりですが、公務員給料というのは一番最後のとりでだと思うんです。ますますこのところで下げられたら、まず地方経済にも影響が出てくるし、それから職員の、本当に住民のために頑張ってもらわなきゃならない職員の労働意欲もそがれることになります。

1年間に平均4万9,000円というのは、決して小さいお金ではありません。そういうことで、私はこの給与改定に反対いたします。

○議長（志関武良夫君） 反対者の討論が終わりました。

次に、本件について賛成者の討論をお願いします。

6 番江澤勝美君。

○6 番（江澤勝美君） 私は賛成の立場から発言させていただきます。

確かにこの議案については、職員の方は大変でございますけれども、これは県の人事委員会勧告でございますので、これをやはり従わないと、いろいろなことも起きかねません。大変でしょうけれども、この議案に賛成するものであります。

○議長（志関武良夫君） ほかにはございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第8、議案第13号 大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは47ページでございます。

まず、提案理由のご説明をさせていただきます。

行政需要の多様化や事務事業の複雑化に伴い、高度の専門的な知識や経験、またすぐれた識見を有する者を一定期間雇用することなどにより、行政サービスの向上を図ることなどを目的として、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が制定されておりますが、実際に任期付職員を採用する場合には、具体的な任用形態などにつきまして、条例で定めることが必要でございます。

本町では、任期付職員を任用しておりませんでしたので、これまで条例を定めておりませんでした。今後、さまざまな要望や高度化する業務に対応していくため、任期付職員を採用することも必要ではないかと思われることから、新たに本条例を制定して、任期付職員の

採用につきまして道を開くものでございます。なお、各条文や附則に関しましては、条例また法律の条項を引用するなど、わかりづらい内容もございますので、それぞれの条の概要を説明させていただきまして、個々の条文の朗読は割愛させていただきたいと思っておりますので、ご了承くださいたいと思っております。

大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のように制定する。

まず、第1条でございますが、条例の制定趣旨を定めたもので、内容としては、法律に基づき職員の任期を定めた任用と、この職員の給与の特例に関して定めることをうたっております。

次に、第2条でございますが、職員の任期を定めた任用を規定したもので、第1項は、高度の専門的な知識、経験またはすぐれた識見がある者を、その専門的な知識、経験などを一定期間活用することが必要とされる業務に従事させる場合には、任期を定めた任用ができることを規定しております。

第2項は、専門的な知識、経験を有する職員の育成に相当の期間を要し、職員を確保することが一定の期間困難な場合などは、任期を定めて専門的な知識、経験を有する者を職員として任用することができることを定めたもので、第1項は、高度な専門的な知識、経験であるのに対しまして、第2項は、専門的な知識、経験というようなことで使い分けております。

次に、第3条でございますが、第1項は、一定の期間内に終了する見込みの業務や、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務などに従事させる場合には、任期付職員を採用できることを定めたものでございます。

第2項は、任期付職員以外の職員を一定の期間内に終了する見込みの業務や、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務などに従事させる場合には、この職員のかわりとしまして必要がある場合は、任期付職員を採用できるというようなことが載っております。

次に、第4条でございますが、これは短時間勤務職員の任用を定めたもので、第1項は、一定の期間内に終了することや、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務などに従事する場合には、短時間勤務職員、これは一般の職員と比べて勤務時間が短い職員、例えば、1週間に4日勤務というような勤務形態ですけれども、こういう短時間勤務職員を任用できることを定めたものです。

第2項は、住民に対して直接提供されるサービスの時間を延長したり、その業務が忙しい時期などに関しては、短時間勤務職員を任用できることを定めたものです。

第3項は、職員が育児休業法に基づく育児のための部分休業を取得した場合などに、その

職員の業務を処理するため、短時間勤務職員を任期を定めて任用することができることを定めたものです。

次に、第5条ですが、これは任期の特例を定めたもので、任期付職員の任期は、高度な専門的な知識、経験を有する場合などは、5年を超えない範囲。一定の期間内に終了する見込みの業務や、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務のために採用した任期付職員の任期は、3年を超えない範囲と。これはもとの法律で定められていますが、任期が3年の任期付職員にあっては、3年を超える任用の必要があるとして条例で定める場合は、5年にすることができます。この法律の規定に基づき、任期が延長できる場合を定めるもので、これは業務終了の時期が当初見込みを超えて延長された場合などとして、条例で定めるものです。

次に、第6条ですが、これは任期付職員の任期の更新をする場合は、その職員の同意をとらなければならないことを定めたものです。

次に、第7条は特定任期付職員、これは高度な専門的知識を有する者として採用した任期付職員のことですけれども、その給料を定めたもので、例えば、高度の専門的な知識を有するものとして想定される職としては、他市町村ですと、弁護士経験がある者や医療関係に知識、経験を有する者などが他市町村では採用をされております。

次に、第1項は給料表です。

1枚めくっていただきまして、第2項は、号給の決定は規則で定める基準によることを定めたものです。

第3項は、特別の事情により、給料表によりがたい場合は、一定の基準により調整できることを定めたものでございます。

第4項及び第5項は、特に顕著な業績を上げた場合は、業績手当が支給できることを定めたものです。これは高度の専門的知識、経験を有する者に関する規定でございます。

次に、第8条ですが、これは高度の専門的な知識、経験を有する者として採用された任期付職員の給与条例の適用除外を定めたもので、第1項は、この職員は一般の給料表は適用しないこと。扶養手当と住居手当を支給しないこと。管理職手当、勤勉手当などを支給しないことなどを定めたものでございます。

第2項は、期末手当の割り増し支給を定めたものです。

第3項は、任期付職員には昇給に関する規定を適用しないことを定めたものです。

第4項は、短時間勤務職員には昇給に関する規定を適用しないこと、及び扶養手当、住居

手当を支給しないことを定めたものです。

次に、第9条は、条例の施行に関して必要な事項は規則に委任することを定めたものです。

次に、附則ですが、第1項は、条例の施行は公布の日からとするものです。

第2項は、短時間勤務職員の勤務時間を定めるものです。

第3項は、一定の期間内に終了する見込みの業務や、一定の期間内に限り業務の増加が見込まれる業務などに従事される場合に採用した任期付職員と短時間勤務職員の給料、期末勤勉手当の特例を定めるため、給与条例の一部を改正するものです。

なお、最後の表は、一般職の給料表に追加するもので、一般職の給料表の一番下に追加したいと思いますが、左から1級から7級までというようなことで、任期付職員以外の職員の給料表と級は同じでございます。

以上でございますけれども、この条例の制定によりまして、公務の中では得られにくい高度の専門性を備えた人材の期限を定めた任用や、一定の期間に限り終了したり、一定の期間業務量の増加が見込まれる業務に対応するため、任期を定めた職員の任用が可能となり、多様化する行政ニーズにこれまで以上に対応できるのではないかと考えられます。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 1点目は、あくまでも臨時であって、一般職を減らすためのツールというか、それは心配する必要はないのでしょうかということと、採用の条件で年齢制限みたいなものはあるのでしょうか。それと、これが成立した場合、雇用計画とかはもうおおよそできているのでしょうか。3点伺います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず1点目ですけれども、一般職を減らす手法になるのではないかとご質問だったかと思いますが、これはあくまでも任期付ですので、例えば3年、長くても5年ですので、それを再度延長することは法律の趣旨からできませんので、それをいろいろ更新更新というようなことで、臨時職員になるというような形になるということは、法律上できないことになっております。

年齢制限ですが、この職員は地方公務員法上、定年の規定は除外されておりますので、年

齢は特に定年等の規定はございません。

任用計画ということですのでけれども、これを可決いただければということなんですが、教育委員会に学芸員を採用したいというようなことで考えております。といいますのは、学校教育におきましても、歴史教育、郷土に愛着を持ってもらって、できるだけ郷土に残ってもらおう。そういうような趣旨を踏まえて、昨年、歴史の副読本を作成いたしましたけれども、これをまた子供たちに教えていく。また、本多忠勝、忠朝ということで、大河ドラマ誘致等進めておりますが、どれだけ町民の人が詳しいかということ、残念ながら、私たちも含めてですが、そういうことはちょっとわからない部分もあるので、社会教育の面でもそういう講演とか、そういうものをしていただきたいなというようなことで、できますれば学芸員を採用したいというような計画をしております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 今、学芸員の採用を一応考えているというような答弁がありましたけれども、そのほかにも専門職が必要であるというところは幾つかあるような気がします。そういう計画は今のところないということによろしいのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この条例が可決されれば、今回は学芸員ということで一つあるんですが、これから産業振興も含めまして、あとはまた観光振興も含めまして、いろいろとこれから高度な専門知識を持った方、また町発展のためには必要な方には、またぜひそういう形で活用できればと思っております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 挙手全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第9、議案第14号 大多喜町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長(野口 彰君) 53ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、議案第14号 大多喜町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本文に入る前に、提案理由のご説明をさせていただきます。

平成27年4月1日付で、総元小学校、大多喜小学校及び上瀑小学校の3校が統合することに伴い、総元小学校と上瀑小学校の校舎、屋内運動場及びグラウンドを教育財産から普通財産に移管する必要がございます。これまでは、両学校施設の使用料は本条例を適用しておりましたが、屋内運動場及び上瀑ふれあいセンターについては、生涯学習課の所管となることから、大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例が適用となりますので、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町行政財産使用料条例の一部を改正する条例。

大多喜町行政財産使用料条例(平成27年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表総元小学校屋内運動場の項、上瀑小学校屋内運動場の項及び地域学校連携施設(上瀑ふれあいセンター)の項を削る。

附則。この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(志関武良夫君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 確認なんですけれども、総元小学校運動場は生涯学習課の管理下に入ると。あと校舎自体はまだ残りますよね。総元小学校はどこの管理になって、上瀑小学校そのものの自体はどこの管理下に置かれるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、財産の関係ということで、私のほうから、企画財政課のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、今目的が決まっているものについては、そのまま行政財産ということで条例で規定させていただきます。総元小学校の校舎につきましては、今のところすぐに使用するという事は決まっておきませんので、普通財産ということで、この後は企画財政課でしばらく管理するような形を考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 上瀑小学校のほうは。今、総元小学校のほうは企画財政課と言っている。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 上瀑小学校の校舎につきましては、現在学童保育で使用するという予定になっております。

○議長（志関武良夫君） ほかにはございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第10、議案第15号 大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） それでは、55ページをお願いいたします。

議案第15号 大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本文に入ります前に、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、総元小学校、上瀑小学校、大多喜小学校の統廃合に伴い、総元小学校体育館、上瀑ふれあいセンターにつきましては、平成27年4月1日より生涯学習課の所管となります。また、スポーツ施設の使用料につきまして取消しについて、天候等特別な事情のキャンセル以外は、使用料納付額の一部を納付していただくとするため、改正しようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成14年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。総元体育館、大多喜町大戸433番地、上瀑ふれあいセンター、大多喜町下大多喜100番地。

第8条第2項ただし書中「町長が特別な理由があると認めたとき」を「海洋センタープール、トレーニングルーム及び会議室並びに上瀑ふれあいセンター会議室及び和室を除く施設の使用料であって次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項に次の各号を加える。

第1号、使用者が、使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき、半額。

第2号、使用者の責めに帰することができない事由により使用できないとき、全額。

第3号、前2号に掲げるもののほか町長が特別な事由があると認めたとき、全額。

次のページに移りますが、別表中「ミーティングルーム」を「会議室」に改め、同表を次のように加える。

総元体育館、体育館、大多喜町住民、1時間当たり450円、大多喜町住民以外の者、1時間当たり900円。上瀑ふれあいセンター、体育館、大多喜町住民、1時間当たり450円、大多

喜町住民以外の者、1時間当たり900円。会議室、大多喜町住民、1時間当たり230円、大多喜町住民以外の者、460円。和室、大多喜町住民、1時間当たり150円、大多喜町住民以外の者、1時間当たり300円。

附則といたしまして、施行期日、第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、平成27年3月25日から施行する。

第2項、改正後の大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定に基づく使用許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

第3項、施行日前に施行日以後の使用について許可を受けた者からは、改正前の大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該使用に係る新条例に定める額の使用料を徴収する。

以上でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 使用料の問題なんですが、大多喜町住民と大多喜町住民以外の者というふうに明記してありますが、両方、使用する人が町外と町内に含まれた場合の使用料とか、そういうものはどういふふうを使用するのか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 現在ですと、申請者が町内の方であれば、町内料金としていただいております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

本案について、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 挙手全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第11、議案第16号 大多喜町薬草園設置管理条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(西郡栄一君) 議案第16号 大多喜町薬草園設置管理条例を廃止する条例の制定について。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

薬草園につきましては、平成17年4月に千葉県から譲与され、学校法人城西大学に10年間にわたり指定管理者として管理をしていただき、地域住民に薬草植物に関する知識を習得する機会を提供し、健康福祉の増進を図ってまいりました。しかし、来園者数につきましては、平成18年度の1万6,149人をピークに、年々減少を続け、平成25年度では1万425人と、約65パーセントに減少しております。

また、昭和62年に建設された施設は老朽化が進み、屋根のふきかえや設備関係の補修など、大規模な修繕を要する時期を迎えております。施設の利用状況、観光資源としての必要性、町民にとって必要な施設かどうか協議をしてきましたが、現状のまま老朽化したから大規模な修繕を実施するより、建物の譲渡を最優先として、県と契約の解除に関する協議、城西大学の意向について協議を進めてまいりました。

薬草園は、譲与されたときの県有財産譲与契約書の中に、町が第三者に譲渡することが禁止されていますので、その解除に向けて、県と平成22年度から協議を重ねてきましたが、県からは、普通財産として貸与することは問題ないという回答をいただきましたが、譲渡の許可はいまだに得られていない状況でございます。この県との協議と並行して、城西大学にも建物の譲渡について協議を進めてきましたが、城西大学としては、進入路と土地、建物が一体でなければ譲渡は受けないということで回答をいただいております。

今後の町の方針としましては、この施設を自由に活用できる状況にしてから、この施設をより一層有効な観光資源として生かしてくれる事業者を公募したいので、本条例を廃止しようとするものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

大多喜町薬草園設置管理条例を廃止する条例。

大多喜町薬草園設置管理条例（平成16年条例第32号）は、廃止する。

附則。この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） この条例が成立したとします。いずれかは貸したい、よそ様に管理してもらいたい。じゃそこまでの間はどのようにして、町は薬草園についての取り組みをしていくのですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 次の管理が決まるまでの間ということではよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○企画財政課長（西郡栄一君） その間につきましては、この条例が廃止になった段階で、一旦、薬草園としての機能を中止したいなというふうに思っています。その間に公募して、必要な施設の修繕等があれば、その辺も検討しながら、広く公募しまして、その内容に基づいて新たなものとして貸していくような方向を今考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 薬草園を中止するということは、具体的にどういうことでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この目的につきましては、財産の区分を行政財産からまず普通財産に移すということで、条例の規制を受けない自由な発想、活用というものを広く受け入れたいということで考えております。

また、これは県との最終的には協議を要することとなりますけれども、将来的には建物を

譲渡することも含めて、これから考えていきたいというふうには思っております。

(「わからない」の声あり)

○議長(志関武良夫君) ほかに質疑ありますか。

10番山田久子君。

○10番(山田久子君) 私もちよっとよく理解できないのですが、その間というのは、例えば薬草園さんですと、今の土地の部分にたくさんの薬草等も植わっていると思います。こういった管理はどこが担うような形になるのでしょうか。

○議長(志関武良夫君) 財政課長。

○企画財政課長(西郡栄一君) それにつきましては、町のほうで管理をしていきたいというふうに考えております。

○議長(志関武良夫君) 10番山田久子君。

○10番(山田久子君) 町ではどこの部署がどういう形で管理をするというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長(志関武良夫君) 企画財政課長。

○企画財政課長(西郡栄一君) 当面は企画財政課のほうで管理していくような形になるかと思えます。その予算的なものにつきましては、今あるものを使用させていただいて、適切な管理をなるべくしていきたいというふうに考えております。

○議長(志関武良夫君) 10番山田久子君。

○10番(山田久子君) そうしますと、町のほうで管理をする間、どのくらいが町で管理するのかということが大変重要な部分になってくると思うんですけれども、県からの見通しというのはどのような形で考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長(志関武良夫君) 企画財政課長。

○企画財政課長(西郡栄一君) 県からの見通しということでございましょうか。

(「はい」の声あり)

○企画財政課長(西郡栄一君) 県からは、まだこれから協議を進めていかなくちやいけないというところで、普通財産として貸すのはいいですよということになっております。ですから、それが終わった後、県との協議というのは、将来的には譲渡する場合に、県の許可がないと譲渡できないということになっておりますので、それについては次の公募によって来た事業者の内容に応じて検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長(志関武良夫君) 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合、薬草園の実際に今、薬草がありますよね。その管理は結局、普通財産になると当然、企画財政課で担当すると思うんですけども、結局その管理するのに、企画財政課の職員が対応するということですか。決まるまでね。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 決まるまでの間ですけども、その管理については職員が直接管理するというのは非常に厳しい問題があるかと思imasるので、適切な管理というものをこれから町のほうでは、できる限りお願いするような形でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 一応薬草園として4月1日以降クローズして、人は入れるのか、入れないにするのか、あるいは相変わらずオープンにして自由に見られるようにしておくのか。

それから、今の話を聞きますと、薬草園としての機能は何らかの形で保つみたいに受け取れるんですけども、その保ち方についてはどういうふうに考えるのか。何からの形でといっても、もうすぐ目の前に迫っているのだから、例えばパートで人を雇って責任を持って雑草の整理をしてもらうとか、その辺はめどがついていますとか。その間、あの建物を直したり、貸せる状況、あるいは売却できる状況にもっていく。その建物を直すにはどのくらいのお金が必要なのかというようなところももう出ているのでしょうか。何かその辺が全然見えないんです。よろしくをお願いします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず、なかなかわかりづらいなと思います。

一つは、これは指定管理という形の中で薬草園、県のほうから薬草園というものは城西国際大学、これ紹介の中でやってきたところでございます。この中で、まず指定管理する中で、施設のいわゆる修繕とか、そういうものは町がやることになっているんですね。これはずっとこれからも、あの施設を町が金を出し続けて直すということはなかなか厳しいということで、城西国際大学さんとは22年からずっと交渉してきました。できればそのまま使っただいて、そちらで直していただけないかということのお話をしたんですが、それはだめだということでございまして、そうなりますと、この契約をずっと続けていると、町があの施設をずっと修繕するということになります。そういうことで、先ほども申しましたように、入場者数も含めますと、なかなか見通しが厳しいという中でございます。

それで、私どもも県のほうとも協議しながら、県にこの施設をお返ししようという話で、

今しているところなんです、その辺も今協議中ございまして、城西国際大学さんのほうから、もしいわゆる譲渡をするということであれば、建物じゃなくて、あの町の土地も含めてくださいということなので、その条件は飲めませんので、そういうことで、これは廃止の方向で、今県のほうに申し入れているところでございます。

ですから、その中で用途が、どこか事業者が見つければ、修繕はしていくという話になるのだと思います。そういうことで、既に天井のほうも雨漏りしてしまっていて、大規模改修をやらなきゃいけない状況にもあります。そういうことで、その辺が今現在、城西国際大学さんとはその辺が調整ができないということで、そういう決定をして、今廃止するという方向に進めたところでございます。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 薬草園の使い方、前に城西大学が指定管理をするときに、全国に公募してやったらと言ったことがあるんですけども、もう間に合わないよという話だったんですけども、健康ブームの中で、薬草園の活用の仕方って相当うまく使えば本当に活性化というか、町のための部分のすごくいいものになると思うんですよね。ですから、ぜひ公募という形で、新しい使い方を全国から公募していただきたいという部分があります。

それと、先ほど町長言われましたけれども、県にお返ししたらと、なかなか県はくれないということであれば、県で直してよということはやっぱり強く交渉の中で言っていたきながら、施設のほうもなるべくお金のかからないような形で、県のほうに直してもらおうと。ものについては、そうやって公募するような形、こんなような形でやってもらえればというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） もちろん、実はそういうお話も含めて県とは今協議しているところなのですが、県もなかなかお金がないものですから、結局あの施設は、県としては、お金がかかるから町に渡したというところがあるんですね。ですから、今さらまた県がお金をかけてというのはなかなか厳しいのですが、そういったことも含めて、今折衝中でございます。ただ、これから県がお金出すというのはなかなか難しいかなとは思いますが、基本的にはこれは県の施設でございますので、そういったことも含めてこれからやってまいりたいと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 町長、予算の中で入るを量りて出づるを制するという話をしていましたけれども、この施設は町で有料で入場料を取って見せるということはできないのでしょうかね。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど申しましたように、なかなかこれを維持するというのは、入場料で見合うような話じゃありませんけれども、これからどういう事業者がそこに公募してくるかということになるんだと思います。

基本的には、入場料でそういうものが維持できることは、それは好ましいことなんです。でも相手がありますので、そういったことも含めて、これから公募という形になるかと思っています。できるだけいい形で、今ご質問にもありましたように、町が負担をしなくて済むような形をなるべくとりたいと思っています。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ご異議なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第12、議案第17号 大多喜町保育園の設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） それでは59ページをお開き願いたいと思います。

大多喜町保育園の設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号でございます。

本文に入る前に、本条例の制定理由についてご説明申し上げます。

子ども・子育て関連3法が本年4月から施行されることから、関連例規の整備が必要となったことによる一部改正でございます。改正概要といたしましては、改正後の児童福祉法に基づく条例の一部改正ですが、題名の改正です。それと保育の実施基準の第4条ですが、その削除ということになります。

それでは、本文のほうに入らせていただきます。

大多喜町保育園の設置、管理及び保育の実施に関する条例の一部を改正する条例。

題名を次のように改める。

大多喜町保育園の設置、管理及び保育の利用に関する条例。

第1条中「保育の実施」を「保育の利用」に改める。

この保育の実施を保育の利用に改めるということにつきましては、上位法の児童福祉法の改正によりまして、児童福祉法のほうでは保育の実施という表現ではなく、保育の利用ということに改正されておりますので、町の条例のほうもこの保育の利用に改めるということにいたしました。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

第6条、保育園に入所する児童（児童福祉法第24条第5項または第6項の規定により町長が入所させた児童を除く。）の保護者は、規則で改めるところにより、保育料を納付しなければならない。

第2項、前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童であつて、町長が地域における教育（同法第7条第2項に規定する教育をいう。）の体制の整備の状況その他の事情を勘案して保育園において保育する必要があると認めるものに係る前項の保育料の額にあつては、子ども・子育て支援法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準）により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とする。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附則。この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

この施行日は、平成27年4月1日からということになります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 3点あります。

1点目は、第1条ですけれども、保育の実施から利用に文言が変わった。これによって町の責任というのはどういうふうになるのか。今まで、設置するのも行政だし、保育を必要とする子供に保障するのも行政でした。だけどこれ、保育の利用になると、行政の保育責任というものが消えてしまう。保育を実施する責任の主体はどこに行くのかということのを伺いたいと思います。

それと、4条の保育の実施基準で7項目あったものが削除されました。新しい条件というのはどんなものなののでしょうか。どういう人が保育所に入れることになるのでしょうか。

それから、保育料の問題なんですけど、現況は保護者の負担能力に応じて町長が定める。負担能力に応じて段階が決まっているんですけども、今度は規則で定める保育料となっています。どんな規則なのでしょうか。

もう一つ、いつからやるのか、施行期日が書いていないのですけれども、いつからこれは実施になるのでしょうか。

4点になりました。すみません。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） それでは、野中議員の質問に対して回答したいと思います。

まず、1つ目につきましては、保育の実施から保育の利用に表現を変えた、言葉を変えたということですが、保育の実施、利用、行う中での責任というものは今までどおり、町のほうで行うようになると思います。変わらないと考えております。

2点目の第4条の削除の意図についてということですが、これにつきましても、上位法であります子ども・子育て支援法施行規則の改正、平成26年4月17日内閣府令第55号

の第1条の中で保育の実施基準というものをうたってございますので、下位の町の条例に規定する必要はないということで、削除ということにいたしました。

それと3点目の第6条、規定で定めるところによりということで、規定で定める保育料はということでございますが、現在も大多喜町保育料の保育料徴収基準及び保育料の減免措置に関する規則がございます。その中で、保育料の階層区分、それと保育料の上限等を規則の中で定めております。

それと、この条例についていつから施行するのかということでございますが、施行日につきましては、平成27年4月1日からということでございます。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 余りよくわからなかったんですけども、申しわけありません。聞く能力が弱いものですから。

保育の実施が消えたということでも、当面の間は大多喜町では今までどおり町が保育士を雇って保育を提供しますよということですね。だけれども、もしも時間がたって首長さんか変わったら、いや、もう民間にやってもらうんだ、例えば一宮なんかは、昨年中にそれを新聞なんかではやっていますよね。そうしたら保育をやるのは民間なわけです。この条例からなくなったことによって、町は民間にやらせるという可能性も、将来的にはありますよというふうに理解してよろしいのでしょうか。

その次、保育の実施基準をなくしたんだけど、それは法に書いてあるからなくしましたといったら、保護者が、預けたいんですけども、うちは条件に合うでしょうかといったら、いや、法見てくださいと、そんなふうになるのですか。それとも、今まではこういう7つの条件があったけれども、預けたい人なら誰でも預けられますよというふうに、もうフリーになっちゃったというふうにもとれるのですけれども、どういうことでしょうか。もしも、これ法に書いてあるからというのであれば、住民にとっては大変不親切な条例の改正だと思わざるを得ません。

あと、保育料のことは今ここでも額は幾らになりますよというふうには書いていないのですけれども、この新しい料金表、ここに規則のほうで料金がありますから、それは説明でどこにあるかわかったんですけども、この料金表の改定ということはあるのでしょうか。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） すみません、声もがらがらで聞きにくくて申しわけありません。

一番初めの、保育の実施が保育の利用になった場合に、今後先にいって、町から一般企業等に移す可能性もあるのかという、考えがあるのかということですが、これにつきましては、今私のほうから答えるのちょっと難しいと思うんですけども、町としては、今と同じような形で当面の間は保育をやっていくということで、お答えさせていただきたいと思います。

それと、次の第4条の削除の関係でございますが、児童福祉法の中で保育の実施基準の条例の委任を廃止しておりますので、これに基づいて、大多喜町のこの設管条例では、この中の第4条を削除をしたということになります。

それと、先ほども話しましたけれども、保育料の徴収基準及び保育料の減免、そこに関する規則の中で、保育料については別表の1ということで、保育園の徴収基準表月額表を記載してございます。その中では、階層区分が1階層から8階層までの区分になっております。保育料の上限額といたしまして、3歳未満、3歳以上については幾らということで、表現を表の中でうたってございます。

それと、今回のこの児童福祉法の改正等に基づきまして、保育料の定義の改正ということで、国の基準額というものが初めに国のほうで定められるんですけども、その中で、今まで8階層のうち1階層から2階層、これは生活保護世帯と町県民税の非課税世帯ということになっております。それと、第3階層も町県民税非課税世帯のうち、町県民税の所得の範囲で定められております。第4層から8層につきましては、今まで所得税の課税世帯であって、その所得税額の区分によって4階層から8階層が分かれていたような形になっております。

これが、平成27年4月から、この定義につきまして、国のほうで町県民税の所得割課税額を定義として算定するということになりました。今、システムのほうで、この保育料について仮算定をしておるんですけども、保育料につきましては、増額になるということはないということで考えております。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） どんな子供が預けられるのか、預けられないのかと、子供を持つ親にとっては重要なので、そのところが答弁になかったような気がするんですね。例えば、今まで保育に欠ける子供を預かりますよ、親が働きに行っている子供を預かりますよ、だけ

ど、今それが全部外れたとしたら、親が家にいても預けたければ預けられる可能性もあるんじゃないかというような、そんな気がするんですけども、その辺がはっきりしないと親は困るんです。どうなんでしょうか。

私これで質問が終わりになっちゃうので、よろしく願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 今の野中議員からの質問でございますが、この条例の中から第4条を削除いたしましても、児童福祉法の中でこういう基準で、保育園の実施基準というんですかね、そういうものを定めておりますので、実施基準については1から7項目までございます。内容については変わりませんので、申請書等の申し込みが、入所の申込書等受けて行いますので、それにつきましては、児童福祉法の中でうたわれている基準に基づいて入所手続を行うような形になりますので、その内容につきましては、条件については変わらないと思います。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私たちは、この例規集を見ていろいろ考えるんですね。私、子ども・子育てのときに、法を見ても次の法の何とかに書いてあってと、次から次、次から次、あの法の何とかな、あの法の何とかなというので、全然わかりません。読んでもわかりませんという反対討論をしたんですけども、私たち町政にかかわるのが、これがあれば一通りのことがわかるという条例でない困るんです。

ですから、もしも保育の実施条件が変わっていないのであれば、これを削らないでそのまま残しておいていただきたいなと思うんですけども、どうなのでしょう。どうしても削らなきゃいけない根拠というのはあるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） ただいまの野中議員さんからの、この詳細について消さないで残したらどうですかというご質問でございますが、改正後の児童福祉法の中で、保育の実施基準の条例の委任の廃止ということでございますので、この第4条の町のほうで定めている保育の実施基準というものは、そこで廃止されていきますので、町のほうの条例の中から削除するというので、ご了解いただければと思います。

○議長（志関武良夫君） 申し上げます。

細かいところについては、担当課長のほうに聞いて、それでやってもらえればと思います。ほかの質疑あるようでしたら。

9 番吉野僖一君。

○9 番（吉野僖一君） 今、第4条の削除ということなんですけれども、新しいあれに同じ項目が入っているんです。この第4条というのは住民サービスの一番根本的な問題なので、それが新しい福祉法か何か知らないけれども、項目が同じような文面が入っているのですか。そういう説明をしないとだめだよ。これじゃ、わからないもの。

○議長（志関武良夫君） この問題につきましては、後ほど詳細に説明をするということですよ。よろしくごさいますか。

（「はい」の声あり）

○議長（志関武良夫君） では、この問題につきましては、後ほど課長のほうでよく調べて、説明をお願いします。

会議の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

（午前 11 時 54 分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 零時 44 分）

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長の答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 午前中の野中議員より質問のありましたことにつきまして回答させていただきます。自分の説明不足で大変申しわけなかったと思いますが、再度また説明をさせていただきます。

第4条の削除の意図ということで、これにつきましては上位法がありまして、子ども・子育て支援法の施行規則の改正によりまして、条例委任が廃止されたということで、法律が上位にありますので、それに基づいて町の条例の中でうたう必要はないということで削除をいたしました。

それで、この子育て施行規則の第1条の中に保育の実施に対しての基準が全てうたわれてございますので、そういうことをご理解いただければと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（志関武良夫君） 今、子育て支援課長の説明がありましたが、質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第13、議案第18号 大多喜町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 61ページになります。

大多喜町児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本文に入る前に、本条例の制定理由についてご説明申し上げます。

子ども・子育て関連3法が4月1日に施行されることから、町の例規の整備が必要になったことによる一部改正でございます。それと、総元小、上瀑小、大多喜小の3校の統合による児童クラブの設置場所が変更となることによる一部改正でございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

大多喜町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

第1条中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

第2条中「大多喜町大多喜12番地」を「大多喜町下大多喜100番地」に改める。

第4条中「3年生」を「6年生」に改める。

第4条につきましては、子育て支援法によりまして、今まで1年から3年生まで児童クラブの対象範囲であったものが、6年生まで、全小学生を対象とするということで、6年生ま

でに改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行するということになっております。施行の日は、平成27年4月1日からということになります。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 3年生から6年生に改めるということ、これで何人ぐらい児童の数がふえるのかということと、あと先ほど前回の質問の中で、学童保育で上瀑は扱うから、あそこはそうすると学童保育で使う部屋というのは限られた部屋で、わずかな場所ではないかと思っています。上瀑小学校、ほかにもいろんな校舎があります。そこを含めて、使わない教室等も含めて、全て子育て支援課さんのほうで維持管理を行うということによろしいのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 根本議員からの質問に対しましてご回答いたします。

まず初めに、向こうへ移ってから、新しく上瀑小に行ってから学童児童の数ということですね。それと、4年生から6年生までの分が新しくどのくらいふえたかということだと思いますけれども、児童クラブつくしが12名増になっております。それと、児童クラブたんぼぼでございますが、3名ほどふえております。

それと、上瀑小学校のほうにクラブを移設して、その校舎の管理ということでございますが、子育て支援課のほうで校舎とグラウンドのほうは管理を行うようになっております。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 学童保育を行っている間の臨時の職員の方が5人ということで、臨時の職員の方がやっているときは、その部屋だけではなくて、一応全体も外を管理するという形になるわけでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 基本的には、学童保育で使う部屋を管理をするということで、ふだん使用しない部屋はいっぱいありますので、そこには立ち入りをできないように、子供たちもいろいろ広く入ってしまいますので、そこについてはふだんは使わないように、ポールを置くなりして入らないような形で、ふだんは使用する階と部屋だけということで考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第14、議案第19号 大多喜町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） それでは63ページをごらんいただきたいと思えます。

本文に入る前に、提案理由をご説明させていただきます。

昨年6月に医療介護総合推進法が成立し、それに伴い介護保険法が改正され、平成27年4月1日から特別養護老人ホームに入所できる者の資格を、要介護者から要介護3以上の者に

なり、それに伴い改正するものであります。なお、要介護1もしくは2の者については、本文第2号中のアからエに該当する者は入所資格があると認めることとなります。

また、平成27年3月31日までに入所した要介護1もしくは2の者については、附則の2号経過措置に、4月以降も引き続き入所を継続することができることとなるよう規定しております。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例（平成12年条例第21号）の一部を次のように改める。

第6条第2号を次のように改める。

第2号、介護保険法の規定する施設介護老人福祉サービスの場合は、要介護3以上の要介護者又は要介護1若しくは2の要介護者であって、次のいずれかに該当するもの。

ア、認知症高齢者であって、常時適切な見守りまたは介護が必要であるもの。

イ、知的障害、精神障害等を患っていて、地域での安定した生活を続けることが困難であるもの。

ウ、家族による支援又は地域での介護サービス若しくは生活支援の供給が十分に認められないもの。

エ、家族による虐待が深刻であり、心身の安全及び安心を確保する必要があるもの。

附則。施行期日、第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置。第2項、この条例の施行の際現に改正前の大多喜町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例第6条第2号に規定する入所資格に該当する入所者は、この条例による改正後の大多喜町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例第6条第2号に規定する入所資格に該当する入所者とみなす。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 挙手全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第15、議案第20号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(永嶋耕一君) それでは、説明に入らせていただきたいと思います。65ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

介護保険利用者の増加に伴い、介護保険給付費が増加する中、持続可能な介護保険制度を構築するため、第6期事業計画において介護保険料の改定、現行の保険料段階を6段階から9段階に細分化することによる費用負担の公平化の改定と、あと第1号被保険者の負担割合が21パーセントから22パーセントに引き上げられたことなどによる現行の条例について改正が必要になったことから、今回条例の一部改正につき、ご提案するものでございます。

では、本文に入らせていただきます。

議案第20号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例。

大多喜町介護保険条例(平成12年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「2万5,800円」を「2万7,000円」に改め、同条第2号中「2万5,800円」を「4万500円」に改め、同条第3号中「3万8,700円」を「4万500円」に改め、同条第4号中「5万1,600円」を「4万8,600円」に改め、同条第5号中「6万4,500円」を「5万4,000

円」に改め、同条第6号中「7万7,600円」を「6万4,800円」に改め、同条の次の3号を加える。

第7号、令第38条第1項第7号に掲げる者、7万200円。

第8号、令第38条第1項第8号に掲げる者、8万1,000円。

第9号、令第38条第1項第9号に掲げる者、9万1,800円。

以上が、介護保険の改正と現行の保険料段階を6段階から9段階に細分化することによる費用負担の公平化を図る改正でございます。

第2条に次の1項を加える。

第2項、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万4,300円とする。

この項は、低所得者の第1号被保険者の保険料の軽減額を規定したものでございます。

第4条第3項中「、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロまたは第5号ロ」を「、ロもしくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロまたは第8号ロ」に、「当該被保険者」を「当該第1号被保険者」に、「令第38条第1項第1号から第5号まで」を「令第38条第1項第1号から第8号まで」に改める。

この条文は、第4条第3号につきましては、保険料段階が6段階から9段階に細分化されたため、介護保険法施行令の改正がありまして、それに伴う改正でございます。

附則に次の1条を加える。

改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置。

第8条第1項、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「関係法律の整備等に関する法律」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援体制整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

この条文は、第8条1項につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の開始期日を定めたものでございます。

第2項、関係法律の整備等に関する法律第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間には行わず、平成28年4月1日から行うものとする。

第2項につきましては、認知症高齢者に対する総合的な支援を行う事業の開始期日を定めたものでございます。

附則。施行期日、第1条、この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条に1項を加える改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

この条文は、所得の少ない第1号被保険者の保険料減額の実施期日等が今現在、正式に国で示されていないことから、示された次点で、規則で実施期日を定めるというものでございます。

経過措置。第2条、改正後の大多喜町介護保険条例第2条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については適用しない。

以上で説明を終わりにします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 66ページの8条の1項、2項についてでございますけれども、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わずというふうに、あえてきちっとうたっていただいておりますけれども、大多喜町は大変高齢化の進んでいる町でございます。できればここにとらわれずに積極的に事業展開を考えていただく、そういうような姿勢を持っていただけるとありがたいのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問ですが、この総合支援事業を行う場合、できるところからやるというのも一つの手かもしれませんが、国の方針で総合支援事業については一気にということで決められております。ですから、大多喜町の場合、きのうも言いましたけれども、ボランティアの育成とか、そういうのがまだできておりませんので、この2年間を猶予ということではいただいております。

それと、次の8条の2項の関係につきましては、一応認知症の関係でそういう支援チームをつくらなくちゃいけないということになっておりますが、それも研修を受けないと、この支援チームとかそういうものができない状態ではありますので、1年間の猶予をいただきたい

と、そういうふうを考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 認知症のほうの支援チームの件なんですけれども、以前、専門の医師の配置が難しいというような、そういったお話を伺っていたんですけれども、医師という部分については、町はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 認知症の医師の関係なんですけど、やはりなかなか難しいところがありますが、これはどうしても平成28年以降にやらなくてはいけないということになっておりますので、この1年をかけて何とかこの認知症初期集中支援チームですか、そういうものを立ち上げたいとは考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 65ページ、2条の2、所得の少ない1号被保険者についての保険料の減額賦課に関する、この対象者は第1段階の人だけですか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 今のご質問なんですけど、第1段階の方だけです。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議がありますのでこれより討論を行います。初めに本案に反対者の発言を許します。11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、議案第20号に反対の立場から討論させていただきます。

議案第20号は、介護保険の来年度からの保険料の改定であります。この一月にすると大したことは、大したことって、平均上げ幅は200円なんですけれども、階層が細分化されたことによって、年間の保険料がとてつもなく上がるのではないと思われる階層もあります。

例えば、第1段階は減額措置があります。第2段階は、今までは第1段階と同じ額だった

と思うのですが、それが一気に1万4,700円も値上がりすることになります。この第1段階、第2段階というのは、大変収入の少ない階層であります。それからずっといって、今まで6段階だったものが3段階ふやされて、特に収入が多いといえれば多いと思いますが、第9段階に至っては1万4,400円。きのうも一般質問で極端な言い方をしましたけれども、介護保険は本当に掛け捨て保険と同じような影響を持つ被保険者が圧倒的に多いわけです。9割が掛け捨て保険みたいなものだ。

その中で、こうやって多額に保険料が上がる。今の経済状況の中で上がるというのは、高齢者にとっては大変厳しい話です。共助とか、お互いに助け合いだとか、あるいは制度持続のための措置だとかいうけれども、制度は残ってもサービスを受ける余裕がもうなくなってしまふ。制度破壊ではないかと思うんです。

本当にこの町でよかったと思えるまちづくりのために、できるだけ早い時期に、保険料を納めるための繰り入れ、あるいは介護度を高めないための介護予防事業の徹底、役場だけ頑張ったってできないわけで、住民への働きかけが必要だし、それから業者との連携も必要だし、総合的に健康寿命を延ばす。介護予防事業をもっともっと盛んにして、楽しく安心して暮らせるまちづくりを進めていただくこともあわせて要望しまして、反対討論といたします。

○議長（志関武良夫君） 反対討論の意見がありました。賛成者の意見を求めます。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 私は賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

きのう大多喜町の高齢者保健福祉計画及び第6期の介護保険事業計画が承認をされました。介護保険制度、大変大切な制度でありまして、持続していくことが大前提であると思います。

そういう中において、今回の議案の条例の一部改正でありますけれども、保険料の負担の公平化という中で、6段階を9段階に分けてきめ細かく負担を公平にという部分であります。そして、低所得者についても軽減措置を強化した。さらには一定以上の所得のある人については、2割ということで、これもある程度負担のできる人は、少しでも負担をしてもらおうというようなことであろうかと思えます。そういう意味においては、大変適切なものであるというふうに考えます。

また、総合支援事業については、計画どおりにいけば本当にすばらしい計画であろうと思います。そういう計画を少しでも実現するために、経過措置ということで2年間猶予ということであります。執行部の皆さんには、この2年間をしっかりと対応できるような計画に持っていくために努力していただきたいと思えます。

そういう意味で、今回のこの一部改正には大変適切な措置であるというふうに考えますので、賛成といたしたいと思います。

以上であります。

○議長（志関武良夫君） そのほかにご意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

本件は原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第16、議案第21号 大多喜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、67ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、介護保険法の一部が改正され、これまで国の基準において定められていた指定介護予防支援事業等に従事する従事者に係る基準及び事業の運営に関する基準等の規定について、町の条例で定めることとされたことから、その基準に関する条例を制定するものであります。現在、国の基準で、地域包括支援センターが実施している介護予防支援事業についての条例化となります。

それでは、本文に入らせていただきます。なお、条文が長いもので、各条ごとに読むことは割愛させていただきたいと思います。

大多喜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例を次のように制定する。

介護予防支援の事業は、高齢者が要支援状態になった際に、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものであります。条例の内容は改正後の介護保険法により市町村の条例で定めるとされたことから、指定介護予防支援事業所の有する従業員の員数、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、事業の運営に関する基準を定めるものであります。

第1章、総則についての規定でございます。

第1条は、趣旨についての規定であります。

68ページをお願いいたします。

条文中のここに指定介護予防支援とありますけれども、この事業は要支援1、2と認定された方が、要介護保険のサービスを利用する際、地域包括支援センターがその方の介護予防計画を作成して、サービスを提供し、サービス事業者との連絡をとり、サービスの調整を行う事業でございます。

また、その次に、基準該当介護予防支援という言葉がありますが、これにつきましては、大多喜町に住民票を置いていて、遠方の市町村に住んでいる要支援1、2の方が介護保険サービスを受けようとする際に、その遠方にある市町村の地域包括支援センターが、その方に介護予防支援サービスを提供する事業でございます。

第2条は、指定介護予防支援事業者の資格について規定しております。指定介護予防支援事業者とは、地域包括支援センターで行う要支援1、2の認定を受けている方に対して行う介護予防ケアマネジメントを行う事業所となります。ですから、地域包括支援センターの業務の一つ、今までと同じで業務の一つが事業所となるということでございます。

第3条は、指定介護予防支援事業の基本方針について規定しております。第4項中下から2行目の行になりますが、老人介護支援センターの意味でございますけれども、地域の老人福祉に関する問題について、各事業者との連絡調整、その他援助を総合的に行うことを目的として運営される施設でございます。本町には現在そういう事業所はございません。

その次に、指定居宅介護支援事業者という言葉がありますが、これにつきましては、介護保険を利用する介護の必要な方が、家族の要望を尊重し、心身の状態や家庭の状況を考慮して、適切なサービスが利用できるように支援する事業所、要するにここでは、先ほどは要支援1、2でしたが、この指定居宅介護支援事業所というのは、要介護1以上のケアマネジメントを行う事業所となります。

69ページをお願いいたします。

第2章、人員に関する基準についての規定であります。第4条は、従業員の員数を規定しておるものでございます。第5条では、管理者について規定しております。

第3章、運営に関する基準について、それぞれ規定しております。第6条は、内容及び手続の説明及び同意についてと、文書にかえて電磁的方法での提供について規定しております。

71ページをお開きください。

第7条及び第8条については、指定介護予防支援の提供拒否の禁止、また、サービス提供困難時の対応についての規定でございます。

第9条及び第10条については、利用者から指定介護予防支援の提供を求められたとき、受給資格等の確認及び認定を受けていない場合は、要支援認定の申請等に係る必要な援助を行わなければならないと規定しておるものでございます。

72ページをお開きください。

第11条については、担当職員の身分を証する書類の携行について規定しております。

第12条及び第13条については、介護予防サービス計画費の利用料等の受領及び証明書の発行についての規定でございます。

第14条については、指定介護予防支援業務の委託について規定しております。これは、地域包括支援センターが人数的に抱え切れなくなった場合は、ある程度委託ができるということで、その指定居宅介護支援事業所に委託ができるというものでございます。

73ページをお願いいたします。

第15条については、介護予防サービス費を利用者にかわって事業者が代理受領するための報告について規定しております。

74ページをお開きください。

第16条は、利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付について規定しており、第17条は、利用者に関する通知について規定しております。

第18条から第25条までは、指定介護予防支援事業所の管理者の責務、運営規定、勤務体制の確保、設備及び備品、従業員の健康管理、秘密保持、広告などについて、この支援事業所について規定しております。

76ページをお願いいたします。

第26条は、サービス事業者からの利益の収受の禁止についての規定でございます。

次に、第27条から第30条につきましては、指定介護予防支援事業所の苦情処理、事故発生時の対応、記録の整備等について義務づけたものでございます。

78ページをお願いいたします。

第4章は、支援の方法に関する基準についての規定であります。第31条につきましては、指定介護予防支援の基本取り扱い方針についての規定でございます。

次、79ページになりますが、第32条は、指定介護予防支援の担当職員について、具体的取り扱い方針についての規定でございます。

84ページをお開きください。

第33条は、介護予防支援の提供に当たっての留意点について規定しております。

次の85ページですが、第5章は、基準該当、介護予防支援に関する基準についての規定であります。第34条は、先ほども申しましたが、基準該当の介護予防支援の事業の準用についての規定でございます。

第35条は、委任についての規定でございます。

附則といたしまして、本条例は平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

簡単な説明で申しわけありませんが、以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 74ページの管理者の責務、18条のところにおきます指定介護予防支援事業所の管理者はどうたってございますけれども、大多喜町では町の中に包括支援センターとして位置づけていただいておりますが、この場合の管理者というのはどなたになるのか教えてください。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問ですが、管理者ですが、一応、地域包括支援センターの場合、設置者は大多喜町長になります。役員という形で担当課長がなっております。管理者については、今地域包括支援センターで3名おりますので、そのうちの1名が管理者となっております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） それはどなたでしょうか。例えば名前でも結構ですし、役職的な場所でもいいと思うんですけれども、どういう方が管理者になっているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 去年まで主任ケアマネジャーがなっておりました。ただ、こ
としになって主任ケアマネジャーがいなくなりましたので、その関係で今、管理者の席は空
席となっております。今後管理者のほうは指定していきたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） よろしくお願ひいたします。

もう一点、75ページ、第22条の中に従業員の健康管理の文言なんですが、清潔の保持とい
う言葉がございますが、この清潔の保持というのはどういうふうに捉えたらいいのか、教え
ていただきたいと思ひます。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 清潔の保持ということなんですが、世間一般にそういう汚い
格好でなければ、それで清潔の保持ということになると思ひんですが。

（「わかりました」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） なしという意見が出ましたので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思ひます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第17、議案第22号 大多喜町地域包括支援センター設置条例の
制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、87ページをお開きください。

初めに、提案理由を説明させていただきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、介護保険法の一部が改正され、これまで国の基準において定められていた地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために、必要な資格及び人員に関する基準を町の条例で定めるとされたことから、その基準に関する条例を制定するものでございます。現在、本町では要綱で定められておりますが、それを、この条例が通りましたら廃止し、条例化するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町地域包括支援センター設置条例を次のように制定する。

地域包括支援センターは町民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するものであります。条例の内容は、地域包括支援センターの包括的支援業務を実施するために必要なものに関する基準を定めたものでございます。

第1条は、目的及び設置についての規定でございます。

第2条は、名称及び位置についての規定でございます。

第3条は、この事業についての規定であります。

第1号中、介護予防支援事業とは、先ほど申しました要支援1、2の認定された方が介護保険のサービスを利用する際、地域包括支援センターがその方の介護予防計画を作成し、サービスを提供し、サービス事業者と連絡をとり、サービスの調整を行う事業でございます。

第2号の認定する事業は、介護保険の地域支援事業のことでございます。

第3号に規定する事業とは、介護保険の包括的支援事業を指しております。

88ページをお開きください。

第4条は、人員配置基準について規定しております。本町の場合、生活圏域を大多喜町全域と設定しており、第1号被保険者数が3,000人から6,000人未満ですので、各号の3職種の人員を配置しております。

第5条は、公平性及び中立性の確保の規定でございます。

第6条は、業務日及び業務時間を規定しております。これは、大多喜町の休日を定める条

例の規定を準用しております。

次に、第7条は、運営協議会の設置について規定しております。

第8条は、委任についての規定でございます。

附則といたしまして、本条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

なお、本条例の制定後は、大多喜町地域包括支援センター設置及び運営要綱は廃止といたします。

この条例は、今まで要綱で定められたものを今度は条例化するもので、要綱から条例に変えたところで人員の細分化、今までですと、要綱では1名以上ということになっていたんですが、そこを細分化して、条例ではこういう配置をするんだよということを決めております。それと、第7条の運営協議会の設置、これは要綱ではありませんでしたが、条例ではこの運営協議会の設置を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 第3条、支援センターは次に掲げる事業を行うものとする。これ、法の何条何条の言い方なんですけど、これ具体的にどういう事業なのか、主なものを説明してください。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 第3条の次に掲げる事業ということで、3つほどありますが、まず介護予防支援事業につきましては、先ほど条例の制定の関係で申しましたが、要支援1、2の方のケアマネジメントの関係でございます。それと、第2項の事業については、地域支援事業ということですので、一応、地域の高齢者の総合的な相談窓口、そういうものでございます。それと包括的支援事業というものは、認知症の関係とか、そういう権利擁護とか、そういうものが事業としてあります。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ご異議なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第22は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託

○議長（志関武良夫君） 日程第18、議案第23号 大多喜町歴史的景観条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 91ページをお開き願います。

議案第23号 大多喜町歴史的景観条例の一部を改正する条例の制定につきまして、本文に入る前に提案理由を説明いたします。

提案理由でございますが、大多喜町歴史的景観条例に設置してあります大多喜町歴史的景観審議会は、国庫補助事業である町並み環境整備助成事業実施に当たり、景観形成地区の指定、また景観形成計画の策定、景観形成基準を定める際に意見を頂戴いたしました。今後、景観形成地区の変更や基準の変更などの予定はないと思います。また、現在町並み整備事業で申請のあります建築物や工作物の検討・助言については、大多喜町景観形成整備事業補助金交付要綱に設置しております大多喜町景観形成整備事業検討委員会にて意見を頂戴しています。

以上のことから、大多喜町歴史的景観審議会の項目を削除する、大多喜町歴史的景観条例の改正を行うものでございます。

次に、本文でございますが、中ほどになりますが、大多喜町歴史的景観条例（平成11年条

例第15号)の一部を次のように改正する。

「第6章 大多喜町歴史的景観審議会(第19条―第26条)」を削り、「第7章 雑則(第27条)」を「第6章 雑則(第19条)」に改める。

その下の第5条第2項から、6行下の第10条第2項までは、大多喜町歴史的景観審議会の条文削除と、それに伴う項番号の変更でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

また、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の、別表、歴史的景観審議会委員の項目を削る。

以上でございます。

よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長(志関武良夫君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番(根本年生君) 質問させていただきます。

第6章の歴史的審議会、これは19条の第1項に、町長の附属機関として大多喜町歴史的審議会という。2番として、審議会は町長の諮問に応じ、景観整備等に関し必要な事業を審議するとともに、景観整備等に関し町長に意見を述べるとなっております。この歴史景観整備等という文言は、第2条第5項に景観整備等、歴史的景観の整備とこの歴史的景観と一体となった自然その他の環境の整備をいうと記載されております。この歴史的景観の整備とは、第1条の目的の段に、歴史的景観を守り育てつくり、町民が親しみと愛着と誇りの持てるまちづくりに資することを目的とするということであると思っております。

それで、先ほどのこれにかわる機関として、大多喜町景観整備事業検討委員会があるということでしたけれども、これは補助金の交付申請を行おうとする場合に、この審議会にかかるといって、本来の目的は、町民みずからがこの城下町を守って、親しみの持てる町にするということが目的であって、補助金を使ってやるということは、お金ないというんですかね、そういったことは二次の問題であって、町民が第一義的にやるものであるというふうに考えております。

それで、そのためには、この審議会というのは非常に大切なものであると思っております。この歴史的景観条例がこの審議会によって成り立っていると言っても過言ではないと思っ

おります。審議会には町民の多くの代表が入っております。町民がみずから守り育てていくためには、町民の代表であるこの審議会がないことには成り立っていかないと考えております。

よって、もしこの審議会を全部廃止するというのであれば、この歴史的景観条例そのものが抜け殻になってしまうのではないかと危惧しております。いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） この歴史的景観条例、平成12年に施行いたしました。国庫補助事業は平成21年に終了しています。その間、現在まで5年たっておりますが、そういう意見、また、形成地区の見直し、基準の見直し等の意見はありませんでしたので、廃止ということにいたしました。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 意見がないということは、町長が諮問しなかったということなんですかね。

この町並みを形成していくというのは、多くの住民の声を聞かないといけない。先ほど言いましたように、大多喜町景観検討委員会は、多く行政の人間がかかわっております。一般的には行政がつくった条例に対して、行政に申請が上がったものを、行政の人たちがそれについて意見を述べて判断するということは、当然行政に上がってきて行政がこの委員会にかけるということは、行政としてある程度大丈夫だよという認識のもとにかけるということがほとんどだと思うんですよ。まるっきり行政のほうでこれはとてもこの条例とかに合わないよというものを上げるということは、普通では考えられません。

それに対して、この審議会のメンバーは行政の多くの方がかかわっているということは、ちょっと違うんじゃないかならうかと思っております。いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 確かに19条で審議会を置くということになっておりますけれども、19条2項で、審議会は町長の諮問に応じ、景観整備などに関し必要な事項を審議するとともに景観整備に関し町長に意見を述べるができるようになっておりますけれども、諮問をすることがなかったということで、5年間そういうことがなかったということで、この項を削除する提案をいたしました。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

○1番（根本年生君） ちょっと納得しません。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

○1番（根本年生君） 先ほど言いましたように、やっぱりこの城下を守っていく、古い町並みを守っていくのは住民であると思っています。そういった住民の声を聞く場をあえて廃止するということは、行政が勝手にと言っては申しわけないけれども、住民の声が反映されない歴史的景観のものになってしまうのではないかとということで危惧しているわけでございます。できるだけこういった審議会は残してもらえるように配慮願いたいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 今回の大多喜町の歴史的景観条例の一部を改正するということでありますけれども、ただいま根本議員のほうから目的のほうお話をいただきました。この条例は町並みを整備するためにつくった条例だというふうに私は理解していましたが、この1条の目的、これは町並み整備のやるための目的ではなくて、この文面どおりに解釈をしてよろしいか。

そしてもう二つ、これを一部改正をするということでもありますけれども、この条例は残すということであると思うんですが、残すということは、今後の計画はあるということだというふうに理解をしていますけれども、今後どのようにやるのか、お伺いをしたい。

そして、今まで、平成10年から、これずっと続けてきているわけでもありますけれども、その経済効果、どのくらいあったのか。答弁をお願いしたいと思います。

以上3点、お願いします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 第1条につきましては、この大多喜町らしい歴史的景観を守りとなっておりますけれども、あくまでもこの区域ですね、鉄道と川に囲まれたこの区域を指しているのではないかと思います。

2番目の審議会の関係ですけれども、審議회를削除した場合に、先ほど根本議員から言われました、検討委員会のほうの条例のほうに審査を入れるような項目を、もしこの条例が通れば入れるように考えていました。

経済効果については、ちょっと今わかりません。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 3回だけでありますので、2番目に質問をしました、要はこの条例がこれから残るわけですがけれども、これによって町並み整備がさらに整備をされていくということなので、その計画はどうなっていますかということでもあります。それをまずお答えいただきたいと思います。

経済効果はわからないということでもありますけれども、国庫補助で10億のお金を使って整備をしたお金であります。非常に今までも、きのうも一般質問でいろんな方から言われていましたけれども、財政的に大変厳しい中でこれだけのものを作って、詳しい数字はともかくとして、それなりの答弁がないと、10億かけてわかりませんでは、余りにもずさん過ぎるというふうに思いますので、町長のほうからでも、経済効果はどれぐらいあったか。これは1回目の質問であります。3回しかありませんから、そのまず1回目の質問をお答えいただいて、2回目に、今回これを継続をしていく、一旦町並み整備が終了して国庫補助がなくなりました。今度は町単独の財源で行っていくということでもありますから、継続をする理由、当然町並み整備を携わった人たちから、足りないよ、今度はハードじゃなくてソフトの部分ということもあったんだろうと思いますけれども、その継続の理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず、経済効果はどうかということでございますけれども、数字的なものは出せないにいたしましても、大多喜町に来町する方というのは、相当数ふえてきているのかなと思います。

1つのデータの指標としますと、観光本陣に来客される数というのは、ほぼこれは観光客と違って間違いないと思います。それが年間ようやく10万人に達するところまで来ました。そういうことで、8万人から10万人までふえてきています。これをまたさらにふやしていくということであれば、今の町並みが、じゃ本当にいわゆる歴史的な景観の地域として、例えば川越とか、ほかの地域から見てどうなんだろうという、そういうものを比較しますと、まだまだ景観としては非常にお粗末かなというような気がいたします。そういうことで、地域の皆さんの要望がまだありますので、もう少しこれはやっていく必要があると思います。

そして、特にお城と町並みというのは一体的な景観の中にありますので、確かに一般財源ではありますが、議会の皆さんにご承認いただきました有料駐車場の収入ということ、これは10年10億をかけてきた中で、やはり人が来るということの中で、じゃ、それを税でこれからやるというのはなかなか厳しいという中で、収入を得た中で再投資という考え方のもとで

進めてきたところでございますので、地域がもう少し、他地域の景観に並ぶまではいかないにしても、そんなに見劣りしない程度までは、やっぱりする必要はあるんだと思います。

10年10億というこのお金というのは、大変な貴重な金を投じておりますので、これはやはり生かす必要があると思っております。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） ありがとうございます。

町の大変貴重な財源を使つての整備であります。そういう部分では、税を公平的に使つてほしい。そして先ほど申し上げましたけれども、この目的、課長は町並み整備の目的ですよということでありましたけれども、大多喜町の歴史的景観を守ることでもあります。そしてその中に審議会を設けて、範囲をその中で検討していただいたということで、その整備にかかわる部分でありまして、大多喜町の歴史的景観を守っていく部分については、範囲はいろいろなところいっぱいあると思うんですね。

本当に町の重要文化財、県の重要文化財であつたりとか、本当に大多喜町で残さなければいけない歴史的なものというのは、各地域いっぱいあると思います。カヤぶきの屋根が本当に少なくなってきました。そういうものを保全したりとか、天然記念物とか、もう古木を大多喜町の財産として残さなくてはならない。こういうところもいっぱいあるわけでありませう。

そういう意味から、そういう大多喜の本当の大切な資産をしっかりと守っていく。そして、歴史的な拠点を大多喜町全部に広げて、そこにお客さんが来て、別に町並み整備だけじゃなくて、ほかの地域にもそういうところが見られる。公費の公平性、あるいはそういう歴史的な、町の歴史的な観点から、この条例の枠をもう少し広げて、大多喜町全部に対応できるように使つてほしいというふうに思いますけれども、執行部のほうは、そういう問題についてどうお考えでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、小高議員のご質問の趣旨、よくわかりました。

確かに今の審議会の目的というのが、用務というのがここにありまして、5つほどございます。その中で、4件はやはり景観形成の地区の指定及び変更時の意見聴取、また景観形成重点地区の指定及び変更時の意見聴取、景観形成地区の景観形成計画の策定及び変更時の意見聴取、景観形成基準の設定及び変更時の意見聴取と、そういうことでございます。そのほかに、最後に新築・増築・改築などの届け出があつたときの指導・助言ということで、これ

は先ほど申しましたように、そういうもう一方のものがあつたということでございます。

もう一方で、今議員のご質問にありますように、もっと大多喜町を広くという意味で考えますと、こういうもう少し違った形で全体の地域を網羅するようなものにつくりかえる手もあるのかなと思います。それで、都市部ではもう既にそういうものがありまして、地方ではそういうものが大体ないんですね。ですから、ある程度都市部と同じようなものを、もう一つ形を変えた形の中で、大多喜町全域になるような形のものにつくり上げたほうがいいのかなというような気がいたします。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

本案について、討論を省略し、これから採決したいと思います。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） ただいま町長からも答弁ありましたけれども、この一部改正につきまして、もう少しいろんな角度から議論をし、本当にいい条例をつくり上げるべきというふうに考えます。したがって、この一部改正を常任委員会に付託をしたいというふうに提案しますので、ご協議いただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） お諮りします。

ただいま7番小高芳一君から、議案第23号 大多喜町歴史的景観条例の一部改正議案について、所管の委員会に付託し、審議する必要がある旨の動議が提出されました。この動議に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、提出された動議は成立いたしました。

委員会の付託をする動議を議題として採決します。この採決は挙手により行います。

この動議のとおり議案第23号については、所管の委員会に付託することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第23号については、福祉経済常任委員会に付託することの動議は可決されました。

したがって、議案第23号については、福祉経済常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第19、議案第24号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第24号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第13号）の説明をさせていただきます。

93ページをお開きください。

平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,416万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6,983万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費の補正。第3条、繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

それでは、第2表、継続費補正から順次ご説明させていただきますので、98ページをお開きください。

第2表、継続費補正。款2総務費、項1総務管理費、事業名、総合計画策定事業、補正前の総額1,134万円、年割額は26年度486万円、27年度648万円、補正後の総額972万円、年割額は26年度432万円、27年度540万円、総額を162万円減額するものでございます。この総合計画策定事業は、総合計画策定業務委託料を継続費で設定しておりますので、契約額に基づき補正するものでございます。

次の、第3表は、繰越明許費補正でございます。既に設定させていただいた繰越明許費に、表内の7事業を追加し、翌年度に繰り越しをさせていただこうとするものでございます。

初めに、款2総務費、項1総務管理費、地方創生・総合戦略関連事業9,030万2,000円、及び次の款6商工費、項1商工費、プレミアム商品券発行事業2,700万円は、地域住民生活等緊急支援のための交付金に関連する事業として、翌年度に繰り越すものでございます。

次の款6 商工費、項1 商工費、遊歩道整備事業189万円は、面白橋遊歩道整備に伴う環境調査で、希少価値の高いヤマセミなどの生息調査が必要だという意見が昨年3月31日に開催された千葉県環境審議会自然環境部会で提出されたことにより、この調査を3月中旬ごろから7月中旬ごろにかけて調査する必要がありますので、翌年度に繰り越すものでございます。

次の款7 土木費、項2 道路橋梁費、町道改良事業3,682万7,000円は、町道増田小土呂線歩道整備工事1,892万7,000円と、町道中野大多喜線道路改良工事1,790万円で、町道増田小土呂線歩道整備工事は、補強盛り土区間の掘削に伴い用水管が出現し、その調整移設に30日間、また掘削途中で軟弱土層が崩落し、歩道側への影響が懸念されたため、通行車両を昼夜片側通行どめとした再協議に15日間、及び湧水処理工法の検討・施工に15日間要したこと、及び町道中野大多喜線道路改良工事は、工事実施に伴い作業ヤードの確保を計画したところ、造成には隣接民地の境界を確認する必要が判明したため、用地境界測量を実施し、地権者の立ち会いを求め確定するために60日間、さらに敷地内の支障物件で案内看板等が8件あり、その協議及び撤去に30日間の日数を要したため、年度内完成が困難となり、翌年度に繰り越すものでございます。

次の款7 土木費、項2 道路橋梁費、橋梁維持事業2,134万円は、部田堀之内線橋梁補修工事で、終日全面通行どめとすることで関係機関と協議しましたが、地元区より昼間のみの通行どめで施工要望されたため、その再調整、関係機関への再協議に15日間要し、また、断面補修予定箇所を再調査したところ、建設当時のコンクリートの品質が悪く、ほとんどの断面がもろくなっていたため、追加補修に約10日間、また床板圧が想定より薄かったため、伸縮継ぎ手の選定に5日間の日数を要し、年度内完成が困難なため、翌年度に繰り越しをするものでございます。

次の款8 消防費、項1 消防費、地域防災対策事業615万6,000円は、地域防災計画修正業務委託で、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、地域防災計画に記載事項の追加措置等が義務づけになり、内容の見直しが必要で、年度内完成が困難なため、翌年度に繰り越すものでございます。

次の款9 教育費、項5 保健体育費、海洋センター管理運営事業2,675万円は、海洋センター体育館の非構造部材耐震状況調査を実施した結果、つり天井の耐震基準を満たすことができず、現在利用中止としていますので、改修工事を早期に執行したいのですが、年度内の完成が見込めないため、翌年度に繰り越しをするものでございます。

以上が繰越明許費の補正で、7事業の総額は2億1,026万5,000円でございます。なお、

合計額 2 億 1,929 万 4,000 円は、既に繰り越しのご承認をいただいております、2 事業 90 万 9,000 円を加えた額となっておりますので、ご承知くださるようお願いいたします。

次に、第 4 表でございます。

地方債の補正、上水道出資債は、限度額 530 万円を 220 万減額し、310 万円に……

○議長（志関武良夫君） 座って。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、議長のお許しが出ましたので座って説明させていただきます。

上水道出資債は、限度額 530 万円を 220 万減額し、310 万円に補正するもので、南房総広域水道企業団が実施する水管橋耐震補強工事に対する加入団体としての出資債で、実績による減額でございます。

道路整備事業債は、限度額 7,980 万円を 2,400 万円減額し、5,580 万円に補正するもので、町道改良工事及び橋梁維持事業の実施規模の見直し等により、過疎対策事業債 1,600 万円を減額するものと、町道宇野辺当月川線の用地取得が困難なことから、辺地対策事業債を 800 万円減額するものでございます。

社会体育施設整備事業債は、限度額 600 万円を皆減とするもので、当初海洋センター体育館の大規模改修工事を計上しましたが、非構造部材耐震調査の結果、天井改修工事を実施することとなり、撤去工事については適償性に欠けることから補正するものでございます。

臨時財政対策債は、限度額 2 億 2,000 万円を 600 万円減額し、地方交付税算定結果による発行可能額 2 億 1,400 万円に限度額を補正するものでございます。

次に、事項別明細書により歳入歳補正予算の説明をさせていただきますので、102、103 ページをお開きください。

初めに、歳入ですが、款 1 町税、項 1 町民税、目 1 個人町民税 600 万円の増額補正、及び目 2 法人町民税 515 万円の増額補正につきましては、実績及び見込みによる増額でございます。

次の、項 2 固定資産税、目 1 固定資産税 1,300 万円の増額補正は、現年課税分の償却資産の増額でございます。

項 3 軽自動車税、目 1 軽自動車税 11 万円の増額補正は、徴収実績及び見込みによるものでございます。項 4 たばこ税 500 万円の増額、次の項 7 入湯税 130 万円の増額補正についても、同じく実績見込みによる増額でございます。

款 2 地方譲与税、項 1 地方揮発油譲与税 50 万円の増額補正、項 2 自動車重量譲与税 50 万円

の増額補正。款4 配当割交付金150万円の増額補正。款5 株式等譲渡所得割交付金300万円の増額補正。款6 地方消費税交付金1,200万円の減額補正。

次の104ページの款7 ゴルフ場利用税交付金1,030万円の減額補正、款8 自動車取得税交付金9万円の増額補正、及び款9 地方特例交付金30万9,000円の増額補正は、実績見込みによるものでございます。

款10地方交付税1億383万4,000円の増額補正は、交付実績に基づくものでございます。

款11交通安全対策特別交付金50万円の減額補正についても、実績見込みによるものでございます。

款12分担金及び負担金、項1 負担金、目1 民生費負担金107万3,000円の増額補正は、児童福祉施設費負担金と学童保育負担金の増額でございます。

目2 衛生費負担金17万8,000円の減額補正は、火葬場使用料の増額によるいすみ市負担金の減額でございます。

目3 農林水産業費負担金705万6,000円の増額補正は、暗渠排水工事と揚水機場ポンプ等の更新工事に係る農業基盤整備促進事業負担金が主な内容でございます。

目6 災害復旧事業費負担金208万5,000円の増額補正は、農地災害復旧事業8カ所と、農業施設災害復旧事業4カ所分の負担金でございます。

款13使用料及び手数料、項1 使用料、目1 衛生使用料45万6,000円の増額補正は、火葬場使用料でございます。

目2 農林水産業使用料50万6,000円の減額補正は、各施設の使用料の減額でございます。

目4 観光使用料161万4,000円の減額補正は、会所麻綿原線の通行どめに伴う駐車場の使用料の減額と、次の107ページの粟又駐車場は、遊歩道のり面崩落に伴う使用料の減額と、観光センター使用料の減額でございます。

目6 教育使用料77万1,000円の減額補正は、公民館、海洋センター及び学校施設使用料の減額でございます。

項2 手数料、目1 総務手数料16万円の増額補正は、督促手数料の減額と税務証明手数料の増額でございます。

目3 衛生手数料6万6,000円の増額補正は、清掃手数料の増額と狂犬病予防事務手数料の減額でございます。

款14国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金117万5,000円の増額補正は、自立支援給付費等負担金の増額と、児童手当交付金の減額が主なものでございます。

目 2 衛生費国庫負担金115万4,000円の減額補正は、療育医療給付費の交付申請額の4割を減額するもので、この減額分につきましては、翌年度に交付されることとなっております。

項 2 国庫補助金、目 1 民生費国庫補助金1,881万3,000円の減額は、臨時福祉給付金事業補助金の減額と、それぞれの事業の交付決定に伴う実績見込みによる増減でございます。

目 2 衛生費国庫補助金57万3,000円の減額補正は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金で、実績見込みによるものでございます。

目 3 土木費国庫補助金536万7,000円の減額補正は、社会資本整備総合交付金事業の町道増田小土呂線歩道設置工事と、町営住宅改修分に係る減額でございます。

目 4 教育費国庫補助金5万8,000円の増額補正は、特別支援教育就学奨励費補助金の減額と、へき地児童生徒奨励費等の補助金の増額の相殺で計上しました。

目 6 総務費国庫補助金5,693万2,000円の増額補正は、節 4 地域活性化・効果実感臨時交付金449万6,000円は、好循環実現のための経済対策として、普通建設事業等を対象とするもので、道路ストック総点検に充当するものでございます。

節 7 地域住民生活等緊急支援のための交付金5,243万6,000円の増額補正は、消費喚起・生活支援型交付金と地方創生先行型交付金として交付されるもので、国の補正予算に伴うものでございます。

次のページをお開きください。

項 3 国庫委託金、目 2 民生費委託金3,000円の減額補正は、特別児童扶養手当事務委託金の減額でございます。

款15県支出金、項 1 県負担金の補正額の合計でございますが、143万6,000円の増額は、各節及び説明欄記載のとおりで、交付決定に伴う実績見込みによるものでございます。

項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金76万7,000円の減額補正と、次の目 3 衛生費県補助金200万円の減額補正につきましては、各節及び説明欄記載のとおりで、交付決定に伴う実績見込みによるものでございます。

目 4 農林水産業費県補助金1,597万1,000円の減額補正につきましては、それぞれ交付決定に伴う実績見込みですが、農地集積協力金は対象がなかったことによる皆減、次の111ページになりますが、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の減額は、2名取り下げにより、19名分の実績によるものでございます。

目 5 商工費県補助金637万1,000円の増額補正は、公衆無線LAN環境整備事業補助金の交付決定によるものと、プレミアム付商品券市町村交付金は、国の補正予算に伴う消

費喚起・生活支援型交付金として、県から上乘せ分の交付がされるものでございます。

目6 土木費県補助金8万5,000円の減額補正は、住まいの耐震化サポート事業補助金の皆減で、目9 農林水産施設災害復旧費補助金918万6,000円は、農地災害復旧事業と農業施設災害復旧事業に係る増額でございます。

次の、項3 県委託金、目1 総務費委託金52万2,000円の減額補正は、千葉県議会議員選挙費委託金の減額と、その他の増減は実績見込みによるものでございます。

目2 民生費委託金3,000円の増額補正は、地域児童福祉事業等調査委託金の増額でございます。

次の、款16 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入120万3,000円の増額補正は、町有地の貸し付けによる増額と、光ファイバーケーブルの貸し付け収入の増額でございます。

項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入386万3,000円の増額補正は、老川テニスコート用地法定外公共物の売却に伴う増額でございます。

款17 寄附金、項1 寄附金、目1 指定寄附金100万円の増額補正は、奨学基金への指定給付が1件と、目2 一般寄附金13万5,000円の増額補正は、2件の寄附でございます。

次の、款18 繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金1億3,989万7,000円の減額補正は、当初予算において財源措置したものを減額補正するものでございます。

次の目2 交通災害共済基金繰入金から、次の112ページにつながりますが、目3 ふるさと創生基金繰入金、目4 東日本大震災復興基金繰入金、目5 福祉基金繰入金及び目9 小中学校施設整備基金繰入金は、それぞれ充当先の実績に伴う繰入額の減額でございます。

次の、項2 特別会計繰入金、目1 国民健康保険特別会計繰入金11万2,000円の減額補正は、子ども医療費分の高額療養費でございます。

次の、款19 繰越金7,724万2,000円の増額補正は、前年度繰越金でございます。

款20 諸収入、項2 受託事業収入、目1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入16万6,000円の減額補正は、額の確定による減額でございます。

項3 雑入、目2 滞納処分費5万1,000円の減額補正は皆減でございます。

目3 雑入238万2,000円の減額補正は、次のページにわたりますが、説明欄記載のとおり、それぞれ実績見込みに伴う増減でございます。

次に、114ページをお開きください。

項4町預金利子4万4,000円は、歳計金預金利子でございます。

次に、款21町債、項1町債の補正額の計は、3,820万円の減額補正で、内容につきましては、第4表の地方債補正でご説明させていただきました内容と同じでございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 会議の途中ですが、ここで10分間の休憩といたします。

（午後 2時23分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時34分）

○議長（志関武良夫君） 歳出の説明を求めます。

企画財政課長。座っていいですよ。

○企画財政課長（西郡栄一君） 116ページの歳出からご説明させていただきます。

歳出予算におきましても、事業等の実績見込みによる精算に基づく補正が多くなっております。一部割愛した中での説明とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

初めに、款1議会費、項1議会費、目1議会費8万9,000円の増額補正は、議長交際費の増、議員8名分の防災服購入による増額が主な内容でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費329万9,000円の減額補正は、追加費用負担金の確定による減額が主な内容でございます。

目2文書広報費74万8,000円の減額補正は、法規集追録代の増額と広報おたきの印刷製本費の減額を相殺したものでございます。

目4会計管理費5万9,000円の増額補正は、窓つき封筒の印刷製本費でございます。

目5財産管理費4,635万8,000円の増額補正は、薬草園の高圧制御機器とケーブルの交換、旧老川小学校の屋内消火栓のホースの購入及び財政調整基金への積み立てでございます。

目6企画費48万8,000円の減額補正は、まちづくり提言事業補助金の減額、地域情報通信基盤設備保守委託料の増額、次の119ページの大多喜高校支援推進事業助成金と総合計画策定業務の減額、地域公共交通対策事業は法定協議会を設置するための経費として、委員謝礼等の増額と、いすみ鉄道利用企画旅行補助金に係る減額でございます。

次の、目7電子計算費86万円の減額補正は、実績による減額でございます。

次の、目8諸費9,030万2,000円の増額補正は、地方創生先行型交付金に基づく事業で、総

合戦略策定事業は町の人口ビジョンと総合戦略の策定に係る委託料でございます。

公共交通政策事業は、大多喜発着の新規高速バスにより、通勤・通学を容易にし、定住化や移住を図ろうとするもので、羽田空港を計画路線に加えた運行を策定したいので、初期投資額を支援する運行補助金と、通学者への定期券補助金を見込み計上しました。

小さな拠点事業は、上総中野駅を拠点とするもので、コンビニエンスストア、いすみ鉄道グッズの販売、農産物の直売及び子供から高齢者までが集える場所や、観光客も利用ができるように整備を進めようとするもので、これから実施する事業関係者や地元との協議、設計に係るプレゼンテーションを実施する経費を見込み計上しました。

結婚支援のための拠点づくり事業は、青年を対象とした男女が知り合える場所を中央公民館内につくり、中央公民館主催による各種事業を通じ、趣味を同じにする男女の出会いの場を多くつくろうとするものでございます。

空き家対策事業は、町内の空き家を登録する臨時職員の雇用と、調査協力者への謝礼、空き家登録時家財道具撤去補助金を計上しました。

お試し居住事業は、移住やお試し居住に関するPR用パンフレットの作成、空き家の修繕費や借り上げ料、イベント時の施設使用料を見込み計上しました。

特徴のある教育の展開事業は、保育園児と保護者を対象とした親子英語教室に係る経費と、次の120ページになりますが、保育園から中学校までの英語教育を地元大学と連携して実施する委託料を計上しました。

次の、観光客ツアー事業は、いすみ鉄道と台湾の集集線が姉妹鉄道を結んだことを契機に、主に台湾からの観光客を羽田空港や成田空港から誘致し、本町の活性化につなげようとするもので、委託料として計上させていただきました。

次の、施設園芸就農者支援事業は、仕事づくりの支援として、お試し居住などで農業を経験後、移住して施設園芸をスタートする者などにハウスの設置費、暖房機器等の設置費に対し補助しようとするものでございます。

次の、空き家等を活用した起業支援事業は、商店街の空き家などを活用し、起業しようとする場合に、起業支援として補助金を交付しようとするものでございます。

次の、旧老川小学校活用事業につきましては、統合により廃校となって2年が経過してしまいましたが、来年度から3年間、町が管理運営し、エコ・フューチャーセンターと地元とほかにも各種団体等を交え、旧老川小学校を拠点とした地域の活性化を推進する予定で、これから地元と協議を進めていく段階でございます。なお、予算上は地元の団体による管理を

想定し、補助金で予算措置をさせていただきました。

次の、土地利用計画図策定事業は、町の地形図を作成しようとするもので、交付金事業の対象には認められませんでした。各種計画の立案に有効に活用することができる基礎データとして、地図情報レベル2,500の地形図等を作成しようとするもので、これから実施します小さな拠点事業、空き家対策事業等への活用、さらに案内図、観光図、用途区域図、人口分布図、交通網路線図などに活用する予定であります。委託料として計上させていただきました。

以上の12事業を地方創生先行型交付金に基づく事業等として、予算上に計上させていただきました。未確定な部分も多くありますし、地元や関係者への説明や協議も今後実施するものでございます。事業費の移動もあることと思っておりますが、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、項2 徴税費は補正総額187万円の減額でございます。弁護士費用のほか、各種委託料の実績見込みによる減額補正でございます。

項3 戸籍住民基本台帳費31万6,000円の減額補正は、旅費及び委託料の実績に伴う減額でございます。

次のページをお開きください。

項4 選挙費、目2 千葉県議会議員選挙費65万6,000円の減額補正は、告示日が4月3日に決定したため、期日前投票所事務経費等を減額するものでございます。

次の、目4 衆議院議員選挙費は実績による減額でございます。

項5 統計調査費1万円の減額補正は、報償費等実績に伴う補正でございます。

項6 監査委員費4万9,000円の減額補正は、次のページにわたりますが、実績に伴う減額でございます。

次に、124ページの款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費720万1,000円の減額補正は、障害者福祉事業の扶助費の介護給付費が962万円増額、国保基盤安定負担金の増額、臨時福祉給付金事業の減額が主なものでございます。

目3 老人福祉費19万2,000円の減額補正は、外出支援サービス委託料の増額及び敬老祝報償費の減額、老人日常生活用具給付金の減額が主な内容でございます。

次のページをお開きください。

目4 青少年女性対策費2万円の減額補正は、実績による減額でございます。

目5 介護保険事業費555万円の減額補正は、介護保険特別会計繰出金の減額が主な内容で

あり、その他実績及び見込みに伴う補正でございます。

目 6 後期高齢者医療費162万3,000円の減額補正は、後期高齢者医療広域連合負担金と療養給付費負担金は、実績による減額及び特別会計への繰出金の減額でございます。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費301万7,000円の減額補正は、次のページにわたりますが、子ども医療費受給者の減、子ども・子育て支援事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業の減額は、それぞれ実績による減額でございます。

次に、128ページの目 2 児童措置費596万5,000円の減額補正は、児童手当の実績による減額でございます。

次の、目 4 児童福祉施設費37万3,000円の減額補正は、育児休業職員の人件費の減額と、つぐみの森保育園の扉の設置工事や、みつば保育園の外部階段の修繕工事、調理用備品の購入費が主な内容で、その他実績見込みによる増減でございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費78万3,000円の減額補正は、養育医療給付費の実績による減額でございます。

次の、目 2 予防費494万7,000円の減額補正は、予防接種委託料の減額が主な内容で、その他実績見込みによる補正でございます。

次のページをお開きください。

目 3 環境衛生費2,129万7,000円の減額補正は、小水力発電所管理運営事業の減額が主で、その他、合併処理浄化槽設置整備事業の減額など、実績見込みによる減額でございます。

目 4 母子保健事業費、次の目 5 火葬場費、及び目 6 地域し尿処理施設管理費は、それぞれ実績見込みによる委託料、工事請負費等の補正でございます。

次に、項 2 清掃費、目 2 塵芥処理費543万1,000円の増額補正は、各種委託料の増額といすみクリーンセンター塵芥処理負担金の増額が主なものでございます。

次のページをお開きください。

項 3 上水道費、目 1 条水道運営費219万2,000円の減額補正は、南房総広域水道企業団出資金の減額でございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費は財源の組みかえでございます。

次の、目 3 農業振興費2,671万5,000円の減額補正は、農業振興地域整備計画策定業務委託料は、県への申請事務については、町の土地計画と密接な関係がありますので、地域を見直し再度実施するため、後年度に送るものでございます。

農地集積協力金は該当がありませんでしたので、減額するもので、被災農業者向け経営体

育成支援事業補助金は19名が実施しましたが、2名が事業を取り下げたことによる減額でございます。

次の、目5農地費152万円の減額補正は、多面的機能支払交付金事業に取り組む地区や面積の変更に伴う減額でございます。

目6農業施設費30万4,000円の増額補正は、施設の管理運営費に係る実績見込みによるものでございます。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費2,703万9,000円の増額補正は、消費喚起・生活支援型交付金によるプレミアム商品券発行補助金が主なもので、商工会が運営の主体となり、20パーセントのプレミアム率とする予定であります。

次の、目3観光費78万4,000円の増額補正は、次のページに続きますが、中瀬遊歩道の飛び石の修繕と、次の135ページの町観光協会補助金は、臨時職員人件費と千葉県房総半島情報マップ共同作成費に係る増額で、天然ガス記念館ガス灯の修繕による増額でございます。

次の、款7土木費、項1土木管理費は、補正総額280万5,000円の減額でございます。

目1土木総務費、目3国土調査費及び目4道の駅管理費は、実績見込みによる減額でございます。

項2道路橋梁費、目1道路維持費14万8,000円は、道路補修用備品として発電機、チェーンソー等を購入するもので、目2道路新設改良費3,167万8,000円の減額補正は、町道増田小土呂線、町道中野大多喜線、町道宇野辺当月川線に係る工事請負費等の執行見込みによる減額などでございます。

目3橋梁維持費は、財源の組みかえで、次の目4交通安全対策費10万1,000円は、道路照明用の電球の購入でございます。

項4住宅費、目1住宅管理費109万円の減額補正、及び目2宅地造成費21万円の減額補正につきましては、実績見込みによる減額でございます。

次のページをお開きください。

目3住宅助成費160万円の増額補正は、住宅取得奨励金の申請見込みによる増額でございます。

款8消防費、項1消防費は、補正総額903万8,000円の減額でございます。広域常備消防負担金の減額のほか、それぞれ実績見込みによるものでございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費91万6,000円の増額補正の主な内容は、指定寄附金を奨学基金へ積み立てるものでございます。

次の、項2 小学校費は、それぞれ実績見込みによるもので、次の138ページになりますが補正額の計は246万円の減額となっております。

項3 中学校費につきましても、それぞれ実績見込みによるもので、総額69万9,000円の減額でございます。

項4 社会教育費の補正総額は58万3,000円の減額補正で、実績による減額でございます。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費7,000円の減額補正は、職員の時間外勤務の増額と実績による減額でございます。

目3 体育施設費2,049万5,000円の増額補正は、海洋センター体育館天井改修工事に係る設計管理委託料と工事請負費の増額が主なもので、その他実績見込みによる減額を相殺したものでございます。

次の140ページから149ページまでの給与費明細書は、人件費の補正に伴う特別職及び一般職に係る給与費明細書となりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第13号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 117ページの大多喜高校支援推進事業48万6,000円が減になっています。

これは多分、大多喜高校の生徒数が、年々減少している中であって、何とかこれを活性化させなくては町全体の影響が大きいのではなかろうかということで、推進しようということで、100万円ぐらい計上したんですかね。ちょっと総額わかりません。

こういったものは、何か減額するというのは、できるだけこういったものは支援するという意味で、何か工事が突然中止になったとか、何かの予定ができなくなったということであれば、ほかの影響でできなくなったということであればやらなくてもいいと思うけれども、こういった、要は活性化を図るため、子供たちをふやして大多喜高校の生徒のためというのですかね、こういったものはできるだけ減額しないで、何かの形でやるべきだと思いますけれども、どうして減額、たしか去年、前回は減額になったような記憶があります。どうしてなのでしょう。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） その件につきましては、私のほうからご答弁させていただきますけれども、この大多喜高校の支援事業については、私、委員長ということで、いろいろ検討はしておったのですが、たしか去年も同じようなご質問があったと思いますが、実はこの件につきまして、今根本議員からお話があったとおり、当初100万円の補助をしましょうということで予算措置はしてあったのですが、結局うちのほうもこの100万円を使って、大多喜高校に、100万円を使ってうまく生徒確保につながるような事業を展開してもらえないかということで、お話も実は校長先生等を交えて昨年も行っております。

やはり話の中で、学校側のほうも、今学校の授業の関係で、なかなか学校のほうで取り組める事業もないということで、学校の後援会のほうで、講演の方をお願いしたりなんかして、ある程度お金は使っているんですが、100万円という補助金の中で、これを全部使い切るような事業はちょっとできないというような話で、なかなかうちのほうも何かないですか、何かないですかということでやっておったのですが、そういうことで学校側のほうで、授業の中でいろいろな授業があって、なかなかそういうことに取り組めないということでお話がありましたので、やむなく、ことしにつきましても48万6,000円の減額を余儀なくされたというような状況でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 大原のほうで勝浦高校、岬高校が合併して1つになって、今度次は大多喜高校と大原高校ではなかろうかといううわさというか、流れています。大多喜高校がなくなることは大多喜町にとって非常に、町の命運を左右すると言っても、私言い過ぎではないかと思っています。ですからこういったお金は極力、何かの影響で、さっき言ったように工事が中止になったとか、いろいろな理由で実績に基づいてというけれども、こういった金はできるだけ利用して、大多喜町の活性化、大多喜高校の活性化のために使ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

次年度以降は必ず使うようにしていただけますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 次年度についても、大多喜高校といろいろと協議してまいりましたので、これは新年度予算に係るんですけれども、ちょっと加えさせてご説明させていただきますたいのですが、学校のほうで、もうスケジュールがいっぱいで何も入れられない

というような状況で、新年度予算からは、とりあえず除かせていただきました。

それで、必要があれば、その都度何でもこちらで対応しますので、それについては遠慮なく言っていただきたいということで、常にいつも出しているのにこのぐらゐの実績になってしまうということで、その辺について非常に憂慮していたところでございます。それを大高のほうと話し合いをしまして、そういう要望があればいつでも協力はしますということで、来年度予算の当初には入っていないという状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 学校のほうの調整がつかなかったということではなくて、町のほうで積極的に、何かこれ見て、危機感が何かないのではないかとということで、何か随分寂しくなってきたんです。ぜひとも大多喜高校のために、何か来年はついていないようだけれども、本当にできるだけの支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 143ページ、職員手当のところ、時間外勤務手当の減ということで金額が、育児休業に伴う減とともに示されております。時間外が減っているということであれば、それは大変、職員の皆様のご努力によって、効率よく仕事をしていただいているのではないかと、そういう判断もさせていただくわけでございますが、私が見させていただいておりますところ、大変職員の皆様は今、余裕のないような状況の中で業務等に従事していただいているような気がいたしております。夜も大変遅くまでお仕事をいただいております。

そういう中で、私はこの時間外勤務手当が減で出てきたということに対して、少しどうなんだろうと、むしろプラスで出てくるのではないだろうかというふうに思っておりました。そういう中できちっと職員の方から時間外の申請が出されているのかどうかと、そのように疑問に思うところでございますけれども、町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 今回の時間外勤務手当の減の主な理由ですけれども、衆議院議員選挙の実績に伴う減、提案理由の中でも説明ありましたが、千葉県議会議員選挙を予定しておりましたけれども、当初告示日を3月中に見込んだんですが、4月3日ということです

れ込んだということで、その減と、あと臨時福祉給付金、また子育て臨時特例給付金等の支給に係る時間外手当の実績の減というようなことでございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

そういったことであれば結構でございますけれども、私の所感としましては、今言ったような状況でございます。本当に皆さん今せっぱ詰まって仕事をさせていただいているような、そういう感じを、役所の中に入りますと感じさせていただいております。ある意味、職員はサービスという部分での、町民との対応というところもあるとは考えられます。それにしても、非常に管理職の皆様を初め、職員の皆様の健康状態ですとか、そういったものも大変大切ではないかと思えます。そういったものがよりよい住民サービスにもつながってくると思えます。効率化を図っていただきますとともに、そういった面も、決して伏せることのないように、皆様で気をつけていただきながら取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） ほかにございませんか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 125ページの臨時給付金事業について、2,000万という大幅な減額になっておりますが、これは申し込みが少なかったのかどうか、その辺の状況についてちょっと伺いたいと思えます。

○議長（志関武良夫君） 福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） では、臨時福祉給付金事業の2,034万の減額でございますけれども、当初国が示した積算人数と、実際の対象者数の乖離が大分ありました。当初対象見込み者数を3,461人で見込んでおったんですが、実際に申請書を送付した人数が2,111人でございます。そのうち申請者数は1,768人で、申請率は83.75パーセントでございます。ですから、申し込みが少なかったわけではなくて、当初の見込みの人数が国の示した人数より大分乖離があったということでございます。

その1,768人の申請のうち、1,740人に支給をされております。なお、28名の方については、扶養とかそういう方で、その28名は支給外ということになっております。総額として2,305万2,000円を支給しております。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） これ何か話によると、対象者は大分、該当になってもわずかの額だと

というような人まで該当になっているような話を聞いたんですが、そういうことがあったんですか。要するに、手間とかそういうのが大分かかるので、もらいにいかないほうがいいとかというようなことも聞いたことがあるんです。そんな人まで対象になっているのか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） この申請書の送付なんですけれども、一応、住民税非課税の方と、あと無申告者が何名かおりましたので、その分についてこちらから通知した人数でございまして、申請が面倒くさいとか、そういうことはないと思っております。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 119ページの公共交通政策ですが、2通りあります。先ほどの説明ですと、羽田までのバスを出す。それからもう一つ、定期券の補助だということなんですけれども、これについてももう少しきちんと説明していただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 羽田空港の中にモニターで大多喜行きを表示するシステム変更に係る経費と、その乗車券を買う自動販売機のシステムに係る経費ということで、高速バスの運行補助金を見込んでおります。

それと、もう一点の高速バスの定期券の補助のほうですが、これは大多喜発着の高速バスの運行はまだ決定していない段階でございまして、定期券補助金については、これから運行が決定した場合に、学生が通学する場合、その一部を助成しようとするものでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 定期券については具体的にはどのように、その一部といっても、援助するのか。それから羽田空港の切符のどうのこうのというのは、ちょっと理解できないんですけれども。

この運行のほうについては、大多喜からバスを出すということではないのですね、まだ。何かその辺、聞き逃したのかもわかりませんが、何かよくわかりません。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 高速バスの運行補助金ということでやるのは、羽田空港を含めた東京方面に対するものを、大多喜から発着を新たにしたいんだということで計画しているものでございます。

羽田空港に行った場合に、羽田空港にバスが入るとなると、そこで大多喜行きを表示する

システムの変更だと思います。それと、乗車券を買うシステム、それを変更するのに、入るときに初期のお金がかかるんだということでございます。それを事業者に対して助成しようということで考えております。

定期券は、まだ定期券が発売されるかどうかというところも、その金額が幾らになるかというのが、現実としてはまだはっきりしていないので、ただ、一応今のところ1カ月2万円程度助成したらいかなものかなということで、ここに20万円を計上させていただきました。1人です。学生1人です。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 今の質問でちょっと関連するんですけども、この600万というのありますね。これから、年度内ですから、3月いっぱいでの補正のあれだと思うんですけども、5月ごろまでにこれ運行はできるのですか。その予定で600万というのをとってあるのですか。それとも、今既存のバス、小湊とか日東バスなんか走っていますけれども、それに補助金を出すという、どちらか具体的に教えてもらいたいんですけども。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今回の600万というのは、1台300万円ということなんですね。羽田空港に入ると、皆さん利用したらわかると思うんですが、あそこの高速バスは物すごい本数があります。いろいろな、関東一円に出ているのですが、そのいわゆるシステム、電光掲示板なんかで表示していますよね。あのシステムの中に組み込む費用ということなのですが、ある意味、羽田空港に乗り入れる一つの権利金という捉え方でいいと思いますけれども、そういうシステムを全部組み込んでいくと。そういうことの中で1台300万円ということが決まっているんだそうでございます。そういうことでやっております。

特に、品川のほうを今京急さんともお話ししておりましたが、ここは今東京の警視庁のほうもなかなか高速バスは今混んできて、乗り入れはちょっとまずいということで、今その辺の折衝もしております。そういうことで、なかなかこれから京急の社長ともお話しすると、これからだんだん乗り入れは難しくなるだろうと。品川はもう既に満杯なので、これ以上の増便は難しいよということで、警視庁のほうから乗り入れはまだ許可できないということで、今折衝をしている最中なんですね。だけれども最後の駆け込みで何とかお願いしようということで、今京急さんのほうも一生懸命やっているところでございます。

予定は、12月1日を目標に、今進めております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） このバスを運行するに当たって、今回計上された600万というのは、電光掲示板関係の費用だと。バスが実際動くための運行補助金というとおかしいけれども、この辺の路線バスに対して補助金出しているじゃないですか。ああいうような形で出すということはないですね。

それからもう一つ、1回計画を立てたときに、自分の考えを混ぜるのはよくないと思うんですけども、私は慎重にやってほしいと思っているんですね。1回バスなんかの路線をつくってしまって、それを定住を呼び込むための一つの宣伝に入れて、仮に1人でも2人でも来たときに、もう全くもうからなくても出し続けなきゃいけない。そのお金を出し続けることによって、ほかの事業、今ここにいる住民のための事業がおろそかになる。そういうようなことが起こるおそれもあるわけですから、慎重に取り組んでほしいし、もしやるのであれば、モデル期間ねということに限って取り組むというような考えはないですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、地方創生の補助事業で今やる予定なんですけど、一応5年というめどで考えております。それで5年の間に黒字化を目指すということで、先方とも話をしております。ですから、5年という一つの目標を持って、それで5年で黒字化ということを目指そうということでございます。

（「1年幾ら」の声あり）

○町長（飯島勝美君） まだその辺につきましては、便数とか時間、これから各地域の皆さんといろいろな団体がございますので、その要望等もこれから聞きまして、どういう便で走らせたらいいかというのは、これから調整になりますので、その段階で、決まった段階でこれから話になると思います。

○議長（志関武良夫君） ほかに。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私もこの公共交通事業政策の中で、定期券のことでお伺いしたいんですけども、これは新たに発車させるというか、そのバスに対しての定期券ということになっていると思うんですけども、今あるバスで、仮に定期券が出るのなら使いたいというような方が出た場合の補助というのは、どんなふうな形になりますでしょうか。出るのか、出ないのかということになると思うんですけども。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 既存の、今東京便のあるものでは、定期が出せないというような方向

らしいんですね。ただ、今回私どもが京急さん、小湊さんと共同運行になるんですが、これにつきましては、私どもが支援事業もありますので、この辺は定期を発行してもらうということは、一つの条件になりますし、発着とかいろいろな条件は、私どもがかなりその辺の条件を入れるということになります。

特に定期につきましては、学生さんがやはりこの地から東京に、大学に行くときに、また茂原周辺から東京に行く条件と、ほぼ競争できるような形にすることが望ましいと思っています。それで、人数がどの辺かというのは、これから学校のほうともいろいろ協議するわけですが、いずれにしても競争力のある形での支援という形でやっていきたいと思っています。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 企画財政課長、どうしても納得というか、頭の中が混乱しちゃったんですけれども、今やっている議題は26年度一般会計補正予算ですよ。それで、先ほど町長は12月1日からと話が、めどに。600万あるんですけれども、新年度予算でも十分間に合うとことではないですかね。何も今から補正でやらなくても、時間的には大分余裕があるんでしょう。

その裏で調査するとか何かの絡みがあるのでしたら理解しますけれども、そこら辺、わかったら説明してくれないですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 今回のこの公共交通政策事業につきましては、地方創生の国の交付金を使う予定であります。ですから、この国の交付金に今回の26年度予算で計上して、27年度に繰り越しをして、27年度事業として全て使うものがここに入っているということで、ご理解していただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 今の件で、高速バス、私思うに、お金を出せば走らせることは容易ではないかと、補正とってですね。走らせても要は乗る方がいないとこれはだめなものです。ですから当然乗る方の対策、総合的にバスを走らせるだけではなくて、このバスに乗ってもらうためにどのような施策で人をふやすのか。観光客をふやすとか、通勤客をふやすとか、学生をふやすとか、総合的な対策の中の一環としてバスを走らせるということであるべきだ

と思っています。この乗客をふやすという対策も並行してやっていると思いますけれども、その辺はどのような対策を持っていますか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） おっしゃるとおりでございます。先ほども目標として5年で黒字化ということを申し上げております。これは5つほど、いわゆる前からも申しましたけれども、ゴルフ場の団体のほうからも、ぜひ品川便ということの要望もございます。また、学生さんをなぜ品川かというのが、実は品川の駅を中心とした大学が比較的全体では多いんですね。ですから、そこがいいだろうということ。

またもう一つは、観光客、誘客、いすみ鉄道でもバスをやっておりますが、そのバスをむしろこちらのバスに振りかえてもらうということの中で、観光客の誘致ということもございます。また、当然住民の皆さんがお出かけする足、これはまたいろいろと住民の皆さん方にも周知した中、また、近隣市町村の大多喜に隣接地の皆さん方にまた働きかけると。そういう中で、いろいろとこれから運行するまでの時間、これからいろいろと詰めていかなければいけないことはたくさんありますので、そういったことを進めて、とにかく走らせることが目的ではなくて、やはりこれを黒字化して定着させる。そして、その先に定住化へ向けていくということだと思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それで、何回もほかの議員の方も言っていると思うのですが、オリブのところの停留所が、何か屋根があったのがなくなって、何か直す直すとたしか言っていないがなかなか直っていない。暑い日、寒い日、お客さんがあそこで待っていると、非常に何か乗りづらいというものもあるのではなかろうかと思うんです。その辺も今回の中で一緒にやるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 今回の補正予算の中には入っておりません。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 121ページの土地利用計画図策定事業で、これは5,360万という大金が、しかも町独自の財源がつぎ込まれる計画なんですけれども、町の計画のどこに入っている事業なのか。それから、今までこの計画図がなくて困ったことは何件ぐらいあるのか。これから先どのくらい利用される見込みなのか。維持管理費も含めて、これからこういうふう利用できると考えて、これから先の10年くらいのスパンで考えたときの費用対効

果は幾らぐらいになるのか、伺います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 提案説明の中でもご説明をさせていただいたところでございますけれども、町は、地形図あるいは大縮尺の地図、GISデータの整備が進んでいない状況でございます。地方創生に係る事業、そして各種計画等の策定に地図が整備されていないので、これは地形図を整備させていただきたいということでございます。

例えば、今回上げる事業はもちろんですけれども、防災、観光、環境、適地の選定、市場の分析、公共交通計画、土地利用計画、規制箇所、今回の計画にもございますが、空き家やあるいは低利用地の状況、土地の流動化を図る上で、今後必要になってくるものだと考えております。

それと、費用的な面でございますけれども、今現在導入した後、やはり航空写真を使ったりなんかして図面をつくります。その後、維持管理という問題ですね。これにつきましては、今税のほうで持っている公図をもとにしたものがございます。これにつきましても、今まで、前は多分もうかなりたつと思うんですが、6年ぐらいたつと思うんですが、670万ぐらいかけて写真を撮り直ししております。したがって、ランニングコストといたしましては、そういったものを一緒に組み込めば、非常に安く上がるのではないかなというふうに考えております。

それと、困ったことということでございます。これにつきましては、来客される方、いろいろな町民あるいは町外の方、事業者の方いらっしゃいます。町に来て現在交付する地図が欲しいと言われたときに、あげられる地図が今は限られております。平成6年に作成いたしました2,500分の1の地図、本来であれば当時の基準で60枚町内になくはないのに、その当時作成したのが30枚だけでございます。これの写しをそれぞれ皆さんに交付している。ですから町内の図面が欲しいと言われたときに提供するものは、今現在ないというような状況でございます。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） いろいろな事業が積んでいて、何だか事業計画を出すんだらうけれども、私たちの現実を見たときにはちっともよくなっていないばかりか、かえって過疎化は進んでいるし、よくなっている覚えは本当はないんですね。

利用図がどうしてもなきゃならないということはそんなにないと思うわけです。今財政難

だ、財政難だと言っている中で、五千何ぼも出すというのは……、これ討論になっちゃいそう。いいです。

次にパソコン関係ですけれども、住基台帳の点検委託料がマイナス査定されていますが、26年度における住基ネットを使った件数、どのくらい。1件当たり住基ネットの場合はどのくらい費用対効果、どのくらい費用がかかっているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今年度住基ネットを利用した、窓口で住民の方が利用した件数。まず住基カードの発行が19件でございます。あとは電子証明の発行11件、さらに住民票の広域交付が1件、そのほかに事務サイドの事業として、転入転出の通知、移動の送受信、これが年間約900件、そのほかに戸籍の付表の変更通知の送受信、これが約600名分ございます。合計で1,500件を超えるものに利用しているというふうなことになるかと思えます。

また、年間の経費でございますけれども、機械の保守料でありますとか、賃貸借料等を含めまして、211万9,000円でございます。金額を件数で割りかえますと、1件当たり1,270円という金額が出てくるというふうなことでございます。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 関連質問なんですけれども、土地利用計画の策定なんですけれども、5,300万なんですけれども、この関係について、土地利用計画つくるんですけれども、これ用途地域の指定まではいかないんですかね。農地使用とかそういう関係だけで、用途地域の指定まではもっていかないわけですね。指定までするとか、そういうことがありますかね。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 今回策定するのは、あくまでも地形図ということで、規制図までは、今現在、規制図自体がまだデータ化されていないところなので、それができれば一緒にすることも可能だと考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） それとこれも関連質問です。公共交通政策事業なんですけれども、これは地方創生でやるということなんですけれども、形として、今までオリブのところに結局バスターミナルつくるということでありましたよね。それはそのところにまた継続してそ

ういうバスを入れるのか。それと同時に、これは新規事業という形でしょうから、それにかみ合わせたことでやるのでしょうかけれども、これはあくまでも町独自でバス1台なら1台を乗り入れするのか。今までもバス行っていますよね、羽田まで。それを利用してやるのか。どちらかお答え願いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） オリブ発着というのは、一つのまず最初の考え方であります。それで、当初この事業を立案しましたときに、いわゆる駐車場等は既に土地確保しております。回転場につきましては、もう既に土地の赤道の交換等で、それは十分できておりますので、そこにかかる費用はもうございません。現状であるまま今のところで十分使えるということになると思います。

もう一点は何でしたか。

（「現状のバスを利用してやるか、それとも新規にバスを」の声あり）

○町長（飯島勝美君） これは、東京便は京成さんと日東さんなんですね。今回は、京急さんと小湊さんですが、要は東京の駅、あるいはターミナルにつける権利を持っている会社とやらなければならないわけですね。だから、現状の会社は東京しか入れないわけですね。ですから、新しく品川に入るといのは京急さんが持っているわけです。ですから京急さん以外は無理なんですね。ですから、そういうことで権利のある会社と新しく結ぶと、そういうことでございます。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 確認です。今の公共交通事業のことですけれども、26年度の補正予算ということで、補助金のつかっていますけれども、まだバスの運行は不確定だということでもありますけれども、掲示板とか切符の何かそういうものとか、これは予算を通すと、決まっていないうちにある程度やるということになるのでしょうか。そのときに、バス会社と契約をきちんと結んでからの予算の執行ということになってほしいと思いますけれども、その点はまずどうなのでしょう。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） おっしゃるとおりでございます。

全体を、先ほど申しましたように、12月1日を目標に、今バス会社と両方で調整しているところでございます。ですから予算を、これは動き出す段階で予算ということはなかなか難しいものですから、これは予算としてはちょうど地方創生のこれが使えるということで、今

予算をとったところでございますが、やるときには同時に、契約と同時にということになります。当然バス会社のほうからそちらに払うということになります。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） それは、じゃ12月ごろということまで理解してよろしいですね。

定期券の部分についても、同じようなことかと思えますけれども、先ほど町長のほうから競争力のある体制を組みたいよということでありました。野中さんのほうからもバス運行について補助金はよろしくない、そんな意見がありましたけれども、バスを走らせるために補助金を使うのは、非常に危険性があると思うんですね。少しでも利用しやすくなるように、定期とかそういう運賃についての補助をすることによって、どんどん利用客がふえてくることによって、バス会社が黒字になるという方向がどこへ行っても好ましいようでありますので、その辺は十分、新しい事業でありますし、大変期待をしている事業でありますので、十分補助金の使い方を慎重にさせていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまのご質問のとおり、おっしゃるとおりでございます。

これは私も、今回はこの地方創生という追い風が吹きましたので、これが私は最後のチャンスかなと思っています。これはやはり成功させるということが、大多喜町の今の人口減少等いろいろ考えますと、若い方のご意見はやはり何としても不便だということをおっしゃっていました。

実はこれは余談なんですけど、先週、三育学院大学の卒業式に行きました。そのときに、いわゆる送辞という挨拶の中で卒業生が出たのが、三育学院の寮が汚い、それから本当に不便だ、そして何も無い、とんでもないところに来ちゃったということを送辞の中で述べたんですが、まさにそこを我々が何としても最後のチャンスにこれをかけていきたいと思っております。

特に黒字化を目指すということの中で、十分またこれから各団体、いろいろな利用される場所とはこれから十分協議して、そのために12月1日というような時間をとったということでございます。バス会社のほうもいろいろこれから詰めていきますので、十分向こうも運行のための努力をしていただくということで、今密に連絡をとっているところでございます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今るる皆さん質問しまして、確認をしたいと思っております。

このバスは大多喜始発ですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） とりあえず今回は大多喜始発で羽田、品川のみということでございます。ほかには寄らないということは、なぜかといいますと、大多喜と都市部の距離感を縮めるということ。まず町民の皆さん方が大多喜と東京は近いなど、こういうイメージのためにできるだけとにかく1時間に近い形の中で進めたいと。それで、それが先ほど言いましたように、5年の黒字化という中で、また延長ができればと思いますが、ただ、全体にはもう一方で、町内の交通施策も一緒に今回やる予定でございますので、これはまた別の補助事業ということの中でありますので、これから一体で進めてまいります。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 121ページ、税務総務事務費の中の委託料、弁護士費用が108万円減額となっております。この件につきまして、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 弁護士費用の減額というようなことでございますけれども、毎年あるとは限らないのですけれども、まれに固定資産の評価に関する不服とか、あるいはその固定資産税に関する不服ですね、そういう関係のことが何件かあります。今年度は実績がないというふうなことで、費用は全額、今回減額させていただきました。ちなみに昨年は、やはりその固定資産税の評価の関係で不服の申し立てがあって、高裁まで行ったケースもございます。そういうときの弁護士費用というふうなことでございます。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） ページ数でいきますと135ページなんですけれども、款6商工費、その3の観光費の中で、先ほど説明で19の負担金補助金及び交付金で53万9,000円のところで、人件費という説明があったような気がします。当初予算でも人件費は出ているはずなんですけれども、これ説明していただければと思います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） これにつきましては、観光本陣の売店で案内してもらっている方の人件費でございます。

あとマップの作成、千葉県房総半島情報マップ共同作成費ということで上げてあります。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 課長、もう一度ゆっくり大きな声でしゃべってください。

それで、売店の人件費というのは町で持つんですか。何のために、いつも思うんですけども、観光協会というのを社団法人にしたということ、そこら辺でちょっと不思議に思うところがあるんですけども。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思いません。

この人件費と言いましたのは、実はあそこは再任用職員を1名任用しております。それは、町のほうからももちろん支払いをしているんですけども、その勤務形態が週4日ということで、通常の職員よりも1日少ない……

（「どんな職員」の声あり）

○企画財政課長（西郡栄一君） 再任用職員。

（「再任用、ああ、はいはい」の声あり）

○企画財政課長（西郡栄一君） 再任用職員の勤務形態が一般の今までの職員の勤務形態よりも1日少ない勤務形態になっておりますので、そこをあの人数の中で回していくのにどうしても不足が出るんだということで、それに対するものを補填していただきたいということで、それに対するものというふうに予算協議の中では、それならその分は何かしら穴埋めしなくちゃいけないので、じゃ補助金でということで今回入れさせていただいたものでございます。

○議長（志関武良夫君） 5番野村君。

○5番（野村賢一君） 3回目なんですけれども、観光協会の局長は私と同級生なんですけれども、結構自信満々でかなり利益が出ているようなことを言っているわけなんです。そこに人件費として補助金出すのは、少し何か疑問というか、それあるんですけども。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今の現状を見ますと、そういうお話になるかもしれませんが、3年前の状態を思い出していただければと思うんですが、3年前は実はあそこに職員を5名配置して、それでやっておりまして、実はあのときにも、先ほど山田議員さんのご質問にもありましたけれども、西川君が毎日10時以降まで仕事をやっている状態の中でありました。そういうことで、非常に気の毒なこともありまして、あそこに職員がいますと、いわゆる日中は観

光案内で仕事ができなくて、必ず終わってから仕事をやるということで、皆さんが毎日8時とか9時まで仕事をやっていたというのが現状でありました。

そういうことで、それを全部残業手当でつけるということは、実際はしておりませんでしたので、非常に気の毒なところであったんです。それを再任用で1人にして、全て皆さんを引き上げて、こちらの観光のほうの係も1名減という形の中で、この布陣を組んだわけでございます。そういうことで、全体の人件費としてははるかに安くなっていると思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 129ページの予防接種事業ですが、今回410万減額されています。当初予算から見て執行率が76パーセントなんですけれども、やはり予防がベストという考えからすると、どこにその原因があったのか伺いたいなと思うんです。お願いします。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問ですが、予防接種事業でございますけれども、まず、412万7,000円の減額の内訳ですけれども、まず需用費で約40万の減額をしております。これにつきましては、日本脳炎とMR、風疹・麻疹の混合ワクチン、あと二種混合、ジフテリア・破傷風の二種混合なんですけど、その接種者が集団接種から個別接種に結構移行された方が多かったもので、今回ワクチンの減額で40万の減額をさせていただきました。

あと、予防接種の委託料なんですけど、これは子宮頸がんの予防接種の見合わせ、要するに体に大分影響があるということで、一応見合わせということで、その経費が約九十何万ほど計上してあったんですけど、その減額と、あと10月から定期接種になった水痘と高齢者の肺炎球菌ワクチン、その関係で、まず水痘につきまして接種間隔の関係、1回目を打ってから2回目を打つのに6カ月から1年、その関係があって、10月から始めたもので、期間が外れる人が何人もいたということと、あと任意接種、それまでは任意接種だったので、その任意接種の人員の把握がある程度できなかったものもあります。

それと、高齢者肺炎球菌につきましても、やはり任意接種の把握が多少できなかったものがありまして、今回の減額とさせていただきました。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 133ページです。農業振興事業でありますけれども、農地の集積協力金440万の減、そして被災者農業向けの経営体育成支援事業の補助金2名の取り消しという

ことでありましたけれども、この理由を説明してください。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 農地集積協力金については、農地中間管理機構に委託しまして、預けまして、農地、貸す人が条件に合いますと5反歩までが30万、5反歩から2ヘクタールまでが50万、2ヘクタール以上が70万という交付金がもらえるんですけども、この実績が1件もなかったため減額となりました。

それから、被災者農家農業者向け経営体育成支援事業については、去年の2月の大雪で被災した農業用ハウスの設置について、工事費の90パーセントが補助金で交付されますけれども、2件の農家が申請を取り下げまして、そのうちの1件が鉄骨の大きなハウスであったため、大幅な減額となりました。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） そのハウスの件は該当にならなかったということで取り消しでしょうか。

それから、農地の集積でありますけれども、大変期待をしていた事業であります。人・農地プランの中で大多喜町の農地をどういうふうに使っていくか、そういうことをその地域でやっていきなさい。その中に集積をすると協力金が、集積をして貸す人、借りる人にお金が出るということで、大多喜町というか、これからの農業にとっては非常にこういうことを積極的に進めるべき話であったと思いますし、大変期待をしていたところですけども、ゼロということは大変残念なことでありますけれども、積極的にこの辺は産業振興課で推進をしようとしたのか。その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 集積協力金に関しては、広報とかで周知しまして、何件か相談には来ているんですけども、例えば1ヘクタールあって、1反歩は引いた9反歩分について貸せるんですけども、その9反歩に関して耕作放棄地があったりすると該当にならないということで、何件かは相談に来ていますけれども、交付金に至るまでにはいきませんでした。

それからハウスの関係ですけども、ハウスの関係は、高齢であってもうできないということで、該当にはなったんですけども、本人のほうから取り下げたということです。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 119ページの地方創生に伴う補助金の関係の施策なんですけれども、空き家対策事業、おためし居住事業、次のページの空き家等活用した起業支援事業、そのほかここにあと施設園芸就農とか小さな拠点づくり、先ほどからいろいろ出ていました公共バス、前々から言っているんですけれども、定住化の窓口を一本化してくれないかということをお願いしているところがございますが、これらは全てまた課が分かれるということではなくて、できるだけこの窓口を一本化してやって、せっかく貴重な補助金をもらってやるわけですので、成果を上げてもらいたいと思いますけれども、定住化のこの窓口の一本化というのはどうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 当然その辺は大きな課題であります。それで前々から皆さんから、やはりワンストップサービスということをたびたび質問いただいております。特に、定住、移住につきましては、何とかその辺は一本化するような方向で、何とか進めてまいりたいと思います。これから調整ということになりますけれども、方向としてはその方向で進めていきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私も今のところでお伺いしたいんですけれども、空き家対策事業とおためし居住事業で、これを活用させていただく人のことなんですけれども、Uターン、Iターン、Jターンなど、いろいろあると思うのですが、その辺の対象者はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 移住される方、いろいろとUターン、Iターン、Jターンというふうに呼んでいますけれども、Uターンされる方は多分、大多喜に住んでいて出られた方がお帰りになってくるということですので、その方は多分、自分の家があるかもしれないというふうに思っております。U・I・Jターンということじゃなくて、幅広く大多喜町に来ていただける方というふうに今は考えております。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 町内の若い人たちの中で、ご家族が今いらっしゃるように、こちら

にいらっしゃる場合はUターンになると思うんですけれども、それとは別に家を建てて大多喜町に住みたいとか、もしくは町営住宅を借りて住みたい、そういうようなお声もある中で、なかなか町営住宅の空きもない。ちょっと土地を買いたい、家を買いたいといひましても城見ヶ丘では高いとか、いろいろな状況がある中で、近隣も探してしまうという、ちょっとこういうお声もございます。

そういった部分で、Uターン、Iターン、Jターン、そういった形にも空き家ですとか、そういう形を提供していただけるような考えというのは難しいものなのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） ただいまのご質問なんですけれども、山田議員おっしゃったとおり、U・I・Jターン全てということでお考えをさせていただけると思います。

それで、空き家については、前にも話しましたがけれども、職員で空き家の状況も全部把握しているんですけれども、実際空き家を貸し出せるのか、売れるのか。また、空き宅地も調査をしてあるんですけれども、それも実際に売れるのか、貸せるのかとか、そういった細かい調査をこれから取り組んでいくんですけれども、そういう中で、一旦都会から出て帰って来た人も、そういう安く提供できる宅地ですとか、安く売買できる空き家だとか、また、賃貸できるような空き家を、それも含めて貸し出していきたいというような考えで今進めております。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 133ページの農地・水保全管理支払交付金の事業なんですけれども、150万ばかり減になっておりますけれども、この関係について、各地区ごとにお問い合わせと思うんですけれども、何件ぐらい利用しているのがありますか。件数的に。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 多面的支払交付金の中の農地・水管理支払交付金事業負担金ですけれども、現在、部田、久我原、森宮、三又、西部田の5地区で本年度実施しています。うち、三又と西部田については今年度が新規で、当初、対象面積を多く見込んであったんですけれども、精査した結果、対象面積が減ったということで、あと峯之越区が今年度から実施する予定だったんですけれども、来年度に見送ったということで、交付金が152万の減です。

それで、件数についてはちょっと今わかりません。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） たしかこの農地・水保全の補助金は、有効に使えば、結構今、農地も荒れていますので、耕作しやすくなりますので、うちのほうも結構そういう形で保全の補助金で利用してやっているわけですけども、やっぱりこれPRした中で、特にこれは事務事業が大変だということも多少あるんですけども、その点も少し町のほうで協力して推進するような形をとれば、結局農地も荒らさなくて済むような形になると思うんです。

それで、水路のほうも結構荒れているところもありますので、その補修なんかもできるんですよね。そういう点もやっぱりPRして、この補助金を使った中で利用したほうが良いと思うので、そういうPRと同時に、この補助金申請の申請手続を多少、町か何か手を出して一緒にやっていただければと思うんですけども、その点どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） この申請事務を町が少しできないかということなんですけれども、これはあくまでも交付金をもらってやる事業なので、町はまたそれを地区から集まってきたものを集計して、また提出するというような事業なので、ちょっと町のほうがそれを肩がわりをするということではできません。

それから、もう一つ、何でしたっけ。

（「それを推進するPR」の声あり）

○産業振興課長（野村一夫君） これは毎年広報で載せていまして、今現在この5地区のほかに峯之越地区が来年やるんですけども、そのほかに何地区か地元のほうに入って説明会をやったりしています。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） PRをぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 137ページの定住化対策住宅助成事業というのがありますよね。これは古いうちでもいいんですか。要は、古いうちをもらって、買って、購入して、取得して住んだときには、この住宅取得奨励金というのはいかなるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） この住宅対策の助成事業ですが、あくまでも新築された方のみで、基本額50万円から加算措置がありまして、総額で120万まで支給できるというような形になっております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 定住化というか、人口対策のためにも、古いうちを例えば取得して、入ればそれだけ税の収入になりますので、ぜひそんなところも検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 定住化の中で今言っているのは、これは新築が基本なんですけれども、そのほかに住宅リフォーム補助金というのがありますので、もしリフォームされるといって、ちょっと率は若干、10分の1か、あるいは20万円の低いほうという形になりますので、そういう補助金をご利用していただければと思います。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 私も、城見ヶ丘、何か去年まで11カ所売れ残っていて、1カ所売れて、10戸ぐらいまだ売れていないという形だと思うんですけども、一応、60周年記念の前に町長室に呼ばれて、町長さんが怒っちゃって、私みんなの前で謝罪したことがあるんですけども、その後、何か12月17日に、千葉県宅建協会南総支部と協定を結びましたということで、地元の不動産業者とかそういうあれが、経過報告がちょっとないので、この際、町長に確認します。

○議長（志関武良夫君） 吉野さん、簡潔に。

（「いや、重要な問題だよ」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 町長、答弁立ちますか。

（「議長、今は補正予算のあれでお願いします。個人的なあれは後でゆっくり聞いてください。そう思いますけど、いかがですか」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 吉野僖一君に申し上げます。

後で担当課のほうに聞いてください。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） なしということで、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論省略に異議がありますので、討論を行います。初めに本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、一般会計補正予算に反対の立場から討論させていただきます。

案件は、1つ半なんです。1つは公共交通のことがやはり不安である。行政だけではなくて、何か、議員は町民の声ですから、議員も含めて、本当に役に立つ、それから失敗の懸念のないような取り組みを、必ずしも12月1日ということにこだわらないでやっていただきたい。町民に損失を与えたくない。そういう思いが一つあります。

もう一つは、先ほどから非常に5,300万、こだわっているんですけども、よく家電を、この宣伝なんかに行くと、これもできますあれもできますと、いっぱい機能がついていて、それを今買っておかなければ何か損しちゃうような気がして、買ってみると、何だ使うのはたった一つの機能で、こんなに高いお金を出して買うことなかったというものが家に比較的転がっているというのは皆さんも経験があるのではないかと思うのですが、5,300万でその利用図をと言いますが、もしも本当に必要であれば、アルバイトを頼んで手書きでつくっていいと思うんです。あるいは、行政しか使わないのであれば、そんなに値段が下がらないかもしれないけれども、まだ本町が取り入れていない最後の自治体でもなさそうです。もっといい機能を持ったシステムが開発されるかもしれません。

今お金がない、お金がないといって、本当に国と同じで、町民に対する社会福祉的なところはどんどんけちられた上で、こういうものに対してはすごく気前よくお金を出すことについて、納得できないものがあります。

その2点の問題で、私はこの補正予算に反対いたします。

○議長（志関武良夫君） 反対者の意見が出ました。

次に賛成者の発言を許します。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 私は、平成26年度一般会計補正予算に対し賛成の立場から意見を言わせていただきます。

26年度補正予算でございますけれども、いろいろ金額については増減もあります。また、新しい補助事業に関して補助金を使って、新しい事業を行うという計画もあります。全てやはり挑戦していただくということと、やはりその挑戦においてもきちんとした検証を経て挑戦していただきたいという願いもあります。

そういった面で、補正予算、賛成とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、10分間の休憩とします。

（午後 4時03分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時14分）

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 執行部の皆さんに申し上げます。

説明のほうを簡潔にひとつお願いしたいと思います。

日程第20、議案第25号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、ただいま議題となりました議案第25号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、本文に入ります前に提案理由の説明をいたします。

議案つづり151ページをお願いいたします。

今回の補正予算でございますが、まず、歳入におきましては、療養費の実績に伴う国庫負担金の増額、交付額の確定による共同事業交付金の増額及び国民健康保険税並びに退職被保険者が対象となります療養給付費交付金の減額等が主な補正でございます。

歳出につきましては、医療費の実績に伴います療養給付費、高額療養費の補正、共同事業拠出金の確定による減額補正、及び前年度国庫負担金の精算による返還金等でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億655万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,799万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

156、157ページをお願いいたします。

歳入からご説明を申し上げます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、補正額3,602万2,000円の減額。目2退職被保険者等国民健康保険税、補正額1,455万3,000円の減額。合計で5,057万5,000円の減額でございます。

減額理由といたしましては、当初予算におきまして、歳入不足となる額を前年度繰越金から充当をしております。今回の補正におきまして、前年度繰越金からの充当相当額を減額するものでございます。また、退職被保険者等国民健康保険税の減額が多い理由といたしまして、該当者の減少によるものでございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、補正額5,598万8,000円の増額。医療費等の増加による国庫負担金の増額によるものでございます。

目 2 高額療養費共同事業負担金、補正額65万2,000円の減額。高額療養費共同事業拠出金の実績により減額するものでございます。

款 5 療養給付費交付金、項 1 療養給付費交付金、目 1 療養給付費交付金、補正額437万4,000円の減額。加入者の減少及び医療費の減によるものでございます。

款 7 県支出金、項 1 県負担金、目 1 高額医療費共同事業負担金、補正額65万2,000円の減額。国と同様に高額療養費共同事業拠出金の実績減によるものでございます。

款 8 共同事業交付金、項 1 共同事業交付金、目 1 共同事業交付金、補正額2,659万3,000円の増額。交付金の確定に伴うものでございます。内訳につきましては、157ページの節 1 高額医療費共同事業拠出金の増分が708万3,000円、節 2 保険財政共同安定化事業交付金によるものが1,951万円でございます。

款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、補正額184万8,000円の増額であります。内訳につきましては、157ページ節 1 基盤安定繰入金、節 2 基盤安定繰入金、これはそれぞれ保険税軽減によるもの、あるいは保険者支援によるものでございます。さらには、節 4 の助産費等繰入金、これを合計したものでございます。

款10繰越金、項 1 繰越金、目 2 その他繰越金、補正額7,823万9,000円の増額でございます。前年度繰越金でございます。

次のページ、158、159ページをお願いいたします。

款11諸収入、項 2 雑入、目 6 雑入でございますが、補正額13万6,000円の増額。前年度特定健康診査負担金の精算による追加交付によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をさせていただきます。

次のページ、160、161ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費、補正額9,090万円の増。目 2 退職被保険者等療養給付費、補正額1,000万円の減。目 3 一般被保険者療養費、補正額200万2,000円の増額でございます。医療費の実績見込みにより、それぞれ補正をするものでございます。

款 2 保険給付費、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費、補正額1,317万8,000円の増。2 目退職被保険者等高額療養費、補正額200万円の減でございます。やはり高額療養費の実績見込みによる補正でございます。

項 4 出産育児一時金、目 1 出産育児一時金、補正額はございませんが、財源内訳の変更でございます。

款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額療養費共同事業拠出金、補正額260万6,000円の減額。目2 保険財政共同安定化事業拠出金、補正額407万6,000円の減額。いずれも拠出金の確定に伴う減額でございます。

款9 諸支出金、項1 償還及び還付加算金、目3 償還金、補正額1,915万3,000円の増額でございます。前年度療養給付費等負担金の確定に伴います返還金が生じたことによる補正でございます。

以上で、平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 160、161ページですけれども、療養給付金が9,090万ふえていますけれども、このふえた原因を説明してください。

○議長（志関武良夫君） 税務課長。

○税務住民課長（市原和男君） ただいまのご質問の一般被保険者療養給付費の9,090万円の増額というふうなことでございますけれども、予算時におきまして、過去の実績等を見込んで月平均5,815万円ほどを見込み、年間の予算額を計上いたしました。実績として6,400万かかっているというふうなことで、予算不足というふうなことでございます。

また、医療費の状況を見ますと、月平均の医療費、前年度と比較すると、糖尿病関係で約21パーセント、あるいは高血圧関係で26パーセント、ぜんそくなど呼吸器系の疾患で50パーセント、前年度と比べると医療費の増が見込まれるというふうなことでございます。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） そのふえた理由、罹患した理由というかは、どういうことが考えられますでしょうか。20パーセント、21パーセント、糖尿とか高血圧とかふえていますけれども、急に何かことしになってというか、去年ふえたということなのでしょうけれども、考えられる理由がありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） ちょっと理由までは、まだそこまで踏み込んだ分析をしてい

ないのが現実でございます。これからやはり医療費の増加傾向にありますので、その辺はこれからの課題として取り組んでいかなければいけないことであるというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにはございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） なしということでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第21、議案第26号 平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） ただいま議題となりました、議案第26号 平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本文に入ります前に提案理由のご説明をいたします。

今回の補正予算でございますが、まず歳入におきましては、実績見込みに伴います保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金をそれぞれ減額するものでございます。歳出につきましては、保険料の減額等による後期高齢者医療広域連合納付金の補正でございます。

それでは、163ページをお願いいたします。

平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の補正。第1条、第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ389万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億819万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

168、169ページをお願いいたします。

初めに歳入からご説明を申し上げます。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料、補正額380万円の減。実績による減でございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目2 保険基盤安定繰入金、補正額9万円の減。繰入金額の確定に伴うものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、次のページ、170、171ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額389万円の減額。実績によるものでございます。

納付金につきましては、受け入れた保険料及び基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。今回、歳入で減額いたしました同額を減額補正とするものでございます。

以上で、平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 挙手全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第22、議案第27号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(永嶋耕一君) それでは、大多喜町介護保険特別会計補正予算について説明いたします。

173ページをお開きください。

議案第27号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第4号)。

本文に入ります前に提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正内容でございますが、歳入では、所得段階別人口の変動等による保険料の増額、支払基金交付金、県負担金、交付決定に伴う法定負担分の減額及び繰入金の減額でございます。

また、歳出におきましては、主なものとして、介護サービス利用実績によります居宅介護サービス給付費及び高額介護サービス費の増額、介護予防事業の事業量減による減額でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成26年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ538万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,130万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、178ページをお願いいたします。

まず、歳入からでございますけれども、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、補正額234万6,000円でございますが、保険料算定の段階別人口の変動に伴う増減及び滞納繰越分の増額でございます。

款2分担金及び負担金、項1負担金、目1介護予防教室事業参加者負担金、補正額16万6,000円の減額ですが、これは事業参加者の減に伴うものでございます。

款3使用料及び手数料、項1手数料、目2事務手数料、補正額6,000円でございますが、情報公開手数料利用件数の増によるものでございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、補正額8,000円の増額でございますが、これは国法定負担分の補正でございます。

項2国庫補助金、目5介護保険事業費補助金、補正額9万7,000円。これにつきましては、システム改修に伴う補助金でございます。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、補正額1,613万9,000円の減額でございますが、これは交付決定による補正でございます。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費県負担金、補正額823万円の減額でございますが、やはりこれも交付決定に伴う補正でございます。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額521万1,000円の減額ですが、これは町法定負担分の増減及び職員人件費、事務費の増減による補正でございます。

180ページをお願いいたします。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金、補正額1,109万3,000円の減額でございます。

款8項1目1繰越金でございますが、補正額4,412万2,000円の増額で、前年度繰越分の精算分の増額でございます。

款9諸収入、項2目1雑入、補正額35万2,000円の減額でございますが、利用者及び事業参加者の減に伴う補正でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

182ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額4万9,000円。これは燃料費不足による補正でございます。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費、補正額19万5,000円。介護保険制度改正に伴う基幹系システムの改修委託料でございます。

項3 介護認定審査会費、目1 介護認定調査等費につきましては、財源の変更でございます。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費でございますが、主に通所介護、通所リハのサービス利用者の増がございまして、補正額400万円の増額でございます。

目2 地域密着型介護サービス給付費、目3 施設介護サービス給付費につきましては、財源内訳の変更でございます。

目4 居宅介護福祉用具購入費、補正額20万円。これは利用者の増に伴う増額でございます。

目5 居宅介護住宅改修費、補正額52万につきましても、やはり利用者の増に伴う増額でございます。

目6 居宅介護サービス計画給付費につきましては、財源内訳の変更でございます。

項2 介護予防サービス等諸費につきましても、やはり財源内訳の変更でございます。

184ページをお願いいたします。

項3 その他諸費につきましても、財源内訳の変更でございます。

項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費、補正額120万円。事業対象者の増に伴う増額でございます。

目2 高額介護予防サービス費、項5 高額医療合算介護サービス費等費、項6 特定入所者介護サービス等費につきましても、やはり財源内訳の変更でございます。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費でございますが、事業実績の減に伴う減額でございます。

186ページをお開きください。

介護予防事業費、補正額63万2,000円の減でございます。

項2 包括的支援事業・任意事業費、目1 任意事業費、補正額43万7,000円の減ですが、事業実績減に伴う減額でございます。

目2 包括的支援事業につきましても、財源内訳の変更でございます。

款5 諸支出金、項1 目1 償還金及び還付金、補正額29万3,000円。これにつきましては、国庫支出金、県支出金、平成25年度分精算に伴う返還金でございます。

以上で、平成26年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第23、議案第28号 平成26年度大多喜町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） それでは、水道事業会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

191ページをお開きください。

今回の補正予算の提案理由といたしまして、収益的収入の水道事業収益では、実績による県補助金の増、事業延期による支払い消費税の減等。収益的支出の水道事業費用では、浄水施設、排水施設の実績による電気料の増、確定申告消費税の増等の増減。また、資本的収入では、新面白浄水場乾燥床建設事業延期による企業債の減。資本的支出では、同様に新面白浄水場乾燥床事業延期による工事請負費の減と、水道事業会計の増減の補正でございます。

それでは、本文に入らせていただくところですが、本日は時間の関係もございますので、本文は割愛をさせていただきます。

詳細ですが、水道事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明をさせていただきます。

194、195ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の収入ですが、款1水道事業収益、項1営業収益、目2その他営業収益、補正予定額4万9,000円増、計85万1,000円。これは給配水管修繕工事の実績増でございます。

項2営業外収益、目2他会計補助金、補正予定額63万3,000円減、計7,500万。これは事業延期により一般会計からの補助金減でございます。

目3県補助金、補正予定額213万7,000円増、計7,213万7,000円。これは高料金対策県補助金の増でございます。

目5雑収益、補正予定額42万4,000円増、計45万2,000円。これは放射線物質水質検査に伴います、東京電力からの補償金等でございます。

目6消費税還付金、補正予定額222万1,000円減、計ゼロ円。これは新面白浄水場乾燥床建設の事業延期により、仮払い消費税が減となり、確定申告消費税が発生したための減でございます。

続いて、支出ですが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、補正予定額91万8,000円増、計2億2,068万6,000円。これは賃金及び浄水場電気料の実績増です。

目2配水及び給水費、補正予定額118万2,000円増、計3,134万7,000円。これは賃金、修繕費、加圧所の電気料等、実績による増減でございます。

目5資産減耗費、補正予定額1,356万1,000円増、計2,698万5,000円。これは二ノ丸浄水場固定資産除却費の増でございます。

項2営業外費用、目1支払利息、補正予定額14万9,000円増、計3,489万8,000円。これは企業債利息の増でございます。

目2雑支出、補正予定額109万3,000円増、計386万3,000円。これは県・町の補助金に係る特定収入消費税相当控除額の増でございます。

目3消費税、補正予定額621万6,000円増、計621万6,000円。これは確定申告消費税、当初は工事支払いで消費税を見込んでいみせんでしたが、事業延期により消費税が発生した、そのための増でございます。

目3特別損失、補正予定額4万9,000円増、計469万1,000円。これは過年度分水道料金不

納欠損の増でございます。

198、199ページをお開きください。

次に、資本的収入及び支出の収入ですが、第1款資本的収入、項2企業債、目1企業債、補正予定額6,100万減、計1,000万。新面白浄水場乾燥床建設の事業延期による減でございます。

次に、支出ですが、款1資本的支出、項1建設改良費、目5施設拡張費、補正予定額6,312万6,000円減、計744万6,000円。これは収入同様、乾燥床建設の事業延期による減です。

項2企業債償還金、目1企業債償還金、補正予定額1万円増、計9,214万8,000円。これは企業債償還金の端数調整でございます。

本文等説明を割愛させていただきましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 3点ほどあります。

まず、195ページの福島第一原発の補償金、これはいつまでもらえるのか。それで、これは町が申請して東京電力がくれたものなのか。どういった経緯でもらうようになったのかということですか。

あと199ページ、乾燥床の事業延期、これは結構な金額になっているんですけども、なぜこれが事業延期されたのか。

それともう一点、あそこで水力発電の工事等やっていると思うんですけども、それに伴って何か補正が生じた、関連というか、そういったものはないのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） まず、1点のほうで、東京電力福島原発の補償金の関係です。

これは水質検査になるわけですけども、放射線物質の水質検査の金額としては、20万1,000円です。全額補償していただいています。大体半年に1回精算をしています。水道事業につきましては、特別に早く処理をしていただいているという経緯がございます。ですから、今までにも取りっぱぐれは全くありません。

続いて、乾燥床の延期の関係ですね。乾燥床の延期につきましては、用地的には皆さんも

ご存じかと思うんですが、現在の面白浄水場の北側のほうになります。そこで面積的には全部で4,750平米ほど購入をしています。民地につきましては、全て完了しております。残っているもの、これが県有地、道路敷があります。この分が面積的には790平米ございます。当然、事前協議もやりながら、申請も出して進めているんですか、この分ですぐに許可がおりません。許可がおりないということは、中途半端で仕事にかかってはまずいということもございます。今どのような状況になっているかといいますと、県のほうの用地課のほうは通っています。今度は財産のほうに回っているんですが、これが台帳面積と実測面積が違うと。それじゃまずいよということのクレームが出ました。

じゃ、高いほうで買うからどんどん進めてくれという話をしたんですが、やはり地目と台帳と実測がかけ離れている筆もありますので、それはだめだと。要するに地積更正ですね、これをやれと。ということは法務局もまた入らないと、現地も見ないとできないということで、現在まできちちゃっています。ただ、今後半の部分になっていますので、間もなく県のほうでも払い下げの許可をいただけるんじゃないかなということで、できれば3月中にも発注したかったのですが、それが確定しないと、結局、新年度予算との絡みもありますので、水道事業会計は3月で一旦締めなければいけません。そういうこともあったので、新年度のほうに送ったということで、工事延期したという経緯です。

それから、もう一つが、小水力発電との関連がどうかということですが、その辺は関係は全くありません。

以上です。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） なしということでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 挙手全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第24、議案第29号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(齋藤健二君) 201ページをごらんいただきたいと思います。

議案第29号 平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)でございます。

本文に入ります前に提案理由を説明させていただきます。

収益的収入の補正についてですが、第1項営業収益、1,760万円の減額ですが、実績見込みによる減額でございます。

第2項営業外収益、42万7,000円の増額ですが、長期前受け金戻入とその他営業外収益の実績見込みによる増額でございます。

続きまして、収益的支出の補正ですが、第1項営業費用の112万7,000円の減額ですが、これも実績見込みによる減額でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

総則。第1条、平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

◎会議時間の延長

○議長(志関武良夫君) 説明の途中ですが、間もなく5時になりますが、議事の都合により会議時間を延長します。

よろしく申し上げます。

○議長（志関武良夫君） どうぞ。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） 収入。科目、第1款特別養護老人ホーム事業収益、補正予定額、1,717万3,000円の減、計2億9,844万2,000円。

科目、第1項営業収益、補正予定額1,760万円の減、計2億8,779万4,000円。

科目、第2項営業外収益、補正予定額42万7,000円の増、計1,064万8,000円。

支出。科目、第1款特別養護老人ホーム事業費用、補正予定額112万7,000円の減、計3億573万8,000円。

科目、第1項営業費用、補正予定額112万7,000円の減、計2億9,282万1,000円。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号～議案第36の一括上程、説明

○議長（志関武良夫君） 日程第25、議案第30号 平成27年度大多喜町一般会計予算から日程第31、議案第36号までの各特別会計予算及び各事業会計予算までを一括議題とします。

なお、各議案は議事日程に示したとおり、本日は提案説明までとします。

議案第30号から順次説明を求めます。

初めに、日程第25、議案第30号 平成27年度大多喜町一般会計予算について説明願います。
企画財政課長。

なお、常任委員会協議会において細部説明が予定されていることから、なるべく簡潔に説明をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第30号 平成27年度大多喜町一般会計予算の提案説明をさせていただきます。

それでは、お手元の平成27年度大多喜町予算書に沿ってご説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

平成27年度大多喜町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算について、第1項で歳入歳出予算の総額を42億9,200万円と定めるものです。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によることを定めるものです。

第2条は、地方債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表地方債によることを定めるものです。

第3条は、一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めるものです。

第4条は、歳出予算の款項の経費の金額を流用できる場合として、第1号の各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めるものでございます。

次に、6 ページをお開きください。

○議長（志関武良夫君） 企画課長、座ってやってください。

○企画財政課長（西郡栄一君） ありがとうございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、座って説明させていただきます。

第2表、地方債。起債の目的、限度額、方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

過疎地域自立促進特別事業債4,050万円は、大多喜町過疎地域自立促進計画に計上した事業のうち、ソフト事業に係るものでございます。上水道出資債2,580万円は、南房総広域水道企業団への出資債でございます。道路整備事業債7,700万円は、辺地対策事業及び過疎対

策事業の町道改良事業及び橋梁長寿命化事業に充当するものでございます。消防施設整備事業債1,300万円は、消防機械器具置き場新築工事に充当するものでございます。最後の臨時財政対策債は2億円を見込み、計上したものでございます。

以上、限度額の合計額は3億5,630万円でございます。

次に、10ページをお開きください。

歳入。

款1町税、項1町民税、目1の個人町民税は3億2,330万2,000円。目2の法人町民税は5,794万6,000円を見込み計上しました。

次の、項2固定資産税、目1固定資産税は5億3,701万5,000円。目2国有資産等所在市町村交付金は384万6,000円を計上しました。

次の、項3軽自動車税は2,612万8,000円、項4たばこ税は8,350万円、項5鉱産税は230万円、項6特別土地保有税は滞納繰越分として10万円、項7入湯税は530万円を見込みました。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税は1,770万円、項2自動車重量譲与税は3,680万円を計上いたしました。

次のページをお開きください。

款3利子割交付金は160万円、款4配当割交付金は500万円、款5株式等譲渡取得割交付金は250万円、款6地方消費税交付金は1億4,000万円を計上しました。

款7ゴルフ場利用税交付金は1億500万円を、次の款8自動車取得税交付金は980万円、次の款9地方特例交付金は210万円を計上しました。

款10地方交付税は14億2,000万円を見込み計上しました。

款11交通安全対策特別交付金は150万円を計上しました。

次のページをお開きください。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金は5,206万6,000円で、節4児童福祉施設費負担金が主な内容でございます。

目2衛生費負担金624万5,000円は、いすみ市の火葬場運営費負担金でございます。

目3農林水産業費負担金45万円、目4教育費負担金26万4,000円、次の目5給食費負担金3,866万5,000円は、それぞれ節内に記載したとおりでございます。

次の、款13使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生使用料676万7,000円、目2農林水産業使用料104万1,000円、目3商工使用料602万3,000円、目4観光使用料554万円、目5土木使用料3,568万円、目6教育使用料は378万6,000円でございます。

次のページをお開きください。

項2手数料、目1総務手数料626万2,000円、目2民生手数料の1万2,000円、次の目3衛生手数料1,895万8,000円、目4農林水産業手数料1万3,000円、次の目5土木手数料34万は、それぞれ節欄に記載したとおりでございます。

次の、款14国庫支出金、項1国庫支出金、目1民生費国庫負担金は1億6,702万4,000円でございます。障害者自立支援給付費等負担金が大幅な増額となっております。

目2衛生費国庫負担金30万円で、教育費国庫負担金は廃目でございます。

次の、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金772万4,000円、目2民生費国庫補助金、前年度比較5,046万円減額の476万円を計上しました。この減額は臨時福祉給付金事業補助金及び子育て世帯臨時特例給付金事業補助金によるものでございます。

次の、目3衛生費国庫補助金185万円は、次のページにわたりますが、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金等でございます。

18ページの目4土木費国庫補助金は4,217万円、目5教育費国庫補助金は193万1,000円でございます。

次に、項3国庫委託金、目1総務費委託金17万4,000円、目2民生費委託金は232万3,000円で、それぞれ節欄に記載のとおりでございます。

次に、款15県支出金、項1県負担金、目1総務費県負担金17万円でございます。目2民生費県負担金は1億2,329万4,000円で、国庫負担金と同様に、節1障害者自立支援給付費等負担金が増額の主なものとなっております。

目3衛生費県負担金は15万円、目4土木費県負担金は874万5,000円を計上しました。

次に、項2県補助金、目1総務費県補助金144万2,000円は、節1地方消費者行政活性化基金事業補助金等でございます。

次のページをお開きください。

目2民生費県補助金2,250万1,000円は、節1重度障害者医療費補助金等が主なものでございます。

目3衛生費県補助金1,666万7,000円は、節1子ども医療対策事業補助金等が主な内容でございます。

目4農林水産業費県補助金は4,493万円で、主なものは節4野生猿鹿保護管理事業補助金及び節6イノシシ管理事業補助金、次の23ページになりますが、節8鳥獣被害防止総合対策交付金のほか、節12青年就農者確保育成給付金事業補助金、節13多面的機能支払交付金が主

なものでございます。

次の、目5 商工費県補助金93万2,000円、目6 土木費県補助金8万5,000円、目7 消防費県補助金680万7,000円は、それぞれ節欄に記載のとおりでございます。

次に、項3 県委託金、目1 総務費委託金2,576万5,000円は、節2 県税取扱委託金、節5 千葉県議会議員選挙費委託金、節6 統計調査費委託金の国勢調査委託金が主なものでございます。

次の、目2 民生費委託金9万9,000円は、民生委員協議会事務委託金でございます。

次のページをお開きください。

目3 農林水産費委託金2,950万円は、大多喜県民の森管理委託金で、目4 土木費委託金70万1,000円、次の目5 消防費委託金260万円は、それぞれ節欄に記載のとおりでございます。

次の、款16 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入1,930万3,000円は、土地建物貸付収入と物品貸付収入でございます。

目2 利子及び配当金7万4,000円は、株式の配当金を見込み計上しました。

次の、項2 財産売却収入、目1 不動産売却収入3,127万2,000円は、土地売り払い収入を見込み計上しました。

次の、款17 寄附金、項1 寄附金、目1 指定寄附金5,000万円は、ふるさと納税を見込み計上しました。

次の、款18 繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金1億3,536万9,000円は、財源不足を補うための繰り入れでございます。

目2 交通災害共済基金繰入金から目6 のふるさと基金繰入金までは、それぞれ基金の設置目的に応じた事務事業に充当するために繰り入れるものでございます。

次のページをお開きください。

項2 特別会計繰入金、目1 国民健康保険特別会計繰入金49万2,000円は、国民健康保険特別会計から繰り入れるもので、次の目2 後期高齢者医療特別会計繰入金1,000円は、存目計上するものでございます。

款19 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金は、前年度からの暫定的な繰越金として1億円を計上しました。

款20 諸収入、項1 延滞金、加算金及び科料、目1 延滞金30万円は税金等の延滞金収入でございます。

次の、項2 町預金利子は歳計金の預金利子を見込み計上しました。

次の、項3 受託事業収入、目1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入242万8,000円は、後期高齢者の健康診査委託金でございます。

次の、項4 雑入、目1 高額療養費貸付償還金は100万円を計上いたしました。次の目2 滞納処分費は3万6,000円を計上し、次の目3 雑入は、次の28、29ページにわたりますが、5,467万1,000円を計上しました。内容につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

28、29ページのほうをお開きください。

款21 町債、項1 町債、目1 総務債4,050万円は、過疎地域自立促進特別事業債でございます。

目2 衛生債2,580万円は南房総広域水道企業団への出資債でございます。

目3 土木費7,700万円は道路整備事業債で、辺地対策事業、過疎対策事業等に充当するものでございます。

目4 消防債1,300万円は消防機械器具置き場新築工事に充当するものでございます。

目5 臨時財政対策債は2億円を計上しました。教育債は廃目でございます。

次に、歳出予算のご説明をさせていただきます。次のページをお開きください。

3、歳出。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費は8,222万8,000円で、人事異動に伴う職員人件費の減額が主なものでございます。

款2 総務費、項1 費総務管理費、目1 一般管理費は3億3,527万1,000円で、人事異動による職員人件費や総合事務組合の負担金が増額の主なものでございます。この目は特別職及び総務、企画、財政職員人件費、次の33ページの会計関係職員の人件費、一般事務費として行政連絡員、共済費は追加費用負担金、町長交際費、行政手続整備支援業務や職員健康診断の委託料、関係団体への負担金や補助金でございます。

次の、35ページをお開きください。

一般事務費の管財管理費は、役場内事務消耗品や電話料などで、職員研修事業、入札関係の電子調達管理事業、男女共同参画推進事業に係る経費でございます。

目2 文書広報費832万6,000円は、個人情報保護制度再構築支援業務の減額が主な内容となっております。514万3,000円の減額でございます。文書管理事業は、法規集追録代、例規集データ更新などの経費で、広報おおたき発行事業は、次の37ページの広報おおたきの印刷製本費や、ホームページのシステム使用料等でございます。

次の、目3 財政管理費521万円は、財務関係システムの保守点検等でございます。

目4 会計管理費43万5,000円は、会計室での事務用品等でございます。

目5 財産管理費は2,876万8,000円を計上しました。公有財産管理費は町有車両と町有建物の保険料や町有財産管理の経費でございます。

次のページをお開きください。

庁舎管理費は役場庁舎の光熱水費や各種委託料や使用料、借上料等を計上してございます。町有林管理事業は町有林の保険料や管理委託料でございます。

次の、目6 企画費は1億8,340万9,000円を計上し、前年度比較8,718万3,000円の増額で、ふるさと納税の増額が主なものでございます。企画事務費は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合、各関係団体の負担金、町国際交流協会補助金やまちづくり提言事業助成金等でございます。

次の41ページをお開きください。

定住化対策事業は空き家改修事業補助金を計上しました。地域情報通信基盤維持管理事業は、光ファイバー網の施設の保守管理費等でございます。大多喜ダム対策事業は、大多喜ダム跡地の環境管理事業の補助金、結婚活動支援事業は、年2回イベントを開催する経費を、ふるさと基金積立事業は、ふるさと納税を基金に積み立てる経費でございます。総合計画策定事業は、委員報酬、印刷費や委託料を計上いたしました。地域公共交通対策事業は、地方バス路線維持助成金やいすみ鉄道利用増大対策補助金を初め、次の43ページになりますが、いすみ鉄道基盤維持費補助金、鉄道輸送対策事業費補助金など、地方公共交通支援対策に係る経費を計上しました。ふるさと納税事業は、町のふるさと納税の返礼品の経費や代理収納システム使用料でございます。

次の、目7 電子計算費6,448万7,000円は、前年度比較475万4,000円の増額で、マイナンバー制度に伴う中間サーバー利用負担金が増額の主なものでございます。電子計算業務費は、電子計算機の保守委託料や借上料でございます。

目8 諸費は1,164万8,000円を計上し、前年度比較419万1,000円の減額で、合併60周年記念事業の減額が主なものでございます。総合賠償保険事業は、町主催行事の賠償保険や交付金の損害保険で、自衛隊協力会補助金、税務事業の還付費、交通安全対策事務費は防犯灯のLED化に伴い、各地区への補助金を電気料と借上料に組みかえて計上してございます。

次の45ページをお開きください。

コミュニティ育成事業補助金は、上原区の上原やすらぎの家の改修工事を見込み計上してございます。

次の項2 徴税費、目1 税務総務費6,923万円は、前年度比較92万3,000円の減額で、弁護士費用の減額が主なものでございます。税務関係職員人件費と税務総務事務費を計上してございます。

目2 賦課徴収費2,010万6,000円は、前年度比較394万8,000円の減額で、パソコンシステム設定変更や、パソコンシステム機器の減額が主な理由でございます。賦課事務費は賦課のためのパソコン委託料、ソフトやシステムの使用料、借上料が主なもので、徴収事務費は、次のページにわたりますが、収納に伴う通信費が主なものでございます。

次のページをお開きください。

47ページの上ですが、説明欄の地図情報システム管理事業は、地図情報データの修正委託料が主な内容でございます。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費3,557万3,000円は、戸籍関係職員人件費と、戸籍事務費は臨時職員の賃金、戸籍システムの保守委託料や借上料等、住民基本台帳ネットワークシステム事業は、パソコンの借上料が主なものでございます。

次の、項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費75万2,000円、選挙管理委員会事務費は、次の49ページの定時登録事務処理委託料、助成事業は関係団体の助成金が主なものでございます。

次の、目2 千葉県議会議員選挙費412万8,000円は、選挙の執行経費を計上しました。次の目、大多喜町農業委員会農業委員選挙費は廃目でございます。

次の、項5 統計調査費、目1 統計調査総務費844万4,000円は、人事異動により前年度比較153万9,000円の増額となっております。統計関係職員人件費及び事務費が主な内容でございます。

次の、目2 各種統計調査費458万9,000円は各種統計調査の経費で、次のページ、51ページの中段の国勢調査費が主なものでございます。

次の、項6 監査委員費、目1 監査委員費49万円は監査委員の報酬、及び次の53ページになりますが、研修に係る経費が主な内容でございます。

次に、52ページの款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費4億1,359万8,000円は、臨時福祉給付金事業の減額と町社会福祉協議会補助金、国民健康保険特別会計繰出金及び障害者福祉事業の増額を相殺し、前年度比較1,647万7,000円の減額となっております。この目の事業は、社会福祉関係職員人件費、社会福祉事務費、社会福祉関係団体助成事業は、社会福祉協議会補助金が主なもので、障害者福祉事業は、前年度比較1,969万4,000円増額して計上しております。

次の、55ページの20節扶助費の障害児通所給付費、介護給付費、自立支援医療給付費が主な増額でございます。民生委員活動事業、高額療養費貸付事業、戦没者追悼式関係事業、国民健康保険特別会計繰出金は、前年度より154万6,000円の増額でございます。

次のページをお開きください。

少子化対策事業は出産祝金でございます。

次の、目2国民年金費326万3,000円は、国民年金事務に係る職員人件費と事務費でございます。

目3老人福祉費2,229万8,000円は、次のページにわたりますが、高齢者在宅生活支援事業が主で、外出支援サービス委託料や緊急通報システム業務委託料が主な経費でございます。敬老祝事業費は、敬老祝品等の報償費が主なもので、老人福祉関係団体助成事業は、老人クラブ活動費補助金等で、老人日常生活用具給付事業、地域福祉ボランティア事業、介護予防事業、次の59ページをお開きください。

老人ホーム施設措置事業は、老人ホーム入所判定委員の報酬と、老人保護措置費を計上してございます。

次の、目4青少年助成対策費43万9,000円は、青少年健全育成事業として、青少年相談員の報酬や活動費補助金などがございます。

目5介護保険事業費1億7,939万6,000円は、介護保険特別会計繰出金が主で、そのほか地域包括支援センター運営事業の予防ケアマネジメント業務委託料や社会福祉保人等利用者負担額軽減事業でございます。

目6後期高齢者医療費1億8,207万円は、次の61ページの療養給付事業の療養給付費負担金が主な内容で、その他後期高齢者医療広域連合負担金及び後期高齢者医療特別会計繰出金などがございます。

次の、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費6,198万7,000円は、前年度比較887万8,000円の減額で、子育て世帯臨時特例給付金事業と子ども・子育て支援事業の計画策定委託料が減額の主なもので、子ども医療費の増額と相殺して減額となっております。子育て支援関係職員人件費、子ども医療対策事業としての子ども医療費の扶助、子ども・子育て支援事業のシステム保守委託料が主なものでございます。

次の、目2児童措置費1億1,034万7,000円は、事務費と児童手当支給事業でございます。

目3母子福祉費100万8,000円は、ひとり親家庭医療費等助成金でございます。

目4児童福祉施設費2億5,856万9,000円は職員人件費と、次の63ページの保育園管理運営

事業は、保育園 2 園の施設管理費のほか臨時職員の賃金、賄材料費、送迎バスの委託料が主なもので、児童クラブ運営事業は臨時職員賃金と、次の65ページの車両借上料、子育て支援センター運営事業は、職員人件費と臨時職員賃金等でございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費 1 億162万7,000円は、前年度比較758万8,000円の減額で、人事異動及び国保国吉病院負担金の減額が主な理由でございます。

次の、目 2 予防費3,888万6,000円は、68、69ページまでわたりますが、がん検診事業の検診委託料、次の67ページの予防接種事業は、予防接種医へ報酬、医療材料費、予防接種委託料、肺炎球菌ワクチン接種助成金が主なもので、健康増進事業は健康診査委託料や集団運動指導講師委託料が主なもので、感染症予防事業は消毒作業用動力噴霧器の保守経費で、次の69ページの防疫対策事業は、狂犬病予防法に基づく予防経費でございます。

次の、目 3 環境衛生費7,314万3,000円は、前年度比較1,346万5,000円の減額で、小水力発電所管理運営事業、夷隅環境衛生組合負担金、合併処理補助金が主な減額の内容でございます。この目は職員人件費、環境衛生事務費の夷隅環境衛生組合負担金、環境整備事業のごみ不法投棄防止や水質汚濁監視、合併処理浄化槽設置整備事業については12基分の補助金、資源循環事業はバイオディーゼル燃料の製造に係る経費でございます。

次の71ページをお開きください。

小水力発電所管理運営事業は面白峡発電所に係る経費でございます。

次の、目 4 母子保健事業費708万5,000円は、母子保健協力医報酬及び母子保健事業に係る事務経費、乳幼児健康診査委託料等でございます。

目 5 火葬場費1,806万2,000円は、斎場無相苑の燃料費等の施設運営費と、次の73ページの火葬炉運転業務委託料、工事請負費の火葬炉改修工事は 2 基の火葬炉の排ガス処理設備の改修工事でございます。

目 6 地域し尿処理施設管理費145万3,000円は、城見ヶ丘のコミュニティ・プラントの維持管理費でございます。

次の、項 2 清掃費、目 1 清掃総務費4,069万9,000円は、清掃関係職員の人件費と環境センターの臨時職員賃金、管理経費、夷隅郡市広域市町村圏事務組合負担金などでございます。

目 2 塵芥処理費、予算額 1 億1,776万3,000円は、環境センターの運営経費やごみ収集委託料。次の75ページの粗大ごみ処理委託料、一般廃棄物処理業務委託料、ごみ袋作製委託料、いすみクリーンセンターへの塵芥処理負担金が主なものでございます。

次の、項 3 上水道費、目 1 上水道運営費 1 億1,359万5,000円は、上水道高料金対策事業と

南房総広域水道企業団への補助金及び出資金でございます。

次に、款5 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費1,065万1,000円は、農業委員会事務局職員の人件費、農業委員会委員の報酬や委員会の事務経費等でございます。

次の、76、77ページをお開きください。

目2 農業総務費5,346万8,000円は、農業関係職員人件費及び農家組合長の報酬が主な内容でございます。人事異動による人件費と弁護士費用の減額が主な減額の理由でございます。

目3 農業振興費1,589万4,000円は、前年度比較1,145万8,000円の減額で、主な減額は農業振興地域整備計画策定業務委託料と農地集積協力員の減額でございます。農業振興事業は、農林業振興協議会委員報酬、農業関係関連団体への補助金、交付金等で、都市農村交流事業は都市と農村の交流により農業の活性化を推進するもので、本年度の都市農村交流推進委託料は、定住促進事業を実施する経費でございます。

次の、目4 畜産業費40万4,000円は、次のページにわたりますが、畜産業振興のための消耗品のほか、畜産関係団体への補助金等でございます。

78ページの目5 農地費2,315万円は、前年度比較1,662万2,000円の増額で、多面的機能支払交付金事業の対象地区を8地区見込み、増額となっております。この目の鉾毒ダム対策事業は平沢ダム管理経費及び基幹農道の維持管理経費、また、農道等の補修原材料費、関係団体負担金が主なもので、多面的機能支払交付金は部田、西部田、森宮、久我原、三又、石神、堀之内と峯之越区の各区でございます。

目6 農業施設費713万5,000円は、次のページにわたりますが、集落センター、味の研修館、農村コミュニティーセンターの施設運営経費、施設管理臨時職員の賃金等でございます。

80ページの項2 林業費、目1 林業総務費3,359万8,000円は、次のページにわたりますが、林業関係職員人件費、事務経費、次のページの関係団体負担金、また、有害鳥獣駆除対策に係る経費でございます。

目2 林業振興費35万5,000円は、県単森林整備事業委託料及び竹粉碎機の修繕料と保険料でございます。

目3 大多喜県民の森運営費3,511万3,000円は、次のページにわたりますが、職員の人件費及び県民の森施設の管理運営費でございます。

84ページの款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費2,496万8,000円は、商工関係職員人件費及び事務費、また、消費生活相談員の報償費等でございます。

目2 商工業振興費1,268万円は、久保駐車場の全自動料金システム保守管理委託料、商工

会への補助金、街路灯電気料金補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金及び商い資料館の維持管理経費などが主なものでございます。

次のページをお開きください。

目3 観光費2,683万5,000円は、観光施設管理事業として、町営駐車場、公衆用トイレの維持管理経費、公園管理、大多喜メモリアルルート案内看板の修繕工事、観光センター管理運営事業は、観光本陣の維持管理費用で、観光振興事業は次の89ページのお城まつり実行委員会や町観光協会への補助金、大河ドラマ誘致実行委員会等への補助金、さらに大多喜駅前に建設した天然ガス記念館の管理運営経費などでございます。

次の、款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費6,236万3,000円は、土木関係職員人件費、事務経費のほか、次の91ページの道路台帳の更新業務委託料、関係団体負担金及び国・県道維持補助金等でございます。

目2 登記費1,636万円は、登記関係人件費、登記推進事業の経費等でございます。

目3 国土調査費2,022万8,000円は、次のページにわたりますが、国土調査事業の臨時職員賃金のほか、93ページの委託料の地籍調査等委託料が主なものでございます。

目4 道の駅管理費323万円は、道の駅のトイレ及び無料休憩室の維持管理経費でございます。

次の、項2 道路橋梁費、目1 道路維持費2,051万4,000円は、前年度比較8,496万2,000円の減額で、道路ストック総点検事業が減額の理由でございます。この目は道路維持のための臨時職員賃金、建設機械燃料及び修繕費、その他道路補修用原材料費などでございます。

目2 道路新設改良費1億1,517万7,000円は、職員の人件費と、次の95ページの委託料及び工事請負費は、増田小土呂線の歩道整備工事、中野大多喜線の道路改良工事、弓木西下線の道路改良工事で、宇野辺当月川線の公有財産購入費、補償補填及び賠償金が主な経費でございます。

目3 橋梁維持費4,200万円は、5年に1度の橋梁点検業務と、橋梁長寿命化に伴う部田塩湊橋の補修工事でございます。

目4 交通安全対策費205万4,000円は、道路区画線工事費、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全対策用原材料費などでございます。

項3 都市計画費、目1 街路事業費309万2,000円は、歴史的景観審議会委員報酬及び町並み整備助成事業補助金が主な経費でございます。

項4 住宅費、目1 住宅管理費578万2,000円は、前年度比較1,343万5,000円の減額で、黒原

団地の工事請負費と設計施工管理業務委託料が主な減額の理由でございます。この目は町営住宅入居者選考委員会報酬と、次の97ページの町営住宅に係る修繕料や借地料及び戸建住宅耐震診断費用補助金が主なものでございます。

次の、目2宅地造成費1,049万6,000円は、城見ヶ丘団地分譲に係る仲介手数料及び定住化補助金が主なものでございます。

目3住宅助成費1,780万円は、定住化対策住宅助成事業として住宅取得奨励金、リフォーム補助金及び太陽光発電設備導入促進補助金でございます。

次に、款8消防費、項1消防費、目1常備消防費2億2,641万3,000円は、広域常備消防に係る負担金でございます。

目2非常備消防費3,294万円は、消防団員及び消防委員への報酬、消防団の訓練及び火災等の出動手当、団員の被服費、次の99ページの団員の健康診査委託料、その他団員の公務災害や退職報償金の支給事務負担金等でございます。

目3消防施設費3,204万9,000円は、宇筒原地先の消防機械器具置き場の新築工事に係る工事請負費と施工監理業務委託料、防火水槽のフェンス改修工事及び消火栓改修工事負担金及び消防車両等の車検修繕料や燃料費、その他小型動力ポンプ付積載者の購入費などが主なものでございます。

目4災害対策費681万9,000円は、前年度比較699万3,000円の減額で、地域防災計画修正業務委託が減額の理由でございます。この目は防災会議委員の報酬、災害時の職員時間外勤務手当、次のページをお開きください。久保排水機場等の管理委託料、防災行政無線施設の保守委託料などが主な内容でございます。

次の、款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費113万4,000円は、教育委員報酬その他教育委員会に係る経費でございます。

目2事務局費6,731万6,000円は、教育長人件費や、次のページの職員の人件費、登下校待機児童支援員や特別支援教育支援員の賃金、委員会事務経費、教育関連団体への負担金及び補助金、委員会施設管理経費が主なものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費4,223万6,000円は、前年度比較582万9,000円の減額で、大多喜小学校への統合に伴う小学校管理経費の減額と、送迎バス委託料の増額等を相殺して減額となっております。この目は小学校薬剤師の報酬、次のページの送迎バス委託料、小学校2校の学校管理事務経費や施設管理経費、パソコン使用料等でございます。

次のページをお開きください。

目2 教育振興費1,100万4,000円は、小学校2校の教育活動に使用する教材費やクラブ活動助成補助金、遠距離通学費補助金及び英語教育業務委託料、要保護・準要保護児童学用品等補助金が主な内容でございます。

次の目学校建設費は廃目でございます。

次のページをお開きください。

項3 中学校費、目1 学校管理費1,868万7,000円は、次のページに続きますが、中学校医、薬剤師等の報酬、中学校2校の学校管理事務経費や校舎等の施設管理経費のほか、パソコン借上料などが主なものでございます。

次の110ページの目2 教育振興費966万円は、2中学校の教育活動に使用する教材費、クラブ活動助成費補助金、中学校遠距離通学補助金及び外国語指導助手の委託料、要保護・準要保護生徒学用品等補助金などが主なものでございます。

次のページをお開きください。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費3,708万6,000円は、関係職員人件費、社会教育委員の報酬、関係協議会負担金や補助金が主なものでございます。

目2 公民館費1,687万4,000円は、公民館運営審議会委員報酬や中央公民館の光熱水費、施設夜間警備や清掃委託などの施設管理費のほか、次の115ページの公民館バス運行管理委託料などが主な内容でございます。

次の、目3 図書館費462万円は、図書館の光熱水費、施設警備委託、パソコン借上料、図書の購入経費、団体負担金等でございます。

次の、目4 文化財保護費47万円は、文化財審議会委員報酬や、次の117ページの文化財に関係した補助金、負担金でございます。

次の、目5 視聴覚教材費33万円は、いすみ市・夷隅郡視聴覚教材センターへの負担金でございます。

次の、項5 保健体育費、目1 保健体育総務費2,747万円は、職員人件費や事務費、保健体育振興事業は、スポーツ推進委員報酬、町体育協会補助金、夷隅郡体育協会への負担金が主なものになっております。

目2 学校給食費1億704万5,000円は、大多喜町内の小中学校4校の給食となりましたので、前年度比較4,270万2,000円の減額でございます。職員人件費や、次のページの学校給食センター運営委員報酬、臨時職員の賃金や共済費、光熱水費や賄材料費、給食配送業務委託料、調理場排水補修工事などが主なものでございます。

目3 体育施設費1,382万1,000円は、次のページにわたりますが、海洋センター体育館やプール、野球場及びテニスコートの光熱水費や、施設管理業務経費などが主なものでございます。

次に、120ページの款10災害復旧費、項1 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁災害復旧費180万円及び目2 河川災害復旧費130万円は、災害発生時の緊急復旧費として予算計上しているものでございます。

款11公債費、項1 公債費、目1 元金3億9,350万1,000円は、起債償還の元金分で、次の目2 利子6,269万6,000円は、同じく起債償還の利子分でございます。

次のページをお開きください。

款12予備費、項1 予備費、目1 予備費は、前年度同額の500万円を計上させていただきました。

次の124ページから133ページまでは、給与費明細書。そして134、135ページは継続費についての関係ですが、これは補正予算でお話ししたとおりでございます。次の136ページは債務負担に関する調書でございます。そして、138ページはこの地方債に関する調書で、区分ごとの年度末の現在高及び現在高の見込みに関するものでございます。

以上で、平成27年度大多喜町一般会計予算の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 会議の途中ですが、ここで10分間の休憩をとります。

（午後 5時41分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時51分）

○議長（志関武良夫君） 議案第31号から説明を受けます。

滝口代表監査委員は所用のため退席した旨の申し出がありました。許可しましたので、ご報告申し上げます。

では、説明のほうをお願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第31号 平成27年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の提案説明をさせていただきます。

141ページをお開きください。

平成27年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算を定めるもので、第1項は、歳入歳出予算の総額を5,647万9,000円と定めるものです。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によることを定めるものです。

次に、歳入歳出予算の内容について、事項別明細書によりご説明いたしますので、148、149ページをお開きください。

2、歳入。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金32万5,000円を基金の利子として計上しました。

款2繰入金は、平成27年度に車両1両の更新を予定しており、5,615万4,000円を計上しました。この繰入金は車両更新に係るいすみ鉄道株式会社の負担分を基金から繰り入れるものでございます。

次のページをお開きください。

3、歳出。

款1鉄道経営対策事業費、項1鉄道経営対策事業費、目1事業費として32万5,000円を計上しました。基金利子を基金に積み立てるものでございます。

目2助成費5,615万4,000円、前年度比較1,128万1,000円の増額でございます。この増額につきましては、いすみ鉄道の車両更新に伴う会社負担分3分の1に対する交付金で、26年度は国庫補助額が3分の1に満たない額で決定され、購入を見送らせていただきましたので、本年度は国庫補助額は4割減額される分を見込み予算に計上させていただきました。

以上で、平成27年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） お疲れさまでした。

次に、議案第32号 平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について説明願います。
税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、議案第32号 平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

本文に入ります前に、予算の概要につきましてご説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額は15億6,452万2,000円となり、前年度と比較し1億9,420万円、14.2パーセントの大幅な増となっております。この要因といたしましては、共同事業の対象となる医療費が拡大されたことによるもので、平成26年度と比較し、歳入では2億251万5,000円、歳出では1億7,273万1,000円、それぞれ増加を見込んだものでございます。また、国民健康保険税につきましては、平成27年度において、共同事業交付金、前期高齢者交付金、あるいは療養給付費等負担金などの歳入の増が見込まれるため、平成26年度の収納見込み額相当の予算を計上いたしました。

それでは、本文に入らせていただきます。

153ページをお願いいたします。

平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億6,452万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

160、161ページをお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 税務課長、座ってどうぞ。

○税務住民課長（市原和男君） ありがとうございます。

では、議長のお許しをいただきましたので、座って説明させていただきます。

初めに160ページ、歳入からご説明を申し上げます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、及び目2退職被保険者等国民健康保険税でございますが、合計で前年度、平成26年度の歳入見込み額相当の3億2,379万7,000円、前年度比較4,977万5,000円の減を計上いたしました。減額の理由といたしましては、先ほど申し上げました国庫支出金あるいは交付金の増、また制度改正によります共同事業交付金の歳入増が見込まれるためのものでございます。

款2の一部負担金、款3使用料及び手数料につきましては、前年度と同額計上でございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金でございますが、医療に要する費用、後期高齢者支援金及び介護納付金に対する国の負担率32パーセント相当、2億

3,573万9,000円でございます。

目2 高額療養費共同事業負担金でございますが、高額療養費拠出金として支払う額の4分の1を国が負担するものでございます。845万4,000円を計上いたしました。

目3 特定健康診査負担金でございますが、特定健康診査費用に対する国の負担金として140万円を計上いたしました。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金でございますが、国保財政の平準化を図るため、国から交付されるもので、6,233万5,000円を計上いたしました。

次のページ、162、163ページをお願いいたします。

款5 療養給付費交付金、項1 療養給付費交付金、目1 療養給付費交付金でございますが、退職被保険者等の医療に対する交付金で、5,354万1,000円を計上いたしました。

款6 前期高齢者交付金、項1 前期高齢者交付金、目1 前期高齢者交付金でございますが、65歳から74歳の前期高齢者の給付実績等、被保険者数に応じて交付されるもので、2億9,716万2,000円を計上いたしました。

款7 県支出金、項1 県負担金、目1 高額医療費共同事業負担金でございますが、高額療養費拠出金の4分の1を県が負担するもので、845万4,000円を計上いたしました。

目2 特定健康診査負担金でございますが、国の負担金と同様、特定健康診査費用に対する国の負担分で、国庫と同額の140万円を計上いたしました。

項の2 県補助金、目1 財政調整交付金でございますけれども、国保財政の平準化を図るため、県から交付されるもので、調整交付金の財源の一部が共同事業交付金に充当となるため、5,596万7,000円を計上いたしました。

款8 共同事業交付金、項1 共同事業交付金、目1 共同事業交付金でございますが、3億8,016万2,000円を計上いたしました。増加となった理由でございますが、共同事業の対象となる医療費の拡大がされたことによるものでございます。

右側163ページ、中段の節1 高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たり80万円以上が対象となり、変更はございません。節2 保険財政共同安定化事業交付金につきましては、対象となる医療費が平成26年度まで30万以上80万円未満だったものが、平成27年度から80万円未満の医療費全てを対象とすることとなったため、3億4,634万6,000円、前年度と比較し2億484万8,000円の増を計上いたしました。

款9 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金でございますが、右側163ページ、節1 保険基盤安定繰入金から節の5 財政安定化支援事業繰入金の法定繰入金と、節6 財政調

整繰入金3,500万円から、節7特定健康診査等事業費繰入金84万5,000円の法定外繰入金を加えまして、合計で1億3,451万5,000円を計上いたしました。

款9繰入金、項基金繰入金、目財政調整基金繰入金でございますが、予算計上はなく廃目でございます。

款10繰越金、項1繰越金、目1療養給付費交付金繰入金は存目程度の1,000円、目2その他繰越金も前年度と同額の100万円を計上いたしました。

款11諸収入、項1延滞金及び科料、合計で1万1,000円の計上でございます。

款11諸収入、項の2雑入、合計で52万8,000円を計上いたしました。特定健康診査徴収金が主なものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

次のページ、166、167ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費として3,657万8,000円を計上いたしました。主な内容につきましては、右側167ページ説明欄記載のとおり、職員人件費、事務費、また、県国保連合会負担金等でございます。

項2運営協議会費、目1運営協議会費でございますが、国保運営協議会委員9名の報酬で6万3,000円を計上いたしました。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費7億3,332万1,000円、目2退職被保険者等療養給付費4,142万8,000円、目3一般被保険者療養費768万円、目4退職被保険者等療養費50万4,000円。

次のページの上段をお願いします。

目5審査及び支払手数料162万7,000円、療養諸費の合計で7億8,456万円でございます。過去の実績、医療費等の実績等を考慮いたしまして計上いたしました。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1億249万4,000円、目2退職被保険者等高額療養費560万8,000円、目3一般被保険者高額介護合算療養費、及び目4退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、それぞれ5万円計上で、高額療養費の合計で1億820万2,000円でございます。やはり過去の実績等を考慮し計上いたしました。

項3移送費でございますが、転院が必要な場合等の費用で、目1の一般被保険者移送費、及び目2退職被保険者等移送費とも5万円の計上でございます。

項4出産育児一時金、目1出産育児一時金でございますが420万3,000円、1件42万円の10

件分及び支払手数料3,000円を加え計上いたしました。

項5 葬祭費、目1 葬祭費でございますが135万円、1件5万円の27件分を計上いたしました。

次のページ、170ページをお願いいたします。

款3 後期高齢者支援金、項1 後期高齢者支援金、目1 後期高齢者支援金でございますが、後期高齢者の医療実績等に応じて、社会保険診療報酬支払基金へ納付するもので、1億8,255万6,000円、目2 後期高齢者関係事務費拠出金1万3,000円を合わせまして、合計で1億8,256万9,000円を計上いたしました。

款4 前期高齢者納付金等、項1 前期高齢者納付金等、目1 前期高齢者関係事務費拠出金でございますが、23万円を計上いたしました。

款5 老人保健拠出金、項1 老人保健拠出金、目1 老人保健事務費拠出金でございますが、老人保健医療費に係る整理事務費として5万3,000円を計上いたしました。

款6 介護納付金、項1 介護納付金、目1 介護納付金でございますが、介護給付費の国保負担分となり、8,385万5,000円を計上いたしました。

款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額療養費共同事業拠出金でございますが、80万円以上の医療費に対する拠出金で、3,381万7,000円を計上いたしました。

目2 保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、歳入でもご説明申し上げましたが、対象となる医療費の拡大があったため、3億982万5,000円を計上いたしました。

目3 その他共同事業拠出金につきましては、存目程度2,000円でございます。合計で3億4,364万4,000円でございます。

款8 保健事業費、項1 保健事業費、目1 保健事業費でございますが、348万8,000円を計上いたしました。右側171ページ説明欄記載の需用費には、ジェネリック医薬品啓発用消耗品、役務費にはジェネリック差額通知代のほか、次のページ、173ページ右側説明欄の人間ドック経費補助金70件分、288万4,000円が主な内容となります。

項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費でございますが、173ページ記載の特定健康診査委託料及び特定保健指導委託料等の経費で、1,137万5,000円を計上いたしました。特定健康診査の項目に尿酸を加えたこと、及び特定保健指導支援者の増加を見込み、前年度と比べ53万8,000円の増でございます。

款9 諸支出金、項1 償還金及び還付金でございますが、目1 一般被保険者保険税還付金120万円、目2 退職被保険者等保険税還付金5万円、及び目3 償還金として存目程度2,000円、

合計で125万2,000円を計上いたしました。

款10予備費でございますが、前年度と同額の300万円を計上いたしました。

以上が歳出でございます。

これで、平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほうお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 議案第33号 平成27年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について説明を願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 議案第33号 平成27年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

本文に入ります前に、平成27年度の予算状況につきましてご説明をさせていただきます。

本予算につきましては、医療保険者であります千葉県後期高齢者医療広域連合で賦課されます保険料等の数値をもとに予算編成をさせていただきました。

それでは、本文に入らせていただきます。

予算書の185ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度大多喜町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億889万1,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。

192、193ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料でございますが、年金からの特別徴収によるもので5,340万7,000円、目2普通徴収保険料現年度分及び滞納繰越分、合わせまして1,958万8,000円、合計で7,263万5,000円を計上いたしました。

款2使用料及び手数料につきましては、前年同額の2万円を計上いたしました。督促手数料でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金でございますが、後期高齢者医療事

務費に係る繰入金で102万8,000円、目2 保険基盤安定繰入金3,478万8,000円、合計で3,581万6,000円を計上いたしました。保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の軽減を受けている人数、保険料に対して県が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。

款4 繰越金、項4 繰越金、目1 繰越金でございますが、前年度よりの繰越金で10万円を計上いたしました。

款5 諸収入、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金31万9,000円、目2 還付加算金につきましては存目程度1,000円を計上いたしました。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。

次のページ、194、195ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費でございますが、195ページ説明欄記載の事務的経費で64万2,000円を計上いたしました。

項2 徴収費、目1 徴収費でございますが、やはり説明欄記載の保険料徴収事務費で40万6,000円を計上いたしました。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金1億752万2,000円を計上いたしました。被保険者から納付いただきました保険料と基盤安定繰入金を合わせて、広域連合へ納付するものでございます。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金でございますが、転出等により減額となった方への保険料の還付金で、32万円を計上いたしました。

項2 繰出金、目1 他会計繰出金でございますが、存目程度1,000円の計上でございます。

以上が歳出でございます。

これで、平成27年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほうお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） お疲れさまでした。

次に、議案第34号 平成27年度大多喜町介護保険特別会計予算について説明を願います。
健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、議案第34号 平成27年度大多喜町介護保険特別会計予算につきまして提案説明をさせていただきます。

予算書197ページをお開きください。

平成27年度予算案につきましては、介護保険事業を円滑に推進するため、前年度の各種介護サービスの利用実態と給付費の実績をもとに、前年度比0.4パーセント増の10億6,965万8,000円の予算額を推計し、予算編成を行いました。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第34号 平成27年度大多喜町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億6,965万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとに金額は、第1表、歳入歳出予算による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、204ページ、205ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者数3,624名を推計し、1億7,905万8,000円を計上させていただきました。

款2分担金及び負担金、項1負担金、目1介護予防教室事業参加負担金につきましては、30万円を計上させていただきました。

款3使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料2万8,000円、目2事務手数料3万円、前年度同額の5万8,000円を計上させていただきました。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、1億7,148万9,000円を計上させていただきました。

項2国庫補助金につきましては、目1調整交付金、目2地域支援事業交付金介護予防事業、目3地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業分として、総額7,773万9,000円を計上させていただきました。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金2億8,260万9,000円、目2地域支援事業交付金123万8,000円を計上させていただきました。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費県負担金につきましては、1億5,653万

9,000円を計上させていただきました。

項2 県補助金でございますが、地域支援事業交付金として介護予防事業に対し55万3,000円、包括的支援事業任意事業に対し198万1,000円を計上させていただきました。

206ページ、207ページをお開きください。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金として介護給付費及び地域支援事業のうち、介護予防分に係る町の法定負担分12.5パーセント、地域支援事業のうち任意事業及び包括的支援事業分19.75パーセントと、職員人件費、事務費及び低所得者保険料軽減の繰り入れとして、1億7,523万1,000円を計上させていただきました。今回新しい項目として低所得者保険料軽減の項目がふえております。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金として、2,241万3,000円を計上させていただきました。これにつきましては、介護給付費の被保険者負担分の不足を補うための財源の繰り入れでございます。

款8 繰越金でございますが、前年度からの繰越金として4,000円を予定し計上させていただきました。

款9 諸収入、項1 延滞金加算金及び科料でございますが、延滞金1,000円を存目程度に計上させていただきました。

項2 雑入でございますが、生活保護者の介護認定調査等手数料、予防給付負担金及び介護予防事業参加者負担金であり、44万5,000円を計上させていただきました。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出の説明をさせていただきます。

208ページ、209ページをお開きください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費でございますが、介護保険関係職員の人件費と介護保険業務用の事務費で、2,920万7,000円を計上させていただきました。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費でございますが、介護保険料賦課徴収に係ります事務費で、129万6,000円を計上させていただきました。

項3 介護認定調査費、目1 介護認定調査等費でございますが、介護認定に係る医師意見書作成手数料などで469万7,000円、目2 介護認定調査会共同設置負担金340万1,000円、合わせて809万8,000円を計上させていただきました。

項4 運営協議会費でございますが、これは委員報酬として4万2,000円を計上させていただきました。

次に、210ページ、211ページをお開きください。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費でございますが、要介護1から5の認定を受けた方の在宅介護、地域密着型介護、施設介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等の給付費で、9億1,343万4,000円を計上させていただきました。

項2 介護予防サービス等諸費でございますが、要支援1、2の認定を受けた方への在宅介護等の給付費で、2,516万5,000円を計上させていただきました。

項3 その他諸費につきましては、介護給付に係る審査支払手数料として、66万9,000円を計上させていただきました。

212ページ、213ページをお開きください。

項4 高額介護サービス等費、利用者負担の上限額を超えた場合に支給するもので、高額介護サービス費1,956万5,000円、高額介護予防サービス費を前年度と同額の6万円、合わせて1,962万5,000円を計上させていただきました。

項5 高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療費と介護給付費の自己負担額の合計が年間の限度額を超えた場合に、それぞれの会計から支給されるもので、高額医療合算介護サービス費と介護予防サービス費について、221万6,000円を計上させていただきました。

項6 特定入所者介護サービス等費でございますが、低所得者の施設入所に係る食費、居住費の自己負担の軽減に伴う補助及び交付金で、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費として、4,821万1,000円を計上させていただきました。

款3 基金積立金でございますが、介護給付費準備基金への積立金として、3,000円を計上させていただきました。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目1 二次予防事業費でございますが、要介護状態になるおそれの高い状態と認められる方を対象にした事業で、62万3,000円を計上させていただきました。

214ページ、215ページをお開きください。

目2 一次予防事業費でございますが、高齢者全体を対象に介護予防の活動の育成、支援を行う事業で、422万9,000円を計上させていただきました。

目3 総合事業費精算金でございますが、住所地特例者が相互事業の提供を受けたときの精算金として10万円、合わせて495万2,000円を計上させていただきました。

項2 包括的支援事業任意事業費、目1 任意事業費でございますが、不必要なサービスが提供されていないか、検証する介護給付費等費用適正期事業、寝たきり高齢者へのおむつの支

給、及び成年後見人制度の利用者支援で335万円を計上させていただきました。

目2 包括的支援事業でございますが、包括支援センター職員の人件費、事務費等で1,308万7,000円、合わせて1,643万7,000円を計上させていただきました。

216ページ、217ページをお開きください。

款5 諸支出金につきましては、国・県支出金等の精算に伴う返還金としまして、20万3,000円を計上させていただきました。

款6 予備費につきましては、前年度と同額の10万円を計上させていただきました。

以上が歳出でございます。

これで、平成27年度大多喜町介護保険特別会計予算の説明を終わりにさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、議案第35号 平成27年度大多喜町水道事業会計予算について説明を願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） それでは、議案第35号 平成27年度大多喜町水道事業会計予算についてご説明をさせていただきます。

別冊の水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

総則。第1条、平成27年度大多喜町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1号、給水戸数3,784戸。

2号、年間総給水量105万5,748立方。

3号、1日平均給水量2,885立方。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、水道事業収益5億7万9,000円。

支出、第1款、水道事業費用4億9,208万8,000円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,131万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億3,131万8,000円にて補填するものとする。

収入、第1款、資本的収入8,817万円。

支出、第1款、資本的支出2億1,948万8,000円。

2ページ、3ページをお願いいたします。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

排水管布設事業、限度額2,300万。施設拡張事業、限度額6,300万円。2事業とも起債の方法は普通貸借又は証券発行。利率、年5パーセント以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし債権者との協議により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えることができる。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越しして借り入れることができる。計限度額8,600万。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用する場合は、次のとおりと定める。

1号、第1項営業費用、第2項営業外費用との相互。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費6,021万円。

3ページに入ります。

一般会計からの補助金。第8条、一般会計からの会計への補助を受ける金額は、7,364万3,000円である。

たな卸購入限度額。第9条、たな卸資産の購入限度額は、346万6,000円と定める。

予算に関する説明書5ページから7ページは、予算実施計画です。9ページのキャッシュフロー計算書は、今までの資金計画にかわるものです。10ページから17ページは給与費明細書。19ページから23ページの予定損益計算書及び予定貸借対照表。24ページから25ページの注記、会計方針等は記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

続きまして、予算の明細については、水道事業会計予算積算基礎資料によりご説明をさせていただきます。

26、27ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、収入の部、款1水道事業収益、予定額5億7万9,000円。項1営業収益、目1給水収益、予定額3億1,583万8,000円は水道料金でございます。

目2その他営業収益、予定額80万2,000円は、資材売却代、設計審査、開栓手数料、修繕

工事代、水道料金督促手数料等でございます。

項 2 営業外収益、目 1 受取利息及び配当金、予定額1,000円は預金利息でございます。

目 2 他会計補助金、予定額7,364万3,000円は、高料金対策補助金の一般会計補助金でございます。

目 3 県補助金、予定額6,900万、これは高料金対策補助金の県補助金です。

目 4 長期前受金戻入、予定額3,897万1,000円は長期前受金戻入金です。

目 5 雑収益、予定額27万8,000円は東京電力、N T Tによる水道施設用地の使用料等です。

目 6 消費税還付金、予定額154万6,000円は申告消費税の見込みがゼロのため、消費税が還付される予定です。

28、29ページをお願いいたします。

支出の部、款 1 水道事業費用、予定額 4 億9,208万8,000円。項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費、予定額 2 億2,182万8,000円。

節の主なものといたしましては、節 1 給料、職員 1 名分の給料268万2,000円。節 4 の賃金、水道施設管理臨時職員賃金799万2,000円。節16委託料、水質検査業務、汚泥処理業務、電気保安管理業務等1,103万3,000円。節19の修繕費ですが、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設の修繕313万2,000円。節21の動力費ですが、浄水場動力電気料856万7,000円。節22薬品費、浄水場のパック、次亜塩素等薬品費261万6,000円。節26の受水費、南房総広域水道からの水道の購入費 1 億8,067万1,000円等でございます。

目 2 配水及び給水費、予定額2,910万6,000円。節の主なものといたしましては、節 1 給料、職員 1 名分の給料405万3,000円。節 4 賃金、漏水調査臨時職員賃金121万円。

30、31ページをお願いいたします。

節19修繕費、施設修理、漏水修理、止水栓修理等972万円。節20路面復旧費、舗装の本復旧、仮復旧で452万円。節21の動力費、加圧所20カ所の電気料金440万7,000円等でございます。

目 3 総係費、予定額4,673万2,000円。節の主なものといたしましては、節 1 給料、職員 4 人分の給料で1,495万5,000円。節11の燃料費、水道管理車両、施設管理車両も含むわけですが、燃料代として116万円。節16の委託料、検針委託、電算機器補修、水道料金システム保守等の委託料646万7,000円。節の18の賃借料、水道料金システムリース、会計システムリース、パソコン 6 台リース等賃借料364万1,000円。節19の修繕費、水道管理車両の車検代等修繕費38万9,000円でございます。

32、33ページをお願いいたします。

節27厚生費、職員健康診断手数料7名分7万6,000円。節35貸倒引当金繰入金、将来の債務に備えてあらかじめ計上した138万3,000円等でございます。

目4減価償却費、予定額1億3,357万8,000円は、構築物機械及び装置等有形固定資産減価償却費等でございます。

目5資産減耗費、予定額2,166万は、機械及び装置、使用していない施設撤去等の固定資産除却費及び量水機検満切れ等、貯蔵品等資産減耗費でございます。

目6その他営業費用、予定額36万7,000円は、貯蔵品の売却資財原価でございます。

項2営業外費用、予定額3,691万7,000円。目1支払利息は財務省金融機構民間金融機関への企業債利息として3,431万5,000円。目2雑支出は特定収入、これは補助金相当分の消費税の仮払い消費税等260万2,000円でございます。

項3特別損失、予定額150万円は、水道料金不納欠損です。

項4予備費、予定額40万円。目1予備費は水道事業費用の予備費でございます。

34、35ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、収入の部、款1資本的収入、予定額8,817万円。項1負担金、目1加入負担金、予定額216万円は、新規加入者及び口径変更による加入負担金でございます。

項2企業債、目1企業債、予定額8,600万円は、三又から川畑間、及び町道泉水住宅線の排水管布設がえ事業及び面白浄水場乾燥床施設拡張事業の企業債でございます。

項3固定資産売却代金、目1固定資産売却代金、予定額1万円は、使用していない施設等の資産をネット売却するための存目程度の計上でございます。

36、37ページをお願いいたします。

支出の部、款1資本的支出、予定額2億1,948万8,000円。項1建設改良費、目1取水施設費、予定額108万円は、緊急時に備えた取水施設の機械交換工事でございます。

目2浄水施設費、予定額108万円は、緊急時に備えた浄水場の機器交換工事でございます。

目3配水施設費、予定額3,230万円。節の主なものとしましては、節1給料、職員1名分の給料316万7,000円。節16委託料、OAシステム機器保守委託料、設計業務工事竣工図作成委託76万6,000円です。節34工事請負費、町道泉水住宅線、それから猿稻、大多喜、鍛冶住宅、内岡台線等、配水管布設がえ工事、また舗装本復旧工事等2,512万1,000円でございます。

目4固定資産取得費、予定額506万7,000円は、量水機の新規設置や検定期間満了による取

りかえ分、そして庁舎内パソコン更新のための購入費でございます。

目 5 施設拡張費、予定額9,768万8,000円は、新面白浄水場認可変更業務委託及び面白浄水場汚泥乾燥床建設等でございます。

項 2 企業債償還金、目 1 企業債償還金、予定額8,227万3,000円は、財務省財務融資資金17件、地方公共団体金融機構39件、民間金融機関借換債 1 件の償還金でございます。

以上で、平成27年度大多喜町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、議案第36号 平成27年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算について説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） それでは、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算書をお願いいたします。

まず始める前に、予算書に字句の誤りがありましたので、訂正をお願いします。21ページ、損益計算書、前年度分のところ。3、営業外収益（2）寄附金のところ。この寄附金を長期前受金戻入と訂正をお願いいたします。申しわけありません。

それでは、よろしいでしょうか、本文に入らせていただきます。

予算書 1 ページをごらんください。

議案第36号 平成27年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算。

総則。第 1 条、平成27年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第 1 号、利用定員、施設介護サービス80人、居宅介護サービス 4 人。

第 2 号、年間利用予定者数、施設介護サービス 2 万7,000人、居宅介護サービス1,300人。

収益的収入及び支出。第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第 1 款特別養護老人ホーム事業収益 3 億62万5,000円。第 1 項営業収益 2 億8,995万5,000円。第 2 項営業外収益1,067万円。

支出、第 1 款、特別養護老人ホーム事業費用 2 億9,958万5,000円。第 1 項営業費用 2 億9,858万4,000円。第 2 項営業外費用1,000円。第 3 項特別損失1,141万6,000円。第 4 項予備費100万円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額567万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金567万1,000円で補填するものとする。

支出、第1款資本的支出567万1,000円。第1項建設改良費567万1,000円。

2ページをごらんください。

一時借入金。第5条、一時借入金の限度額は、1,200万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、第1項営業費用、第2項営業外費用との総合。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費2億1,829万8,000円でございます。

続きまして、10ページから19ページにかけましては、給与費明細書でございます。そして、21ページは26年度の予定損益計算書でございます。22、23ページにかけましては、平成26年度予定貸借対照表でございます。24、25ページにかけましては、平成27年度予定貸借対照表でございます。28ページから37ページにかけましては、27年度積算基礎資料でございます。これらにつきましては、記載のとおりですので、説明につきましては割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

以上で、一括議題とした議案第30号から議案第36号までの平成27年度大多喜町一般会計予算及び各特別会計予算、それに各事業会計予算の提案説明を終わります。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（志関武良夫君） 続きまして日程第32に入ります。

議案書つづりは、別冊の平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第13号）のつづりです。

この議案書の末尾から3枚目手前です。

よろしいでしょうか。

日程第32、発議第1号 大多喜町農業委員会の委員の推薦についてを議題とします。

平成27年3月31日をもって、農業委員会の委員の任期が満了することに伴い、農業委員会等に関する法律第12条第2号、及び大多喜町農業委員会の委員の定数に関する条例第2条の規定に基づき、議会が推薦する次期の委員として、議案に示すとおり、大多喜町葛藤123番地、佐川順一郎さんと、大多喜町上原533番地1、猿田義久さんの2人を推薦したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は大多喜町葛藤123番地、佐川順一郎さん、大多喜町上原533の1、猿田義久さんの2名を推薦することに決定しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第33、発議第2号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

6番江澤勝美君。

○6番(江澤勝美君) それでは、発議2号の提案説明をさせていただきます。

大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会において委員長職が削除されたことに伴い、本日の議会審議においても関係する条例の一部改正が行われてきたところですが、大多喜町議会委員会条例においても、委員長の表現を引用している条項がありますので、これを削除し、教育長に改めるために、条例改正を行いたいとするものであります。

それでは、条例の一部改正案につきまして、ご説明申し上げます。

発議第2号 大多喜町議会議長志関武良夫様。

提出者、大多喜町議会議員江澤勝美。

賛成者、同小高芳一議員、賛成者、同野村賢一議員、賛成者、同麻生勇議員、賛成者、同吉野僖一議員でございます。

大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を地方自治法第112条及び大多喜町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提案理由といたしまして、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」とあわせ、「地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）」が改正されたことから、大多喜町議会委員会条例第19条、これは委員会への出席説明者の要求を表現している条文ですが、この条文を改正しようとするものでございます。

裏をめぐっていただきまして、大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例。

大多喜町議会委員会条例（平成8年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則、施行期日、この条例は平成27年4月1日から施行する。

経過措置として、この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の大多喜町議会委員会条例第19条の規定は適用せず、改正前の大多喜町議会委員会条例第19条の規定は、なおその効力を有する。

以上で、提案理由の説明に変えさせていただきます。

どうかよろしく申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 挙手全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(志関武良夫君) 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

お諮りします。

明日3月7日から3月18日までは、議案調査及び休日が入るため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

したがって、3月7日から3月18日までは、議案調査及び休日が入るため休会とすることに決定しました。

なお、既にご通知したとおり、新年度予算案の細部説明及び議案調査のため、来週10日及び12日の午前9時から各常任委員会協議会が役場第1、第2会議室で開催されますので、ご承知願います。

この常任委員会は、傍聴ができますので、都合のつく議員の方は傍聴されるようお知らせします。

また、最終日である3月19日は午前10時から本会議を開きますので、ご参集願います。

◎散会の宣言

○議長(志関武良夫君) これをもちまして、本日の会議を閉じます。散会とします。

長時間大変ご苦勞さまでした。

ご協力ありがとうございました。

(午後 7時02分)

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 3 号)

平成27年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

平成27年3月19日(木)

午前 10時00分 開議

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	小高芳一君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	志関武良夫君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	加曾利英男君	企画財政課長	西郡栄一君
税務住民課長	市原和男君	健康福祉課長	永嶋耕一君
子育て支援課長	三上清作君	建設課長	末吉昭男君
産業振興課長	野村一夫君	環境水道課長	川寄照恭君
特別養護老人ホーム所長	齋藤健二君	会計室長	高橋啓一郎君
教育課長	野口彰君	生涯学習課長	関晴夫君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡辺八寿雄	書記	大竹義弘
------	-------	----	------

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第30号 平成27年度大多喜町一般会計予算（質疑～採決）
- 日程第 2 議案第31号 平成27年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 3 議案第32号 平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 4 議案第33号 平成27年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 5 議案第34号 平成27年度大多喜町介護保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 6 議案第35号 平成27年度大多喜町水道事業会計予算（質疑～採決）
- 日程第 7 議案第36号 平成27年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（質疑～採決）
- 追加日程第 1 議案第37号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第14号）

◎開議の宣告

○議長（志関武良夫君） おはようございます。

町長初め執行部職員の皆さん、そして議員各位には、第1回議会定例会3月会議にご出席をいただきまして、ご苦労さまでございます。

本日は、審議期間の最終日となりますが、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（志関武良夫君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成27年第1回議会定例会3月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、議長を初め議員各位には、年度末、大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、3月会議初日以降のものでありますので、お手元に配付した報告書でご了承いただきたいと存じますが、去る13日に国の文化財審議会が、役場の中庁舎を登録有形文化財として登録するよう、文部科学大臣に答申しました。

本町からは、このほかに小土呂の塩田家住宅も選ばれており、答申どおり登録されれば、県内の登録有形文化財は182件となるとのことで、町として大変名誉なことであり、この貴重な登録文化財をしっかりと後世に伝えていくことが、今生きる私たちの役目ではないかと思っております。

さて、本日の会議は、平成27年度当初予算に係る質疑と採決となっておりますが、先般の議会初日で予算編成方針をお話しさせていただき、また、先週の常任委員会協議会において関係各課から各種事業の詳細な説明をさせていただいたところでございます。

限られた予算の中で、中学生以下の医療費無料化、小学校統合に伴うスクールバスの運行、安全で安心なまちづくりのための防犯灯LED化など、人口減少に歯どめをかけるための諸施策や、定住化対策等を盛り込んだ予算とさせていただいたものと考えております。

このようなことから、議員各位におかれましても状況を十分ご理解をいただき、ご審議の上、可決くださるようお願いを申し上げ、行政報告にかえさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（志関武良夫君） 次に、諸般の報告であります。3月6日開催の本会議以降の議会の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承いただきたいと思います。

なお、議員の皆さんにお知らせします。

本日、一般会計補正予算（第14号）が提案される予定でありますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） これより日程に入ります。

本日の会議は、会議初日に配付いたしました議事日程第3号により進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

日程第1、議案第30号から日程第7、議案第36号までの平成27年度大多喜町一般会計予算、特別会計予算及び各事業会計予算については、既に一括議題として提案理由の説明が終わっております。

3月6日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

議員各位には、既にご承知のとおり、事前に配付されている予算に係る予算説明資料などは予算審議を円滑に進めるための参考資料ですので、質疑に当たっては、平成27年度の各歳入歳出予算の内容から質疑されるようお願いいたします。

また、質疑に当たっては、歳入については全般にわたって、また歳出については款ごとに行います。

なお、質疑の際は、予算書のページを必ず示していただきたいと思います。

質疑に当たっては、議題外にわたり、またその範囲を超えることのないよう、ご留意願ひしたいと思います。

また、質疑については、1項目ずつ質疑されるようお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

歳入については全般、歳出の質疑については、初めに款1議会費、款2総務費の質疑から

お願いします。よろしくをお願いします。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 10ページ、個人町民税についてお伺いいたします。

所得割の現年分は、26年度と27年度を比べますと1,585万4,000円の減になっております。この現年分がこんなにたくさん減ったのはどうしてなのか。大体率にすると5パーセント近く減っております。減った原因をどう考えるか、伺いたいと思います。

それから、やはり個人町民税の均等割ですが、今年度と来年度の比較をしますと、34万3,000円減っていますが、これは何人分に当たるのでしょうか。

そしてもう一つ、単純な資料ですけれども、本町における納税者数を教えてください。均等割のみが何人で、所得割も納めている方が何人で、そして全く納めていない非課税の方が何人なのか、教えてください。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） では、ただいまの個人町民税の関係の、減収の件につきましてお答えさせていただきます。

初めに、個人町民税の1,585万4,000円の減収理由でございますけれども、まず1点目に、納税義務者数の減少がございます。平成27年度、4,500人を見込んでおります。前年度から比べ、約100人の減というふうなことで計上させていただきました。また、さらに退職分離課税分の減少も見込み、また所得の減少等の落ち込みを考慮いたしまして、前年度と比較して1,585万4,000円の減ということでございます。

続きまして、均等割の34万3,000円の減収分が何名かということでございますけれども、100人分を見込んでおります。

3点目の、納税義務者数でございますけれども、初めに均等割のみの方が、これは平成26年度の数字でございます。均等割のみ、638人、所得割、3,964人、非課税者につきましては4,029人でございます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 法人町民税についてお伺いいたします。

法人税割、現年分、やはり26年度との比較で1,114万3,000円、26年度に対して25パーセントという高率で減少しております。この原因は何なのでしょう。

そしてまた、均等割のほうも93万6,000円、これは何社分に当たるのでしょうか。

町内の法人数、そのうち均等割のみと、それから法人割も納めていらっしゃる会社の数について伺いたい。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 法人町民税の減収分というふうなことでございますけれども、2点ほど原因を考えております。

まず1点につきましては、法人町民税率の引き下げでございます。2点目といたしまして、法人の税収の減収等によるものと考えております。

税率の引き下げにつきましては、平成26年度、税制改正によりまして、平成26年10月1日開始以降の事業年度の税率が、改正前が12.3パーセント、改正後が9.7パーセントということで、税率で2.6パーセント引き下げとなりました。

また、そのほかに法人の収益減、やはり廃業あるいは設備投資等による収益の減を見込み、予算で1,114万3,000円の減を計上いたしました。

続きまして、均等割の93万6,000円の減が何社分かというふうなことでございますけれども、11社分を見込んでおります。

3点目の法人の数でございますけれども、やはり26年度の数字で申し上げますと、均等割のみ納付している法人が188社、税割、均等割を納めておられる法人で76社、合計で264社でございます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 法人税の均等割、減収分が11社だということですが、この11社は廃業なされたというふうに考えていいのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） やはり廃業等もございます。あるいは、移転であるとかそういうものも含まれるかと思えます。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 廃業は何社あるんですか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○11番（野中眞弓君） 見込みか、これ。ああ、そうか、了解。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

○11番（野中眞弓君） はい。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 個人、法人と、固定資産税の滞納繰越分の明細というか、その内容をちょっと教えていただきます。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 滞納繰越分、税目はどれかというふうなご質問ですか。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 初めのこの360万ですか、これは、繰越分というのは何件、そういう明細ですね。何社とかそういう、件数とか、わかりませんか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） ただいまご質問いただいたのが、個人町民税の滞納繰越分の360万というようなことで、これにつきましては滞納繰越の額のうち、360万収納を予定している金額というふうなことでございます。

（「何人分、件数」の声あり）

○税務住民課長（市原和男君） 360万につきまして、何件でというふうな件数は出しておりませんが、前年並みの収納を見込みまして360万という、総額で計上させていただきました。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 15ページ、負担金でしょうか、学校給食費負担金の中で、今、滞納額が幾らあるのか、そしてそれは何人なのか。

3月5日の吉野議員の一般質問で、滞納の原因は何なのかの中に、困窮者もいるということがありましたけれども、この中で困窮者は何人くらいいるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） ただいまの学校給食費の滞納ということでございますけれども、滞納額450万7,000円でございます。これは、平成13年度から平成23年度までの過年度分でございます。その後、平成24年度、25年度につきましては滞納はございません。

人数は28名でございます。うち困窮者は4名でございます。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 同じく、同じページですけれども、住宅使用料、一般住宅の場合、27年度が26年度に比べて130万9,000円の減額になっております。特定住宅のほうが1万8,000円の減額になっておりますけれども、減額の理由は何でしょうか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 住宅使用料の減額についてでございますが、一般住宅で130万9,000円、特定住宅で1万8,000円。

まず、町営住宅の家賃についてでございますけれども、世帯の総所得から扶養親族等の控除を差し引きまして、入居者負担基準額の表があるんですが、それに基づいて家賃の決定をさせていただいております。普通のアパートのように1軒が幾ら、誰が入っても同じ金額ということではありません。

それで、減額の理由といたしまして、入居者の家賃の額が平均で25年度が2万4,981円、26年度で2万4,012円で、1世帯当たり969円安くなっております。そういうことから、これは103軒ほどございます。それが主な要因となっております。そのほかに、収入超過者等の出入り等を考慮して、130万9,000円の減となっております。

特定住宅につきましては、収入超過者の額が変動しているということが要因となっております。1万8,000円の減となっております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 一般住宅の場合、家賃が1軒当たり969円減額になったという、その大きな原因はどういうふうに考えますか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） それは、入居者の方の減収、あるいは施設の老朽化も算定基準に入りますので、そういうものを含めたものが要因となっていると思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 10ページ、歳入全般なんですが、収入未済額がかなり25年度の決算で

も上がっているし、多分26年度でもかなり上がってくると思うんですけれども、25年度の監査の意見書の中で、引き続き各課の連携を密にして着実に債権の回収を実行していく必要があるというようなことが、意見として取り上げられています。

各課の連携を密にして着実に債権の回収を実行していく、どのような形で各課の連携を密にして、着実に回収の実行を果たしていくのか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） ただいまのご質問でございますけれども、税務住民課の収納対策係のほうで、各課の、全てではないんですけれども、税と重複しているような未納がある場合には、一括してまとめてうちのほうが窓口になって収納業務を行うというふうなことで業務を行っております。

その中で、年度当初ですと、それぞれ担当課のほうからこういうものを徴収してほしいというふうな会議等を行い、また年度中途では、その都度連絡をとり合っております。

最終的には、実際実績がこれだけあったというふうなことで、各課でまとまったの対策会議等を行っておるというふうな状況でございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 着実に債権の回収を実行していくということは、当然人がそれだけ余計にかかるということじゃなかろうかと思うんですけれども、それは後の歳出のほうになるんですけども、歳出のほうでも実行に向けてそれなりの歳出を図って、人件費とかかかりますよね、当然、回収していくには。それも含めて検討しているということでもいいんですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 職員数ということだと思いますけれども、収納対策係に関しましては、次年度、職員数も現在のままというふうに考えております。

したがって、歳出に関しましては特に出ないというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、今までの体制で、この債権の回収については27年度十分実績を上げられるという認識でいいですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 債権回収というのは、相手もいらっしゃることであり、非常に厳しいものがあると思います。また、そういうものとして残るということは、非常に払っていただくのは厳しい状況だと思いますけれども、収納対策係挙げてそういう体制をとって

ただきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 諸収入で、雑入、ページ数で29ページ、運動事業参加者負担金と書いてあるんですけれども、16万5,000円。

これは健康増進事業の一環だと私は思うんですけれども、これはどういう事業の参加者か、ちょっと教えてもらいたい。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまの質問ですが、確かに健康増進事業の中になります。

内容でございますけれども、まずこの事業についてはウォーキング教室、健康クラブ、筋トレ教室、男性の運動教室及び栄養教室の参加者の負担金となります。

内容でございますけれども、まず健康クラブにつきましては、月1,000円で、通年実施予定で延べ60人見込み、6万円を計上しております。これにつきましては、一応通年予定で60名とありますけれども、参加者がふえれば事業的にはふやしていくようなものになっております。

それと、ウォーキング教室につきましては、参加負担金として500円、年2回実施する予定でありまして、大体60人を見込んでおります。延べ3万円を計上させていただいております。ただ、この参加者につきましては、60人と一応本年度の予算には見込んでありますが、参加者が多い場合は2回を3回、3回を4回という形で実施は考えていきたいと思っております。

健康クラブのほうですけれども、負担金の根拠といたしまして、現在の健康づくり教室の参加者、それと筋トレ教室及び男性の運動教室の卒業生の受け皿的な教室となります。この健康づくりの教室の参加者につきましては、ある程度事業的にやっております、体力的に十分基礎体力がついております。そこにすぐ初心者が入るのはなかなか難しいだろうということで、筋トレ教室を、男性の運動教室という形で入門編を設けまして、そこで参加して、その卒業生を今後のフォローアップという形で、健康クラブのほうに持っていこうかなという考えでおります。

次に、筋トレ教室につきましては、期間を6カ月、週1回を予定しております。参加負担金につきましては月500円で、6カ月で3,000円で15人見込んでありまして、これにつかま

でも、参加者がふえれば、やはり回数または開催回数というものをふやしていきたいと考えております。

次に、男性の運動教室につきましては、3カ月を1つの単位としまして、2回実施する予定でおります。やはり参加負担金としまして月500円、3カ月で1,500円、延べ10人を見込んでおります。

この筋トレ教室については、集団的な教室となります。男性の運動教室につきましては、個別的な教室となります。そういう人たちの卒業した次のフォローアップという形で、この健康クラブというものがあまして、そこで引き続き運動したいということであれば、健康クラブのほうにお誘いして入ってもらえるような、そういう形になっております。そういう形で、今回、参加者のほうに負担金を取るような形にしております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 今いろいろご説明ありましたけれども、健康増進事業の一環でということでもありますけれども、ウォーキングとかいろんなあれがありますけれども、やっぱり1人でも多く参加してもらって体力をつける。

今、ご承知のとおり、国民健康保険、どんどん医療費が増額しています。そういうのを、例えば1人の人が5回使う分、1回減らしてもらおう。保険を使う分を減らしてもらおう。そういうために、人員制限というのもどうかと。やはり大勢参加してもらって、どんどん健康になってもらおう。そういうために、金額的には少ないですけども、取るよりも参加してもらって健康になるほうを優先にしてもらいたいと私は思うんですね。それによって国民健康保険の回数を減らせば、それ以上の効果が出てくると思うんです。

そういう面で、やはりウォーキングとか、指導者養成のための筋トレですか、そういうのもいいんですけども、指導者になるためであれば、無料でどんどん参加してもらって、もっと町を元気にしてもらおう、医療費を少なくしてもらおう、そういうふうに私はしてもらいたいと思います。

それじゃなくても、国民健康保険も予算が少なく、一般財源からかなり補充をしています。負担金を取るよりも、多く参加してもらおうのをメインに、私はそう思っているんですけども、金額どうのこうのじゃなくて、そういう観点でどうなんですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 確かに、健康づくりというのがまちづくりの基本かなと思っています。

特に今、医療、福祉分野は年々増加の一途ということでございます。しかしながら、皆さんが例えば病気にかかれば、当然のことながら病院に行かなければいけない、また体が不自由になれば、福祉のお世話にならなければいけない、それはもう当然のことでございます。しかしながら、何よりも、町民の皆さんが健康で過ごせることが最良のものだと思います。

そういうことで、こういったことも含めまして、健康なまちづくりというのを私どもは今目指しているところでございますので、こういったことも一つ一つまた見直して、できるだけ皆さんが参加できるような形にできればというふうに考えております。

そういうことで、健康なまちづくりを目指してまいりたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 今、町長がいろいろおっしゃっていただきましたけれども、人数制限しなくてオープンにというわけにもいかないと思うんですけれども、なるべく10人とか30人とかと人数を切らないで、やはり1人でも多く参加していただけるように、もう少し検討してもらいたい。ぜひお願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 実は、私もその件につきましては大分調べまして、人数のところは実はウオーキングなんですけれども、バスを1台借りていくということでございまして、ですからその人数を確保するのだそうですけれども、それで、そのときに人数をオーバーした場合にはまたもう一回実行するというので、人数制限ということではなくて、一応バス1台分という捉え方の中でやっているのだそうですけれども、そういったことも含めて、人数制限はまずあってはなりませんし、皆さんが多く参加してもらうことが町の趣旨でございますので、そういったことのないようにします。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今のに関連してですけれども、たとえ1回、一月につき500円でも厳しいという方はいらっしゃると思うんです。今まで無料でやっていたわけですよね。有料でしたか。

経済的困窮者については、やっぱり助成金というか、免除というか、目立たないようにそういう後ろ支えをする必要があると思うんです。お小遣いに余裕のある人は出られるけれども、そうじゃないと出られないという方もいらっしゃると思うんです。誰でも健康でありたいという意思のある方が出られるように、そういう制度も同時につくっていく必要があると

思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問ですが、確かに今、一律で参加費をいただいておりますが、なかなか、徴収する段階に隠れてやるということもやればできるんですが、やはり仲間同士でそういう金銭面の関係で、もらった、もらわない、払っていないということで、やはりそういうトラブルもあります。

それと、払っていない方の後ろめたさというのか、そういうことも、私、払っていないけれどもできるのかとか、そういう意見も出てくると思います。

そういうことで、とりあえず、申しわけないんですが、参加費については一律で徴収させていただきたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） やはり今の関係で、この間、常任委員会のために、金額を取ることについて、近い将来自主化を図っていくんだというような発言があったように記憶しております。自主化を図るために負担金を取るんだと。

ただ、お金を取る、取らないじゃなくて、自主化にしたほうが町民の健康増進につながるんだと。自主化を図るときには、当然町の関与が薄くなっていくということでしょうから、町の関与を薄くして自主化を図ることが町民の健康につながるというふうに判断した理由は何なんですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 実は、常任委員会で説明したのは、大変申しわけないんですけれども、担当者が大変不勉強な中で間違ってお答えをしたということで、これは率直におわびをしなければいけないんですが、特にその話の中で、大多喜の女子高跡でやっていた事業ですね、それを今度は保健センターでやるということでもあります。

それで、そのときは1人3,000円をいただいていたと、64歳以下ですね。65歳以上の方は半額とかということでやっていたということなんです、今回、使えなくなってこちらに移る段階で、使える機器はなるべくこちらに持ってはくるんですが、そういうことでその事業はそのまま実行するわけです。それはなくすんじゃなくて、そのままここでやると。ただ、いわゆるシステムを使わないということで、その当時のいただいていた金額の半額以下ということで、逆に費用は下がるということでございます。

それで、常任委員会で、実は参加者が多いからお金を取ることによって減らすのだから、こういう説明をして、大変申しわけなく、これは私としても率直におわびしたいと思います。

それで、そのほかに、今現在やっていた中で、参加者をもっとふやしたいということで、筋トレコーナーとかよく使ういろいろ、これから設けまして、男性の方の参加者をもっとふやそうということで提案をしたわけございまして、大変説明がうまくできなかったということで、議員の皆さん方にご迷惑をおかけしましたことを大変おわびしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、確認ですけれども、今までどおり行政が主体的になって関与をもっと深めていって、町民の健康づくりについては前向きにやっていくということでよろしいですね。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） そのとおりだと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 27ページに、諸収入のところですが、高額療養費貸付償還金というのが100万円あります。

今、高額療養費は償還払いじゃなくて現物支給が多いと思うんですけれども、この事業の内容と、26年度の実績見込み、どうなのか、教えてください。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 高額療養費の貸付償還金の事業内容というふうなことでございますけれども、まず貸付要件というものがございます。これにつきましては、国民健康保険の高額療養費の支給を受ける見込みがある方、またさらに医療費の支払いが困難な方、3点目に国民健康保険税を滞納していない方というふうな要件がございます。

また、貸し付けの限度額につきましては、高額療養費の給付見込みの10分の9以内というふうなことでございます。

平成26年度の実績があるかというふうなことでございますけれども、平成26年度につきましては実績はございません。

以上です。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 29ページ、雑入で、各種講座参加者負担金、中央公民館59万円、それからついでです、参加者負担金というのがまた62万2,000円ありますが、この2点についてお願いします。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） それでは、お答えいたします。

公民館の各種講座参加者負担金につきましては、子供たちを対象とした土曜塾、あるいは一般の方を対象とした町民カレッジの負担金でございます。

それと、海洋センターの参加者負担金につきましては、各種水泳教室等、それとリズムウォーキングの負担金でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 26年度予算案にはこの2つの項目はなかったんですけども、27年度から新たにとるといえることですか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 昨年もいただいていたんですが、いただいた参加負担金につきましては、歳入に入れるということで、その分また歳出のほうでも反映するようにしております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 徴収する額については、今年度と同じですか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 同額でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 25ページの土地売却収入で、城見ヶ丘団地が2区画分ですかね、あと大戸分譲地1区画ですか、なっています。

これ、ただ毎年毎年、1区画、2区画という形で収入を見込んで計上していると。これだと、いつ売り終わるのか、いつ完売するのか、まるっきりわかりません。これは目標を立てて、じゃ5年で売り切るんだと、それにはどういったふうにやるんだと、そういった目標がなければ、これだと何か、言っては申しわけないんですけれども、やる気が、売れても売れなくてもいいんじゃないかというふうに。

だから、目標を立てて、5年で売り切るにはどうしたらいいのかと。じゃ、5年で売り切るには、平均すれば単年度、2区画だけでなく3区画とか4区画が必要になるわけです。だから目標を立てて、きちんと売り払いの収入を上げるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） おっしゃるとおり、城見ヶ丘と大戸を2区画ずつ一応計上させてはいただいておりますけれども、決してこの2区画が売り切れれば後はいいんだという考えの中でやっているのではなくて、できるだけうちのほう担当としましては、あるだけ全部完売したいというのは、常にそういう意識を持ちまして販売しております。

そして、26年度、今年度中ですね、宅建協会とか各種不動産屋さんとかお話しさせていただいて、うちのほうとしてもできるだけ売っていきたいということで、そういう業者さんも間に入れてできるだけ多く宣伝しまして、決してこの2区画だけでということではなくて、予定として計画的なものはありませんけれども、その年度にいかに売れるか、いかに多く売るかという精神のもとでやっておりますので、これ以上売ればまた売れただけの収入は上がってくるので、それはそれで頑張っていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） なぜ目標を立てないのか。目標を立てて実行をしないと、仕事というのはできないと思っています。必ず目標があるから、それに向けて単年度、何をやるんだということの仕事が出てくるものだと思います。

ですから、ぜひ目標を掲げて、宅建業界さんに任せたのも、何年で売り切るという目標があったから、それには宅建業界さんも参入してもらわなくちゃいけないというようなこととかかわってきたのではなかろうかと思います。目標はなぜ立てないのですか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 目標を立てないかということなんですけれども、やっている側と

しては、毎年売りたいというさっきも申し上げましたけれども内心的な目標を持っておるんですけれども、予算書には、例えばここで、じゃ10区画売りたいんだということで、ここに10区画分ぼんと上げて、いや2区画しか売れなかったよという。じゃ、逆に議員さんからすれば、おまえら10区画を目標にして、何で2区画しか売れなかったんだとか、そういう批判もあろうかなということも考えられないわけではないということで、とにかくやる側とすれば、目標設定ができてはいないんですけれども、それなりの意識を持ってやっているということで、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 仮に、5年で売り切れなかったからといって、それで文句を言うとかということじゃなくて、5年間それを目標に向けて一生懸命やって売ったけれども、結局売れ残ってしまったと、そうすると今までのやり方がちょっとまずかったんじゃないかと、反省ができるわけですよ。

ですから、そういった意味で目標を立てて、何も売り切れないから何やっているじゃなくて、その間努力をして、こういったふうにはやったけれども結果がこうだったので、今までのやり方ではまずいから、こういうふうにはしていきまうというふうにするには、やはり目標を立ててやらないといけないと思っています。

こればかりじゃないんですけれども、全ての面において目標を立てて、それについて何をするかというような形で仕事をしていかないと、なかなか、のんびんだらりと言っては申しわけないですけれども、何かできないんじゃないかと思っています。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 城見ヶ丘の件ですけれども、これは今、町のホームページだけですか。それとも各不動産サイト、ヤフーとかそういうところに登録してあるかどうか、確認します。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 町のホームページをメインに、今ほども申し上げましたけれども、宅建協会、これは県内の宅建協会、あるいは神奈川県の方の宅建協会の会員さんのほうにもお願いして、一応宣伝はさせていただいております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） これはやはり、プロというかそういう人たちの意見を聞きますと、お客さんはやはりいろんな不動産サイトを確認し合って、どこがいいかということで見て、それから来るらしいんですね。

今までは、役場の職員が土日休みなので、肝心の土日にお客さんが来ても対応できなくて、宅建業組合と提携を組んだということなんですけれども、やはり今、インターネットの時代なので、そういう不動産サイト等をうまく活用したほうがいいということです。

やはり価格をもっと前面に出して、町の補助金ですね、500万とか、町内の業者を使うとか材料を買えば最高620万ですか、そういうのを前面に出さないとなかなかお客さんが来ないということもあるので、そういうことをやはり検討したほうが、不動産サイト、そういうインターネットをもっと活用したほうがいいと思うんですが、今後の対応をお願いします。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 確かにおっしゃるとおり、インターネットは現在も活用しておりますけれども、さらに活用できる場所があれば、また活用していきたいと思っております。

それと、先ほど土日とか休みの日はというようなお話をいただきましたけれども、私どもといたしましても、土曜日でも日曜日でも、お客様が見せていただきたいとご要望があれば、それなりに対応しております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） ページ数は24ページ、款18繰入金、項1基金繰入金、3番のふるさと創生基金繰入金のところで、まず事業の説明をお願いします。ふるさと創生基金繰入金の一番右の説明欄で、まちづくり提言事業100万、住宅用太陽光発電設備導入促進事業140万。この事業の説明をまずお願いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） まちづくり提言事業でございますけれども、収入の面といたしましては、歳出のほうで100万円の予算を組ませていただいておりますので、それに基づいてふるさと創生基金を繰り入れるものでございます。

事業の内容についても説明したほうがよろしいですか。

（「とりあえず事業の内容も」の声あり）

○企画財政課長（西郡栄一君） これにつきましては、助成対象経費の5分の4を助成するもので、上限が1件当たり50万円でございます。今までの平均から算出いたしましたして、100万円ということで予算計上させていただいたところでございます。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

（「住宅用」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 住宅用の太陽光発電設備導入促進補助金につきましては、屋根につけるソーラー発電なんですけど、1キロワット4万円で、上限が14万円ということで、後ほど歳出のほうでも出ておりますけれども、その2分の1の補助がありますが、その2分の1の140万をここに計上させていただいております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 太陽光の、これは何件を見積もっているわけですか。何件くらい、件数は。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 件数については、一応20件を見ております。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 20件で7万と言ったっけ、補助金みたいな形で、で、140万ということとで了解してよろしいですかね。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 補助金が2分の1で140万ありまして、残りの補助金以外の単費分が140万円。

全部で、ちょっといいですか、歳出のほうで、97ページをちょっとお開きいただければと思うんですが、97ページの中段よりちょっと下がったところに定住化対策住宅助成事業というのがありまして、その中に住宅用太陽光発電設備導入補助金というのがございます。そこに280万円ございます。そのうちの2分の1が県費、2分の1が単費ということで、2分の1が140万円でございます。

その内容ですけれども、先ほど申し上げましたけれども、1キロワットにつき4万円で、上限が14万円ということで、一応20件分そこに計上させていただいております、そのうち

の2分の1が先ほどのふるさと創生の繰入金のほうに140万円を計上させていただいている
というような形になります。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 15ページの道路使用料。

道路に、道路法に規定される法定道路と、道路法に規定されない法定外道路があると思
いますけれども、これは両方含んだこの収入、使用料ということなのか。

それと、その下のほうに法定外公共物使用料。これは道路では、法定外公共物、道路以外、
道路とか水道以外、ちょっと私記憶、考えられないですけれども、これとの違い。

だから、道路使用料の中の法定外と法定道路の内訳の金額。それと、法定外公共物使用料
との違いというんですか、それを教えてください。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 道路使用料の794万5,000円ですけれども、これは普通の町道の部
分でございます。

それと、法定外公共物、これは一般的に赤道と言われる、よくご存じだと思いますけれど
も、そういうところの道路使用料、内容につきましてはご承知だと思いますけれども、東電
とかNTTとかですね、そういう方々の占用料になります。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） じゃ、道路使用料の中には、法定外道路は入っていないという回答だ
と思うんですけれども、道路法だけの町道だけということですよ。

それで、ちょっとすみません、それと、周囲の市町村に行くと、当然法定外道路でも使用
料とかが発生してくる可能性が、今まで国のものだったから、町のものじゃないからそうい
ったことはないんでしょうけれども、これからは法定外道路でも特定の人に使用されるとい
うことになると、使用料が発生してくる可能性は大きいと思っています。

それ以外にも、法定外道路に何かちょっと物を置くとか、町道に物を置く場合は当然使用
料を取っているんだろうけれども、法定外道路、水路、そういったところからもこういった
使用料を取る事態が来るのではなからうかと。

これはなぜ言っているかという、いろいろな事業者が、町もこれからいろんな民間の事業

者の参入を促進していかなければならない。そうすると、そういったことの条例というんですか、そういったものがないと、新しく事業者が参入したときに、ここに赤道があると、それを使うだけけれども、じゃどうしたらいいのとか、そういった条例がないと事業がスムーズにいかないんじゃないかならうかと。そういった条例がないために、ちょっと本当はそれじゃ適当ではないような項目でその使用料を取っているという事例もあるやに聞いています。

ですから、それだと事業者にとっては非常に不利益になる場合もあるし、これから事業者が参入してくることについて、弊害になるんじゃないかならうかと思っていますので。

まず、じゃ2点、道路の法定外で使用料を取っている事例はないということで、今後法定外道路についても使用料を取って、町の収入を回ると同時に民間の事業者を参入しやすいようにすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 法定外の中での話だと思いますけれども、要は今組まれていないものについてということだと思うんですけれども、その辺はちょっと今後調査させていただいて、今ここでそれをどうしようということをやちょっと結論は出せないなので、今後の課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ですから、先ほど言ったのは、周辺の市町村では法定外公共物の管理に関する条例というのをつくって、法定外公共物についても条例で規定して、皆さんが使いやすいように、今使おうと思っても条例がないから、使うに出来ないというような状況も発生してきていると思いますので、その辺はぜひ条例等をつくって対応してもらいたと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 今、条例の中に入っているものはそれなりに対応できるんですけども、入っていないものということでございますので、それはちょっと、今申し上げましたけれども、今後対応できるような形で進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ないようですので、次に、款3民生費、款4衛生費の質疑を行います。

会議中ですが、ここで10分間休憩をとります。11時10分までの休憩とします。

（午前10時59分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

○議長（志関武良夫君） 先ほどの、今まで款ごとの質疑ということでありましたけれども、議員の皆さんもよく理解されていないような感じがありまして、一般会計予算の歳入及び議会費、総務費の質疑を行いたいと思います。よろしくどうぞ。

はい、どうぞ。11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 35ページ、事業名で言わせていただきます。

男女共同参画推進事業1万8,000円の予算がついてはいますが、どんな事業をするのか。それから、男女共同参画推進について、今後どのような取り組みをしていこうと考えているのか。説明してください。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、男女共同参画推進事業につきましてお答えしたいと思いますけれども、現在、県内の市町は、ほとんど男女共同参画推進計画というものを作成しておりません。こういうことから、県のほうから働きがございまして、これによりまして、平成27年度に男女共同参画の推進計画を作成しようとするものでございます。

内容といたしましては、懇話会の委員を町民の方から選出をいたしまして、そういう方も交えて、各担当課といろいろ協議をしたいと思います。

今後どう考えているかということですが、これは推進計画の中で文書化をしたいと思えますけれども、その中で基本的な方針ですとか今後町が実施すべき事業、そういうものについて定めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 推進計画をつくるということですが、27年度中に計画はでき上がるんですか。

大体コンサルタントを入れたりすることが大多喜町の場合が多いんですけども、その辺の計画はどうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 近隣の市の計画等を参考にさせていただいて、内容的にはそうボリュームのあるものではございませんので、町の中でつくりたいというようなことで。

ただ、それに当たりまして、いろいろ町民の方の意見もお聞きして、現在アンケートは26年度に実施をして、現在している途中ですが、そういうアンケートを踏まえて、また先ほどお話ししましたが、町民の方から懇話会の策定委員を選ばせていただいて、そういう方の意見も聞いて、町のほうでつくりたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 計画をつくるまでのスケジュールはどうなっていますか。

それから、懇話会のメンバーの選び方。特に、やっぱり公募の委員というのは大事だと思うんですけども、そのメンバーの選び方、スケジュール。

それと、計画がなくても、役場として町民に対しての働きかけと、役場自身がやっていかなきゃいけないことがあると思うんです。

例えば、女性の職員もかなりいるにもかかわらず、女性が係長になるのは、もう本当に退職間際にならないと係長になっていない。今まで、女性の課長というのは専門職の課長が1人だけ。役場自身が大変、男女共同参画ということではおこなっているのではないか。そこで、どのように進めていくのか。

二、三年ぐらい前に、私、この問題で一般質問して、女性の管理職もやるようにする、それから管理職になるための研修も、女性に早い時期から受けさせるというような答弁をさせていただいたと思うんですけども、それが継続していついていない。担当が変わるともうそれっきりで、伝わっていついていないんじゃないかというふうに思うこともあるんですね。ですから、今の時点で、役場の人事における男女平等の方針、改めて伺っておきたいと思えますけれども。

だから、3点です、質問は。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、まず、今後のスケジュール等ですが、現在予算を計上させていただいておるところですので、今後何月ごろ何をやってというようなことは現在ございませんけれども、まず予算を可決していただければ推進員を選考させていただく。10

名程度を考えております。

近隣の市町村を見ますと、例えば団体の代表者ですとか学識経験者、市議員が入っているところもございますけれども、そういうのを参考にして、公募は、これは必ずやりたいというふうに考えております。

また、町の中の人事というようなことですが、ちょっと予算上のことではないかと思えますけれども、現在4級まで、副主査まで、男女は全く差はございませんで、昇給はしております。その後、係長以上は、これは町長の任命といたしますか、町長が選考になりますので、その辺は町長が適材を選んで適所に配置しているというふうに考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 女性の活用というのは、私もまず必要であるというのはもう当然のことだと思います。

特に、私は女性の係長職というのは何名か実は挙げて、係長として職をお願いして動いていただいた者が何名かいるんですね。ところが、残念なことに、大体それでほとんど荷が重くて1年で辞めるとか、とにかく女性の皆さんにお話を聞きますと、責任のある立場は余りやりたくないということを言われる人が結構多いんです。

でも、中には目指す方もいますので、できるだけそういうことではなくて、女性みずからがやはりそういう立場にも挑戦していけるようなものに、またこれからいろいろと、教育も含めてしていかなければならないと思っています。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 31ページです。総務費。総務費の総務関係職員人件費のうちの共済費でありますけれども、この内訳について説明をしていただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 総務費の共済費の内訳でございますけれども、これにつきましては、総務課の職員に係る短期、長期の共済費、そのほか総合事務組合の退職手当の負担金が、総務課の職員分とそれ以外の町の職員の方の差額分が含まれております。これが一般の負担金が約4,000万。

そのほか、退職手当の、総合事務組合で行っておりますので、そこにこれまで町が納付した負担金とこれまで退職した方が受給した退職金の差がかなりございますので、そういうも

のに対する調整のための負担金。

それと、単年度の収支と申しますか、単年度で差し引きして、マイナスの市町村に対してその負担金がございますので、それが約3,200万円ということで、8,363万8,000円のうち、今申し上げました退職手当関係の負担金以外が、総務課の職員に関する短期、長期の共済金というようなことでございます。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） この部分で、一般職の全ての退職手当の一般負担金と調整負担金が入っているということよろしいでしょうか。その合計、町が払う退職金手当は総額で幾らになりますでしょうか。

それと……

○議長（志関武良夫君） どうですか。

○7番（小高芳一君） よろしいですか、今、計算しているので。

単年度の収支については、単年度の累計の収支は幾らでしょうか。

それと、市町村に払っています累積の収支、わかりましたらお願いをしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず、退職手当に関する今年度負担金ですが、約7,277万5,000円でございます。これにつきましては、先ほどご説明して、うまく説明できたかどうかあれですが、平成19年に大多喜町が総合事務組合に納めた負担金の額を減らさないというようなことで、それから職員数も、退職される方もいて人数が減る、また給料額も下がったりして、本来であれば負担金は下がるんですが、ただ、大多喜町の場合、先ほど申し上げました収支差がマイナスですので、平成19年の納めた金額から変えないというようなことで、そういうものが含まれております。それも含めて、総務課分を入れて7,277万5,000円でございます。

それと、単年度収支ですが、前年度の収支ですと、単年度で1億9,200万ほどマイナスでございまして。

（「ちょっとゆっくり」の声あり）

○総務課長（加曾利英男君） 1億9,200万ほど、退職手当のほうが、受給したほうが多いとなっております。

総額ですけれども、約14億6,000万ほどこれまで納めた退職手当の負担金よりもこれまでの退職手当を受給したほうが多いというようなことで、これはいろいろ、総合事務組合の検

討委員会を設けまして、それを減らしていくというようなことで協議を進めております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） つまり14億6,000万ほど足りないという部分であると思うんですけども、平成20年のときに12億4,800万ほどだったんですけども、このときに大分、当時の監査委員は危機感を感じていました。

これから7年で、また2億ふえたということなんですけれども、当然計算式の中での計算かと思えますけれども、ふえた理由がもしわかればお願いしたいのと、この退職手当は、例えば浦安市ですと、相当金額を納めているということで、なかなか市町村組合を抜けるということができないということで、一時金を請求されたということで、その金額を払ったというようなことで、余分に積み立てているところは、これから一時金として少し返せということが、市町村が大分財政難になってきていますので、ここにちょっとやっぱり目が行くということが出てきているようでありますけれども、その辺のところの把握はされていますかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 退職手当の受給額と負担金の差がふえたという1点目ですが、それにつきましては、ここに来まして退職される方がやはり多いというようなことが一因かと思えます。

それとあと、例えば浦安ですとか旭に関しましては、逆にこれまで負担金を納めた額が多いということなんですけれども、それを返せというような今ご質問だったんですけども、それにつきまして、旭のほうから数年前ですけれどもそういう話がありまして、各関係する市町村の担当課長で集まりまして、いろいろ総合事務組合から諮問を受けて協議をいたしました。

現在、逆に納めている金額が超過している団体については、今後の退職者を見込んで、それを推計して平準化を図っていくというようなことで進めておりまして、その中では一時金として返すと、そういうようなことはございません。現在、将来を見据えて、それぞれの年度の総合事務組合への負担金を平準化するというようなことで進めております。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

はい、次、ありますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、17ページ、歳入のところでお伺いさせていただきます。

5番の一般廃棄物処理業者許可申請手数料というところなんです、昨年度はこの区分は設けられていなかったかと感じております。先日のお話ですと、2社、1万円分ということで見込みをしているということでございましたけれども、これはそういった申請が何かされるような動きというものがあるというふうに考えているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 一般廃棄物の許可申請手数料ということですが、これは2社が、2年に1回、更新が行われます。そのために、新年度予算で計上をしております。

金額は、先ほど山田議員が言われるように、1件当たり1万円です。で、2万ということでございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 先ほどの、野中議員の関連なんですけれども、男女共同参画推進事業。

推進員を10人ぐらい予定しているということで、27年度の予算では報奨費とかは入っていませんけれども、それは無償でやるのかということと、あと委員のメンバーを公募でも選ぶということなんですけれども、公募するに当たって、住民の方に聞くと、学識経験者といって辞書で引くとかなり優秀な方もメンバーの中に、公募で一住民がそこに参加してどういったことを言えばいいのかということで、公募する委員というんですか住民に求めるものは何なのか。どういった立場で発言を求めるのか。

要は、そういったことが明確でないと、一般の住民がここに参加しても、何をどういった立場で発言していいのか明確でないので、なかなかこれに公募できないという声を聞きます。

だから、一般の住民に公募をかける際に、どのような立場でというか、その辺を明確に示してやる必要があると思います。

それと、推進員の報奨費についても。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 推進員の報酬ですけれども、これにつきましては懇話会というような形をとって、無償でお願いしたいというふうに考えております。

それとあと、公募ですけれども、公募以外に学識経験者というのは予定をしておりますの

で、学識経験者といいますと、よそを見ますと学校の先生とかそういう方をお願いしております。公募の委員につきましては、男女共同参画に関して興味のある方、そういうことでいろいろ意見を発表していただける方、そういうような形で公募しようと思ひまして、特にその方を学識経験がある方というふうに定義はしないというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） そうすると、公募する委員は住民代表という立場なのか、それとも一個人、あくまでも住民を代表するんじゃないんだよと、今まで何十年か生きてきて、立派な社会人になっているということで、自分の意見で、要は生きてきた背景で物をしゃべればいいのか。住民代表ということになると、ほかの住民はそんなこと思っていないよとか、そういったことになるかと思うんです。

だから、その辺の立場をはっきり明確にしてやらないと、住民代表なので、住民の多くの意見を反映させるために公募の委員になるのか、それとも一個人として一生懸命今まで生きてきた中で、一個人の意見としてそこで発言していいものなのか。その辺を明確にさせていただく必要があると思いますけれども。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 住民代表といいますと、いろいろこれはとり方が非常に難しいと思いますので、今、議員さんおっしゃられた一個人の資格ということで全く差し支えないというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） では、公募の際には、それをぜひ明記して公募していただければと思います。お願いします。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 33ページ、委託料の行政手続整備支援等業務委託料、並びに14の通行料等及び駐車料の件について、ちょっと内容を教えていただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず、行政手続整備支援業務の委託料ですけれども、これにつきましては、行政不服審査法という法律が改正になりましたので、それに伴う町の条例も含めた関係例規を、町の条例にどういうふうに関係してくるか、そういうものを洗い出す作業でございませう。

通行料、駐車料ですが、通行料に関しましては主に町長車、またそれ以外の公用車もござ
いますが、そういうものの高速道路の通行料、駐車料は会議出席等の公用車の駐車料でござ
います。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 大変申しわけないです。わかりました、すみません。

それともう一つ、35ページ、行政連絡員研修費補助金なんです。これは各区長さん方、63
区ありますので、その方たちの補助金だと思うんですけども。

この件について、たしか私がちょうどたまたま前に区長をやっていたときに、平成22年な
んですけども、たまたまこの件について、この研修費というのは結局各区長さん方の旅行
なんですけれども、その場合に旅行は、今まではずっと行ったんですけども、たまたま平
成22年のときはちょっといろんな都合で行けないという方があったわけで、その結果、この
研修視察旅行は中止になった経緯があるんですけども、その後について、今まで、22年は
たしか一応中止になりまして、その後、今現在はずっと研修旅行をやられているのかどうか、
ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 平成23年度以降、平成26年度まで継続して実施しております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 確かに結構だと思うんですけども、この件については、やっぱり行
政連絡員、区長さんについては1年でみんな交代しますので、なるべく、町のために皆さん
協力してもらって、いろんな、昼夜問わず、また仕事の関係も休んで、そういうことで行政
連絡員、区長さんという形で各区に大変協力してもらっているわけですけども、町として
ですね。そういう点で、慰労を兼ねた中でこういうものはぜひ、各区長さん方も、そのとき
は区長会長だけが5人が集まって連合区長会長が集まって旅行のやつを決定しているような
場面があるんですけども、そういう点を踏まえた中で、各区長さん方、63区ありますので、
皆さん方、各連合会の区長だけで決定するんじゃなくて、できれば皆さん、意見を聞いた中
でそういうものを決定してもらいたいと。

また、そういう点で、出席できないとか出席できるという方もあるんですけども、やっ
ぱり大体バス1台が目当てだと思いますので、全部が全部行けるわけではありませんで、
できるだけ、少数でもバス1台であれば出席できる人は参加してもらったほうがこれはいい
と思いますので、ぜひこの点についてはなるべく執行するような形でお願いしたいと思いま

す。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 執行する予定で予算に計上させていただいておりますので、できるだけ執行したいと。よろしくお願ひいたします。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 35ページの文書管理事業です。

来年の28年1月からマイナンバー制が開始されると言われています。

このことについて、住民は大変深くかわり合いがあるわけで、しかも最近のニュースだと、金融機関と一緒にたって貯蓄状況だとか、徴税の問題もありますけれども、金融機関にもマイナンバーを通知して、公開して取り組んでいくと。

先進地では、韓国とかアメリカとか既にやっているところでは、なりすましとか、かなりの重大な被害が出ていると。

このことについて、住民にどう周知していくのか。それから、デメリット対策についてはどんなふうを考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず、銀行への通知ということですが、これは我々、今、例えば内閣府とかそういうものの文書しかとりあえず参考にするものがございませんので、今これは国会のほうに法改正ということで提出されているようでございます。

これを見ますと、預金保険機構によるペイオフのための預貯金の合算についての利用というふうな法案のようでございます。

それと、もう一点ですね、金融機関に対する社会保障制度における資力の、資力といひますか資産ですね、その調査、あるいは税務調査でその情報を法律的に利用する場合、国なり市町村ですが、そういうものについて今、閣議決定をされまして、国会のほうで審議をされているという状況のようでございます。

それとあと、デメリットに関してですが、これはやはり内閣府の資料を見ますと、個人番号の不正な利用、例えば他人の個人番号を、何らかの形で個人カードなりを手に入れて、それによってなりすますと。これは、こういうことをしますと犯罪ということになるんですけれども、そういうもの。それと、国により個々の個人情報を名寄せされるのではない

かというようなことが、内閣府の資料にもございます。

こういうものに対してどういうふうな対策をしていくか。

1点は、なりすまし等については、罰則の強化。

あと、個人番号の名寄せ等に関しましては、これは名寄せして使うものではなくて、それぞれその情報をこれまでどおり分散して、必要に応じてその情報をとりに行って管理するというようなことで、それを一元的に情報を管理するものではございませんということと、あとそれに関しまして、法律あるいは条例で定めたもの以外は使用できないというようなことになっておりますので、そういう一つの歯どめがあるということです。

あと、いろいろ知らされていないというようなことですが、今現在、国のほうでもそういうものを感じておられて、現在、新聞、ラジオ、テレビ等でも、マイナンバーについていろいろ広報されているところです。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 一番身近な町としては、やっぱり社会保障とのかかわり合いとか徴税とのかかわり合いで、一番末端で一番住民とかかわり合いがあるので、町として住民に周知させるという活動は必要だと思うんです。その辺は、どう考えていますか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） この件に関しましては、広報の先月号にお知らせをさせていただきました。

これから、国のほうでもそういうパンフレットをつくるようですので、そういうものをうちのほうでいただきましたら、個人へ区長さんを通じて配布、また回覧等で対応したいと。また、ホームページ等でも対応していきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 41ページです。ふるさと基金積立事業5,000万。

このうち納税事業として3,681万6,000円だと思いますけれども、残りの金額について、寄附をどのように使っていくのか。寄附の使い道は何点か決まっているようですけれども、具体的に何に使っていくのか、予定がありましたら説明を願いたいと思います。

また、なければ、いつどのようにそのお金を活用していくのかも、あわせてお願いをしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 新年度予算におきましては、これを活用するというようなことでは今のところ予算上は入っておりません。

ただ、基金の中にはある程度指定できるということで、毎年一般質問があったとおり、お答えしておりますけれども、いろいろな事業でそれぞれ使えるというふうに分かれております。

これから何に使うかということでございますが、今現在、主に寄附として指定されておりますのが、高速バスの運行事業とか、面白峡の遊歩道の整備事業、それについては今現在寄附された方が選べるようになっております。

それ以外のものについて、既にもう決まっておるものがございますので、それについては決められたものをこれから関係課と協議しながら使用していくような方向にしていきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） ふるさと納税は、前から制度そのものがありまして、前にも、余り長く引き延ばさないで、使えるものがあればその指定したものをということと、早目に使ってお礼を差し上げたほうがよろしいでしょうということで、何点か使われたようでありますけれども、指定がない寄附はどのくらいあって、今後その用途はどのようなことで考えておられるのか。予定がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 今年度の関係で、まだこれから3月末までの間で、まだ寄附の収入があるということで見込んでおりますけれども、町にお任せというか、町長がまちづくりに自由に使えますよというのが約1,000万ございます。

それにつきましては、町長と協議しながら使うことになるかと思っておりますけれども、今のところは高速バスとか、やはりそういう新しい事業に、負担のかかるようなものに充当していきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 35ページの「広報おたき」発行事業、約50万ほど減額になっております。見ると、印刷製本費が減になっている。ちょっと議会のほうでも聞いたんですけれども、何か印刷の単価が下がったので、これを減額したということだろうかと思っております。

ただ、これは単純に印刷が下がったから広報の発行事業の額を減らすんだということではなくて、町民と行政をつなぐ非常に重要な広報であると認識しています。それで、広報が十分であるかという、十分ではないという認識でいます。

じゃ、この50万減ったのを、単純に印刷費が減ったから単純に広報の費用を減らすんじゃないかって、もっとこれを充実させるような方向で50万を有効活用すると。ページ数をふやすとか、企画を変えるとか、もっといろんな形で広報を充実させるような金に何で使わないのかと。単純に印刷が減ったから減らすんじゃないかって、これは非常に重要なツールで、今までのあれだと、なかなか経費がかかるので何か広報の充実を図れないというような答弁もあったように記憶しております。

だから、なぜこれを減らすのか。この印刷費が減った分で、中身の充実を図るとか、いろんな面でもっと細かくやるには人件費もかかってくるでしょう。そういった面に、なぜふやせないんですかね。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 「広報おたき」の件でございますけれども、印刷製本費の減額の理由といたしましては、今年度、見積もり合わせの結果、金額的にかなり下がりましたので、それを参考に予算計上させていただきました。

なお、これは1ページ幾らということで契約をしておりますので、今後紙面を例えばふやして、ページ数がふえれば、それもふやすことは補正予算等で対応は可能だと思います。

当初予算としましては、前年度並みの紙面でやった結果、下げたというようなことでございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） よく補正、補正と言いますがけれども、ということは、やるかやらないかわからないということですよね。なぜこの50万減った分をもっと、私なんかだったら、50万ここで印刷費が減ったから、もっと広報を充実させるような方向に何かやりましょうというふうに考えるんだけど。それで、町民に少しでも町の情報を提供するように。

今、本当に、上瀑小学校と総元小学校の統合になって、学校統合、これも万やむを得ない措置だと思っています。これから先、5年、10年先を考えると、行政だけでは行政サービスをやっていくことはなかなか難しいというのは、目に見えているわけですよね。

それで、まず民間の力を活用するには、一番にやっぱり情報を提供する、これが非常に重要だと思っています。情報の提供なくして町民にまちづくりに参加してというのはなかなか

難しいので、この50万の減った分でもっと何か内容を当初予算から考えて充実させるような方向というのは無理なんですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 広報につきましては、一般質問の中でもお答えさせていただきましたけれども、いろいろ町のいい施策をやっている、なかなか町民の方がわからないというようなこともございましたので、新年度から、特に定住化にかかわるようなものをシリーズで広報に掲載していくというようなことで考えております。

また、広報紙そのものも、例えば行間とかですね、字の間が少し記事によっては狭いものがある、ちょっと見づらい部分もありますので、そういうものを行間をふやすとか、字と字の間を広げるとか、そういうことは考えていきたいと思っております。

限られた予算、また限られた職員の中で、改善をしていきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 単純に考えると、250万が200万に減ったわけですから、1ページというか、ページ数をふやすことは、印刷費は前年度並みでページ数をふやすことは十分可能であると。

1ページでも多く情報を提供する欄があれば、それだけ町民に情報が伝わるわけですから、ぜひこれを、印刷費が減った分、ページ数をふやすとか、そういった方向に向けてもらいたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 本当におっしゃるとおりだと思います。今後、紙面がふえて、それで予算的に不足すれば、それは当然補正等で要求をしていきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 41ページ、一番上の定住化対策事業で、空き家改修事業補助金が200万ついておりますが、空き家改修の補助金の補助率及び26年度の実績見込みはどうだったのか、伺います。これが1点。

2点目は、先ほど冒頭の挨拶で、町長は定住化対策を推進していくというような挨拶をな

さいました。予算全体における定住化のための事業、ほかにどういうものがある、総額どのくらいになるか。

もしかしたら、3月6日の補正予算で、かなりいろいろな事業があつてそれも補正、定住化絡みがあつたと思いますが、そういうのも含めると、27年度の定住化対策費というのはどのくらいになるのでしょうか。

2点、お願いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 1点目の定住化対策事業の補助率でございますが、100万円以上の改修工事で3分の1、金額は100万円が上限でございます。

実績見込みといたしましては、今年度2件ですね。まだ金額のほう、確定しておりませんが、120万円程度になるのではないかなというふうに考えております。

それともう一点で、27年度の予算ということでございますけれども、27年度の定住化対策という、これは定住化対策ということで、委員会的时候にもご説明させていただいたんですが、今いる方がそのまま住み続けるというのも定住化の一つだと考えております。もちろん移住とかそういうものも、定住化に広く含まれるということで考えております。

特に建物についてということでございましたら、町のほうで、総務費の中では、定住化対策事業の空き家改修事業補助金でございます。そのほかには、土木費のほうでも、先ほどお話しがありましたけれども、定住化対策住宅助成事業とかそういうものがございます。

全てのものにつきましては、今の段階ではまだ集計等としておりませんので、特に補正予算の関係とかいろいろございます。そういうものについての全ての集計というのは、現在ではまだしていない状況でございます。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今度、ホームページの関係で。

予算書を見たんですけれども、どこにホームページの維持管理費が載っているのか、ちょっとよくわからなかったんですけれども、恐らくソフトの更新とか維持管理に関する予算はどこかに載っていると思うんですけれども、それがどこに載っているかということですね。

それと、ホームページを何年前に多額の金をかけて更新しました。その理由は、その当時の話で、町民により多くの情報をわかりやすく伝えるために、第1の目的は、それで新しいものにしたんだということで伺っておりますし、ホームページを見ても、全てのことがホ

ホームページに情報が流れていますみたいなことで書かれています。

しかし、見てみると、ホームページ、町民にお知らせするページは、過去30日分何をやるかという表示と、きょうから30日分表示するというページ。それとあと、それ以外は全体のイベントの一覧、要はカレンダーですよ、これを見てくださいとなっているんです。

そうすると、一番は、カレンダーを見ればそこに何月何日、過去の分もこれからの分も全て載っているのです、カレンダーに全てが載っているべきだと思うんですけども、3月を見ても、学校の卒業式、これも学校の一大行事だと思っています。あと、4月になっての入学式、その辺も載っていません。あと、たしか4月に何か大きなチラシ、ポスターも出ていました。4月12日に道の駅でたけのこまつりとか、29日にはレンゲ祭り、あとさくらまつりとか、その辺のポスターも堂々と張っているながら、ホームページに全然載っていない。何か町民に情報を知らせるのが嫌で嫌でしょうがないと。

何回も何回も私は質問のたびに言うんだけど、これからやっぱり住民参加のまちづくりを進めていくということであれば、町民に情報を何で知らせるのかなど。情報がないことには、町民も何か行動を起こそうと思ってもできないですし、勉強しようと思ってもできない。また、議員もよくわからない。議員のほうは、おかげさまで事務局さんのほうがある程度日程表をくれるから、それなりにはわかるけれども、町民はまるっきりわからないんです。この辺は、ホームページをどのように有効に活用する、どうお考えですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） ホームページの件ですが、予算上は、37ページですね、35ページから36、37、「広報おおたき」発行事業の中の、14節使用料及び賃借料の中のパソコンシステム使用料で予算を計上させていただいております。

それと、2点目のご質問ですが、この件につきましては根本議員のほうから一般質問等でもいろいろご指摘がございまして、大変情報が載っていないということで、その辺は本当に大変申しわけなく思っております。

その都度、課長会議等でいろいろお願いをし、また各課でホームページに掲載できるように研修を実施したところですけども、最初は載せていただいても、その後なかなか、ちょっとそれが長続きしないということで、本当にそれは大変申しわけなく思っておりますので、きょうここに各課長がおりますので、そういうのも再度徹底するようにしたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひお願いしたいと思います。

それと、やはりホームページに、自分たちの民間まちおこし団体がある程度かかわってやるような事業もたくさんあると思います。その方々も、自分のやっている事業が町のホームページにも載っていないと、ボランティアで町のために一生懸命やっているんだけど、ホームページにも載っていないということになると、何か町は応援してくれていないんじゃないかと、私たちのほうを見てくれないんじゃないかと、そういった認識も持たれると思いますので、ぜひホームページには載せるように努力していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

いいです、答弁は。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 41ページ、地域公共交通対策事業費の中で、委託料、臨時バス業務委託料が前年度に比べて、49万。その額は、21パーセントの増額なんです。この事業の内容を説明してください。

それと、地域公共交通網を整備するという話がずっとあるんですが、デマンドバスも含めて。これが、私の記憶が違っているかもしれませんが、12月までには整備するというようなことを伺っていたかに思います。今、どの程度まで進んでいるのか、進捗状況を説明していただきたいと思います。

それと、負担金及び交付金の項で、いすみ鉄道利用増大対策事業補助金が300万の増額になっております。これは、250パーセントを超える大幅な増額ですが、この理由を説明していただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 1点目の、臨時バス業務の委託料でございます。

これにつきましては、4月1日から3月30日の間、老川、中野駅から栗又にかけての探勝バスということで、日曜祝日等、あるいは秋の観光シーズン等で運行しているものですが、貸し切りの新料金の計算方法が、これにつきましては距離計算と時間計算で出さなくてはならないということで改められたものがございます。それに伴いまして、1日当たりの単価が5,700円増額しております。これが主な内容でございます。

次、2点目でございます。交通網形成計画については、新年度予算には入れてございませんが、これは地域公共交通活性化協議会というのを今年度設立して、その中で、協議会で国

土交通省からの補助金をいただきながら運行をやっていこうということでございます。ですから、町の一般会計には計上してございません。

ただ、国のほうも非常に、補助を申請しても全額なかなか出ないという場合もあるようでございますので、その場合につきましては、必要なものを一般会計から補助金ということで、必要に応じてこの後、補正予算等をお願いすることがあろうかと思っておりますので、よろしくご理解くださるようお願いいたします。

それと、3点目のいすみ鉄道利用増大対策事業補助金、これにつきましては、昨年まで友の会で実施しておりますいすみ鉄道利用増進の交通助成に係る経費だけということだったのでございます。

今回、これ300万、増加しております。それは、いすみ鉄道利用企画旅行補助というのがございまして、それを今年度やめまして、新たに300万、補助金をここに寄せさせていただきます。

この300万円の補助につきましては、ホテル鑑賞ツアーの経費とかクリスマスのイルミネーションの経費、あるいはイベント列車で配布いたします土産代への補助金、これは町内で購入したものとか、あるいはイベント列車の参加者に次回乗車用のフリー乗車券を配布したらどうかというようなことを、今考えております。

それは、まさしくいすみ鉄道の利用増大につながるんじゃないかということで、このところに300万円を振りかえさせていただいたものでございます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） すみません、今の関連で、いすみ鉄道利用増大対策事業補助金、これでホテル鑑賞とかイベントとかイルミネーションとか、これは事業主体はいすみ鉄道が独自にやるというんですかね、中心になってやる。

いすみ鉄道の実情というのですが、私もこういった観光イベントの職員、いすみ鉄道の職員の方と何回かお話をする機会があるんですけども、今の状況ではとても新しいことができるような状況ではない。前年度、赤字ということで、職員の数も減りましたし、今2人で、本当にイベント列車だけで手いっぱい状況なんですね。ですから、これを単純にいすみ鉄道だけに任せていても、この事業はうまくいかないんじゃないかならうかと。

これはいろんな各種団体がこれにかかわって一緒に企画を練るような形、実際、ホテルとか何かやるときも、いろんな団体が一緒に援助するような形、人的にも、やっていかないと、

これはなかなかうまくいかないんじゃないかと思っていますけれども、これはどのような形でホテル鑑賞とかいろんな今やったのは実行していくつもりなんですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ホテル鑑賞につきましては、町の商工観光課のほうも一緒になってやっていると思います。

それで、今回町が補助しようというのは、ホテル鑑賞ツアーの経費ということで、バスの借り上げ料とかをやはりいすみ鉄道が負担していると。そういうものについてはやはり町から補助をしてあげたほうがいいだろうということで、やろうということでございます。

これはあくまでも補助金ですから、ある程度主体性はいすみ鉄道に持ってもらうということで、いろいろな事業を行うに当たっては、やはり協力していくというものは必要ではないかなというふうには考えておりますけれども。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ですから、協力する団体として、先だっても観光協会、大変な人数のお客が来ています。いすみ鉄道から本当に皆さんはじき出されるようにお客が今の時期来て、観光協会に来てやっている。だけれども、観光協会といすみ鉄道、商工会、旅館組合とか町なかの商店街、あといろんなところ、老川のほうとか中野のほうとかも、連携が図れていないというのが状況だと思うんです。

これを、この補助金を使って、皆さんが連携できるような協議会というか、何か連絡会というか、そういったものを立ち上げるきっかけにしたらいかがかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） いすみ鉄道の関係につきましては、やはり事業主体ということで、町が直接事業主体、途中で入るのももちろん必要な場合もございますけれども、鳥塚社長さんも、ふだんいろいろなところでいろいろなところと協力されているということで、やはりいすみ鉄道自体が直接いろいろな団体と協議する時間というのは十分あるというふうにも考えております。

ですから、その辺については、いすみ鉄道とまたこれから協議しながら、どういう形がいいのかというのは考えていきたいというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 私も、できるだけいすみ鉄道のほうには、周囲と協力し合って、でき

るだけもっと有効的にお金を使ってもらいたいということは言うつもりですけども、町のほうもいろんな面で援助して、仲立ちというんですかね、いろんなところに声をかけて、一緒にやりましょうというような形をとっていただけると大変助かると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（志関武良夫君） 質疑途中ですが、ここでしばらくの間、休憩したいと思います。

この間に昼食をとっていただきたいと思います。

午後1時からの開会とします。よろしくをお願いします。

（午後 零時07分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時55分）

○議長（志関武良夫君） なお、議員の皆さんにお知らせします。

議事がちょっとおくれておりますので、議事進行にひとつご協力のほど、お願い申し上げます。

質疑を行います。

はい、どうぞ。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 先ほどのいすみ鉄道の利用者増大事業、プラス300万の件ですけども、費用対効果はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） いすみ鉄道につきましては、一応計画の中で、31年まではやっていくんだということで計画がされ、それに対して今度見直しがされたところでございます。この見直しに沿って、町のほうもやはり協力していこうということで考えております。

やはり存続に向かってどうしてもやらなくてはならないだろうということで、計上させていただきます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 費用対効果は考えないで、予算の許す限り、予算はいっぱい出そうと思えば、町債を組んだって、基金から取り崩したって、当面はお金が幾らだって出てくるんですが、費用対効果を考えなくても、町は湯水のように、ちょろちょろかもしれませんけ

れども使うというふうを考えていいんですね。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ちょっと説明が足りなくて申しわけございません。

効果としましては、やはり大多喜にこれだけの人数が現実に来ていただいています。それぞれの事業を実施することによって、町のいろいろなところにお客さんが見えて、そして活性化しているという現実があるかと思えます。ですから、その効果はものすごく大きいのではないかなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

8番渡邊泰宣さん。

○8番（渡邊泰宣君） 39ページの、町有林管理事業、真ん中辺にあります。今現在大多喜町で管理している町有林というのは、面積としてはどのくらいあるのか。

それと、町有林保育管理委託料については、どのような方をどういうふうな形でやっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 町有林の面積につきましては、147.7ヘクタールございます。

それで、町有林保育管理事業につきましては、森林組合のほうに委託してまして、野球場から県民の森のほうの長土手の草刈りだとか、公民館の下のナラを植えたところの下刈り、あと林道泉水西部田線の管理、また下刈り、あと南千葉のゴルフ場の手前の、やっぱり林道があるんですけれども、その下刈り等を行ってもらっています。

以上です。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） もう一点、45ページの一番上の、コミュニティー育成事業というのがあります。この育成事業の内容について、どういうものが補助になるのか。これについて。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） コミュニティー育成事業補助金ですが、この予算書に上がっておりますのは、上原区の集会所への改修工事への補助金でございます。

補助金の中身といたしましては、補助対象経費の30パーセント、上限を100万ということで、これは増築の場合でございます。新築の場合につきましては、補助対象経費の30パーセントで、上限500万円ということになっております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 39ページ、渡邊議員からも質問があったと思うんですけども、13の委託料の町有林保有管理委託料なんですけれども、面積が147.7ヘクタールということなんですけれども、実際に町有林の中の、今、実際に杉か何か植わっていると思うんですけども、その管理の面はどういう、伐採とかそういうことはやっているんですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） この管理の中で、間伐を1ヘクタール程度やっています。西部田の上のところですね、場所を選んで1ヘクタール程度やってもらっています。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） じゃ、1ヘクタールというのは、毎年そのくらいずつやっているということですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 3年ぐらい前から始めました。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） だから、結局そのぐらいから始めたということでもいいんですけども、毎年そういうこと、147ヘクタールありますので、1ヘクタールずつやって、大分時間がかかると思うんですけども、そんなように1ヘクタールずつで大丈夫なんですかね、対応は。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 町有林につきましては、私どももまだ、一度全部見回ってどういう状況か、なるべく多くの人で確認をしようと思っておりますけれども、147.7ヘクタールあってほとんど杉、ヒノキが植わっていると思いますので、そのくらいの面積では足りないかと思います。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そういう点で、確かに杉とかヒノキは、大分、今、売ろうとしてもなかなか売れない関係があるんですけども、あくまでもある以上はやっぱりその管理を徹底してもらおうということです。

これからそういう形で、使うようなときも来ると思いますので、その辺の了承の中でやらないといけないと思うんですけども、その点、なるべく管理面をきちんとして対応してい

っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） すみません、47ページの地図情報システム管理事業。

これは地番図とか公図とかを窓口で有料で配付していると思うんですけども、その際、航空写真、隣のいすみ市では地番図と航空写真をセットで、そこに地番の大体の位置が落とされているようなものですね。

これから町も、前も言ったんですけども、民間の業者を参入させるためには、町の状況ができるだけわかりやすい情報の提供が必要だと思うんです。それによって、参入、うちを建てたい方、工場を誘致、建てたい方、図面だけじゃなくて航空写真を見ると大体の状況がわかるので、非常に計画が立てやすい。

今度、補正でまた土地利用計画図の作成等多額のお金をかけてやると思うんですけども、これも民間事業者の参入を図る目的でやるものだと思っています。

航空写真の提示も有料で、中には、それによると境界をそれで明示されちゃうので、境界紛争になるんじゃないかなろうかという意見もありますけれども、私がずっとかかわってきた段階で、それによって境界紛争に発展したということは一切ありませんので。もしそれでしたら、開示した印刷物の中に、これは境界を明示したものではありませんとかという一文を入れれば済むことではなかろうかと。

とにかく民間事業者の参入しやすい体制、それで町の情報をできるだけそういった方には提供する、そういった姿勢が大事ではなかろうかと思っておりますけれども、今後航空写真の有償化による配付というんですか、そういったことも考えてもらいたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） ただいまのご質問ですけども、根本議員のおっしゃられるように、航空写真の上に地番図を載せたもの、どうしても字境とか、どうしてもくつつかない部分とか非常にあります。実際の公図等は、実際、多少無理にくつつけてしまっているというふうな部分があるのは、これはご指摘のとおりです。

そのようなことから、今のところ航空写真に地番図を載せたものはちょっと提供しておりませんが、何らかの形で提供できる方法があるかどうか、また関係課のほうと相談しながら対応していければというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 工場を建てたいとか住宅を建てたい方が一番最初に来るのは、恐らく役場の窓口で、いろんな情報の提供を求めると思うんです。

そこで、私が県内をずっと歩いていて、大体航空写真を提供してくれるところは半分ぐらい、していないところが半分ぐらいだと思っています。

そういったところで、体制ですね、いろんな情報を丁寧に教えてくれると、この町は民間事業者の参入についても協力的だなという印象を大いに与えるものだと思いますので、今後はできるだけ検討していただければと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） なしという意見が出ました。

ないようですので、次に、款3 民生費、款4 衛生費の質疑を行います。

どうぞ。

10番山田久子君。

○10 番（山田久子君） 53ページ、社会福祉関係団体助成事業、その中の町社会福祉協議会補助金について、お伺いをさせていただきます。

こちらの事業でございますが、平成26年度当初1,905万2,000円、それから昨年度、補正で420万円ほど上げられたのではないかと思います。

今年度増額をされているということで、多分その補正の分も含めてという金額になっているのではないかと思いますけれども、昨年補正をされたときに、基金がもうなくなっているということで伺ったわけなんです、その後、社協におきましても事業の見直しをしたというような、ちょっとそういったお話も耳にしているんですが、この点、どういった事業を社協では見直しをされたのか。

また、その見直しをされたところにおいて、どの程度の金額等を見直しされたのか。わかりましたらお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問ですが、まず最初に、社会福祉協議会の補助金として2,481万8,000円。このふえたのは、今年度、再任用職員の派遣ということで、職員の派遣を一応見込んであります。

それと、補正のときにも言いましたが、基金が底をついたということと事業の見直しとい

うことで、補助率を変えたということで、今回もそういう形で増額の予算を組ませていただきました。

それと、社協の中の事業の見直しということでのご質問なんですけれども、まず最初に人件費等ですね、その辺の見直し。それとあと私の聞いているところでは、広報啓発とかその辺を削減したのと、あと自己資金ですか、要するに共同募金とかそういうところで収入を極力上げるような形で、一般会員の募集とかを極力進めていくということで、事業の見直しを行っている聞いております。

それと、ヘルパー事業が今年度ちょうど、もう何年かずっと赤字続きだったもので、その辺の廃止というのを見直ししております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、今の観点で2点お伺いしたいんですけれども、1点は私もヘルパー事業を見直されて廃止をしたというようなことも伺っておりますが、町民の皆様の中から、大多喜町の中にヘルパー事業をしているところがなくなってしまう。要するに一般企業もございますけれども、そういったところは大多喜町ではなく近隣にあるということで、町自体にそういった事業に取り組んでいただくところがなくなってしまうことに対して、不安に思うんだけどもということで、この辺、町はどのようなお考えであるのかということと、あと、今年度2,481万8,000円というのは、町の社会福祉協議会の全体の企業活動の費用の中にしますと何パーセントに当たるのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問ですが、まず1点目のホームヘルプ事業の関係なんです、これを廃止するに当たりまして、社会福祉協議会のほうで、町の社会福祉協議会を利用している方に個別訪問いたしまして、迷惑がかからないように、次の事業所、そういうところに当たりまして、なるべく利用者には迷惑がかからないような形で移行しております。

確かに町にヘルプ事業は、事業所がなくなるということですが、近隣にJAとかニチイさんとかありますので、それとあと、老川のほうには市原園とかそういうところもあります。それと、茂原のほうにもそういう事業所がありまして、大多喜も来てもいいということをお願いしておりますので、その辺でカバーできるのではないかと考えております。

それともう一点なんです、この補助金の割合なんです、大体社協の総事業費はたしか7,000万ぐらいだと思いますので、そのうちのこの2,000万余ということになります。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

そうしますと、今年度の予算で組んでいただいております金額は、この後もずっとこういうペースでいく考えという形になるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） そうですね、こういう形になると思うんですが、ただ、社会福祉協議会のほうで自助努力して、ある程度収入がふえるようであれば、またそれは下がるかもしれません。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません、53ページの社会福祉関係団体助成事業で、前年度まで結婚成立報奨補助金10万円が計上されていましたが、今年度はありません。多分、これは実績が伴っていないのでカットしたのかなと、自分ではそう考えています。

しかし、ここに、大多喜町結婚相談所運営委員会規定という規定があって、それに伴う規則等もあって、これに基づいて、民生委員の方が中心だと思いますけれども一生懸命やっています。

それで、今回、婚活の事業も企画財政課のほうで予定されていると思うけれども、これはやっぱりどうしても、前言ったように大多喜高校のやつもそうだけれども、支援するものは支援して、実績がないから削るのではなくて、これを有効に、じゃ今まで有効に使えていなかったんだから、これを有効に使うような道を考える。だから、さっきの広報とかのあれでも、印刷費が下がったから単純に削るんじゃなくて、じゃそれをもっとほかで有効に使えるように。

それで、オールジャパンじゃないけれども、今、婚活活動も町は町、民間は民間で、ばらばらにやっているような気が非常にしてならないのです。ですから、結婚相談所がやっている事業とか、役場とか、あと民間とか、そういったところが集まって、いろんな方が集まってやれるような形で考えていくべきであって、報奨助成金を使えていないからといってカットするのはおかしいんじゃないかと。もっとこれを有効に使える方法を考えて、社会福祉協議会で考えていただいて、もっと有効に使えるような体制づくりでやるべきだと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまの質問ですが、先ほどの説明不足で申しわけないんですが、結婚相談の報奨金なんですが、この社会福祉協議会の補助金の中に今回含めてということによっております。ですから、その10万円がなくなったということではございません。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、なぜ今回これは別々に分けたんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） なぜ分けたかということなんですが、今まで町の報奨金の条例とか規則、そういうのがなくて、社会福祉協議会の規則でやっていたもので、そういう場合ちょっとおかしいんじゃないかということで、今回一本で、社会福祉協議会の補助金という形で交付させてもらうような形になりました。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、社会福祉協議会なら協議会で、この婚活の問題についてはいろんな事業を考えて行うということによろしいですね。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） そうですね。一応そういう形で、補助金を一緒にしてあるということで申し上げておりますので、あとは社会福祉協議会のほうでどういうふうにするかというのはまた、私のほうはまだ聞いておりません。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、63ページの児童クラブ運営事業について、お伺いをさせていただきます。

先日、常任委員会のほうの傍聴をさせていただいておりましたとき、西小学校つくしの学童につきまして、学童保育を行っていただく場所の説明をされていたかと思います。そのときに、学校と協議中ということではございましたけれども、教室と、教室の近くの広いスペースを活用してというご答弁をされていたかと思います。

これは、広いスペースというのは、どこの部分をどのように使って運営をしていただく予定でいるのか、お伺いさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 児童クラブの西小のほうで運営しているところで児童数がふえるということで、今の段階では、先日、常任委員会で説明いたしましたけれども、場所

については確定までは、今、小学校と協議をまだ進めているところでございます。

それで、先日話したのは、今行っている教室の前に廊下が、広いスペースがございますので、そこに一部つい立て等をやって、4年から6年生の分ですけれども、毎日ではないですけれども、部活が終わってから来たときに、そこでちょっと、30分から1時間の間だと思いますけれども、そこで一つ考えがあるということで説明をいたしました。

また、実際に使う教室はまだ協議中で、決定はしておりません。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私も、卒業式もございましたので、多分ここかなという形で見えていました。

学童保育というのは、子供の居場所という部分もあるんですけれども、もう一点の考え方としては、子供の放課後の生活の場所という捉え方があると思います。

課長のご答弁でありますと、通常の放課後という形であれば30分から1時間とか、部活動がございますので、そういう短時間ということもあるのではないかと考えますが、春休み、夏休み、冬休み等になりますと、朝から晩までという、こういった長い時間になると思います。

やはりあの廊下で、今のままの廊下の状態でございますと、あそこを生活の場という形としては非常に捉えづらい。また、この時期ですと、30分、1時間というのも大変寒い状況を感じさせていただきました。この春休みから実施をしていただくとありますと、何とか早い時期にきちとした形でご対応いただければ、ありがたいかなと思います。

また、急遽な話でございますので、準備が行き届かないということである場合におきましては、保護者の方にきちっと了解をいただいているのかどうか、ちょっとそういった部分も思いまして、この点どうなっておりますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 今、山田議員のお話のとおりでございますけれども、一応小学校のほうと、うちのほうとしては、空いている教室を使用したいということで申し込みをして、極力そういう形でやりたいと思っております。

それで、もしもそういう形で廊下の空いているスペース、一時的にですね、そういう形になりましたら、料金もいただくことですので、保護者に説明をして、その辺のところ逆によろしいでしょうかということになるのかと思うんですけれども、平等に1日4,800円です

かね、通常ですとその料金をいただきますので、その辺のところも了解を得なくては行けないと思いますので、子育て支援課としては、空いている教室をお借りしたいということで、強く申し込んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 学校施設ということで、教育委員会並びに学校の校長先生の、そういった件での配下になるということで伺っております。

なかなか難しいところもあるとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 57ページの右下の、下から2番目の、地域福祉ボランティア事業という、50万の計上をしてありますが、この内容についてちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、地域福祉ボランティア事業の内容ということでございますが、この事業は、75歳以上の高齢者を対象にした給食会の実施でございます。

会の名前がおもいやりの会ということで、年9回ほど行っております。一応、参加の延べが375名ほど参加しております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） このボランティアも、どういう人がボランティアになっているか余りよくわかりませんが、いろいろあるとは思いますが、送迎の運転とかということも入っていると思ひますが、聞くところによると、送迎の関係についてはボランティアでやる人と、それからシルバー人材ですか、その辺の人との絡みがあるので、どっちかという、シルバー人材であれば多少なりとも経費が入るとかという、こういうこともあるので、その辺がちょっとギャップになるんじゃないかと思うんですが、その辺どうなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問なんです、確かにシルバー人材センターと、あとボランティアの関係で送迎ということなんです、今現在、送迎についてはボランティアさんの方にお願ひしているような状態です。

シルバー人材センターの場合だと、営業活動とかその辺の兼ね合いが出てきて、そういう関係がありますので、今現在使っておりません。

ボランティアのほうの運転で送迎ボランティアをお願いしているんですが、なかなか人が少ないということで、今その辺を一応どうしようかということで検討はさせていただいております。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかに。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、71ページ、小水力発電所管理運営事業なんですけれども、今現在検討しているということでございますので、この質問がいいのかどうかちょっとわからないんですけれども、このところでは面白峡発電施設使用料という金額も計上されております。

先だって、それこそ常任委員会の説明のときに、新工法開発様を支援していただく予定でございましたある企業の方が、水利権の問題があつて、協力はしていくけれどもこの施設を受けることができないという、そういう状況にあるというふうに伺いました。

そうしますと、やはり水利権という問題が絡んでくると、非常に今後の事業はどうなっていくのかなというふうな感じを受けます。

町のほうでご説明をいただいたのかどうか、ちょっとはっきり覚えていないんですが、水利権を町で持っている場合には、施設を町のものとしておいた上で、指定管理等によって、ほかの第三者といいますか企業が使う分においては、水利権を活用して発電等をしていただくことができるというように伺ったと思うんですけれども、この点はどういうふうな形に今現在なっているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 小水力発電の関係ですけれども、水利権は確かに国・県から町のほうを取得をしております。1年ぐらいかかったと思っています。これが民間の方がとなると、非常に難しいです。

この間もお話ししたとおり、施工業者と、それからそれを支える会社が加わって、何とか町との契約にということで進めておたわけですけれども、その後押しをしてくれる東電系の会社なんですけれども、ここについてはやはり水利権がないとだめだということで、会社としては直接町とやるわけにはいかないという回答はいただいております。

それで、現段階なんですけれども、直接施工業者と町で契約を結んで、管理運営していくものと。それと、先ほど後押しをするという東電系の会社、こちらのほうでも責任を感じて、東電のグループ会社、そちらのほうにも声をかけていただいております。そこが、仮にまた参入できるということになってくれば、町との契約が可能になるかもしれません。

今、ここに予算計上しているものについては、施設使用料として、一旦収入として売電を町が受け入れて、そこで必要な経費を落としてから、残りの分を施設使用料として業者のほうに支払うというシステムにしています。というのは、やはりある程度町のほうでもお金を持っていないと、払うわけではないんですけれども、そういったものが出てきますので。それとあわせて積立金関係だとか、また水道の繰出金だとか、そういうものも関係してきますので、それらも含めて差し引いていただいてから、その使用料を支払うという形には、予算は計上しております。

ですから、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、現段階では、施工業者と町が町の提示した条件のもとに契約を結ぶか、それともその施工業者と連携を図る会社と町が契約を結べるか、そういうところで、今協議を進めているところです。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、ちょっと私が能力がなくて理解できないんですけれども、施工業者様と仮に契約を結ぶ場合ですが、その契約の内容というのは、どういう形で結ぶということなのか。施設を町が引き受けるということになるのでしょうか。その辺、もう少しわかるようにお願いします。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） もともとが覚書にのっとして、町の予定している出力に達していないということがありましたので、町は施設を引き取ることはありません。

現在も運転はしていますので、売電収入は町のほうに入ってきております。

覚書だと1月31日までですから、その間に試運転で発生した売電収入については、施工業者のほうに支払いをしています。

それ以降のものですね、これは新たに契約をしなきゃいけませんから、ということは2月、3月分をどうするかと。上がってきている料金があるわけなんですけれども、売電収入です。それをすんなり払うわけにはいかないです。

そのためにも、一日でも早く施工業者なり、またはそれにかわる会社です。それと町

の契約が済んだ段階で、その分の売電をどのようにしていくか。

前に、後押しをする会社の場合だと、年間で150万という話をしたと思うんです。20年間で3,000万と。その内訳については、水道関係の管損傷について年額100万、それと環境の積立金として50万ということで、150万になるわけですがけれども。

そういう方法でいるんですが、これはあくまでも、ついこの間まで施工業者の後押しをする東電グループのところがやるということですから、それであれば皆さんにも話をしているだろうということで進めていたんですけれども、それが抜けてしまうということになっちゃうと、仮に施工業者と直にやるとなれば、やはりある程度ハードルを上げていかないといけないだろうというふうに考えております。

ですから、町がその施設をもらっちゃうんじゃないじゃなくて、運転はしてもらいますけれども、それは会社の持ち物としてやっていただくと。うちのほうとしては、固定資産税相当額のものをもって、必要な経費を落として、残りの分をお支払いするという格好になるかと思えます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） なかなか、ちょっとわかりづらい、今の説明では恐らくわからないと思えますので。

要約しますと、年間の、あそこの土地を使って水利権を使ってやるということで、最低限私どもはこのお金をもらいますという金額が、先ほど言った150万とかという話になるんですが、この辺がまだ正確に決まっておりません。もうちょっともらう話になるかどうか、今調整しているところでございます。

それともう一つは、東電、エネシスさんがなぜそれをできないかというのは、実は会社に定款というのがあるんです。定款の中に、事業をうたっているんですね。その中に、いわゆる発電事業というのがうたっているんです。ところが、発電事業をうたう中に、水利権と一体でなければできないというのが、その定款のものなんです。だから、取締役会で定款に触れるということで、ちょっとそれが難しいということになったんです。

ですから、そういうことの差し支えのない東電グループの会社と、今探して、そこで契約をしましょうということで、今やっております。

幾つか、新工法開発とやる場合には、もうちょっとハードルを上げた形になりますけれども、どちらにしても、その辺が今最後の詰めの中でございます。

それで、町はいわゆる施設は引き取りませんと。ただ、水利権というのは、公共だからとれますけれども、一般の企業ではとれませんので、ですからこれは基本的にそういう形になります。ですから、私どもが施設を引き取ることはありませんし、最低限の保証を年間はいただくということも変わらないんですが、最終的な最後の詰めを今やっているところです。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 67ページ、健康増進事業786万8,000円であります。

先ほど、収入のところ議論されておりましたけれども、まず健康増進法、国の法律の施行によりまして、町でこのような事業ということでもありますけれども、国の健康増進法の目的は何でしょうか。

それから、町でこの事業を推進するに当たりまして、成果目標といたしますか、今回の事業でどのくらいの人数を目標としているのか。今後、さらにふやしていくということがあると思うんですけれども、その辺の計画等がありますか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） では、1点目の健康増進法の目的ということでございますので、健康増進法の目的ということで、目的のほうを、第1条なんですけど読ませていただきます。

「我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることに鑑み、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする」と、そういう目的でございます。この国民保健の「保健」というのは、健康の「健」でございます。

次の2点目なんですけど、各事業の目標ということでございますが、まず特定健診とかがん検診、その辺の目標設定というのは、正式な数値的には持ってはおりません。ただ、受診率を上げるために、いろいろなことを考えていきたいと考えております。

まず、特定健診につきましては、今たしか県の受診率の平均が35パーセントぐらいだと思います。今現在、大多喜町の場合は32パーセントですので、県の水準ぐらいには持っていきたくないと、そういう考えでおります。また、がん検診につきましても、県平均より低いところがありますので、その辺につきましては極力それ並みというか、それ以上に持っていきたくてというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） ただいま答弁がありましたように、高齢化が進んで、疾病もいろいろ多様化してどんどんふえていくということで、国民に健康増進を図っていかないと、社会保障なり医療費の伸びが相当大変だということで、こういう法律ができてきたんだと思うんですね。

市町村に義務づけ、特定健診を、今、課長のほうから答弁がありましたけれども、義務づけをこの法律でされているということで、これが非常に低いということで、何とかこれをふやして健康診断の受診者をふやそうということで、これを進めていかなければいけないという状況にあるということで、この中で、まず自治体の責務といたしますか、課長に今お尋ねしたのは、市町村に健康増進計画の策定が、これは努力目標なんですかね、定められていると思うんですけれども、この推進計画は今のところはあるんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいま議員さんが言いましたように、この健康増進計画というのは本町ではつくっておりません。努力目標という形でということで、今現在、大多喜町の場合はつくっておりません。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） つまり、これは先ほど収入のところで議論がありましたけれども、余りにも受診率が低いし、これは65歳以下の人を対象にということであります。働いている人でありますから、日中はなかなか難しいでしょうと。日曜日とか土曜日、休日とか夜とか、こういう問題もあります。負担金の部分もあるのではないかと。

少しでも受診率をふやして、健康を推進するんだという部分では、こういう計画がしっかりとないと、今回のように、ただ教室を開きます、何人ですよ、非常に教室も低かったですよね。ウォーキングは人気があるようですからこれは大ヒットで、こういうのはどんどん進めるべき話だと思いますけれども、ほかの教室は非常に少ない。さらにどんどんふやしていかないとということについては、やっぱり負担金の部分も検討していかなければいけない部分があるんだと思います。

どうやったら受診率が上がるかという、そういう計画もしっかりとつくり上げていかないと、せっかくこういういいことをやっても、何ら単発的に終わってしまうということでありますので、この辺の策定義務とか、あるいは負担金の部分、これをもう一度、今回についても、予算はきょうの審議でありますけれども、実際に実施段階になればまだ先の話であります。

すので、そういう部分についてさらに協議をするということはありませんか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問なんですけど、まずその計画につきましては、この間の介護保険の計画をつくりました関係で、その辺に保健衛生の関係も、高齢者保健福祉計画ですか、その中にもありますが、そこに特定健診とかがん検診の今後の目標という形を一応のせさせていただいております。

それと、負担金の関係の、今後事業を実施するに当たり協議する余地があるかということなんですけど、その辺は一応考えていきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 後期高齢者医療連合でやはり健診の問題が出ていますけれども、全県がとりあえず見えるのでお願いしたいんですが、高齢者の健診でも健診率が50パーセントを超えるようなところもあるんです。どういうところかということ、個別にお医者さんに行って健診のできる場所は比較的高いんです、30パーセント、40パーセント、50パーセント。ところが、大多喜のように周辺部で集団検診しかないというところは、大多喜と同じように低いんです。

今、小高議員から、土曜日とか日曜日とか夜間とかの健診も検討してもらえないかというのがありましたけれども、個人健診も同じように検討してもらえないでしょうか。個人がお医者さんに行って、そこで健康診断していただく。

集団検診だけでしょう、大多喜の場合は。そうではなくて、混合で、基本的には集団なんだけれども、働いているからとか、ほかでもお医者さんに行っているから個人的なほうでやらせていただきたいというようなことで、混合で。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 今のご質問なんですけど、今、本町ではそれこそ本当に集団検診だけで実施しておりますが、個別ということも、一応うちの課内の中ではやはり検討というか、そういうものは考えておりますが、ただ、何分にも医療機関ということになると、なかなか難しい面もあります。ただ、一応検討はしていきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（志関武良夫君） 6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 今までの議案の中で、議員として自由討議する時間をちょっといただきたいということでありましてけれども、よろしいですかね。時間を少し。

○議長（志関武良夫君） 質疑の時間。

○6番（江澤勝美君） 質疑じゃなくて、議員だけで、ちょっと別室で自由討議をさせていただきたいということなんですけれども。

○議長（志関武良夫君） 今、江澤議員のほうから、自由討議の時間をいただきたいということでございましたので、討議の時間を設けたいと思います。

では、議員控室でいいですか。議員控室のほうにお集まりいただきまして、自由討議の時間を持ちたいと思います。

○6番（江澤勝美君） なるべく手短かに進めていきたいと思います。ちょっと時間が遅くなった中で申しわけないけれども、議員のそういう要望ですので、よろしくお願いします。

○議長（志関武良夫君） はい、どうぞ。

この間、ちょっと休憩します。

（午後 1時46分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時03分）

○議長（志関武良夫君） 質疑のほうを進めていきたいと思います。

（「報告は」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 今の報告は、町長のほうも承知しておりますので、これで進めていきたいと思います。お願いします。

以上で款3民生費、款4衛生費の質疑を終了したいと思いますがよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 次に農林水産業費、商工費、土木費の質疑を行います。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません、77ページの都市農村交流事業。

都市農村交流推進委託料、前年度までは300万でしたけれども今度150万になりまして、この間、常任委員会で聞いていましたところ、今度、定住促進に関することだけをやればいいのかというようなご説明があったと思います。

今までは、田植えとか稲刈りとか駒打ちとか餅つきとか、いろんなイベントをやって、そういうイベントをやることによって、東京とか都会のほうから人が集まってきてもらって、

それで来た人たちについて、定住化についていろんな施策とか説明とかして定住化をしていたと思うんですけども、今回、この委託の内容で、この間の説明だと、そういった事業は特別もうやらなくていいんだと。老川小学校でもいろんなイベントをやっていたと思いますけれども、そういったことはもうやらなくていいということでの委託の減額ということによるんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） いや、全くそういうことではなくて、今までと同じ内容のものになると思います。

ただ、今までは、ある意味ちょっと離れたような事業をたくさんやってきましたので、ある程度移住というところに特化した事業にしてくださいということで、余りいろんなものに幅を広げないで、移住というところに特化ということでございます。

ですから、そういうことを酌んで移住につなげるということについては、全く問題ない話なんです。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） わかりました。

それで、移住者にもいろんな移住者がいると思うんです。どういった人を移住者として迎えるのか。もうまるっきり住民票を移してもらって、こちらで農業なり何なりしてやってもらうのか。それとも、週末はこっちに来て過ごしてもらって、ふだんはどこか遠くへ勤めてもらって、住民票も移さなくてもいいよというような人を対象にするのか。それとも、若者を対象にするのか、それとも年配の方を対象にするのか。

それによって、いろいろ事業のやり方とか定住のやり方は違ってくると思うんですけども、その辺をある程度明確に出していかないと、誰も彼もオーケーだということだと、何かいろいろ大変というか、なかなか難しいのではないかと。

町のほうとして、こういった人を定住化に向けてやるんだという、そういった明確なものを出してやって、委託してやってもらうというふうにしたほうがいいと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） おっしゃるとおりでございます。

ですから、基本はまず住所は移すことが絶対条件です。それと、若い世代の方を優先的にということが基本でございます。ですから、いわゆる週末に来るという考え方のものは、上

治さんも基本的には勧めておりません。ですから、そういう方については移住をお勧めしませんので、あくまでも住所をここに移して、この大多喜に骨を埋めてもらうということが基本で、今までやってきた人も全部住所を移してやってきていますので。それで、できるだけ若い方、大多喜で何か事業をやろうという希望に燃えて来た、そういった方が基本になります。

ただ、全てがそれにいくわけではありませんが、今言った基本だけは守るということでございます。

○議長（志関武良夫君） ちょっと皆さんに申し上げます。

ただいまの質疑範囲は、款5農林水産業費、それから款6商工費、それから款7土木費です。その点についてよろしくをお願いします。

（「すみません、今の最後で」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それと、以前、農業体験室とかあったと思うんですけども、それはまた都市農村交流事業の中で、農業体験室ですか、それは継続してやっていくということでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） そこにつきましては、今、上治さんと、どういう形がいいのか、今までのような形で、要は実際に動けるかどうかという話なので、それはこれから上治さんと詰めるということでございます。

（「わかりました」の声あり）

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 事業内容を教えてください。

79ページの農地費の中で、多面的機能支払交付金。これ、新規の事業だと思うんですけども、お願いします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 多面的機能支払交付金事業ですけども、この事業については、平成19年度から実施してきました農地・水・環境保全向上対策事業補助金、これが平成26年度から事業名を多面的機能支払交付金事業に名称を変えて実施しています。

事業内容については、農地維持支払、資源向上支払に分かれておりまして、対象面積に対して交付金が支払われ、農家だけでなく地域住民が一体となって共同活動を行い、農業、農村が有する多面的機能の維持を図る事業です。

以上です。

(「よくわかりません」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 具体的に、例えばこんなふうだよというふうに。

○議長(志関武良夫君) 産業振興課長。

○産業振興課長(野村一夫君) 例えば、農地維持支払に関しては、水路の草刈りとか排水路の泥上げとか、そういうものになります。

あと、資源向上支払が2つに分かれていまして、共同活動と長寿命化ということで、共同活動につきましては、水路、農道などの軽微な補修、また植栽による景観形成などです。それで、長寿命化に関しては、農業用排水路をU字溝にかえるとか、農道の舗装だとか、長持ちするような工事をする補修の工事になります。

以上です。

○議長(志関武良夫君) ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番(根本年生君) 89ページのお城まつりの補助金の件です。

大多喜町では、お城まつりだけじゃなくて、もみじまつり、さくらまつりとか、レンゲ祭りとか、あとこの間はたけのこまつりですか、いろいろなお祭りをやっていると思います。

これは、お城まつりの補助金としては計上されているけれども、ほかのもみじまつりとかさくらまつりとか、当然これは事業なので経費がかかると思うんですけども、それがどこに計上されているのかわからないということと、あといろいろなお祭りがあるので、このお祭りの果たす役割というんですか、お城まつりは何の目的でどういった人を対象にこういうふうにするんだよと、レンゲ祭りはこうなんだよ、さくらまつりはこうなんだよ、もみじまつりはこうなんだよという。ただやればいいというだけ。その目的とか、じゃこういった人を対象に、恐らくこれは観光行政の一環としてやっているんじゃないかなと思うんですけども、その辺が体系的になっていないという気がしてならないんです。

ですから、もっとこれを、仮にお城まつり実行委員会の補助金で470万あるけれども、これを、お城まつりの補助金は一番多額にかかるのでしょうけれども、全体として、じゃほか

の、もみじまつりはあるわ、いろんなお祭りがありますから、そういったところと一体として、要はここに10万使うんだ、ここに20万使うんだと、そういった形で運営して行って、体系的にお祭りを持っていくと。

そういった形で、もっと有効的に、人もたくさん集めるし、地元の人でも楽しめるというか、そういった形に持っていきべきだと思うんですけども、何か今、体系的になっていないような気がしているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） お城まつりの補助金に関しては、衣装だとかそういうものに出しているんですけども、ほかのもみじまつりとかさくらまつりに関しては、観光協会のほうで観光協会の収益から出しているということです。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） じゃ、ほかのお祭りは観光協会の事業であって、町の事業ではないというわけですね。町の観光行政の一環として、たまたま観光協会に委託している、委託というのかどうかちょっと言葉がよくわからないけれども、町としてはこれをぜひやってもらいたいということで観光協会に補助金を出している。補助金の中に含んでいるということいいですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） あくまでもお城まつりはお城まつりの補助金で、ほかの祭りについては、当然観光協会が事業主体なんですけれども、当然産業振興課も一緒になって実施しているということです。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） ですから、今を見ていると、もみじまつりとかお祭りとか、観光行政と観光協会との役割が、それは全然違うものだと思っているんです。観光協会が果たす役割と、町が独自の事業費でもってやる観光行政。それが何かごちゃごちゃになっていて、どこまでが観光協会の役目で、どこまでが町の観光行政の役割なんだと。

観光行政として、こういった事業をやるんだということなら、町が事業費をつけてそれでやるということにしないと、今、何か効果が薄いような気がするんですけども、その辺は改めて観光行政と観光協会の役割を明確に分けるというか、お金の面も含めて。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 根本議員のおっしゃるとおりでございます。

実は、観光協会がやはり大分活発になってきてまして、法人化をした中で、収益性を上げていくということで、あそこの臨時の4名の方も収益の中から出しております。ですから、ある意味、町が観光行政から手を引いているというところは否めないと思います。ですから、これはやはり我々も考えなければいけないなと思っています。

ですから、観光協会に大分負担をかけているということは事実でございますので、その辺は、収益を上げるという中で、その収益をどんどん使わせているということがありますので、これはちょっと私ども見直す必要があるなと思っています。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 89ページ、夷隅川種苗放流事業補助金という事業がありますが、今、夷隅川の魚類がすごく減っています。これは、放流、種苗というのは放流でいいんですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） この事業は、アユ、ウナギ、ウグイ、フナの放流で、アユが4万匹、ウナギが200キロ、ウグイが200キロ、フナが388キロをことしは放流しました。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） それはことしですよ、今言ったのは。すごく、川の中に泳いでいるものが見えないんですけれども、特定の場所にやっているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 放流している場所はわからないんですけれども、写真が当然ありますけれども、点在して放流していますので、ここだということじゃなくて何か所も分けて放流しています。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） なぜこんなことを聞いているかということ、私、夷隅川の上流のほうに今住んでいるんですが、例えばウナギの話をしますと、下流で、夷隅川の河口付近で、いろいろな言い方があろうかと思うんですけれども、シッパとかササッパとかということで、稚

魚をとっちゃうんですね。で、こっちまで上がってこないんだよという話を、私、されたんです。

そういうことで、下のほうに放しても、またすぐとられちゃうんじゃないかなと。業者がいますのでね。だから、できれば場所を指定してやっていただけたらいいのかなと思います。

何を言っているかという、今までウナギ、すごいのがとれたんだよという話があって、できればポイントを1カ所じゃなくて、200キログラムですかウナギ放流したのなら、どこかもっと上のほうにも分けていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 何か所かに分けて放流していると思いますけれども、来年も当然この事業はありますので、協議していい方向に持っていければと思います。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

○4番（麻生 勇君） ぜひよろしくお願いします。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 93ページの中に、道の駅の管理費の項目ですが、道の駅のトイレのことなんですが、利用者から、今現在、和式がほとんどで、洋式というか座ってできるのが5つぐらいあったかな。それで、せめて和式でも手すりが欲しいとかという要望を聞いたことがあるんです。

これは、県のほうのあれもあると思うんですが、一気にできるのも大変かと思いますが、ひとつ検討していただきたいと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） ただいまの道の駅のトイレの関係ですけれども、おっしゃるとおり県のほうの管轄になりますので、要望もしてございますけれども、また引き続き要望はしてまいります。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） この話を聞いたのは約1年以上前のことであって、直に町長にも話をした人もいたみたいなんですが、その辺で検討していただけるということだったんですが、その後進んでいないので、ぜひとも県のほうに要望を強くお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私のほうに話を承ってから、実は県のほうに再三申し込んでおります。和式を洋式にとか、手すりの問題とか、いわゆる障害者のトイレの改修とかということで、県のほうには要望しているんですが、なかなか県のほうの予算がつかないということで、なかなかいい返事がもらえないんですね。

本来ならば、私ども町でやってしまったほうが早いんですけども、あれは県の施設でございますので、何としても、これからも引き続き県のほうには予算をとってもらえるように、何度か要望していることも事実でございますが、できるように、実現に向けて努力したいと思っております。

（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 95ページ、交通安全対策事業の中の原材料費、交通安全対策用材料の中で、カーブミラーとかガードレールということでご説明いただいたと思うんですけども、このカーブミラーは、曇りどめがついているものなのかどうかをお伺いしたいんですが。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 施設的な話だと思うんですけども、特に鏡面、ステンレスを磨いてあるもので、曇りどめというのはありませんで、上側にひさしがついているんですが、それのみでございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私も余り詳しくなくてまことに恐縮なんですけども、カーブミラーも汚れたりしたところをボランティアの皆様が拭いてくれて、緑青が生えてというか、緑になったところをきれいにしていただいているようなところもあるんですが、冬場、曇ってしまっ、て、見づらいというようなところもあるということで、町で設置するときに、曇りどめのあ、るカーブミラーを設置していただくことはできないんでしょうかというお声をいただいているんですが、この辺はいかがなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 私の記憶では、曇りどめのカーブミラーというのが、記憶にないんです、一般的なステンレスの鏡面だけなので。特に、木の下で、露がおりたりとか、曇ったりとか、コケが生えたりとかというのはあるんですけども、掃除していただくしかない

のかなとは思っています。

一応、探しては見ますけれども、そういうものがあるかどうか。それで、今後ちょっと検討させていただきます。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 87ページの真ん中辺の委託料で、公園等管理委託料86万円。

公園というと、町場にポケットパークとか公園、ありますね。それ以外にもちょっと公園がどこかに多分あるのかなとは思いますが、これはどこの公園等の管理委託料で、実際どういったことをやるのか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） この委託料につきましては、夷隅川の淡水漁組合に委託してまして、そこの親水公園ですね、事務所のあるところの。フィッシングパーク、あそこの公園になります。

（「どういったことをやるんですか」の声あり）

○産業振興課長（野村一夫君） 公園の管理ですね。

（「だから、委託の内容がどうなのか」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） すみません、維持管理で、草刈りとか、砂を上げたり、掃除とか、そういうことです。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 淡水漁組合、あそこには職員は1人か2人ぐらいしかなくて、多分そこの職員の方ではできないと思うんですけども、どこかに委託しているということかということと、あと町場にありますよね、ポケットパーク。その維持管理はどのようになっているのか。地元の区でやるようになっているのか。

それで、もし地元の区でやるということであれば、今の答弁だと費用が支払われていないように思われるんですけども、覚書とか何か、区で管理するんだよという、区と覚書等を取り交わしているのか。

中には、聞くと、掃除するんですけども、何か全然それも周知されていなくて、何だか最近では町も余り、前は町のほうで少しやってくれたのかな、最近来てくれないから自分たちはやらないよとか、その辺がちょっと徹底されていなくて、各区に聞いても、どうなっている

のかよくわかっていない状況なんですけれども、その辺も含めて。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 最初の、夷隅淡水の関係は、誰かに頼んで、草刈りとかそういうものをやってもらっていると思います。

それから、ポケットパークの清掃については、事故があった場合の保険料は見ているんですけども、あとはボランティアということで、今ご指摘のとおり、そういうことであればまたきちんと打ち合わせ、話し合いを持って進めたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、当初、街並み整備計画をやるときに、私も資料を見させてもらいました。

契約条項の中に、いわゆる公園につきましては、地域の皆さんが管理するということが契約の中に入っているんですね。ですから、地域の皆さんが、区域の皆さんがそれを今まで見ていたと。

これはいつの議会でしたか、小倉議員さんが、皆さんが高齢化になって、なかなか管理ができないので、町で何とかならないかという話は、一度は質問を受けたことがあるんですが、基本的には建設当時の条項の中にあるということでございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、その辺よく説明していただいて、できれば覚書なり何なりを取り交わしていただかないと、区長もどんどんかわっていきますので、区でも正直、どのようになっているのかわからない状況で、区民からもいろんなことを言われて大変らしいので、その辺を周知徹底を図って、うまくやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 覚書があるということなので、もう一度地元と打ち合わせして、その覚書に沿って進めたいと思います。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 93ページの、土木費の中の町道維持管理事業ですか。

私もいろいろ町道を走ってみると、最近、舗装が大分傷んできているんですね。これはちよつとしたお金ではできないような感じもするんですが、補修、補修でやっていってもすぐ

穴があいちゃうとか、そういうところが見受けられるので、この辺の計画的なものをちょっと伺いたいと思いますが。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 計画的にやる部分と、単発的に、例えば区長さんが、ここ穴があいたから埋めてよという部分もあるんですけども、ある程度現場を見させていただいた中で、早急にやらなければならない部分とか、大がかりでとてもこの町道維持管理の中ではできなくて、外注しなくてはできないような部分もありますので、その辺は分けて、ことし道路ストック点検もやっておりますので、長期的な補修は今後計画はしてまいります。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、私も今の関連で、以前に各行政の区長さんとかのお力もかりながら、町道の傷んでいるところを調べて、直していただいたことがあるというようなお話を伺いました。

今も、多分町ではいろいろパトロールとかをしていただいて、町道の管理をしていただいていると思うんですけども、ただ、それは重立ったところのみだと思います。その間のほうもやはり傷んできているということで、一度町のほうで、区長さん等を通じながら、傷んでいる箇所を総点検していただくことはできないでしょうかという、こういった声も伺っているんですけども、この点いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） それにつきましては、別にできないということではなくて、もううちのほうで区長さんにご案内すればできる範囲ですので、それはできると思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） いろいろなやり方があるかと思うんですけども、間道ですと、例えばここ1カ所、ここ2カ所みたいな感じでぽつぽつやると、また逆に人手もかかったりというようなこともあるのではないかとということで、一括で傷んでいるところを一度把握をしていただきながら、町のほうで計画を立てて、集中的に修理をしていただくということもいいのではないかとということなんですけれども、この辺いかがでしょうか。やっていただけるような感覚というのはありますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 確かに、結構あちこち傷んでいるのが現状で、まとまってこっちから順番にというお話も確かに効率的にはいいのかなということもあるのかと思いますけれども、要は緊急性の問題も、このくらいの穴も、今ちょっとしたところでも、ちょっとくぼみでも今やらなくちゃいけないとか、こっちはもうがつんとへこんじゃっているからこっちを先にやらなくちゃいけないだろうという話になると思うんですね。その辺の緊急性と加味、合わせた上で、進めさせていただければと思います。

それと、現状でも要望というのがかなり来ていまして、現在、維持係が対応しているんですけども、それでもちょっと全部、なかなかこなしていくのが容易でないと。毎年、幾つかの案件はもう繰り越していくような状態です。

だから、うちのほうで直すのは直していくんですけども、できれば区民の皆様でできるところはできるだけやっていただくと、うちのほうも非常に助かります。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 舗装のことについてですが、資材を提供して、あと道具とかそういうのも借りたりとか、そういうのはできるんですか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 資材については、常温合材を、各区で穴があいているので埋めたいんだけどということであれば、今現在支給しております。ただ、道具に関しては、機械ものにはなりますので、スコップとかは自分たちのものを使っていただいて、その後合材を軽く、車で踏んでもある程度落ち着きますので、そういう形でとりあえずやっていただいているような状況になります。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 83ページと29ページに関連しております。

林業振興費ですが、事前の説明だと竹粉碎機関係の事業だと。去年は34万1,000円計上されておりましたが、ことしは5万5,000円に大幅に縮小されております。

実は期待をしている事業なんですけど、事業計画の縮小の理由、それから26年度の実績、そして今後の取り組みをどうするのか、見通しを説明してください。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 竹粉碎機に関しては、今年度4月から機械を導入したんですけれども、機械の操作受講者、これが33名いらっしゃいまして、今年度は実際に使用した方は4名にとどまっています。

それで、9月、当初、タケノコ生産組合に頼んで周知してもらったんですけれども、また10月ごろ広報で周知したんですけれども、まだまだ周知が足りないんじゃないかと思ひまして、今年度も周知を図って、なるべく多くの人に利用してもらおうようにしたいと思います。

今後の取り組みについては、やはり特産品のタケノコを生産する竹山のことでございますから、なるべく多くの人に利用してもらって、竹パウダーの土壌改良の効果も含めて、その利用について広報等で宣伝していきたいと思ひます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 利用が少なかった理由とか、あるいは使ってみての感想とか、そういうのは寄せられていますか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 当初、急遽これを導入して、すごく使用が頻繁に来るんじゃないかと想像していたんですけれども、来なくて、ことし100日、予算は当初計上したんですけれども、今年度が4名だということで少し落としたんですけれども、これは利用についてはふえれば補正できますので、大丈夫だと思います。

それから、感想につきましては、あの機械が重さ的に軽トラにやっと乗る機械なんですけれども、この間も1人の方に使ってもらって、大変、機械の大きさ、軽トラで山に行って直接おろしたりできますので、いいんじゃないかという声は聞いています。

○議長（志関武良夫君） ほかにありますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私の愛読する「現代農業」なんかから見ると、機械のスケールが小さくて、はかがいかないとか、そういうのはないですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） この取り扱い要項の中でも、直径11センチの竹までは大丈夫ですということになっていますので、大きき的には十分じゃないかと思ひます。

（「わかりました」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） なしということでございますので、ないようですので、次に、款8 消防費、款9 教育費、款10 災害復旧費、款11 公債費、款12 予備費の質疑を行います。

はい、どうぞ。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、105ページ関係という形でご質問させていただきます。

今年度、大多喜小学校さん、上瀑小学校さん、総元小学校さんが合併になります。そういう中で、今、準備を進めていただいていると思うんですけども、例えば細かいところを含めまして、体操服ですとか、校歌はどうするのかとか、またその他いろいろな準備段階で今現在どのような形になっているのか、お伺いさせていただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） まず校歌につきましては、大多喜小学校の校歌ということで。体操服につきましては、今まで使っていたものを使用しても構わないということで、説明をしております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今現在で、問題として何か残っているようなものというのはあるのでしょうか、検討するものとか、準備とかで。学校の統合という部分についてです。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 問題というのは、あったらちょっと困るんですけども、ないものと思っております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。よろしく願いいたします。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 教育費です。

107ページ、111ページの扶助費ですが、準要保護費についてですが、小学校は何か複雑、分類が一緒になっていて比較はできないかもしれませんが、小学校の場合は50万ふえています。それから、中学校の場合は67万6,000円も減っているんです。これは一体どういうことなのか。小学校のふえている見込みと、それから中学校の激減の理由を説明してくだ

さい。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 小・中学校の振興事業の扶助費ですね、その増減の理由ということでございますけれども、まず小学校教育振興事業でございますけれども、平成26年度134万8,000円で、平成27年度が180万9,000円、46万1,000円の増でございます。これは、要保護、準要保護、特別支援の該当者の増ですね、これが8名増加しております。

次の中学校教育振興事業の扶助費でございますけれども、平成26年度が要保護、準要保護、特別支援、20名おりました。それが平成27年度、11名ということで、9名の減ということで、これは該当者の減ということで、これは平成26年度173万2,000円、平成27年度が97万7,000円で、対前年比が75万5,000円の減ということで、これは該当者の減ということでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 小学校の場合は8名増ということでしたけれども、増ではなくて、実際受けている子供の数は幾つですか。

それで、ことしの募集、それから周知活動についてはどのようにするのか、伺います。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 現在、要保護が4世帯6名です。準要保護が13世帯22名ということでございます。

（「ことしの募集」の声あり）

○教育課長（野口 彰君） これから学校を通じてお知らせをするということでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今、子供の貧困、6人に1人だというふうに全国的には言われている中で、本町は割合としては少ないほうだと思うんですけども、周知と募集が4月1回しか今までしていなかったと思うんですが、これを学期初め、年3回、周知活動、募集活動を展開するというような考えはありませんか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 皆さんに情報提供、お知らせをするということは大事ですので、そういう形で考えていきたいと思っております。

（「お願いします」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ちょっとページがわからない。

中学校、小学校、それから保育園関係で、英語教育関連なんですけれども、やはり26年と27年の対比で考えてみますと、保育園は同額だから納得できます。97万2,000円です。小学校も239万円から171万円で、これは小学校の数が減るからおおよそわかりますが、でも、4が2になるので、これが半分にならないのは一体どうしてかなとか思います。それから、中学校の場合は、現状維持にもかかわらず大幅にふえています。

どのような計画のもとに、こういう予算になったのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 中学校の英語教育に関しましては、現在週10時間ということで、平成27年度は週12時間を考えております。そういうことで、英語教育の充実を図るということで予算の増ということになっております。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

（「小学校は」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 小学校は、1年生から4年生は2週間に1回、各学年1時間を実施しております。5、6年生は必修ということで、週1時間ということ、これは今までと変わらない内容ということでございます。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

教育長。

○教育長（石井信代君） 今の補足で、小学校が減になっているということは、統合で、今までは総元小、大多喜小、上瀑小で、6年生につきましては3クラスあったわけです。今度統合いたしますと、大多喜小学校で学年2クラスということになりますので、学級数が減ということになりますので68万7,000円の減、これが小学校です。

今、町長のお考えで、できるだけこれからグローバルな人間を育てたいということで、保育園から小、中ということで、中学校はそういう意味で2時間増ということで、中学校は72万6,000円増ということです。

小学校1年生から中学校義務教育全て、プラス保育園で、英語に強い子供たちを育てたいということで、増減が今回生じております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） いや、それはわかるんですけども、小学校の、すごいみみっちい話なんです、小学校の場合は、今まで4校あったのが2校になるでしょう。そして、授業数も半分になるでしょう。多分契約からすれば1時間単位幾らだと思うので、そうすると、働く時間が半分になるからその費用も半分になるだろう。だけれども、半分までいっていないじゃないか、小学校の場合。それはどうしてという、そういう疑問です。すごくせこい、主婦的な発想です。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 確かに、そういうことも言えると思いますけれども、学校数は減りますけれども、学級数はふえますので。大多喜小学校、統合されまして学級数がふえますので、そういうことでこういう予算でございます。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 115ページ、公民館バスの管理事業ですけども、委託料が去年の場合は運転委託料だけで313万。ところが、ことしは456万4,000円になっています。ふえた幅は143万4,000円、率にすると45.8パーセントの増額になっています。

このことについて、委託内容はどんなふうになっているのでしょうか。そして、26年度の見込みの運行日数はどうなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） それでは、お答えいたします。

委託内容につきましては、公民館バスの利用の申請があった場合に、その申請どおりに利用者を行き帰り送迎していただくということと、あと車の清掃点検、そのほうをお願いしてあります。

それと、料金はかなり上がっているということですが、これは国土交通省の公示によりまして、時間・キロ併用制や、人件費の積算基礎の見直しが行われたため、委託料が増額となったものでございます。

あと、運行日数ですけども、平成26年度160日を予定しております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 運転手の人件費ということを考えると、私はいい方向に向かっているというふうに思います。

それに比べて、119ページの学校給食センターの管理事業ですけれども、賃金が96万8,000円とあります。これは何人分の賃金で、平均幾らいただいているのでしょうか。

多分これは調理員じゃないかと勝手に推察しているんですけれども、同じ仕事をする正職員の場合の年間の給与というのは幾らなんのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） まず、臨時職員の方の賃金でございますけれども、96万8,000円、7名分でございます。平均が137万3,000円。

正職員3名分でございますけれども、給料、手当、期末勤勉手当、扶養手当、通勤手当、合わせまして1,193万9,341円であります。平均は397万9,780円であります。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） これだけ見ますと、同じ仕事をして同じ勤務時間で、3倍の違いがあります。民間のバス会社については、法で時間、距離の積算で、手当というか、手当ですよ、より励みのあるふうに改善されているのですが、本町の臨時職員の待遇改善、27年度は給食も含めてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 臨時職員の賃金の改正状況ということでございますけれども、まず、現在6,200円という方がいらっしゃいましたので、これにつきましては6,400円に、200円の増額をしたいと考えております。

あと、保育士でございますけれども、現在8,000円の保育士がいらっしゃいますが、これが一番上の方ですが、この方については、保育士の確保等もございまして8,200円に、200円増。

保育士が現在7,700円と7,300円ということで、経験で分けておりますが、これを一緒に8,000円ということで、300円から700円の増をしたいというふうに考えております。

なお、年度中途ではございますけれども、特別養護老人ホームの看護師につきましては、昨年10月から日給8,500円のところを1万円に改正をしております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） この公民館バスから見ると、本当に50パーセント近い、ばんという

値上げを考えている。それで、法を遵守しなきゃいけない、全て法で動いているこの行政が、ワーキングプアを解消できない賃上げしかできないということ。

それからもう一つ、特別養護老人ホームの介護士の報酬のことで、何で今回の報酬の特例、特例というか、介護士については給料を申請すれば多少上げますよというのを、町の職員だから、職員は介護士だけでないので、介護士だけ上げることができないとって、申請しない、すごいもったいない、放棄をしたわけです。だけれども、これを見ますと、来年度、上げるのは、やはり部分的ではないですか。ほかにも、臨時の職員はいると思うんです。臨時で働くのに、民間も官もないと思うんです。

やはり若者の定住化ということ考えたときにも、若者だけではないんですけれども、今いる人たちが安心して暮らせる、若者だったら子供を仕込める、田舎にいても仕込める。そういう収入の保証というのを、やっぱり役場が範を示して改善していく年にするという考えはないんでしょうか。

町長にお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私どもも、最低賃金ということはもう決められておりますので、それを下回ることはないようにということで。

もう一つは、今、課長の答えましたように、やはり今、人がだんだん不足しているという中で、現状に合わせた金額ということで、先ほどお示ししたところでございます。

ただ、若い方の就職口というのは、実は臨時ではなくて正職というのを非常に希望します。ですから、なかなか臨時には、年配者の方がほとんど来るわけでございまして、なかなかそこには、若い方がつくというところではないような気がいたします。

ただ、我々も財政の許せる限り、できるだけ進めてはいきたいと思いますが、最終的にはやはり周りとの照らし合わせの中でやっているところでございますので、できるだけ改善に努めてまいりたいと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありませんか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 117ページ、款9教育費、項5保健体育費、目の保健体育総務費の中で、説明欄の保健体育振興事業の一番下から3行目ですかね、町の体育協会の補助金139万8,000円。

今、町の体協というのは何団体ぐらいあって、この補助金の配当と言ったらおかしいです

けれども、どういうふうに割り当てしているか。

それと、109ページ、款9教育費、項3中学校費、目学校管理費、この中で、中学校管理事業で西中が149万5,000円、大多喜中学は214万8,000円。これは生徒の人数で割ったら、1人当たりどのくらい、西中と大多喜中学はなるんでしょうか。この2点お聞きします。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 初めに、町体育協会の補助金でございますけれども、139万8,000円、これが全部各部のほうに行くということではございません。城マラソンとかそういうものの費用もありますので、あと県民大会の派遣費等ございますので、それらを差し引いて、各部のほうに配分しております。

ただ、その部の数につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんので把握してございませんので、申しわけございませんが、一応そのような形でやっております。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） すみません、手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） お城マラソンというのは、体協の主催でやっているんですか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） お城マラソンは、町の体育協会が主催で行っております。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 教育課長ですね、資料じゃなくて、大体の人数で割り出せば、この予算で割れば1人頭のが出てくると思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 多分この後休憩があると思いますから、その間にひとつお願いしたいと思います。

大変恐縮なんですけれども、教育長、今、メディアで見れば、勝浦中学が統合の話をしてあります。いろいろ私の計算でいくと、倍違うと思うんです、西中と大多喜中で、1人当たりの経費が。

これは、ちょっと本当に恐縮なんですけれども、予算書以外の質問なんですけれども、統合というのは、もうそろそろという感じもしないわけでもないですけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） けさの新聞に、勝浦3中学校が2年後に、4月1日、学校統合で、中学校を進めるというのがあったので、きょうはそういう質問があるかなと思ってびくびくしていたんです。

北中学校、興津も、大多喜町の西中学校よりは人数が多いんです。いろいろな面で、今、議員さんからもそうですけれども、ぼつぼつ、西老地区の保護者の方からもどうなんですかということは言われているんです。

ただ、今現在、この4月1日にこの3校統合がございますので、まずちょっとそこが落ち着いて、先ほどからも心配ありませんかというのがありましたけれども、3校統合というのは初めてですので、子供たちが安全でいい学校をつくると、そこへちょっと今大変気持ちが行っておりますので。

ただ、文科省もつい先日、学校統合の指針等出ていまして、これは全国的な規模で、小さい学校で子供たちが成長することは、教育環境からいうと、やはり大人になったときに非常に厳しい世界に入っていくためには非常に少ない人数ではということで、文科省もかなり強く出してくれています。

大多喜町も、これはまだまだ先の話ですというわけにはいかないと思っていますけれども、ともあれ地域の人たち、保護者がどう考えているか、これがやっぱり一番ですので、これだけの人数になれば、やはり統合に向かっているかなければならないということはよくわかっておりますけれども、方針としてはそういう方針では考えております。すぐ、今、何年度ということはまだ、ちょっとそこまで検討はいいしていません。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） どこで質問していいかわからなかったんですが、内容は、野球場というタイトルが出てくるのはこれしかなかったんですね、野球場、芝管理委託料というのがあったんですが、119ページ。

これ、どこで質問していいかわからないというのは、理由は、今、選抜の高校野球の話が、甲子園でやるようになっておりますけれども、私、毎年高校野球の観戦に行っているわけなんです、これがもしできればすごいまちおこしになるんじゃないかなと思って、質問いたします。

今、B&Gにすごい立派な野球場があるわけですが、その整備ですね。高校野球ができ

るスペースを持っていると思うんです。条件的にも、駐車場は周りにいっぱいあるし、住民に迷惑をかけるようなところじゃないので、あそこで高校野球をやれるようなことを考えられないかなということ。もしできたら、すごいまちおこしになるんじゃないかなと思います。

どうでしょうか、どなたか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 大多喜の野球場で高校野球の大会を開催できればまちおこしになるのではないかとのご質問でございますけれども、今、春、秋の予選は大多喜の海洋センターの会場を使って実施しております。それと、夏の大会につきましては、茂原にあります長生の森が、今、南の限界といいますか、そこを会場にして開催されております。

ただ、大多喜の会場ですとちょっと観客席が、高校野球の夏の大会とかというと、入場料とか徴収いたしますので、その辺がちょっと整備が足りないのかなということがございます。

それさえクリアできれば、会場として少し手を加えれば、可能ではないかというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） それはもつともだと思います。

私の質問は、ただ高校野球をやればいいということじゃなくて、観客席も整備してここにお客さんと呼ぶ。そうすると、1日3試合あるとすると、大変な人数が来るわけです。3試合やるときもあるんですけども、できるとしたら、町としての集客量というのはすごくあると思うので、観客席の整備と、入場料は高野連に行くのだと思いますけれども、販売機であつても弁当であつても、大変需要が多いと思うので、その辺も、予算的な問題もありますけれども、町長、考えてもらえればいいのかと思うんですけれども。

町長、お願いします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大変すばらしいアイデアをいただきました。

ただ、恐らく今の構想でいきますと、多額のお金がかかると思います。これは財政が許せばやりたいと思いますが、そのご提案につきましては十分承りましたので。ただ、やるかどうかというのは、ちょっとこれから考えていきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 今の話なんですけれども、さっき一番南が茂原の長生の森らしいんですけれども、こっちから行くと、私、柏のほうまで行ったんですけれども、大変な距離なんです。南限が茂原じゃなくて大多喜でもいいんじゃないかなという気がしていたので、そういう質問をしたわけです。返答は要りません。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 先ほど野村議員さんからご質問のありました、109ページでございます、学校管理事業、西中、学校管理事業、大中の、生徒1人当たりにしたらどのくらいになるかということでございますけれども、西中のほうが30万円でございます。それで、大中のほうが12万5,000円でございます。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

質疑、ほかにはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、平成27年度大多喜町一般会計予算に反対の立場から討論させていただきます。

予算の概要というところに、予算を編成したときの基本的な考えが載っているのですが、お金が足りないとか足りるとか、国の経済情勢がどうなのかとかということであります。私も、やはり予算を考えるときに、住民の置かれている経済状況がどうかということを考えます。

この予算案にあらわれる限り、答弁でもありました町民税、個人の減収、そして法人税、法人税の場合は法人税減税もあるけれども、でも事業の不振という面もあるという答弁でした。アパートの家賃は、住民の収入にも連動すると。そこでも減っている。住民の置かれている経済状況というのは、厳しいものがあります。

日常的にも、住民の声として、いろんな公共料金、それから保険料、高いという声が聞かれていて、みんな本当にアップアップという暮らし方をしていらっしゃる方が少なくない。こういうのが大多喜町の情勢だと思います。

特に、26年は消費税の増税、それから年金の削減あたりで、マスコミがアベノミクスをもてはやしているほど、住民生活はよくなってはいないばかりか、かえって悪くなっている。2パーセント消費税を上げたときも、復旧するのにものすごく時間がかかったけれども、多くの庶民の生活は大変だろうと思います。

こういう中で、行政がすることは、地方自治法の2条の14項でしょうか、住民の福祉を増進させる、つまり住民を安心させ、幸せにすることが、地方自治体の仕事の大きな任務だと思うんです。

歳出のほうを見まして、私が1つ評価したいのは、子供の医療費が、県下びりから10番目以内くらいで、ようやく議員の決議どおり4月から始まったことは、大きな評価ではありませんけれども、民の声に耳を傾けるという点で評価をしたいと思います。

今、世間で、やはり病のように言われている少子化、自治体が消滅する。それで周辺部、田舎のほうでは人口の奪い合い、定住化という名前で進められているところが多いのですが、私たちの町もそのやはり病にちょっとかかっているのではないか。執行部はかかっているのではないかというふうに思われます。

3月5日の一般質問で根本議員が、定住化ってうちを建てることじゃないよ、もっと産業をきちんと振興することみたいなことを言ったと思うんです。私も全くそのとおりで、私は地域資源の利用、バイオエネルギーを使って地域経済の循環ということを去年やりましたけれども、どうやってこの地域で地域資源を掘り起こし、振興し、今いる人たちが定住、この町に暮らしてもいいかな、この町だったら子育てができるかなというまちづくりをすることこそが、本当の定住化につながる道だと思っています。

ところが、外から人を呼ぶことに走っているのではないのでしょうか。例えば、空き家対策、外から人を呼ぶために、1件当たり100万出そう、補助率は3分の1だ。これはすごくおいしい話ですけども、よそから来た人はいつの間にかいなくなっちゃったという話をよく聞きます。何年かはいても、本当に足腰を据えて大多喜に貢献し切るかどうかわからない人たちのために200万円、これがあったら臨時職員の賃金を上げることはできます。

それから、今年度まで出していない、いすみ鉄道のイルミネーションだの蛍ウオッチングなど、いすみ鉄道はもう企業体で、やはり自分たちの組む仕事、お金がもうかるかもうか

らないかということを経算度外視して事業を組むのは、私は愚かなことだと思うんです。

住民から、その300万円のお金があれば、高校生までの医療費が無料になるじゃないですか。今回子供の医療費、中学1年生から3年生まで延びたことによって、ふえたお金は約350万円です。高校生だったらもっと病気にかかりませんから、一番体力のある時期で、300万あったら、本当に高校生まで医療費が無料になる。このことのほうが、私は定住化に役に立つと思うんです。

そういう面で、お金の使い方、今いる人たちを本当に大切にするという観点が抜けているという点で、非常に残念だと思います。執行に当たり改善されることを希望して、私の一般会計の反対討論といたします。

○議長（志関武良夫君） 今、本案について反対者の発言がありました。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 私は、賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

平成27年の一般会計の予算、42億9,200万であります。

この予算を町長は、入るを量りて出ざるを為すと、財政の基本姿勢であると思います。地方財政が破たんしている多くの自治体がある中で、こういう基本的なことをしっかり守っていく、大変必要なことであると思います。

そして、重要な施策として、大多喜町総合計画第3次5カ年計画が最も重要だというような答弁がありました。これから、5年、10年後の町をどういうふうにつくっていくか。これは本当に必要で、一番重要なことでもありますし、これから具体化に向けて頑張ってくださいと思いますけれども、具体的な数字を入れて、本当にイメージが湧くような、5年、10年後の町の計画をつくっていただきたいというふうに思います。

そして、その予算の中で、まず総務費でありますけれども、まちづくりの提言事業、100万ではありますけれども、町民の意見を聞いて、こういうものを支援していくんだ、そういう考え方は素晴らしいものだというふうに思います。

また、防犯灯のLED、さらにふるさと基金積立事業ということで、今年度については5,000万の計上をいたしました。これから、ふるさと納税も競争という形になるかと思えますけれども、町にとっては大きな財源でありますし、今後の仕掛けでさらに大きく伸びる事業というふうにも感じておるところでございまして、大変評価をいたします。

また、民生費でありますけれども、子供の医療対策事業ということで、今年度から中学3

年までの医療費の無料化、あるいはまた県下でも大変上位の施策であります少子化対策650万ということで、去年に引き続き計上されました。

また、保育園の管理運営事業、大変子育てが充実して、本当に県下に誇れる事業であります。その中でも、英語教室の業務委託ということで、幼児教育をしっかりやっていく、こういう姿勢も評価できるというふうに思います。

さらには、児童クラブの運営事業、そして健康増進事業、先ほど議論になりましたけれども、私たちの町も健康づくりをさらに充実させていくというような事業は評価できるものと思います。

また、農林水産費でありますけれども、本当に野生獣が広がっている中での、去年に引き続きまして有害鳥獣駆除対策、さらには多面的機能支払交付金ということで、今年度は7件を予定しているということでありますけれども、この事業についても、うまく活用すれば本当に地域がさらに荒廃なく管理が行き届く、こんなような事業でありますので、事務委託もほかにできるというような事業でありますので、ぜひ推進をしていただきたいと思います。

そして、土木費でありますけれども、随分心配していました。これから橋梁について老朽化が始まる中でこれは大変になるのではないかとというふうに思っておりましたけれども、長寿命化事業ということで計画的にやっていくということで、今年度4,200万の事業。

教育費につきましても、小学校、中学校の教育振興事業ということで、英語教室の業務委託事業、合わせて425万2,000円ですか、そしてまた統合によつてのスクールバスの運行ということで、大変評価できるものというふうに考えます。

一方、心配な部分もあります。ぜひ慎重に進めていただきたいのは、起債の残高47億5,935万2,000円ということで、決して低い数字ではありません。これから、さらに負担がかかってくるものというふうに思います。

さらには、先ほど質問しましたけれども、職員の退職金負担は、現在では14億6,000万ほどの積み立て不足という部分があります。この手当につきましても、将来的に非常に不透明な部分がありますので、ぜひ今後も、起債の抑制には十分配慮をしながら、予算編成に当たっていただきたいというふうに思います。

そして、産業振興でありますけれども、農業、林業、観光、商業、非常に厳しいものがあると思います。これは参考でありますけれども、税務課の資料では、農業所得は517人で13万7,000円、自営業は412人の申告で124万ということで、非常に低い数字であります。参考ということであろうとは思いますが、それにしても産業そのものがこのように数字的

に低い部分があると思います。今後、産業振興には相当力を入れていってほしいという部分があります。

大多喜町の職員は、一般職で140名、類似団体と比べると30人から40人多いということがあります。事務移譲がされて、今でも大変ということはわかりますけれども、産業育成、この部分にも人材を多く投入しながら、振興を図っていきたい。

特に、町には農業振興基本法、観光振興基本法、商業振興基本法、全くありません。町にどういった産業を育てていくか、こういうものが全くない話でありまして、しっかりと具体的な数字を示して、目標を持って、本腰を入れていってほしい、このように思っております。

そして、健康増進事業化、さらに強化をしていただきたい。先ほど国の健康増進法は何だと申し上げましたけれども、高齢化になり、医療の増大が図られる中、私たちも町も本当に一人一人が健康になるように町がリードして、健康づくりにさらに力を入れていただきたい。

そして、定住化、少子化については、限られた予算であります。どこにターゲットを絞ってやるか、少ない予算で効果的に上げるには、多くの部分でいろいろ総合的に事業を展開するのも、予算があればと思いますけれども、中では集中して的確を絞ってやっていく、こんな予算をつくっていただきたい。

そして、地元の大多喜高校でありますけれども、支援がなくなってしまいました。中学校で、柔道で県大会、全国大会に行きます。大高にぜひ行ってほしいという思いを持っているんですけども、大高にはいい指導者がいないよということで、ほかに行ってしまう。こんなような状況もあるわけで、ぜひいい指導者を招聘するなりしていただきたい。

大多喜の小学校、中学校、生徒はブラスバンドを、振興の部分で非常に一生懸命やられている。それをつなげる大高のブラスバンドも、一生懸命、大多喜のお城まつりにも来ていただく。そういうところにもぜひ支援をしていただければと思いますし、小学校、中学校で英語をやっているなら、高校でさらに進める、そんな支援を、大多喜町にとって大高がどうあってほしいか、そういう観点からぜひ支援をしていただきたいというふうに思います。

さらに、歴史の副読本をつくっていただきました。今回の条例で専門職の人をということで、学芸員の人を入れたいというようなお話でした。大多喜町によそからお客さんとして来て、子供たちが大多喜の歴史はこうですと、自信を持って、誇りを持って言えるような、そういう教育をすることは、大きくなって社会に出てからも、この町を誇りに思い自信を持ってこの町を自慢できる、こういう子供たちが育っていくためには、ぜひそういう人材も活用していただきたいというふうに思います。

そして、最後になりますけれども、まずは私たちも町も、魅力のあるまちづくりを目指していかなければいけないと思います。先ほど野中議員のほうからもありましたけれども、私たちのもう一つの目的は、今いる人たちが幸せに生きがいを持って暮らせる町をつくる、これも一方では大事な要素であります。芸術、文化、歴史、伝統、そしてスポーツの振興、バランスよく推進をしていってほしい、こんな思いがあります。

最後でありますけれども、この予算を、本当に必要性、効率性、財源及び効果からというようにものでありましたけれども、ただ単に執行するのではなくて、あらゆる角度から本当にその事業を見直しながら、本当に皆さんの力でこの予算を十分有効に活用するように執行していただきたいというふうに思います。

以上で、賛成討論とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号 平成27年度大多喜町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第30号 平成27年度大多喜町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

質疑の途中ですが、ここで10分間休憩をします。45分の開会とします。

（午後 3時34分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員の皆さん方に申し上げます。

議事の進行にご協力のほどをお願い申し上げます。

（午後 3時44分）

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第2、議案第31号 平成27年度大多喜町鉄道経営対策事業基金

特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

どうぞ。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 毎年のように車両買いかえの予算が出ているんですけども、この買いかえの決断というのは誰がするのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これにつきましては、いすみ鉄道の要望を、いすみ鉄道の活性化委員会という県が実施しておるものがございます。その中で、原案をこの長期の見直しとあわせて議論いたしまして、そしてこの基金の取り崩しにつきましてはいすみ鉄道の対策協議会において審議しております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 長期の見通しとか、そういうところで、対策委員会でやるというんですけれども、今のところいすみ鉄道の存続についてはどのような見通しなのか、簡単に説明していただけないでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） いすみ鉄道につきましては、平成20年、21年度を検証期間として、平成22年8月6日に存続が決定しております。その間ですが、平成31年度までの10年間ということで、昨年一度見直しをしたところでございます。

したがって、平成31年度までの10年間、この決定をしたときから、この間については存続していくんだということで決定しているところでございます。

それ以降につきましては、これからまた、最大の出資者でございます県と協議を重ねながらいくというようなことになろうかと思っております。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 討論なしと認めます。

議案第31号 平成27年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(志関武良夫君) 挙手多数です。

したがって、議案第31号 平成27年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第3、議案第32号 平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑、どうぞ。

11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 保険料のことなんですけれども、ちょっとすみません、157ページ、歳入歳出予算事項別明細書のところなんですけど、国民健康保険税がことし、去年に比べて4,977万5,000円、約5,000万近く少なくなっています。この説明をしてください。

このままいくと、私どものような素人は、本人が払う保険料が安くなるのかなというふうに思うんですけれども、安くなるのでしょうか。

○議長(志関武良夫君) 税務住民課長。

○税務住民課長(市原和男君) それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問のとおり、平成27年度国民健康保険税予算につきましては、前年度比較4,977万5,000円の減額を計上いたしました。

減額の理由といたしましては、歳出面では、医療費あるいは高額療養費等が予算が伸びているものもございます。しかしながら、歳入予算であります前期高齢者交付金が前年度より5,485万3,000円の増、また制度改正によります共同事業安定交付金の歳入が3,652万1,000円、それぞれ増を見込んでおります。

そのため、国民健康保険税につきましては、平成26年度の歳入見込み額相当を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 納める保険料そのものは特別に安くなるわけではなくて、というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 今年度の保険者、あるいは所得状況等の確保が行われれば、税率は今現在のものが適用されると、ことと同じような税収が確保されるというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「あります」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今の質疑で、保険料率は変わらない、ことし並みの保険料であろうというような内容でしたけれども、それにしても、国民健康保険税は非常に高いものがあります。

この高くなった理由なんですけれども、1984年までは、健康保険財政の費用の50パーセントを国が負担していました。ところが、今は平均で、2012年で23パーセント、84年に比べてもう半分以下の負担しかなくて、それをみんな保険税、あるいは自治体の繰り入れという形で、一番末端に負担が来るような形で、国民健康保険財政を運営しているところにこの問題があるわけです。

ちなみに、私の計算では、大多喜町の国保財政における国庫支出金の割合はわずか20パーセントであります。こういう財政運営をしている限り、本当にどんどん保険税が高くならざるを得ない。

今、町がどうせよということではありませんけれども、こういう制度そのものに対して、やっぱりもろ手を挙げて賛成というわけにはいきません。

折に触れ、町長を中心に、国庫負担をふやせということ国にどんどん要求してもらうこ

とを希望して、私は反対討論といたします。

○議長（志関武良夫君） 反対討論がありましたので、賛成者の発言を許します。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

大多喜町も確かに国民健康保険、年々ふえておりますけれども、国のほうも幾らか、26年度から比べると補助金も多少ついてきております。

しかしながら、今と同じ財政でいきますと、26年度よりも上がるか上がらないか、微妙なところでありましてけれども、これは町が一生懸命やっても、やはり今の高齢者社会ではかなり、どこの市町村においても厳しいところがあります。

県のほうも、これから県のほうで、後期高齢者と同じような運営をしていきたいということで、案も出ているようですので、やはり当面は我慢してこれで続けていくというしかないと思います。また、少しでもふえないように願って、賛成といたします。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号 平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第32号 平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第4、議案第33号 平成27年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

討論がありますのでこれから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は平成27年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論させていただきます。後期高齢者の場合、被保険者の保険料は去年と同じで変わらないんですけども、社会保険に加入している若い世代の負担が、何ていう名前かわからないけれども大幅にふえることになって、どっちにしろ、国民負担がどんどんこふやされる。そういうシステムになっています。

本当に自然増で負担がふえる分というのは、国が負うべきではないか。消費税を値上げするのもしようがないと思った多くの方は、税と社会保障の一体というもとで、消費税を上げたら社会保障がよくなるのだらうと思って、それならしようがないやと思っていた方が大半だらうと思うんです。

ところが、実際ふたをあけてみれば、今言いかけた介護保険にしる、後期高齢者にしる、社会保険の大改悪、国民負担をふやす、税も社会保障も国民の負担をふやすというのが今の政権のやり方なわけで、国民としては黙っているわけにはいきません。

やはり国のやり方はおかしいのだということを、わかっている我々が住民の方々にきちんと説明して、次の選挙のときには私たちの味方をするような政権を選び取っていく、こういう気風をつくるためにも、私は後期高齢者医療制度についても反対いたします。

○議長（志関武良夫君） 今、反対者の発言がありましたので、賛成者の発言を許します。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） それでは、賛成の立場から意見を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計でありますけれども、現時点は千葉県の後期高齢者医療広域連合が運営を行っておりますし、今回の保険料につきましてもそこが試算をしたということでありまして、町としては保険料を徴収してそこに納めるということでありまして、町にとりましては、納付するだけということでありまして、

そういう意味におきまして、この予算は適当であるというふうに考えて、賛成討論といたします。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号 平成27年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(志関武良夫君) 挙手多数です。

したがって、議案第33号 平成27年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第5、議案第34号 平成27年度大多喜町介護保険特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 保険料の階層、区分けの細分化により、保険料が大幅に引き上げられるんですけども、どの程度に引き上げられるのか、説明してください。

もう一つは、制度改定による老人ホーム入居者の負担の変更について説明してください。

○議長(志関武良夫君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(永嶋耕一君) 保険料の関係ですが、今回保険料を見直ししまして6段階から9段階に分けまして、その関係で、基準額が月額、今までですと4,300円が4,500円に、200円上がりました。

それと、施設につきましては、介護保険では一定基準で施設のサービス料とかそういうのを取っているんですが、各施設によって、介護保険以外の料金を取っているものもありますので、詳しいものについては所長のほうがご存じだと思いますので、そちらから回答させていただきます。

○議長(志関武良夫君) 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(齋藤健二君) それでは、個人負担金のことをご説明させていただきます。

当老人ホームでは、限度額の2段階の方が約76パーセントいらっしゃいます。したがって、その2段階の方を中心に、26年度、27年4月、27年8月の個人負担金について説明させていただきたいと思います。

まず、26年度、3月末ですけれども、2段階といいますと年金収入が80万円以内の方ということになっております。その方につきましては、1日当たり1,512円、負担があります。

また、27年4月から基本報酬が減額され、加算額が少しふえます。したがって、4月の時点では、17円上がりまして1,529円となります。

続いて、8月ですけれども、今度は逆に基本報酬が大分減りますので1,482円と。したがって、26年度と比べますとマイナスの47円ということになります。

簡単に言いますと、以上でございます。

ただし、8月からは、年金収入で280万以上ある方につきましては、基本報酬と加算額が1割から2割ということになります。

また、預金額が単身で1,000万円以上、夫婦ですと、配偶者ですね、2,000万円以上の方につきましては、食費そして居住費が限度額がなくなりまして、第4段階と呼んでいる一般の方といいますか、国からの補助がなくなりまして、一般の方と一緒になるということがあります。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） わかったような、わからないようなことなんですけれども、一説によると、例えば8月からは、今の2段階の人が2倍以上の利用料を払わなきゃいけない場合も出てくるやに聞いておりますけれども、それは事実でしょうか。

○議長（志関武良夫君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） 当老人ホームでは、所得280万以上あるかないかというのは、うちのほうではちょっと、個人情報等ありまして、こちらでは調べられません。また、預金額につきましても、老人ホームではちょっと把握はできません。

したがって、今、野中議員さんが言ったように、そういう方もいらっしゃるかもわかりませんが、今の時点では、ちょっとうちのほうでは把握しておりません。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ただ、可能性としては、あるということですよ。制度の変更によ

って、そういう方も出てくるということですよ。

それともう一つ、私、これでも質問ができませんので。預金が、単身なら1,000万、夫婦そろっていれば2,000万以上、年金の場合は調べようと思えば公式には調べられると思うんですけども、どうやってそれを調べるんでしょうか。まさしく、個人情報中の個人情報だと思うんですけども。

○議長（志関武良夫君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） 先ほどの2倍になる可能性ということですけども、もしそういうことで2割負担とか、2,000万以上、1,000万以上ある方につきましては、そういうこともあり得ると思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 2つ目の、1,000万円と2,000万円の関係なんですけど、これは国の指導では自己申告ということになっております。

ですから、改めてうちのほうから、全員を調べるということとはしません。あくまでも自己申告という形で算定するような形になります。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、平成27年度大多喜町介護保険特別会計予算に反対の立場から討論させていただきます。

介護保険が年金から差引かれることで、本当に年金が少なくなったと言われる元凶の介護保険であります。

今回の改正で、先ほど答弁にありましたように、今までの1から6段階の区分が9階層に

なりました。標準では、課長は、一月200円、1年間で2,400円の値上げになると。

今、6段階にある人で新しい9段階になる方は、一月1,200円、1年間で1万4,400円上がります。年金から引かれる額は、9万1,800円もの高額になります。非常に負担が大きくなります。

介護保険が一番初めに始まったときは、それこそ一月2,000円くらいだったと、2,250円くらいだったように覚えています。本当にこの10年間で2倍以上に上がるという。それで、給料や年金が上がったかという、そうではありません。そういう点では、今回のこの介護保険の引き上げというのは、厳しいものがあります。

また、利用料の改悪により、町の老人ホームではわからないけれどもという答弁でしたけれども、今まで世帯分離で、家族であっても世帯分離をすれば、おじいちゃん、おばあちゃんが年金が80万以下であれば軽減措置が受けられたものを、今度は人の懐の中をこうやって探るようにして、1,000万あるじゃないか、2,000万あるじゃないかといって、世帯分離を認めない。

そうすると、本当に、計算させていただいたんですけれども、例えばさっきやった2段階の方で、世帯分離をして、今まで自分の年金で納めていた。大体幾らぐらいかという、約5万3,000円ぐらいで町の特老だったら入れたんですけれども、同じ特老に入っていて、お財布の検査をされたことによって、その方が10万9,920円、11万円もの利用料を払わなければいられなくなる。

もしかしたら、これってホームから利用者を締め出す。介護保険が始まったときには、介護の社会化、1人で見ることはないよ、みんなで見ようよといって始まったんだけど、実はそうではない。どんどんもう貧乏人は出ていきなさいという、そんなことを如実にあらわすような今度の改悪だと思います。

それに2,000万円も、人の貯金をえぐり出すとは、それはすごいえげつないやり方だなというふうに、本当は課長も答弁がまだあったんだろうと思います。申告で一応は承りますけれども、抜き取り調査をしますよというようなことを言っているということも聞いております。まるで犯罪者扱いです。

こういう制度改悪、国民を信用しない、カモにしているような、そういう介護保険制度に対して、賛成することはできません。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 反対者の発言がありましたので、次に本案に賛成者の発言を許しま

す。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 賛成の立場から、討論をさせていただきます。

平成27年度の大多喜町の介護保険特別会計でありますけれども、今議会で、第6期の介護保険事業計画が承認をされました。これから3年間について、この計画に基づいて今回の特別会計の予算が組まれたものであります。

前回は申し上げましたけれども、きめ細かく6段階から9段階、そして低所得者の保険料の軽減化も図られておりますし、ただいまお話しありましたけれども、ある程度一定以上の人は負担をしていただかないと、それは持続していくには非常に大変なものがある。

40歳以上の人が支え合ってこの介護保険制度が成り立っているわけでありまして、そういう意味から言えば、ある程度所得のある人、この辺はどこかで一線を引いて、上げざるを得ないだろうというふうに思います。

また、介護予防につきましても、今回の予算では、いきいき塾参加の無料化ということやいろんな部分で介護の予防についても予算措置をされているというふうに思っております。

適切な予算ではないかというふうに考え、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号 平成27年度大多喜町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第34号 平成27年度大多喜町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第6、議案第35号 平成27年度大多喜町水道事業会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 水平統合の話、どこまで進んでいるのか、説明してください。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 統合・広域化につきましては、13年前から行われております。

県の高料金対策補助金の累計としますと、平成25年度までで1,097億を県は出しております。

九十九里地域、それから南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合を図るもので、運営基盤強化、それから災害時の緊急時の対応、技術の確保、合理的な施設の整備だとか、用水供給料金の格差縮小等を目的としたものでございます。

第1ステップは、経営統合ということでこれは千葉県が経営を行うわけですがけれども、用水供給事業体、いわゆる企業団の統合が主なものでございまして、第2ステップに入りまして、事業統合ということになりますので、末端給水事業体、いわゆる市町村等の統合・広域化となりまして、用水供給料金の平準化、いわゆる料金の統一といたしますか、そういうものが図られまして、今までもらっていた県の高料金対策、これがなくなります。

それで、昨年、野中議員から質問をいただいたときには、第1ステップの経営統合は、用水供給事業体、いわゆる企業体でありますので、構成団体の中では特に異論を唱えるところはありませんでしたので、県の見通しでは26年度内にまとまるであろうという回答をさせていただきます。

しかしながら、県、水政課のほうになるわけですがけれども、といたしましては、一挙に末端給水事業体を含めた統合・広域化に近づきたいという考えで、平成26年内に統合・広域化に向けた意思確認、これは末端給水事業体として統合・広域化を行いますというような書面での提出を求めてまいりました。南房総地域では、もう少し時間が必要だということが意見の大半でありました。すぐにやれません、もうちょっと時間をくださいという話をしました。

安房地区のほうでは、統合・広域化に向けた勉強会を4回から5回、既に実施しております。夷隅地域では、現在2回までの開催にとどまっております。それぞれ、水道施設や布設がえの程度、それから経営状況、方針等が異なりますので、簡単にまとまるものではありません。

平成27年度からは、自治体同士ではなかなか進まないだろうということで、南房総水道企業団も加わりまして、予算を1,000万円組み、夷隅地域、安房地域のまとめ役、いわゆる構

成団体からの要望によるものなんですけれども、まとめ役として加わる予定でございます。

県では、今のところ様子をうかがっているという状況になるわけなんですけれども、来週25日に関係構成団体を県のほうに呼んで、説明会を再度開くということで予定をされています。今のところ、こういう状況であります。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 県内で上から4番目にたしか大多喜町は高いんですね、水道料金が。それを一気に解決しようというのが水平統合で、一般質問したときには、26年度内にはこの第1段階というのは簡単だからできますよみたいな答弁だったんですけども、それが延びている、先はまだ見えないというふうに解釈してよろしいんですねというのを——ちょっと待ってください。

私、これ、もう一つ、もしそれがだめであれば、本当に高い水道料金を引き下げするためには、町で独自に自分のところの水道料金を下げなきゃいけない。それは、累積赤字があるから、下げるよりも累積赤字の解消が先だということでした。累積赤字が解消しなければ、水道料金を引き下げる考えというのはないんですか。累積赤字を減らしながら、料金も穏やかでも下げていくという手は考えられませんか。

その2点、伺います。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 町長、いいですか。よろしいですか。

第1ステップは、案外簡単ではないかという話はしました。これは第1ステップの段階で、料金の平準化が図れるわけではありません。まして、高料金対策の県の補助金がなくなるわけではありません。あくまでも県水と企業団がくつつくということですから。

で、第2ステップになってくると、末端給水事業者、いわゆる我々大多喜町だとか、いすみ市だとか勝浦だとか安房地域だとか、そういうのが一緒になりますよということが大変なステップなわけですね。

ですから、第1ステップ、仮に企業団だけでとりあえずやったとしても、そこで料金の平準化は生まれてこない。だから、2番目のステップについては、まだ時間がかかりますよというような意味合いです。

それと、累積赤字の関係ですが、25年度末で1,034万。26年度末では、純利益が172万

1,000円見込まれますので、累積欠損金、赤字としては861万9,000円程度になるだろうと見込んでおります。

これがなくなると料金を下げないということではありません。というのは、現在、ご承知のとおり一般会計から7,500万なり7,300万なりいただいています。それに合わせて県の高料金対策もいただいていますので、1億四、五千万があるわけです。まず、それらを解消するのが、要するに一般会計からもらうのを少しでも減らしていくことが一番大事じゃないかなというふうに考えております。

ですから、今の段階で、例えば有収率が高くなって、いろんな面で水道事業としてはよくなっているんですけども、ここで、じゃ料金を下げますというようなことは全く考えておりません。ただ、上げることももちろんそうなんですけれども。

先ほども野中議員が言われたように、一番高いところは勝浦市です。

大多喜は多分3番手か4番手ぐらいになっていると思います、おっしゃるとおりなんですけれども。

ただ、そういった一般会計からいただいている補助金をなるべく減らすことがまず先決ではなかろうかなというふうに考えておりますので、料金を下げるという考えは全く持っておりません。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、平成27年度大多喜町水道事業会計予算に反対の立場から、討論させていただきます。

何と言っても、水道料金を安くしてほしいという住民の切実な願いがあります。今の課長

の答弁ですと、今、水道会計にとって必要なことは、町からの繰り入れを減らすことだということでした。

私の家は水道が通っていませんから、高くなっても低くなっても個人的には全く影響ないんですけれども、町の中の九十何パーセントが利用しているので、繰り入れて、水道料金を下げる。繰り入れないで、どんどん繰入額を減らして水道料金を高いままに保っている。税金の使い方、そんなにお金の使い道は違わないと思うんですけれども、住民にとってはどちらが幸せかといったら、やっぱり水道会計に繰り入れてもらって、そして最低料金を下げていく。特に年金だけで生活していらっしゃる方にとっては、切実な願いです。

そういう点で、今回、今まで町の会計から7,500万入れていたのを、200万削って7,300万にしたことは、また水道料金の引き下げが遠くなる道だし、今わかったことは、累積赤字があろうとなかろうともう料金はどうも下がらないらしい、そういうことを今の答弁から感じましたけれども、町民にとっては大変情けない話です。

私の反対討論といたします。

○議長（志関武良夫君） 反対者の発言がありましたので、次に本案に賛成者の発言を許します。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成27年度の大多喜町水道事業会計予算でありますけれども、あくまでも事業会計ということであります。つまり、水道料金によってこの会計が成り立っている、この原則があるわけでありまして、その内容は、営業収益が5億でありますけれども、本当の水道料金の売り上げは3億少しであります。あとは補助金、先ほどから話があります県・町補助金等々で補っているということでありまして、基本的には受益者負担という部分があるのではないかというふうに思います。

先ほどの課長の答弁の中で、まずはそういう中で町の補助金、県の補助金を削ってからということについては、賛成をし、支持をするところであります。

以上で、賛成討論とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号 平成27年度大多喜町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(志関武良夫君) 挙手多数です。

したがって、議案第35号 平成27年度大多喜町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第7、議案第36号 平成27年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 討論なしと認めます。

これから、議案第36号 平成27年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 全員です。

したがって、議案第36号 平成27年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(志関武良夫君) お諮りします。

町長から、平成26年度大多喜町一般会計補正予算(第14号)の議案が提出されました。

この議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

よって、提出された議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

職員をして、議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(志関武良夫君) 議案の配付漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 配付漏れなしと認めます。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 追加日程第1、議案第37号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算(第14号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(西郡栄一君) 議案第37号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算(第14号)の説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、ふるさと納税と奨学基金への寄附金に係る補正でございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。

平成26年度大多喜町一般会計補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ921万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,905万5,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものでございます。

それでは、事項別明細書により、補正予算の説明をさせていただきますので、6ページ、

7ページのほうをお開きください。

2、歳入。

款17寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金1,557万1,000円の増額補正は、節1ふるさと納税1,507万1,000円と教育費寄附金50万円の増額を見込み、計上させていただきました。

次の、款18繰入金、項1基金繰入金、目6ふるさと基金繰入金635万3,000円の減額補正は、感謝券の精算などが翌年度になる見込みのため、基金からの繰入金を減額するものでございます。

次のページをお開きください。

3、歳出。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費871万8,000円の増額補正は、説明欄のふるさと基金積立事業として、ふるさと納税寄附金1,507万1,000円をふるさと基金へ積み立てるものでございます。

ふるさと納税事業の8節報償費は645万3,000円の減額補正でございます。この主な減額理由につきましては、ふるさと感謝券を3月13日現在で1,773万8,000円発行しておりますが、その換金状況は343万4,000円と、換金率は19パーセント程度でございます。ふるさと納税額の50パーセント程度を謝礼品として予算化しておりましたので、決算額を見込み、減額するものでございます。

14節、代理収納システム利用料は、ヤフー公金支払利用料の1パーセントに消費税を加算したもので、決算見込みによる増額でございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費50万円の増額補正は、指定された寄附金を奨学基金に積み立てるものでございます。

以上で、平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第14号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 挙手全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(志関武良夫君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、あす20日から本年6月30日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) ご異議なしと認めます。

よって、あす20日から本年6月30日までを休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(志関武良夫君) 本日はこれをもって散会とします。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

(午後 4時42分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成27年 7月30日

議 長 志 関 武 良 夫

署 名 議 員 野 中 眞 弓

署 名 議 員 根 本 年 生